非行問題 2017

ISSN 0288-8548 No.223

巻頭論文

守るために、変えてゆく

～「経験知を積む仕組み」試論～

富田　拓

特　集

児童自立支援施設における愛着形成

全国児童自立支援施設協議会

非行問題
2017

広島学園　本館

家庭寮

園訓石碑

児童自立支援施設

児童自立支援施設は、犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設です。全国に五十八施設あり、約千四百人の児童が入所しています。

非行問題の対応に加え、他の児童福祉施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割もあり、退所後の児童に対しての必要な相談や援助も行っています。

歴史的には、「感化院」「少年教護院」「教護院」という名称の変遷があり、平成十年四月に「児童自立支援施設」となりました。

名称は変わっても、家庭環境に恵まれない子どもたちと、それを支える各施設の営みは変わらず、『枠のある生活』を基盤とし、子どもの育て直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施しています。

目次

巻頭言 …… 馬詰俊哉 1

巻頭論文
守るために、変えてゆく
～「経験知を積む仕組み」試論～ …… 富田拓 4

特集　児童自立支援施設における愛着形成
①児童自立支援施設における愛着形成
～愛着障がいと言われる子どもの心理世界を探る～ …… 小山和利 26
②愛着障害の視点からみた家族支援のあり方について …… 三堀久美子 45
星出信一郎

③ゼロ歳の先生
～施設が安全基地であるためにできること～ …… 二本柳 啓輔 64
④児童自立支援施設における愛着形成の一考察 …… 松井 正宣 75
⑤児童自立支援施設における愛着の構築について
～アドラー心理学をベースとした支援、
児童の「安心・安全」の視点から～ …… 岩谷 宏一 87
⑥児童自立支援専門員と非行少年との愛着形成の方向性
～児童相談所における
児童心理司経験を踏まえた考察～ …… 白石 晃大 99
⑦児童自立支援施設における愛着形成について
～児童との関わりから考えた工夫～ …… 森田 修平 113

研究論文

児童自立支援施設における入所児童への性に関する健康支援について
～社会的自立に向けての性教育支援と助産師の役割～
…… 古川 洋子 126

特別寄稿

①四角いフライパンと山ガール
～夏期錬成を通して考える
家庭支援と家庭的関わり～ ……宮川哲弥 139
②家族全体支援の構築を目指して
～支援の連続性とアフターケアにおける一考察～ ……三代陽介 147
③児童福祉部門が担う
重大非行事件発生予防のための取り組みとは ……清水克之 169
④「全日本少年野球全国大会」のルール改正について
～七人チーム編成の正式参加を認めるルール改正に向けて～
＝子どもの自立支援のための野球大会の開催を求めて＝ ……相澤仁 185

海外視察報告

第四十一回資生堂児童福祉海外研修報告
～カナダの子ども福祉～ ……藤本哲 192

全国児童自立支援施設職員研修会報告

児童自立支援施設における愛着形成を考える ……嶋田隆志 220

随想

①それでも児童自立支援施設は私の故郷 ……三木義雄 241

②畑仕事を通して想うこと ……山下圭介 245

③児童自立支援専門員が児童相談所に勤務して ……高橋仁 251

食育について

岡山県立成徳学校の取り組み ……新田法子 256

るぽ

施設退所を見据えた、子どもの自立を促すということ

～自立援助ホームの実践と考え方に学ぶ～ ……川浪祐太 260

きゅう（外部の声）

①わかあゆ学園の生活と子どもたち……関野政子 264
②実習を振り返って……菅野さゆり 267
③広島学園での実習を終えて……髙橋風子 269
④子どもたちのためにできることを
～若夏分校に勤務して～……豊島正幸 271
⑤「処遇鑑別」を通して思うこと……大森康隆 273
⑥教護院から児童自立支援施設へ……園博仲 276

全児協転退職者交友会の報告……279

文献賞（平成二十八年度文献賞）……285

ぷりずむ（書評）……288

編集後記……295
会員外の読者の皆様へ……296

巻頭言

二〇一六年四月十四日夜および四月十六日未明に震度七を観測する地震が二回も熊本市を中心に発生しました。この災害に襲われた熊本地方の人々は、多くの犠牲者と深刻な被害、そして深い悲嘆の中からいま、毅然として前を向いて歩み始めておられます。

また、二〇一六年七月二十六日未明、神奈川県相模原市の障害者施設「県立津久井やまゆり園」で、何者かが侵入し、男女十九名が死亡、二十六名に重軽傷を負わせるという、戦後最悪の痛ましい殺傷事件が発生しました。さらに驚くべきことは、この犯人がこの施設で以前働いていたことのある職員だったということです。

私たち児童自立支援施設に勤務する職員にとって、決して「対岸の火事」として傍観して見過ごしてはならない事件だと心を痛めました。児童の処遇に悩み、疲れ、自分の無力さを悲観し、疲弊して職場を去って行かれた職員も少なからずいらっしゃると思いますので、今後、職員の育成方法のあり方や心のケア等の配慮も検討していかねばならない課題であると強く考えさせられました。

いずれも犠牲者の皆様のご冥福とともに、被災者の皆様、被害に遇われたご家族の皆様並びに施設入所者の皆様に、一日も早く平穏な暮らしが訪れますようお祈りいたします。

感化院から教護院、そして百年の歴史を経て、児童自立支援施設は過去から引き継がれてきた良き伝統を守りながら、時代や社会の変化、子ども達のニーズに柔軟に対応するべく、平成二十三年七月に「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、改めて児童自立支援施設の役割や求められる機能が示されました。

常にその時々の状況の変化を把握し、子ども達にふさわしい最適の支援を提供していくのが我々児童福祉に携わる者の使命ですが、前々号の「非行問題」巻頭論文（児童自立支援施設の職員に求められる専門性とその育成について～田中浩之専門官：現国立武蔵野学院調査課長著）の中で、『社会的養護は社会が子どもを育むシステムであり児童自立支援施設も社会的養護の一類型ですので、基本的には「訓練施設」や「治療施設」ではなく、「養育施設」だと言えます。夫婦制であれ、交替制であれ、家庭的な生活の中で子ども達を育む施設であるため、職員の専門性は家庭的な生活や養育に関することが中心になります。』と書かれているように、子ども達に安心と安全、笑顔あふれる生活の場を提供できるように努力することが大切であると考えます。

そのためにも、児童の権利擁護、個々の特性に応じた個別支援の取り組み、発達障がい等に対する知識と適切に対応できる専門性を身に付けることが求められています。

今回の「非行問題」の特集は「児童自立支援施設における愛着形成」です。児童虐待等によって、乳幼児期に健全に愛着形成がなされず、その影響による養育困難児童の増加とその対応については、今後の重

要な課題となりつつあります。児童の愛着の形成と修復に携わる直接処遇職員への支援も必要となってくるでしょうし、難しい課題ではありますが、児童自立支援施設での今後の取り組みについての大きな方向性が見つかることを祈念しています。

最後になりましたが、本誌発刊にあたりご尽力いただきました広島県立広島学園の皆様方、各地区協議会の編集委員の皆様方、原稿をお寄せいただきました皆様方に心からお礼を申し上げます。

中国地区児童自立支援施設協議会会長
鳥取県立喜多原学園長　馬　詰　俊　哉

巻頭論文

守るために、変えてゆく
～「経験知を積む仕組み」試論～

国立きぬ川学院　医務課長　富田　拓

はじめに

この小論で筆者が提出するのは、一つのアイデアに過ぎない。非行問題の巻頭論文としてこれが適切かどうか筆者自身迷いもあったが、それでもここで書かせていただくのは、この簡単なアイデアが、これまで言われ続けていながら実現されてこなかった、児童自立支援施設の経験知の蓄積と共有につながるものだと考えるからである。またなにより、このアイデアは児童自立支援施設の職員全体に広く知ってもらわなければ成立しないものであるから、巻頭論文を書かせていただけるというこのチャンスを逃す手はない、そう考えたのである。

Ⅰ　児童自立支援施設が守るべきものとは

児童自立支援施設が守るべきものとは何か。前号の拙論で述べさせていただいたので、ここでは端的に記すにとどめるが、せんじ詰めれば、「生活モデル」であると考える。近年の「心理モデル」「医療モデル」

に駆逐されない、共に生活することそのものに価値を置くあり方。また、職員と子ども、そして子ども同士のインフォーマルな関係を含む生活の中での豊かな相互作用から生まれる、愛着の形成を基盤とした非行少年の施設、という世界でも稀な留岡幸助のコンセプトは、今でも力を失っていない。そればかりか、社会的養護の施設の小規模化、また一部にみられる夫婦制化など、むしろ見直されてきている。

Ⅱ　児童自立支援施設が変えていくものとは

繰り返し語られてきた児童自立支援施設の変革の必要性において、特に近年必ず言われるのが「職員の専門性の向上」である。では、専門性とは何だろうか。意外に辞書で引いても出てこない言葉（例えば、「広辞苑」「大辞林」「大辞泉」「新明解国語辞典」では見出し語にない）なので、ネットで検索すると「はてなキーワード」では「特定の領域に関する高度な知識と経験のこと。それは権威を意味する側面と、職務遂行に必要とされる職能を意味する側面とがある」とされ、「実用日本語表現辞典」では、「特定の分野についてのみ深く関わっているさま。高度な知識や経験を要求されること、またはその度合い」とある。この両者から、「専門性」にはその分野への高度な知識とともに経験が要求されることがわかる。「専門性の向上」という文脈で語られるのが、多くの場合研修のカリキュラムであったりすることに時に違和感を覚えるのは、ひとつにはこの「経験」という要素がどうしても軽くなるように感じられるからではないだろうか。

Ⅲ　経験知を積むこととは

もちろん、経験を積むこと自体には時間がかかる。「高度な知識」を習得するよりもはるかに時間が必

要である。しかしだからこそ、それを補う方法が重要となる。もちろん、研修において例えば虐待や発達障害について学ぶことは、経験を補う一つの有力な方法である。筆者自身、例えば精神医学の講義をするときには、その知識が「すぐに使える」ものであることを考える。しかし、生活とそこで起こる対人関係を考えるとき、その多様性・複雑性・相互性のために、研修などで得られる知識とのかい離を感じることも確かだろう。

一　学習の二つの方向性

心理学的には、学習とは「何らかの経験（知識の習得等も含む）によって、行動がある程度持続的に変化すること」である。これは大まかに二つの方向性に分けることができるように思う。一つはあらかじめ整理しまとめられたものを知識として習得すること。研修や学校や書物から得られるものの多くはこれである。もう一つがいわゆる「経験知」、つまり（以下新明解国語辞典による）「（学校や書物で得た知識と違って）日常生活の様々な経験や社会での種種の見聞を通して、直接的に体得した知識や知恵」である。前者はトップダウン型の学習、後者はボトムアップ型の学習、ということができるかもしれない。後者の場合、整理統合されない「様々」で「種種の」ものから作られる知、いわば「現場の知」ということになる。さきの「専門性」について考えると、この両タイプの学習がいずれも必要、ということになる。

二　経験知を積むことについての最近のトピック

ところで、この「経験知の蓄積」について、最近非常に面白いことが起こった。世界的に有名になったニュースだが、AlphaGoという人口知能が李・セドルという世界屈指の棋士を打ち破ったのである。将棋

やチェスに比べ、打てる手の数が格段に多い囲碁の場合（打てる可能性のあるパターンの総数は、宇宙全体に存在する原子の数より多いのだという）、将棋やチェスの対戦ソフトでは有効な、すべての可能性のある手を調べ上げて、その中での最善の手を選ぶ、という手法が取れない。そのため、囲碁のソフトがプロに勝つためにはあと十年はかかる、と言われていたという。そこで、AlphaGoでは「深層学習」という方法が使われた。これは、棋譜を数多く読み込ませることで、勝つパターンを人工知能が自己学習するのだという。興味深いのは、AlphaGoを作った人たちでさえ、その局面でなぜAlphaGoがその手を選んだのかを説明することができない、ということだ。このような状況ではこう打つ、というルールや原則をプログラミングして、それに従ってAlphaGoが打っているわけではないからだ。プロ棋士が見ていて、「今の手は悪手だ」と思うAlphaGoの一手が、ずっと先の局面で有効に働くことになり、結局はその勝負を決定する一手となることさえあるという。ここでAlphaGoがやっていることは（囲碁という世界で、だが）経験知を積むことに他ならない。複雑すぎる局面では、結局経験知がものをいう、のである。実は、生活の中で子供と接していく時に求められている知のありようは、多くの場合、このようなものではないだろうか。

とはいうものの、AlphaGoが開発から約二年という短期間でトッププロをしのぐほどに強くなれたことの一つの理由として、経験知を積むスピードがとんでもなく速い、ということがある。AlphaGoは四週間で百万対局分の学習をしたという。人間にはとてもできない芸当だが、李・セドルが敗れたとはいえ五戦中一勝はしていることを考えると、人間は何らかの方法ではるかに効率的に学習できているのだとも言える（もちろん李棋士だからこそ、というのはあるが）。ただし、それでも経験知の学習には当然時間がかかる。短期間の研修などで習得することはできない。また、一人の人ができる経験には限界がある。そこで、以前から言われ続けてきたのが「経験知の蓄積」の必要性である。また、これは「教護の言語化」といういい方もされてきた。偉大な先人たち、つまり留岡幸助・清男の著作、青木延春、石原登、谷昌恒の

著作などにそれがあることは確かだが、このような傑出した存在によるものだけではなく、職員一人一人がその営みの中で生み出してきたものを、こつこつと蓄積していく方法はないものだろうか。児童自立支援施設の職員全体で経験知を積んでいくための「仕組み」を作ることはできないだろうか。

もちろん、囲碁と比べて、生活場面における対人関係ははるかに複雑で多様である。その豊かさの中で、多くの経験の蓄積の中から生み出されるもの。単純なルールに収れんすることは難しいが、経験を積んだ人同士なら、「確かに、いい手だ」と共感できるような方法。基本原則や理論から演繹的に導き出されるものではない、個々の経験の集積からいわば帰納的に導き出されるもの。もちろん、一つの経験から何を学ぶことができるかは、人によって大きく異なるだろうが、経験をいくつも積むことが重要であること、また、経験を積むことによって、一つの経験から得られるものがさらに豊かになっていくことは誰しもが認めるだろう。

生活の中での対人関係という、一つの絶対的な正解がありえない領域だからこそ、このような経験知に基づく判断が重要となる。また、関係する要素が非常に多く、単純な因果律では将来を予測できないからこそ、経験知が重要となるのである。

三　成功経験と失敗経験が等価であることの重要性

経験知を蓄積していくことが必要だということに異論を述べる人はおそらくいない。経験の伝承が必要ということを否定する人もないだろう。また、ここでいう経験知とは、成功例の積み重ねだけで創り上げられるものではない。むしろ、失敗体験が大きな意味を持つことは、誰しもが理解しているだろう。

つまり、例えば、新米職員がやってしまった大失敗、といった事例が積み重ねられることは、ベテランの見事な成功例と同じような重要性を持つと思われる。いやむしろ、新人にとっては、自分と同じような

新人が犯してしまった失敗から学ぶことの方が切実でさえあるかも知れない。

また、ベテランのやったことであっても、成功なのか失敗なのかその場ではわからないことも多いのが、対人関係の仕事の難しいところだ。本人が大失敗だと思ったことが他者から見ればむしろ重要な一手だと言うことさえ、ままある。だからこそ、失敗例を成功例とある意味等価なものとして扱うことができるようにしておく必要がある（もちろん、失敗例が失敗例であることが明確にわかるようにしておくことも必要だが）。

四　経験主義の陥穽

成功体験の積み重ねが必ずしも正しい判断へと直接結びつくものではない。たまたま、諸条件が重なり合ってうまくいった場合でも、人はどうしても自分がやったことがプラスに働いたと思いがちだ。筆者の場合もまた、今この子が落ち着いているのは、この前の投薬変更が効いているからだ、とつい考えたくなる。実はそれは全く関係がなかったり、あるいはむしろマイナスに働いているのだが、他の条件の変化がそのマイナスを補ってあまりあるようなプラスの影響を与えているのだ、と言うことにはなかなか気付けない。結果が良かったときに、それは自分の働きかけのおかげだと思い込んでしまうというバイアスは抜きがたいものがある。そのような誤った成功体験の蓄積は、人をまるで自覚のないままに誤った信念へと導いてしまう。それを防ぐための方法の一つが失敗例を忘れずに蓄積することであり、また、もう一つが他者による客観的な評価を受けることであろう。

五　誰が記録を残すか

様々な事例の記録を誰が残すか。もちろん、自分が経験したものを自分で残すことは望ましいが、必ずしも自験例、つまり自ら経験した例でなくてもいいのではないか。もちろん、自験例の重要性、貴重さは言うまでもないのだが、他者の対応を見て、好ましい対応例も、好ましくない対応例も誰かが書き込んでいく、と言うことがあって良い。やった本人はさほど意識していないが非常に見事な対応、と言うのはいくらでもある。また、先に述べた失敗例の重要性を考えると、ああ失敗した、と思ったときにこそ記録が必要だともいえるが、自分の失敗例を書き込むのは難しい、と言うこともある。対応は上手だが書くのは苦手、と言う人もいる。経験した本人に断ったうえで、ということになると思うが、他者が記録することもありだと思う。

六　対話、質問ができる仕組み

記録したら終わり、ではなく、事例について討議することのできる仕組みがあれば、その事例がもたらすものはより豊かになってくれる。ケース検討会はそのためのものだが、それと同じような効果を期待できる仕組みは作れないだろうか。

Ⅳ　経験知の蓄積のための仕組みづくり―ヒヤリハットデータベースの構築

ここで、以上のような点を考慮しつつ、経験知の蓄積のための一つの具体的な方法として、ヒヤリハットデータベースの構築を提示してみたい。

図1をご覧いただきたい。どこかで見たような、と思われる方は少なくないだろう。それは当然で、インターネット上のアマゾンの書評の構造を参考にしたものだからだ。アマゾンで本を買ったことがある人はお分かりだと思うが、アマゾンでは本のタイトルを検索すると、その本の概要のほかにその本の書評をいくつも読むことができる。この書評は文芸評論家などが書いたものではない。一つ一つの本に対して、その本を読んだ人が誰でも書評（レビュー）を書き込むことができるようになっているのだ。そこでは、書評の文章のほかに、星五つを最高、一つを最低として、その本の評点をつけることになっている。さらにその書評に対して、その書評を読んだ人が、「参考になった」「参考にならなかった」のどちらかを選ぶことで、その書評のそのまた評価をすることができる仕組みになっている。その結果は「二十一人中十八人の人が『このレビューが参考になった』と投票しています」というように集計され、表示される。この仕組みをそのまま、事例とそれに対する働きかけについての経験知を集める方法として使えるのではないかと思うのだ。

もう一度図1を見ていただきたい。①は、ヒヤリハット（ヒヤリホット、でもよい）事例を記入する欄である。②には、それへの対応を記入する。③は、その事例が起きた状況、つまりその事例の対象者（性別、年齢層、虐待の有無、精神科的診断の有無等々）、事例の状況や時間帯（起床時とか、登校時、授業中、作業中、レク中、自由時間、就寝時、深夜帯、等々）、事例が発生した場所（寮の居室・ホール、教室、教室の廊下、グラウンド、畑、等々）関わった人（同寮生、他寮生、寮長、寮母、寮担当職員、教員、心理士、等々）を選択する項目群である。そして、④はその事例に対する対応の仕方を、第三者がコメントする欄である。また、⑤ではそのコメントの総括として、その対応方法について星をつけることになる。これは大変いい対応方法だ、と思えば星を五つつけるといいし、この対応はいただけないと思う人は星を一つつければよい。また、失敗事例に対しては、重要だと思われる事例に星五つをつける、ということになる。アマゾンの書評でも、同じ本に対してある人は五つ星をつけ、ある人は一つしか星をつけていない、

ということはしばしばある。そもそも唯一の正解などないのだから、評価が分かれるのは当然である。しかし、多くの人が星を多くつける対応方法は好ましい対応である可能性が高いとはいえるだろう。つまり、事例への対応に対するある程度客観的な評価が結果としてなされることになる。

アマゾンの書評は、インターネットという、広く誰もが情報を集め、また情報を発信することができる仕組みを使うことで、不特定多数の人が書評をし、それをまた評価できるようになった。その結果、私たちは特定の評論家の意見によらない、様々な人の見方をその本に関して知ることができるようになった。また、多くの人は星の数のグラフを見て、多く星がついている本を良書と認めるだろう。

もちろん、不特定多数の人、といっても全く児童自立支援施設とは関係ない人に意見を書き込んでもらうわけにはいかないだろうから、これは当然、例えば全児協のホームページの会員パスワードで保護された中に設置して、児童自立支援施設の職員が事例を書き込み、またそれに対するコメントを書き込む、という形にすべきだろう。また、個人情報の保護のために、個人が特定されないようにする必要があり、そのためには内容が不適切であることを通知するボタン（図1-⑥）も必要になるだろう。ただ、そのような配慮があれば、例えば、医師向けのサイトで医師が症例について相談するようなサイトがすでにいくつもあることを考えると、個人情報保護の観点からも問題はないものと思われる。

これは、動的な事例集だということができる。これまでの事例集も確かに役に立つものではあったが、掲載できる事例の数はどうしても限られる。日々積み重ねられていくヒヤリハット事例をすべて集積していくことはできなかった。蓄積される経験知は、基本的には多いほど良いと思われるが、それは書籍では事実上不可能だった。また、書籍では今すぐに役立つ事例を探すことは量的にも、技術的にも難しかった。さらに、どうしても古びていく。増補・改訂したとしても、大部になればなるほど、使い勝手はかえって悪くなってしまう。また、各事例への対応をどう評価するかは、せいぜい書いた本人とごく限られた評価者、そして読み手が行うしかなかった。事例を介して意見を交換することも、簡単ではなかった。これに

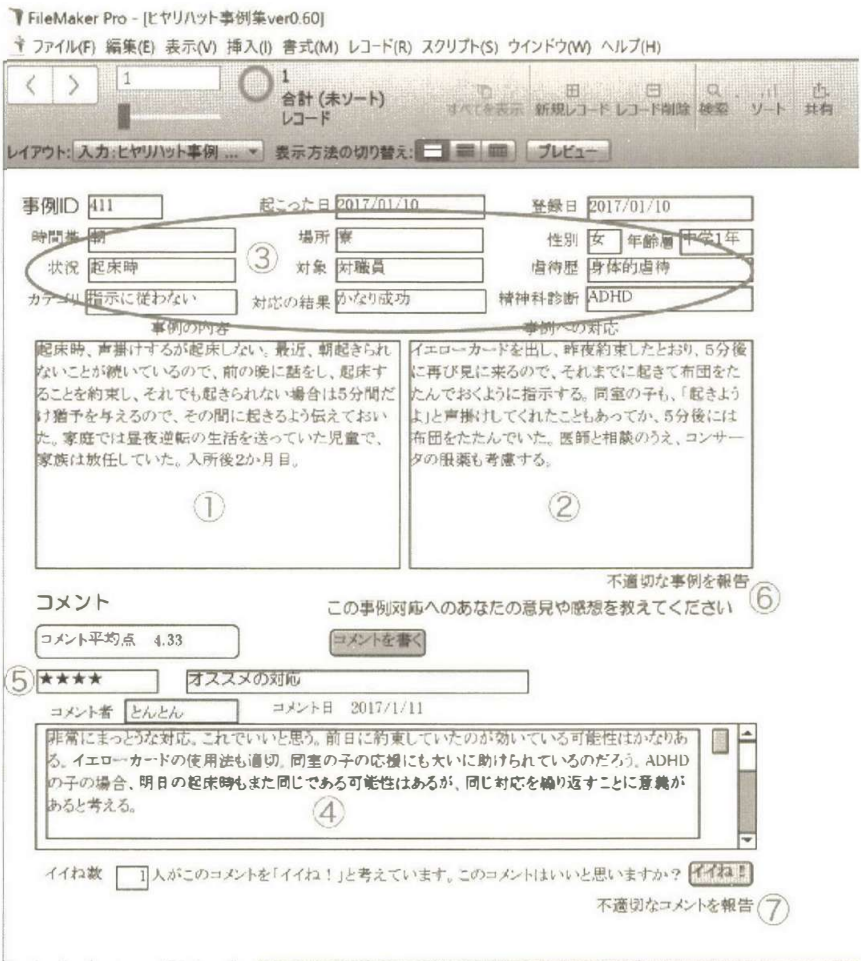
FileMaker Pro - [ヒヤリハット事例集ver0.60]
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(I) 書式(M) レコード(R) スクリプト(S) ウインドウ(W) ヘルプ(H)
1
合計 (未ソート)
レコード
すべてを表示 新規レコード レコード削除 検索 ソート 共有
レイアウト: 入力:ヒヤリハット事例 ...
表示方法の切り替え:
プレビュー
事例ID 411
起こった日 2017/01/10
登録日 2017/01/10
時間帯 朝
場所 寮
性別 女
年齢層 中学1年
状況 起床時
対象 対職員
虐待歴 身体的虐待
カテゴリ 指示に従わない
対応の結果 かなり成功
精神科診断 ADHD
事例の内容
起床時、声掛けするが起床しない。最近、朝起きられないことが続いているので、前の晩に話をし、起床することを約束し、それでも起きられない場合は5分間だけ猶予を与えるので、その間に起きるよう伝えておいた。家庭では昼夜逆転の生活を送っていた児童で、家族は放任していた。入所後2か月目。
事例への対応
イエローカードを出し、昨夜約束したとおり、5分後に再び見に来るので、それまでに起きて布団をたたんでおくように指示する。同室の子も、「起きようよ」と声掛けしてくれたこともあってか、5分後には布団をたたんでいた。医師と相談のうえ、コンサータの服薬も考慮する。
不適切な事例を報告
コメント
この事例対応へのあなたの意見や感想を教えてください
コメント平均点 4.33
コメントを書く
★★★★
オススメの対応
コメント者 とんとん
コメント日 2017/1/11
非常にまっとうな対応。これでいいと思う。前日に約束していたのが効いている可能性はかなりある。イエローカードの使用法も適切。同室の子の応援にも大いに助けられているのだろう。ADHDの子の場合、明日の起床時もまた同じである可能性はあるが、同じ対応を繰り返すことに意義があると考える。
イイね数 1 人がこのコメントを「イイね！」と考えています。このコメントはいいと思いますか？
イイね！
不適切なコメントを報告

図 1

対して、このヒヤリハットデータベースは、何らかのヒヤリハット事例が起きた時、同じような状況で起きた事例を条件を指定して検索し、その中でも評価の高い対応方法をすぐに見つけ出すことができる事例集である。そしてまた、新しく起きた事例とその対応を入力することで、そのあとにまた他の施設職員がそれを参照し、役立てることのできる事例集となる。しかもこれまで実現することが困難だった、多数の評価者による客観的な評価、いうなれば衆知を集めた評価が可能な事例集となる。事例について、コメントのやり取りを通じて討議することもできる。集積されるヒヤリハット事例が増えるほどに、全国の児童自立支援施設の施設職員の間で共有され、活用できる経験知が増えていくことになる。しかも、インターネットに接続されたパソコンさえあれば、職員のだれもが、経験知の集積に参加し、貢献することができる。かかるコストは、全児協が用意するサーバー上のソフトの約十万円のみであり、その後のデータ集積にかかる費用は事実上ほぼゼロであり、職員の参加によってその後も成長していく。インターネットに接続できる環境さえあれば、それこそスマートホンからでもいつでも事例の閲覧、および入力ができ、それにかかる費用はほぼゼロである。書籍による事例集を一度作成するよりもコストははるかに安いのである。これはインターネットという情報のためのインフラがあればこそできることだ。これまで言われ続けてきた「経験知の蓄積」の一端が今なら、このように簡単な仕組みで実現可能なのだ。

個人の経験を超えた、集合的な経験知を生み出す仕組み。もちろん、これ以外の方法もいくらでもあるだろう。しかし、現時点ですぐに実現することのできる現実的な方法の一つとして、このようなやり方がある。

V　ヒヤリハットデータベース使用マニュアル

よりイメージしやすいように、ここではマニュアルの形でその使い方を説明する。先の説明と重複する

部分も多いが、一通りの使い方を見てもらうことで、ひとりでも多くの人に「使える」と思ってほしいからだ。パソコンからでも、スマートフォンからでも使用が可能である。

一　使用方法その一――事例を読む（図２）

（一）条件の指定

まず、事例の起きた時間帯、場所、状況、相手などの条件をいくつか選択する（図２－①）。事例が起こった日を指定することで新しい事例のみを選択することも可能だ。

（二）検索

条件を指定したら、検索ボタンを押す（図２－②）。

（三）検索結果の閲覧

条件にヒットしたヒヤリハット事例がずらりと表示される。表示の順序は、星の多い順（つまり重要な順）に並べ替えることもできるし、直近の事例から順にみていくこともできる。事例そのものを読むのと共に、それに対するコメントも見ていくことが有用だ。

（四）コメントの書き込みと採点（星をつける）

事例を読んだら、ぜひ、自分でもコメントを記入してもらいたい（図２－③）。非常に参考になった、と思ったら星をつけるだけでもその後読む人に対しての貢献となる（図２－④）。また、事例を提出した人、コメントをつけた人にとっての励みともなる。コメントの書き込みや星による採点も、スマートフォンから可能である。また、事例について質問がある際に、このコメント欄を通じて質問することができ、またコメントに対して事例を提出した人自身がコメントを返すことで、疑似的な事例検討会のような機能を果たすことも期待できる。ネット上であるからこそ、全国の児童自立支援施設職員の衆知を集めることが可

能なのだ。

二　使用方法その二―事例を書き込む（図３）

次に、事例の書き込み方について説明する。

自分が経験したヒヤリハット事例について、上記のように蓄積された事例を参考にしつつ、何らかの対応をとったら、今度は、自分がその事例を書き込む番である。もちろん、コメント欄に同じような働きかけをしたらうまくいった、うまくいかなかった、と書き込む方法もあるが、それだけではなく、自分自身で一つの事例として書き込みをしてほしい。書き込むのは簡単である。パソコンはもちろん、その気になればスマートフォンからでも書き込みが可能である。

（一）書き込みを始める

画面最上部の、「事例を書き込む」ボタン（図３-①）を押す。

（二）事例の条件を記入する

事例を記入する画面になるので、その事例の条件、つまり、起こった時刻、場所、状況、相手、対象の子の特性（虐待の有無、障害の有無など）等を選択肢から可能な範囲で選択していく（図３-②）。全部を埋める必要はない。何よりも重要なのは事例の数を増やすことであると考えられ、記入が面倒なために登録事例が増えない、という事態は避けたいからである。

（三）事例の内容を記入する

個人情報の保護に留意しながら事例の内容（図３-③）とその対応（図３-④）を記入していく。記入欄はこの図では小さいが、必要に応じてほぼ無限の長さで記入することができる。ただし、やはり記述はできるだけ簡潔であることを心がけたい。

記入上の留意点

① 子どもの名前はA君、Bさん、とする。頭文字は不可。頭文字で個人が特定されるのを防ぐためである）

② 施設名は不要。ただし、施設全体の入所人数（概数）、施設種別（児童自立支援施設）、勤務体制（交代制、夫婦制の別）、当該寮の子供の人数などは、できるだけ記載したほうが状況が想像しやすい。

③ 住所など、やはり個人の特定に結びつくものは記入しない。

④ 時期については、事例の起こった日をX年一月三日、といった形で記載し、前後関係が必要な場合はX―二年三月、といった形で記載する。

（四）事例を登録する

以上の記入が終わったら、画面下の「事例を登録する」ボタン（図3‐⑤）を押して、登録する。その際に、記入者のニックネームと他者による書き換え防止のためのパスワード（図3‐⑥）が要求されるので、任意のニックネームとパスワードを記入したうえで事例の登録を行う。

このようにして、事例を書き込んでいくことが、児童自立支援施設全体の経験知の蓄積へとつながっていく。前述したとおり、失敗事例の記入も極めて重要であり、歓迎される。

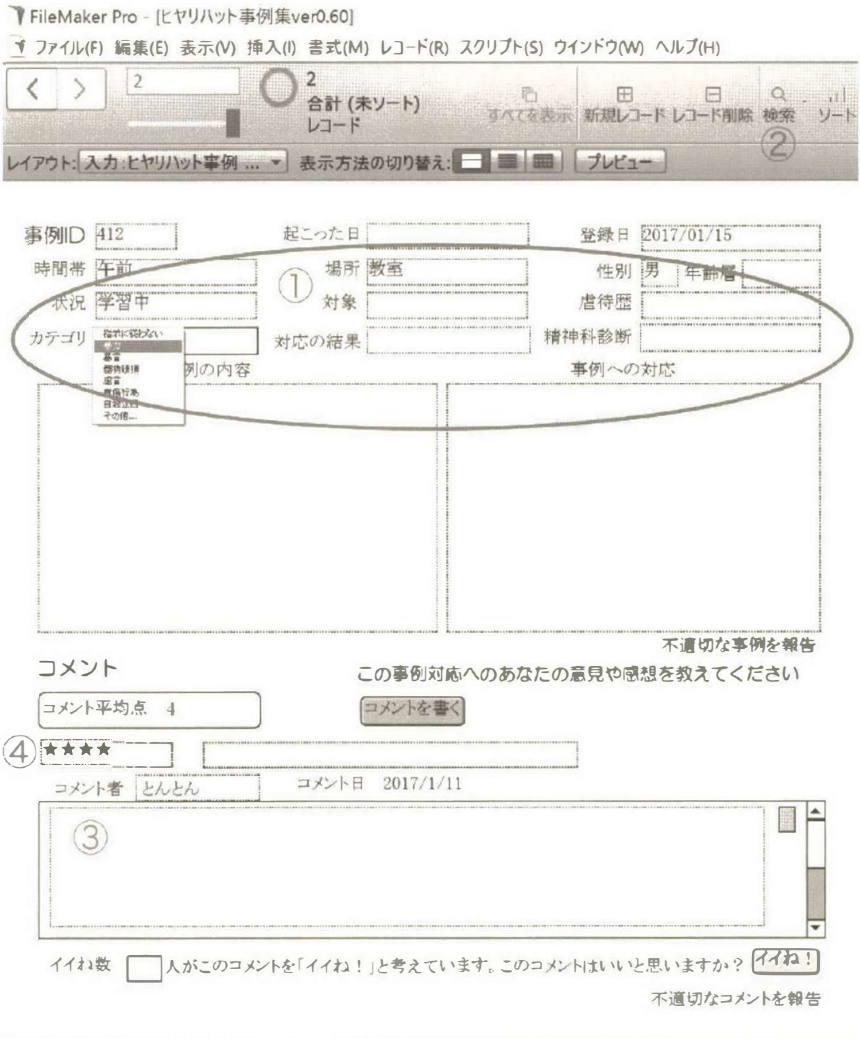
FileMaker Pro - [ヒヤリハット事例集ver0.60]
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(I) 書式(M) レコード(R) スクリプト(S) ウインドウ(W) ヘルプ(H)
2
合計 (未ソート)
レコード
すべてを表示
新規レコード
レコード削除
検索
ソート
②
レイアウト: 入力:ヒヤリハット事例 ...
表示方法の切り替え:
プレビュー
事例ID 412
起こった日
登録日 2017/01/15
時間帯 午前
①
場所 教室
性別 男
年齢層
状況 学習中
対象
虐待歴
カテゴリ
対応の結果
精神科診断
事例の内容
事例への対応
不適切な事例を報告
コメント
この事例対応へのあなたの意見や感想を教えてください
コメント平均点 4
コメントを書く
④
★★★★
コメント者 とんとん
コメント日 2017/1/11
③
イイね数
人がこのコメントを「イイね！」と考えています。このコメントはいいと思いますか？
イイね！
不適切なコメントを報告

図2

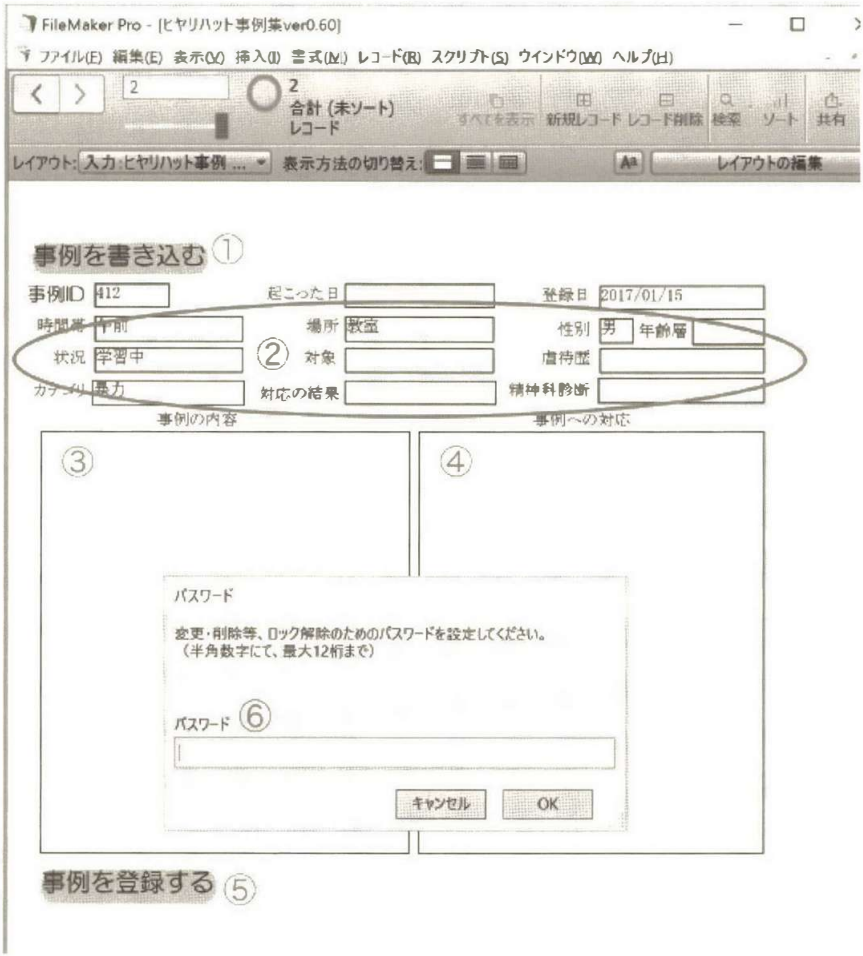
FileMaker Pro - [ヒヤリハット事例集ver0.60]
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(I) 書式(M) レコード(R) スクリプト(S) ウインドウ(W) ヘルプ(H)
2
合計 (未ソート)
レコード
すべてを表示
新規レコード
レコード削除
検索
ソート
共有
レイアウト: 入力:ヒヤリハット事例 ...
表示方法の切り替え:
レイアウトの編集
事例を書き込む ①
事例ID 412
起こった日
登録日 2017/01/15
時間帯 午前
場所 教室
性別 男
年齢層
状況 学習中
② 対象
虐待歴
カテゴリ 暴力
対応の結果
精神科診断
事例の内容
事例への対応
③
④
パスワード
変更・削除等、ロック解除のためのパスワードを設定してください。
（半角数字にて、最大12桁まで）
パスワード ⑥
キャンセル
OK
事例を登録する ⑤

図３

三　使用方法その三―システムの管理

このようなシステムの場合、個人情報の保護と、いわゆる「荒らし」とその結果としての「炎上」、つまり書いた人あるいはこの情報交換の場を傷つけることを目的とした書き込みとその連鎖をどう防ぐかが極めて重要な問題となる。ただし、このデータベースの管理のために人手を割くことは難しいと思われるので、これもまた、主には不特定多数の集団の力で行っていくことが望ましい。

（一）「不適切」ボタンの設置

事例ごとに、読んだ人が個人情報保護の観点などから不適切な内容を含むと感じた場合、あるいは事例につけられたコメントが不適切であると感じた場合にそのことを知らせるための「不適切」ボタン（図1-⑥、⑦）を用意してある。これは事例への対応の仕方が不適切、といった意味ではない。あくまで、データベースへの記載の仕方が不適切、という意味である（対応の仕方が不適切だと思う場合は、コメントをつけ、星一つをつければよいのである）。

（二）不適切ボタンが押された場合の対応

不適切ボタンが押された場合は、管理人がその事例を検討し、修正するか場合によっては削除を行う。管理のためだけに会議を開くことは現実的ではないので、いくつかの施設が持ち回りで管理人となり、個人情報に触れる場合はマニュアルに従い修正し、それ以外の疑義がある場合あるいは削除が必要と考えられる場合は、担当施設がメール等で合議をして、対応を協議する。

四　使用方法その四―オプション

実は、ヒヤリハット事例の書き込みをずっと簡単にするオプションがある。

武蔵野学院ときぬ川学院では、寮の毎日の記録に、ファイルメーカーというデータベースソフトを使っている（図4）。寮や分教室で記録を書き込むと、院内のLANを通じて、リアルタイムで院内のすべてのパソコンでその記録を読むことができるようになっている。これは、それぞれの寮や教室で起こったことを、全職員がただちに共有できるという点で、非常に有用である。

また、特記事項がある場合、保護者や児童相談所から面会や連絡があった場合など、それぞれのチェック欄（図4-①）にチェックを入れておけば、あとから瞬時にその日のデータだけを拾って閲覧したり、印刷したりすることもできる。これは、退所時など記録をまとめる必要がある場合に非常に便利である。実は、ヒヤリハットデータベースも、このファイルメーカーというソフトで作られているため、ヒヤリハット欄（図4-②）にチェックを入れると、自動的にヒヤリハットデータベースにその日の特記事項欄がコピーされる仕組みになっている。もちろん、匿名化などの手直しや、該当する条件の指定などは必要となるが、最初から事例を書き込むのに比べると、はるかに省力化できる。これによって、ヒヤリハット事例の蓄積が加速されることが期待できる。ただし、これはあくまでオプションであり、寮や教室の記録にファイルメーカーを導入する必要があるのだが、この児童記録システム自体、職員の情報共有の強力なツールであり、また、ワープロソフトが使える人ならだれでも使えるため、導入をお勧めしたい。なお、この児童記録のシステムに関して言えば、すでに十年以上にわたってほぼノートラブルで運用されているという実績がある。

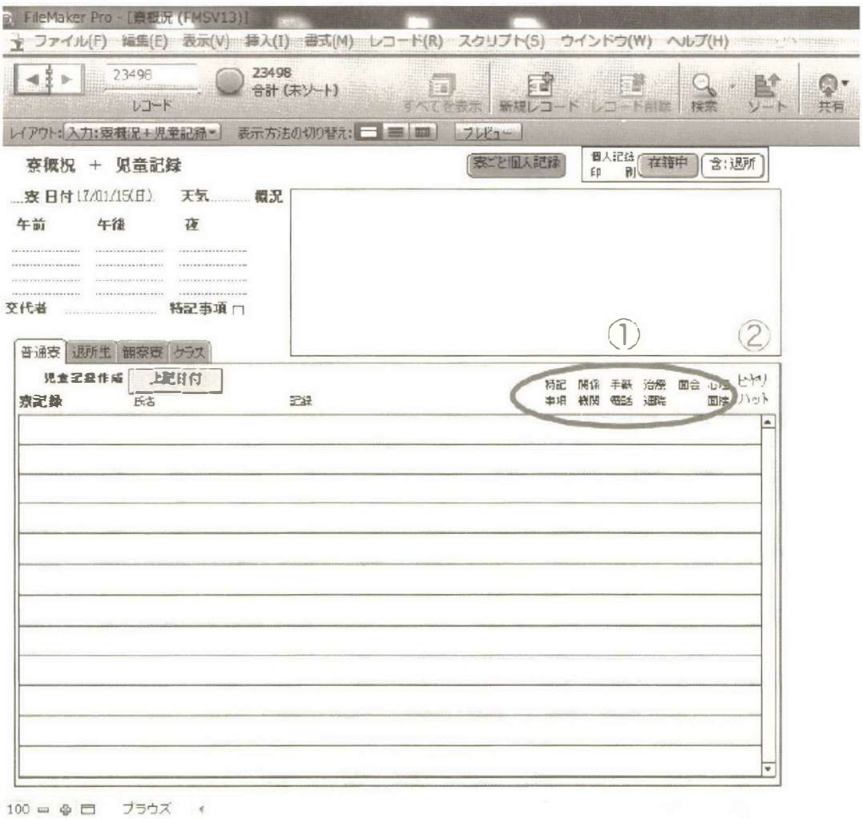
FileMaker Pro - [寮概況 (FMSV13)]
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(I) 書式(M) レコード(R) スクリプト(S) ウインドウ(W) ヘルプ(H)
23498
レコード
23498
合計 (未ソート)
すべてを表示
新規レコード
レコード削除
検索
ソート
共有
レイアウト: 入力:寮概況+児童記録
表示方法の切り替え:
プレビュー
寮概況 ＋ 児童記録
寮と個人記録
個人記録印刷
在籍中
含:退所
寮 日付 17/01/15(日)
天気
概況
午前
午後
夜
交代者
特記事項
①
②
普通寮
退所生
調査寮
クラス
児童記録作成
上記日付
寮記録
氏名
記録
特記事項
関係機関
手紙電話
治療通院
面会
心理面接
ヒヤリハット
100
ブラウズ

図 4

おわりに

以上のような仕組みで事例を集積していく。「経験知の蓄積」などと大言壮語して具体的にはこれか？と思われる方も多いかもしれない。しかし、この仕組みは、インターネットという多対一、一対多の相互の情報交換のインフラがあって初めて実現できることだ。十数年前には、これを実現できるメディアは存在しなかった。これまでの書籍の事例集のような、一方通行かつ固定的なメディアとは、根本的に知の共有のあり方が違う。このヒヤリハットデータベースは、常に生きて成長していく経験知の共有の仕組みとなりうる。

また、施設職員の流動性が増し、何十年も寮を担当する職員や、古参の職員が激減している今日、経験知の伝承は以前よりもはるかに難しくなっている。経験知の共有、蓄積の重要性は昔から言われ続けてきたことだが、その重要性はむしろ増しているのだ。これは、児童自立支援施設だけでなく、児童養護施設などの社会的養護施設全体に言えることだ。またそもそも、一人の人間が積むことができる経験には限りがあるからこそ、集合知を作る仕組みを実現することに意味がある。これは総体としてみれば、「教護の言語化」の実現であるといえないだろうか。

おそらく、このデータベースが真に有用なものになるのは、事例が数百例を超えたあたりからではないだろうか。これはしかし、全国に約一八〇〇名いる児童自立支援施設の職員全体の協力があれば、実現不可能な数字ではないと思う。大きな事例でなくていい。それこそ、きぬ川学院の朝の会では、子どもたちの日々の小さなもめごとと、それに職員がどのように介入したか、という報告が毎日なされており、感心させられることが多い。その日常の一コマ一コマが貴重な事例であり、それを記録し、お互いに共有し、コメントしあうことが、児童自立支援施設の大きな財産となる。そのような小さなヒヤリハット事例が起きた時、全国の施設・職員が、このデータベースを参考に対応方法を検討してみよう、また、その事例は

データベースに書き込んでおこう、といったことを日常的に行うようになれば、先ほどの数字は比較的短期間に達成できるのではないだろうか。もちろん、このほかのやり方も当然あるだろう。拙論をきっかけに、児童自立支援施設の経験知を集める仕組みについての議論が起こればうれしいし、本システムに関してもこういう機能が必要ではないか、条件設定の選択肢としてこのようなものが欲しい、といった意見が出てくることを是非期待したい。ただし何よりも、ここで提示したものは、コスト的にも、技術的にも、今すぐに構築可能な仕組みなのである。

―守るために、変えてゆく―

我々が守るべきものとは何か。医療モデル、心理モデルは原則として因果律を基盤とする。これに対して、関連する因子が極めて多い生活モデルでは、因果律に基づいて対応を判断することは難しい。だからこそ、生活モデルの場合、生活という豊かさを豊かなままに単純化することなく保ち、また対人関係を要素化することなく複雑なままに扱い、単なる因果律に還元することのない「経験知」が重要なのだと考える。生活モデルという、理解されにくいが本質的に重要なもの（前号の拙文をご参照願いたい）を守るために、共有される経験知というボトムアップの知を構築していくこと。これは真に生活に根差し、職員と子どもたちとが日々相互に影響しあっている児童自立支援施設だからこそできることの一つである。そして今我々がやれることをやっていくこと。それが重要なのだと思う。

日々蓄積されていく経験知、集合的な知が、児童自立支援施設のみならず、社会的養護施設全体の財産となる日が来ることを、筆者は夢想している。

追記

1）「守るために変えてゆく」はマツダ株式会社の車、マツダロードスターのキャッチコピーである。

2）このような形でこのシステムを実装（実際に動くようにすること）してくれたのは、武蔵野学院の心理士である小柳紘介氏である。彼の協力がなければ、この小論は成立し得なかった。心から感謝したい。

3）現状では画面上に操作する必要の無いボタンが表示されている部分もあるなど、インターフェースに改善の余地はあるが、重要なのは、他者がコメントを勝手に改変できないようにしたり、イイね！ボタンを連続して押すことができないようになっているなど、細かい部分も含めてこのシステムが既にきちんと動作するということである。

参照文献

第一特集、人口知能はどんな未来を夢見るか．WIRED．二〇号．二〇一五年一二月一日

アマゾン．〝カテゴリー―本〟．アマゾンホームページ．https://www.amazon.co.jp/（参照二〇一七年一月十日）．

ファイルメーカー．ファイルメーカーホームページ．http://www.filemaker.com/jp/（参照二〇一七年一月十日）．

特集

児童自立支援施設における愛着形成

特集①

児童自立支援施設における愛着形成
～愛着障がいと言われる子どもの心理世界を探る～

北海道立向陽学院　院長　小山和利

Ⅰ　はじめに

児童自立支援施設に入所している児童を、虐待体験と発達障がいで語ることは当然の前提となった。愛情の大切さを一面的に語った情緒的な理由で、非行へ至った子どもを語ることはなくなった。子どもを、掛け替えのない個として尊重した理解や支援の個別化を促し、合理的且つ具体的な支援方法へと貢献した功績は小さくない。

また、発達障がいの診断は、過剰診断の批判もあるが、児童の特性に配慮した個別支援の必然性を明確にした。また、被虐待児童のケアの考えも個別支援の必要性を更に明確にしたと言えよう。

同時に、「甘え」や「依存」という支援の基本テーマは支援の中心的な位置から退くことになった。「甘え」や「依存」は個別支援と相対立するものでは無い筈であるが、曖昧で効果測定の困難な方法論は影が薄くなったことは否定できない。愛着の考えは決して個別支援とは否定対立する考え方ではない。逆に、愛着が重要であるからこそ、個の特性に配慮した個別支援の必要性が増したと考えるべきであろう。

愛着の問題は決して蔑ろにはできない。しかし、愛着の問題は実態が曖昧で扱いにくい上に、何時まで続くか分からない無尽蔵な消耗を強いられる割には、効果が定かでない過度な負担感の存在も否定できない。背負わなければならない負担感は並大抵ではなく、そのため、必要な支援と認識しつつも支援の中心的な対象から外したいと、支援者が思うのも正直な反応であろう。

愛着障がいと言われる子どもの愛着の問題を、直接かつ真正面から扱う作業は困難を極める。虐待、発達障がいの問題は愛着の問題と決して切り離すことはできない。虐待と発達障がいと愛着の問題の相互の関係性を理解することなしに、愛着の問題を理解することはできない。この相互性の中で生きる子どもの内的な体験世界を少しでも明らかにしたいと考え、児童自立支援施設の入所児童に限らず、児童相談所に保護された同様の状態にある多くの子ども達をも考察の対象とした。児童相談所での心理判定の経験、虐待ケースワークの体験を材料にして、虐待と発達障がいと愛着の関係性を発達的に深めつつ、愛着障害の心理世界へ近づくことを試みた。

Ⅱ　愛着を巡る諸症状

児童自立支援施設に入所してくる子どもが示す指導困難な表出行動に、愛着関係に起因したと思わせる症状は少なくない。多くは、その激しさ、執拗さ、特異さに心穏やかにいられない。

遺糞や汚れた下着を振り回す等の排泄物の異常な扱い、毛布やタオルを口に含み離さない、指吸い、腕

を舐め続ける等の口唇の自己刺激、人に引っ付く、物に触る、消しゴムの練り消しをずっと触る等の常同的な触覚刺激、さしたる理由もないのに他児への暴力暴言、「何で俺ばかり責めるのか」という被害感情の強さ、帰省から持ち帰った他児の私物を悉く自分の物にするような大胆且つ頻回な盗み、人への過度な密着と掌を返すような急激な拒否、執拗に繰り返される挑発的な試し行動等々、愛着関係に起因した不適応と考えられる行動は多い。

しかし、この症状は愛着の問題が何処まで影響しているのか。発達上の負因の影響はないのか。何処までが愛着の問題で、何処までが虐待の問題で、何処までが発達の問題かを解明することは極めて難しい作業である。多くが錯綜し支援者の混乱を招く。このことを承知で、相互の関係性の説明を試みた。

Ⅲ　虐待が愛着関係に与える影響

言うまでもなく愛着の問題を極めるのは、虐待体験である。健全な愛着形成を阻害する最大の要因は虐待体験である。しかし、愛情が一方から一方へ付与されないという単純な関係性は有していない。加害者側の声として

「友達は子どもが可愛いと感じると言ったが、自分は感じたことがない」

「自分自身の育て方に自信がないから手が出る」

「この子が私を嫌なんではなく、私がこの子が嫌だと気がついた」

と自らの虐待体験を振り返り述懐する。加害者もまた虐待による愛着の形成を阻害されていることを窺わせる。

虐待へと至る要因は多いが、虐待に至る発生機序は、ある程度パターン化する。虐待に追い詰められた或いは反動として表面化した非行の発症機序も、虐待と似たパターンを辿る。

死に至る虐待ケースでは、子どもの発達上の課題がない中で、虐待が一方的に深刻化すケースは少ない。決して虐待の原因が子どもにあるわけではなく、虐待を誘発させるリスクを持っているとする表現が妥当であろう。

子どもの育てにくさの軽重は、育てる側の主観に左右される。養育者に精神的な課題や知的能力上の弱さを抱えている場合、育てにくい子どもの育児の負担感は想像以上に重い。更に、負担を軽くするはずの家族の援助を得られなければ、負担感と同時に孤独感や不遇感も増す。そして、地域の中で疎まれ続けた文化的な背景を有する家庭の場合は、地域への反発や不信から公的な支援を求めることが出来ず、子どもへの負担感は密室の中で肥大する。子どもへの苛立ちが増して、子どもは情緒的な攻撃や冷たい無視に晒され、不安定な情緒的な反応を更に表出させて、パニック様になった保護者から更に攻撃や無視を被るという負のスパイラルへ落ち込む。もはや、加害者一人の意思ではそのスパイラルの渦から逃れられなくなり、匿名相談電話に悲痛な叫びを残すことにもなる。

このような死亡事例に至らないまでも、愛着に激しい課題を抱える子どもには似たような被虐待の経過が認められる。この過程は社会的養護を必要となる程の不適応行動を見せる子どもの発達の経過も似ている。子どもが思春期に伴い激しく反撃に出た場合、或いはこのスパイラルからの不健全な方向への逃避が、非行と言われる症状となる。これは、子ども集団の中でも似たような状況が再現される。イジメは密室化していく。仲良く遊んでいるかに見えるカゴメカゴメの輪の中は、周囲の目から隠れた罵声と足蹴の場となる。障がいの有無に関係なく、子どもは排除や蔑みの気配には敏感である。

虐待体験からの回復の道は、このスパイラルを逆に辿るような根気のいる作業と年月を必要とするのであろう。児童自立支援施設への入所がその発端となる。福祉行政のネットワークが子どもを捉え、養育者から子どもを分離することで当面の危機的な関係を解消し、養育者に代わって、子どもの困難さと対峙し、情緒的な二次的な障がいを軽減させ、健全な対人関係の可能性を広げ、自立へと繋がるという、まさに負

のスパイラルを逆に辿ることが解決の道と言えよう。

時に、この迂遠な過程を子どもは待つことが出来ない。このスパイラルを破壊することが解決かであるように、支援を拒み、支援者に挑みかかる。この激しさの中で支援者の激しい疲弊感に苛まれる。この窮状は古い寮日誌の記述の中にも比較的容易に見つけることができる。この挫折が施設を去る理由になることも十分に理解できる。

Ⅳ　発達障がいと愛着の関係性

一　発達と愛着障がいの関係

発達障がいと愛着の問題も切り離せない。児童自立支援施設への入所を検討される子どもの殆どが、発達の問題の十分な理解と対応が為されないが故に、相互に愛着を育むことに支障を招いている場合は多い。発達障がいか愛着障がいかの二分法は福祉現場での建設的な議論を妨げる。どちらが比重が高いかの議論よりも、程度の差こそあれ両方が存在し相互に影響しあっているとする仮定に立った方が、現場では建設的な支援を検討できる。個々の児童がそれぞれ違う発達特性を生きること、個別に支援を受けざる得ないハンディーを負いつつ生きることが、日々どのような体験世界となっているか、そしてどのように体験世界の変遷を辿るのかの理解に努め続ける必要があろう。

発達の問題は、愛着形成を左右する明らかな要因となる。そして愛着形成の躓きが発達障がいの症状を悪化させ、更に愛着の問題を複雑にするという相互作用が、負のスパイラルとなって重症化するのが、前述した重篤な虐待事例のパターンである。問題とすべきは、進行していく方向のベクトルである。子どもが見せる様々な現象は、要因の足し算では計ることはできない。要因が揃っても、相乗的に負の方向へ進

行していかない場合も多い。事実、発達障がいを有する多くの子どもは愛着障がいには陥らない。しかし、愛着障がいと言われた多くの子どもは、診断が付かないまでも発達上の課題を持つ。時間軸や要因の相乗作用を無視した要因の足し算では、子どもと保護者の今後の関係性や愛着障がいへと至る可能性の有無の予測も説明をもなし得ない。

器質的な能力障がいと言える範囲かどうかは別として、一般的な生活指導や学習指導で効果を上げ得ない子どもは多い。障がいの存在の有無と、子どもの指導に当たる職員の負担感は必ずしも相関しない。と言うより困難感が障がいの有無や程度を決定するとすれば、愛着と発達障がいは排他的対立的な関係にはない。生育歴や心理所見、行動記録を丁寧に読み込んでいけば、相互の関係性が明らかになる。この関係性の変遷の理解こそが支援の質や支援者の姿勢を決定すると言える。

二　発達と愛着障がいの変遷

ここで敢えて強調するまでもなく、生育歴を辿ると、発達上の難しさと愛着の難しさは虐待ケースにその傾向が顕著に表れる。言うまでもなく、乳幼児期から個体差は明らかに認められる。気質的な個体差として、発達のかなり早い時期から、活動性と恐れの受け方に顕著な差がある。

未知の場面でも怖い物知らずで一人探索を続ける子も、逆に、少しでも不慣れな場所と人を恐れ、懸命に母親にしがみつく子もいる。これは単に幼少期のパーソナリティーのエピソードに留まらない。この初期の気質的な違いは言葉の遅れや対人関係に関係する。また、乳幼児期の指示行為と模倣行為の量がその後の言語発達や対人関係の重要な予測指標となることを指摘する保育者は多い。児童相談所で、警察からの触法相談で索引簿を捲ると、一歳半検診や三歳児検診で精密検査の依頼を受けていたケースが多いことに気がつく。

記録を読み返すと、指示行為と模倣行為の乏しさの記述を見ることが出来る。その後多くは経過観察の対象から外れていくが、言葉の遅れや行動上の課題が早期に現れていたことが確かめられる。乳幼児期に将来の非行を決定することは当然できない。ただ、少なくとも、早い段階で、順調な発達からのズレを有し、その後の生活に馴染むための機能上の弱さを有していたことが窺われる。

前述した言葉の発達に遅れた経歴を持つ触法児童は、指さしと模倣の遅れや乏しさとどのような関係を持つのだろうか。模倣行為と指示行為（指差し）の遅れや乏しさは多くの発達障がい児に見られ、障がいに関わらず、指示行為や模倣行為の量は、長期に渡りその後の言語や対人関係の発達に強い関連性や予測性を持っていることは、何故であろう。

ここでは、指示行為と模倣行為の発達的な意味を論じる場ではないが、この二つの行為は距離と関係する。要求の指さしも、発見や確認の指さしも、動作の模倣も対象との距離を必要とする。手で直接把握してしまい、体を密着してしまえば、指示する行為は出来ないし、模倣もできない。

模倣行為の発達的な意味は、人に無闇に接近せずに距離をおくことにあるだろう。模倣対象の行為を取り出して、自分の身体でなぞる。多くは何の強制もなく自動的に出現し、行為を重ねることで相手の身になり、その行為を取り込んで文化に馴染んでいくことが文化の伝播であり、この伝播は自動である。この意味で文化は保守的にならざるを得ない。

指示行為（指差し）の発達的な意味も同様に、対象と距離をおき、対象を選択し、他者と共有する。多くは言葉を重ねられ、その言葉を模倣する。この過程が文化としての言葉の獲得であり共有である。

年齢を経て児童自立支援施設に入所している児童には、不器用で模倣が難しい割には、対象となる物に素早く接近する子どもは多い。対人及び対物距離感の不適切性が共通する。人への不用意な密着であり、物の所有そして執着の強さである。行為への自然な興味とその行為を自分の行為として適切に取り込めない。そもそも行為への自然な模倣による同調性に乏しく、他者との原初的な共感性に至れない。文字通り

相手の身になれないために、素朴な自己中心性から逃れられない。「相手の立場になって考えたか」という説諭に、「それが出来れば苦労しない」と吐き捨てた子どもの言葉は、共感の本質的な困難さを示す。その他者の視点に立った配慮を欠けば、因果関係は極めて単純に自己中心的に組み立てられる。自己中心的である以上絶え間ない注意叱責を理不尽に浴びることになり、その苛立ちは計り知れない。この極端な状況理解と極端な反応は、集団生活での激しい混乱を引き起こし、強い指導の対象となるし、周囲の反発も買う。そして、このような周囲の圧力からも、適度な距離を取って、操作可能な対象として客観化できず、被害感情を強めることになる。

そもそも、多くの入所児童の生活動作は拙く、不器用であり改善に困難が続く。様々な日常生活で身体運動レベルでの対処の型が整えられていない。そのため、様々な生活場面で求められることが圧力になる。巧みに振る舞う術のない身体は、圧力に晒され、圧力に崩れるかのように涙が漏れる子どももいる。人格という文化的な装いを欠いた裸の状態と言える。

三　虐待と愛着に及ぼすコミュニケーションの問題

思春期にさしかかる子どもに身体接触的な愛着関係を主に係わることはできない。必然的に言葉と論理で伝え理解させることになる。しかし、児童自立支援施設へ入所する子どもは、コミュニケーション能力に問題が何もないことは希である。多かれ少なかれ言葉の理解や表出に課題を抱えている。発達に課題があることと、コミュニケーションに問題があることとは同義であると言っても過言ではない。明らかに言語コミュニケーション課題を抱える子どもも少なくないが、豊かに見える子どもでも、程度の差こそあれ、言語の意味形成の過程に課題を抱えている。視覚優位という状態は、正しく、言語コミュニケーションの困難さと同義である。コミュニケーションの難しさを詳しく記述する場ではないが、障がいの有無や、障

がい区分に関わらず、コミュニケーションに共通する特性が次のように認められる。

字面通りに理解する、言外の意味をくみ取ることが難しい、比喩表現の理解が難しい、ダブルスタンダードに混乱する、曖昧な表現を理解しにくい、等とその特徴を列記することが出来よう。

そして心理所見には、知能検査上の数値に期待される状態に反してコミュニケーション能力は低い、言語的な推論の弱さ、概念理解に弱さ、自閉的認知傾向、機械的・部分的認知、抽象性の理解の弱さ、単語のみでの応答が多い、実生活での言葉の本質や概念的な捉えは弱い、視覚的弁別力や知識の獲得に非常に優れている、等々が並ぶ。

実際、激しい虐待を体験した子ども達も「どうすれば良いかを教えて」「次に何が来るの？何時終わるの？始めに教えて」「誰のこと？何時のこと？何のこと？」「どうすればいいかを今、教えて」「今していることがダメなら、別の方法を教えて、今知りたい」「一つずつ指示をして。長い説明はしないで」「分かりやすい言葉で話して。長い話は分かりません」「今何をするのか時々言って」「繰り返し簡単な言葉で言って。ハッキリとした合図がほしい。『それは前に言ったよ』とは言わないで」「叱る時は、何が悪いかを、直ぐにはっきりと言って。後で言われても困ります」「皮肉を言わないで。冗談を言わないで。意味がわかりません」と吐露する。しかし、このような特性が明らかになれば、望まれる対処の術が明確化する。

「静かにしましょうではなく、音をださない」といった具体的な指示、言葉だけではなくリストやルール表を使って視覚にうったえる、「片づけて」というような漠然とした表現を避けて「本は本棚へ」といった表現を使う等々の具体的な支援計画が立てられよう。このような対処が当たり前になったのは、そう古いことではない。しかし、具体的な支援が生活全て網羅できるわけではなく、随所に意識できないままコミュニケーションにズレが起き続ける。日常会話では特性に配慮できないまま、激しい言葉の応酬に陥っていることが振り返り日誌で判明することも少なくない。

また、これらの言語の伝達の困難さは、伝達手段としての難しさに留まらない。言葉は思考の道具であ

り、もっと言えば生活行動を決めるための道具でもあり、体験する世界を整理し理解し納得するための道具でもある。

端的に乱暴な言い方をすれば、発達障がいの根本的な問題は、一般化や普遍化の難しさにあると言えよう。映像は露わな個別の世界である。映像に依存することは消え入る曖昧な音声言語に依存できないということである。心理検査の所見で言う概念活動の弱さである。そのため、子どもの体験する世界は、いつも個別で、具体的で、曖昧さがなく明瞭な物や出来こととして際立つ世界である。それは、普遍や一般、抽象等の意味の括りが上手く出来ない状態を言う。抽象度の高い言葉ほど括る範囲は広い。「いたずら」「片付け」は共通の意味で無数の行為を含む。「片付けなさい」という指示には、具体的な行為の指示がなくとも、共通した意味を理解していれば、新しい場面でも求められた行為を大きく外すことはない。

しかし、個別で具体的な世界に生きている子ども達は、世の中に無数の片付けが存在し、全て同じ名前、同姓同名の世界にいることになる。一つ一つの片付け体験は、片付け①、片付け②、片付け③・・・となり、体験した片付けの数は増え続ける。「片付けなさい」は一体どの片付けであろうか。必要最低限の片付けを行うことができない。常に求めに応じることは出来ない。この確信は片付け事態を壊すことに向かう。悪態と反抗である。ある子どもは、自閉症のティーチプログラムを模した写真という視覚イメージを得て落ち着くことになるが、具体的な終結場面を写真という視覚情報によって知り落ち着く子どもは、発達障がいの診断を受けない子どもにも以外に多い。多くは、冷静に対応しようとしても、本人の意欲や真面目さの欠如との評価になりやすい。

また、一般化による意図の不明瞭性は、自己を防御する術ともなりえる。「出来るだけ頑張れ」に「出来るだけ頑張った」と言えば曖昧さの中に双方の意図の具体性は隠れる。何を、いつまでに、どの程度と明確に言われてしまえば、求められた行為との違いが際立ち為していない行為が明確となる。

この曖昧さは辛い体験を緩和する機能を持つ。長く一緒に暮らしたペットの死は辛い。次々と具体的な

記憶が蘇る。その個別で具体的な死の悲しさから逃れるために、「動物はみんな死ぬんだ」という普遍的真理で包み、ありふれたことの一つとして直接的な辛さの解消を図る。「誰でも」、「よくあること」、「時が経てば」、「今度は」等々と、不特定の人々や悠久の時という広い普遍の中へ個別的な体験は吸収させる。応援するサッカーチームが劇的な逆転負けを被っても、「これがサッカーだ」と言い聞かせ、個別の原因探しと負けた怒りから解放に向かい、落ち着きを取り戻すことができる。

概念化の弱い子どもは、この解消機能が上手く働かない。具体的な辛い体験が解消されないままファイリングされ累積し続ける。よい子のいきなり型と呼ばれる非行は、この過程を静かに進行させていた可能性が考えられる。必然的に、被害感情、報復感情を募らせ、非行行為に反省を求めても「私が被ったことに比べればこれくらい」という正当化を準備する。「相手に自分の苦しさを分からせるには、自分が負わされた苦しみと同じだけの苦しみを相手に与えるしかない。私を責める理由があるかもしれないが、これだけ酷いことを言う人は酷い人に違いないから、酷い目に合わせて当然である」との理屈に陥る。

三段論法を出すまでもなく、括ることが日常の論理を支える。動物は死ぬ。ペットである私の犬は動物であるために死から逃れることができない。これが論理の基本であり、説得を受け入れる素地となる。この素地がなければ、大人は、機嫌が良い時も、悪い時もあることに耐えられず、「大人は直ぐに変わるから信用できない」との結論に至る。言われ続けることに納得しなくても面倒になれば反論を止める。「なぜ返事をするのか？」との問いに、「しないと面倒なことになるから」との一対一の関係で納得に陥る。

概念化の能力は生活適応に思う以上に影響を与えている。迫り来る森のなかの音や暗闇の音は、大型動物ではないという根拠を、体験を汎用して判断に至る。新規場面での適応はこの能力に支えられる。

V　虐待と発達障がい、そして愛着の関係

言うまでもないが、被虐待の体験者は被害感情が強い。暴力の反撃をなしえない身体は身体の硬化によって暴力の身体への影響を減ずる。身体的虐待を受けた子どもは、不安や恐怖で身体の硬化に至りやすい。身体的な緊張の強さは排泄の異常にも至る。被害のイメージが先立ち逃避か反撃の姿勢を取る。そこには人への根深い不信や敵意が潜在する。些細なことで、情緒的安定性を欠き激しく行動化しやすい。そして挑発的な試し行動を執拗に繰り返す。大人への怯えと拒否と同時に過度な甘えや依存行動が交錯する。

また、発達障がいの生きにくさは生活の至る所に現れる。納得できないまま理不尽に怒られ続ける。学業で続く負の評価。理解してもらえないし、どう伝えて良いか分からない。通常の学校集団では孤立しがちであり、時にあからさまな排除や苛めの被害者になりやすい。そして、そのような辛い体験の理由が分からない。辛い体験の記憶を自ら解消できない。そして露骨な親の苛立ち或いは諦めに晒される。

このような発達障がいとしての生きにくさを抱えて、過酷な虐待を受けると、被虐待児の特徴的な症状は過激化して深刻となる。反抗や乱暴などの二次障がいが深刻化し、元々の基礎的な障がいが隠れてしまう。コミュニケーション上の障がいが、挑発的な言動だけが目立ち、コミュニケーション自体の問題とは理解されなくなる。本来の自然な他者理解の困難さという障がい特性を歪め、二次障がいとしての攻撃性を強化し、時に破壊的にする。基本的な人への依存心が育たず、勝つか負けるか、敵か味方か、やるかやられるかの関係に陥りやすくなる。言葉も、勝つため（負けないため）の武器となり、他者と和み分かち合うための道具になりにくくなる。報復の論理から抜けられない。やられた分だけやり返す。そして自尊感情の低下による自暴自棄な態度が深刻化する。

このように、発達上の課題が日常生活の生きにくさを生み、その生きにくさの最たるものが虐待であり、虐待が発達障がいの特性を歪め反社会的或いは非社会的な行動を強化し、その相互性のうちに事態は更に悪化し、愛着に至るべき関係が、憎しみ合う関係に変わり、自然で安定した対人関係を築くことが困難となる。拒否が拒否を生み、拒否されることを恐れて自ら拒否することの繰り返しの中で、傷つき合い更な

る拒否を被る。ある子どもは、SCT（文章完成法）で

・私が好きなのは　－　人の憎しみや悲しみです
・私が嫌いなのは　－　人の喜びです
・私の失敗は　－　生まれてきたことです
・私の希望は　－　消えてしまいたい
・家でよくいわれることは　－　バカ

と屈折した心情を記述する。

Ⅵ　愛着とは何か

一　愛着の形成を規定するもの

少なくとも、他者に依存しえないという心理的な状態は、人に決定的な生き難さを与えるだろう。他者に全面的に依存できれば、その人格の善し悪しは別として、全く依存できない生き方に比べれば、遙かに楽な生き方をすることができる。

時に依存と支配は表裏を成す。奴隷のように周囲の人を従わせることが出来れば、快適な生活を営むことができるだろう。しかし奴隷はいない。多くの依存対象は危うい。母親も忙しく、常に子どもを相手にし、必要以上に保護することができるわけではない。対処できる時間は、成長に従い減少は避けられない。子どもに与えられた無条件の依存時期は短い。

物理的に全面的に依存せざる得ない状況でも、子どもの側からの発信がなければ生存はあやしくなる。泣くこと、笑うことの愛らしい仕草は保護者の養育行動を無意識にコントロールする。しかし、このよう

な子どもからの信号を感じるためには、養育者の感受性が必要なる。子育てに文化の違いはあっても、生物と生き長らえるためには、多くは生物学的に備わっていなければ、生存事態が危うくなるだろう。その意味で養育行動は生物学的に備わった機能的な要因は小さくない。この事実を前提にしなければ安易な心理主義に陥る。

この時の関係性が将来の発達を決定してしまうとする議論も乱暴であろう。環境の変化を前提とした許容性も同時に兼ね備えているからである。ただ一度の決定的なダメージがあるかもしれないが、トラウマ論は、同じ体験をしてもトラウマとならない主体があることも考慮されなければならない。

ある程度の環境変化を前提に、多くの個体は可塑性柔軟性を有している。

運動能力が発達するに従い、多くは制限や受容的な保護に変質する。所謂安全基地なるものであるが、乳幼児検診の場を観察すれば、発達心理学の一般的な発達に当てはまらない多くの多動な子どもを目にすることが出来る。多動であることだけで問題とは言えないが、多くは物に執着して、自動販売機や医療器具に絶え間ない接近行動を続け疲れを知らない。

多くが言葉に遅れ、発達チェックに引っかかり要観察となっているが、顕著な遅れと言える水準にはなく、やがて経過観察の対象から外れて、再び相談となるのは小学校入学後の学校不適応であり、突然の虐待通告だったりする。多分一般的な愛着を育む関係には無かったであろうことが容易に理解される。

二　愛着の形成を発達的に捉え直す

愛着を、何を持って測るのかは簡単ではない。近しい関係でも、冷めた関係であっても一定の距離を安定的に維持できれば愛着の問題は余り語られることはない。全く人に愛着を示さないで生きられている人がいても、敢えて愛着に問題があると指摘する必要はない。

このように、愛着の問題は、愛着が強い弱いでは語ることができない。愛着の問題は愛着関係で困った時、或いは何かの問題を解決するために愛着の状態に手をかけざるえない時に事例化すると言えよう。愛着の希求や拒否が激しいことも対処に困難を来すが、激しく愛着を求め続けるのにも関わらず、拒否、依存、甘えを繰り返す時に愛着の問題が問題として際立つ。

激しく甘え依存し、それが叶えられないと分かると怒りをぶつけ、他者の愛情の素振りを拒み撥ね除けつつ、再び求め続ける矛盾に自他共に翻弄される。激しく求めつつ求めることができない養育者には、床に頭を打ち付けてでも他の子を抱く養育者の手で自分を抱かせる。排泄物の名前を連呼して、会話を全て支配することも自分を捕まえておかせることであろう。

依存を失うことで傷つきたくない。傷つく位なら求めない。しかし依存してない状況に耐えることもできない。悪で際立ち、存在を露わにすることで自分の存在は明確になる。嫌悪の言葉でも叱責でも、私は私として相手に際立つ。好かれる努力は空しく、より好かれる他者の間で自分は色あせる。

施設職員は本来の養育者に代わって愛着の対象であろうと努める。一人一人の力が弱くとも、複数のネットワークの力を信じたい。しかし、愛着をいくら強固に築いても永遠に愛着の対象ではあり続けることは出来ない。多くは愛され愛すべき家族を知った時に、どうやっても家族になり得ない自分を自覚し、やがて去らざるを得ない。求めても求めて埋まらない愛着の溝がある。養育者に体を幾ら接触させても、養育者の髪の毛を所持しても、距離を縮めたいと思っている限り、縮められない距離を自覚させる。

埋まらない距離を埋めるためにはどうすれば良いのであろう。距離を無くすのは愛着の対象を真似し同一化することであろう。それだけが、埋まらない距離を消し去ることができる。幼児は母親を真似る。母親の行為を真似ることは、文化の伝承に留まらず、内なる母親を同化することである。母親の仕草も口癖も伝播する。生きた母親を取り込んだ時、母との密着から離れ距離はなくなる。母親の不在を恐れた多くの身体も、この時期に人見知りを脱していく。

一歳から二歳の動作模倣は活発である。この時期の言語の獲得のスピードは驚異的である。逆にこの時期の多動や一人遊びは、基礎的な言語の意味形成に一般性を欠くことになりやすい。物や事は名称を持つが、物や事への行為を共有することが、根本的な言語の意味の共通の前提になる。しかし、前述したように一歳半検診の会場では、動き回り、指示行為、模倣行為の出現に遅れ、言語を遅らせる子どもは珍しくない。繰り返しになるが、児童自立支援施設に措置される子どもの多くに、乳幼児検診の経過観察を受けている子どもは少なくない。この時期を自己流に辿ったことになる。

この意味で、児童自立支援施設の生活指導及び作業指導の目的に、身近な人や文化に馴染むという目的が含まれる。言わば、愛着の質的な変化を目的に含むと言えるだろう。この過程を厚く深く重く浸透した身体は、文化的な生活動作に依存する。頼れる大人の立ち振る舞いを自らの身体の動きとして内化させることによって、幼く脆弱な身体は弱さを克服すると言える。逆に言えば、この過程を薄く浅く軽くしか辿らなかった身体は、直接的な愛着、支配的な愛着、甘えた依存を何時までも続けることになるだろう。

この愛着の質的な転換を目標としなければ、小舎夫婦は、得たくとも得ることができない家族であるという冷酷な現実をただ突きつけることになろう。私一人ではなく皆に良い顔をしている寮担当に甘えと怒りが錯綜する。

多くは、子どもの生活期間が長くなるに従い、家族たるものの概念化が進む。何処の家族も、多かれ少なかれ様々な問題をかかえ、決して親密な愛着で結びついておらず、私たちと同じように依存と甘えを持て余しつつ、自らの個別性を諦めることで一般化に辿りつく。しかし、そこには、沢山の依存の対象を得て内なる大地とも言える心理的な安らぎに支えられる。浮れ動く自分の不安を納める大地がある。しかし、虐待の体験は寄って立つ大地への不安であり、発達障がいは、その土地の奪いあいから離れられる術のない状態と比喩的に言えるかもしれない。

埋めたくても埋められない溝、縮めたくても縮められない距離に苦しめられないために、身体の文化的

強度と日々の学習で培われた概念化の果たす作用は小さくない。

言葉の意味形成の失敗は、他者への伝達の不都合だけの問題に留まらない。言葉を代表とした文化的行為の獲得の質が、愛着の質を決めると言える。言葉に依存しえないことは、ただ直接的に人と物とに、もたれかかるしかない状態を物語る。

Ⅶ　おわりに

依存対象を失うことは、それが切実であればあるほど足下の大地を失う不安に似ている。ある子どもは、虐待体験を連日新品の自転車を盗まれる気持ちに例えた。依存は与えられるものではなく、始めから準備されているものの筈である。安心して依存できないことは、与えられるべき依存を、日々失い続ける感覚に似ているのかもしれない。母親から得られるべき愛情は誰かに取られてしまったと思えるのかもしれない。愛着障害は、失った依存を、闇雲に全力で奪い返す作業にとらわれた状態と言うこともできよう。

私の大地としての揺らぐことがない大人。揺らいでも私の船として安心して委ねられる大人。いつも私を選び見いだしてくれる大人。私を選び出してくれる大人を求め続けている。そして、「あなたは大丈夫だ。あなたの味方である。あなたにはきっと解決方法がある」と言い続けられる。しかし結局は、「大人に見いだされる人になれ、選び出される人になれ、自分で船を漕げ、揺るがない大地は貴方には用意されていない」という現実を、冷たく伝えられ自己努力の名の下に切り捨てられる不安と隣り合わせなのかもしれない。

我々は、公務員であり、安定した収入があり、自宅があり、多くの家財道具を持ち、家族があり、古里があり、地位があり、学歴があり、知識があり、友人がある。全てに依存している。私も依存なくして生きられない。公務員の身分を剥奪されることは勿論、不当な減収や、家族の不調に穏やかではいられない。

土地の境界線の僅かな侵入にも無頓着ではいられない。思う以上に依存を失うことに激しい苦痛を伴う。

子どもは言う。「相手に自分の苦しさを分からせるには、自分が負わされた苦しみと同じだけの苦しみを相手に与えるしかない。私を責める理由があるかもしれないが、これだけ酷いことを言う人は酷い人だから、酷い目に合わせて当然である」と。子どもに与えられた土地は余りに狭い。土地の境界線を勝手に書き換えられることに寛容ではいられない。消し去られることに寛容ではいられない。自分の存在のかかる世界では、出来もしない約束も、見え透いた嘘も、その場を切り抜けるため、生き残るための手段となる。

「何としても人に見いだされたい。容姿も能力も劣る自分は、まともなことでは見いだされることない。若い女性であること以外に、他人が私を見いだすものは何もない。終生孤独に、誰にも見いだされずに生きて、誰にも知られず死んでいくことに耐えられない。呆れられようが、罵られようが、汚れていようが。私の生が皆の中で際だっていれば、私は私であることの手応えは得られる。これ以上自分を大切にする生き方はない。ただ、目立つことは攻撃される時の前兆でもある。その時は逃げれば良い。男に遊ばれたのではない。自分は見いだされ選ばれたのだ。綺麗ことを言われても納得できない」という反論に、何処まで対峙できるだろうか。

結局は自己決定に委ねるしかない。援助者はそれが限界である。人生を背負うわけにはいかない。共倒れを防ぐために限界を明らかにすることは避けられない。

愛着形成は何よりも重要であろう。ただ、それは与えるものではなく、人との関係性のなかで育むものであり、強まるほどに相手との距離を近づけることになる。また逆に遠ざけることにもなる。家庭学校の谷元校長は著書の中で、AからBの距離はBからAの距離に等しいことを使って、子どもとの距離を遠く感じるほど子どもから大人の距離も遠いと説く。相手の生い立ちや心情に寄り添うことは出来ても、無条件で背負うことはできない。この事実は重い。

愛着を阻む方向に作用するものが、発達障がいの症状への対処の難しさであり、拒まれた愛着が発達障がいの症状を先鋭化して、愛着を更に失う。その循環に陥る家族は、絶えざる受難の日々と言えるかもしれない。

児童の特性に配慮した個別支援は、個としての生の尊厳を守るための手法である。同じことをすることが平等ではなく、違いを認めて皆と異なる対応を受けることが公平であると考えると、愛着の形成の過程と補い高め合う関係と言える。そして、そのことを理解し回復の道を共に歩き続けなければならないだろう。

テーマから外れた発達の細々とした所見も述べ、また現場の実践に繋がる内容にはなっていないことをご容赦願いたい。ただ、即効的な成果がなくとも、子どもの体験世界を理解しようとする姿勢は保ち続けなければならないと思う。愛着の問題に先立ち、子どもの生を理解し悲しむことが出来るかが、愛着の語るための前提だと思うからである。

参照文献

赤羽由起夫（二〇〇七）．少年非行における医療化と厳罰化―「子供と医療化」の再検討．犯罪社会学研究．三二号．

杉山登志朗（二〇〇六）．発達障がいとしての子どもの虐待．子どもの虐待とネグレクト．八巻、二〇二―二一二頁．

田中康雄（二〇〇五）．発達障がいと児童虐待（Maltreatment）．子どもの虐待とネグレクト．七巻三号、三〇四―三一二頁．

富田拓（二〇一六）．児童自立支援施設における個別指導と集団指導のあり方について．非行問題．二二二号．五九―七六頁．

特集②

愛着障害の視点からみた家族支援のあり方について

神奈川県立おおいそ学園　家族支援専門員　三堀　久美子
心理士　星出　信一郎

はじめに

児童自立支援施設に入所してくる子ども達は「家庭環境やその外の環境上の理由により生活指導を要する児童」として措置されてくる。家庭環境との相互関係、特に母子関係において愛着に課題がある場合、その子どもの発達に強い影響を及ぼすといわれる。そこで当園に措置された百人の子ども達を対象に、その養育状況を調査したところ、親に離婚歴がある、またDV関係にあるケースが非常に多いことが分かった。このことは、養育環境と愛着形成との間に深い関係があること、また親自身にも愛着に問題があること、さらに愛され愛せなかった親子関係が世代間の負の連鎖となっていることなどが考えられ、対人関係の構築を難しくしている。

まず、第Ⅰ章で「愛着障害」の捉えかたについて共通認識を進めた上で、第Ⅱ章以降では、前述した調査結果により愛着障害という視点で考察を加えつつ、児童自立支援施設における親子関係の再構築に対し、どのような支援を展開していけばよいのか、当園における家族支援の実践を通して、今後のあり方を考えて行きたい。

Ⅰ　愛着障害の医学的心理学的な見方

一　愛着（アタッチメント）とは

愛着（アタッチメント）とは、特定の人と人の間に形成される時間や空間を超えて維持される心理的な結びつきとされている。愛着の概念は心理学者であり、精神分析家でもあるボウルビー（Bowlby）によって提唱され、当初、愛着を情緒的な絆として考えていた。しかし、現在では、目白大学教授の青木によれば、愛着は主に四つの意味で使われているとされている。

一つめは、ボウルビーが提唱した、特定の人と人との間の心理的な結びつき・絆。

二つめは、エインズワース（Ainsworth）のストレンジ・シチュエーション法（Strango Situation Procedure）によって分類された愛着の型・パターンで、その結果をもとに、子どもの反応を安全型と回避型、抵抗（アンビバレント）型の三つに分類したものである。安全型とは、分離時に多少の泣きや混乱を示すが、親との再会時には積極的に身体接触を求め容易に落ち着くタイプである。回避型は親との分離に泣いたり混乱を示すということがほとんどなく、再会時には親から目をそらしたり、明らかに親を避けようとする行動がみられる。抵抗（アンビバレント）型では、分離時に非常に強い不安や混乱を示し、再会時には親に強く身体接触を求めていくが、その一方で親に対して怒りを示し、また激しく叩いたりする。ストレンジ・シチュエーション全般にわたって行動が不安定で、随所に用心深い態度が見られることが多いタイプで、安全型に対して、回避型と抵抗型とを非安全型とした。その後、メイン（Main）らの研究により、D型（無秩序・無方向型）が発見された。D型とは、安全型にも回避型、抵抗型にも当てはまらない一貫した行動特性が見られないタイプである。そして、D型は回避型、抵抗型とともに非安全型に含まれることとなった。

三つめは、乳幼児の行動を制御している複数のシステム（行動制御システム）の一つと考えられている。このシステムは、何らかの危機的な状況や危機が予測された時に生じる不安や恐怖、痛みなどのネガティブな感情により活性化され、愛着対象に接近しようとする外的目標と、安全感や安心感を得ようとする内的目標に向かうとされ、二つの目標が達成されると、このシステムは脱活性化される。システムが脱活性化されると、乳幼児は再び愛着対象から少しずつ離れて、探索をするようになる（探索システムの活性化）。

四つめは、関係性の一つとしての愛着で、乳幼児と養育者との多様な関係性の中の一つの領域で、乳幼児が安全感や安心感を得ようとした時に養育者が情緒的に応答したり、安全を守ったりする領域のことを指す。このことは、内的作業モデル（internal working model）という概念で、表象的愛着として説明されている。

以上のような意味で「愛着」は使われている。つまり、愛着とは、平常時でも見られるようなすべての心理的な結びつきや絆ではなく、「何らかの危機的な状況や危機が予測された時に、特定の対象を安全基地として接近し、安全・安心を得ようとする実際の行動もしくは内的表象のメカニズム」とすることができるであろう。

二　愛着障害とは

愛着障害は、DSM―Ⅳにおいては「抑制型」と「脱抑制型」に分けられていたが、DSM―5では、「反応性愛着障害（Reactive Attachment Disorder：RAD）」と「脱抑制型対人交流障害（Disinherited Social Engagement Disorder：DSED）」とに分類されている。

そして、反応性愛着障害と脱抑制型対人交流障害に共通することとして、不十分な養育の極端な様式、つまりネグレクトや剥奪、養育者の頻繁な変化、あるいは愛着を形成する機会の制限といった特定の養育

者との間に愛着を形成することが困難な環境下での養育が明確にされている。

このことに関連して、ジーナ（Zeanah）らは「アタッチメント障害（Attachment Disorder：AD）」を提案している。アタッチメント障害とは、最重度の虐待やネグレクトを受けた場合や特定の養育者との関わりが極端に制限された場合（例えば、ルーマニアのチャウシェスク政権下、施設で養育されていた子どもたち）、乳幼児は愛着の対象すら持ち得ない状態となる。ジーナらはこの状態を選択的な愛着対象をも持たない状態（non-attachment）として定義した。そして、ジーナらはＤＳＭ―Ⅳによる抑制型を「non-attachment：抑制型」に、脱抑制型を「non-attachment：脱抑制型」に該当するとした。そして、現在のＤＳＭ―５の診断基準では、「non-attachment：抑制型」は反応性愛着障

表１　ジーナ（Zeanah）らのアタッチメント障害の診断基準とＤＳＭ―５における該当（青木　2012 をもとに一部改変）

	障害	行動の特徴	DSM-５における該当
選択的な愛着を持たない障害	抑制され情動的に引きこもった	苦痛な時にでも、養育者に対して安楽を求めようとせず、反応もしない。最小限の対人交流や情動の反応。制限された陽性の感情。	反応性愛着障害
	見慣れない大人に積極的に近づく	慣れない大人に近づき交流することのためらいの欠如。年齢相応の社会的規範を逸脱した過度に馴れ馴れしい言語的または身体的行動。	脱抑制型対人交流障害
安全基地の歪み	抑制された	特定の愛着対象は持つが、養育者がいる時に（不在の時にはそういった特徴はあまり示さない）、見知らぬ人がいると情緒が制限され養育者に不安気にしがみつく。もしくは、恐れによって特徴づけられた抑制と過服従、喜びの欠如した強度の用心深さ（警戒）がある。	
	自己を危険にさらす	特定の愛着対象は持つが、その対象を危険のモニターするためには用いない。すなわち、無鉄砲で事故を起こしやすく、関係性の文脈では攻撃的な行動を示す。	
	役割逆転	特定の愛着対象は持つが、養育者の幸せ・安寧に強く早熟な関心を示す。自分自身や他所の世話をよくすると思うと、命令的で懲罰的行動を示すかもしれない。	
	中断された愛着障害	以下の一連の行動の前に継続した養育者との分離がある。他者からの慰めを受け入れない。情緒的引きこもり、睡眠や摂食の障害、発達の退行。	

害に、「non-attachment：脱抑制型」は脱抑制型対人交流障害に、それぞれ該当するものと考えらえる。

さらに、ジーナらは、養育者に選択的に愛着はしているが、その愛着の質に重度の障害を示す状態を「安全基地の歪み（sacure basa dlstortlon）」として、アタッチメント障害に位置づけている。安全基地とは、子どもは特定の愛着対象を拠点にして、様々な探索活動を行うようになる。しかし、ネガティブな感情が生じると、拠点としていた愛着対象に戻っていく。そして、安全感や安心感が得られると、また探索を始め、拠点から離れていく。このような活動の拠点となるのが安全基地であり、子どもの成長に伴い活動の範囲は広がり、戻る必要は少なくなっていくが、精神的な支えとしては存在し続ける。そして、この安全基地の歪みとして表れる状態を、「抑制された」、「自己を危険にさらす」、「役割逆転」の三つに下位分類をしている〈表1〉。

また、愛着の型やパターンによる分類とDSM―5による愛着障害やジーナらの定義によるアッタチメント障害との関連性については、重症度や予後を考える上で重要だと思われるが、調査方法や対象などの問題もあり、十分な調査や研究が行われていないのが現状である。しかし、これ

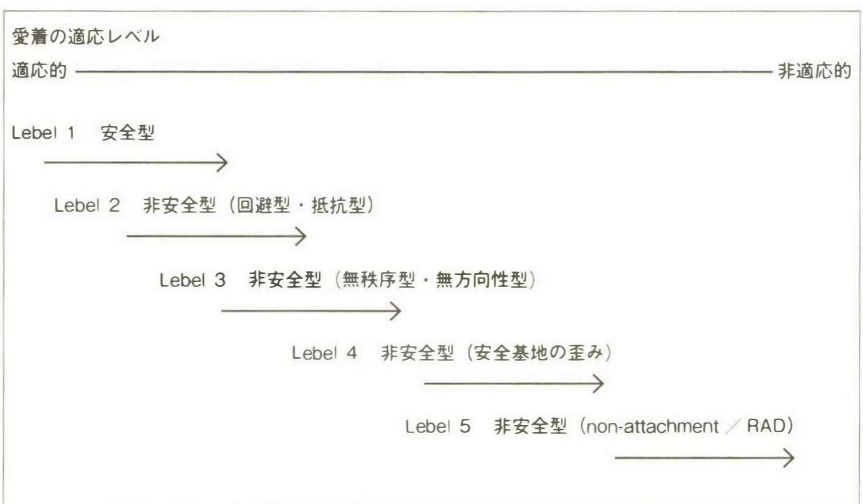

図1　愛着の型と「アタッチメント障害」との関係（Boris & Zeanah　1999）

までに得られている研究結果や知見などからボリス（Boris）とジーナは、〈図1〉のような関連性があると推測している。

三　愛着障害と児童自立支援施設

愛着障害は、九か月以上の発達年齢で、五歳以前に障害が明らかになっていることがDSM―5における診断基準とされている。また、反応性愛着障害は自閉症スペクトラム症との鑑別が、脱抑制型対人交流障害は注意欠陥・多動症との鑑別が問題とされることがある。さらに、児童自立支援施設に入所してくる子どもは中学生年齢の子どもが大半を占めている。そして、五歳以前の状態や養育環境等を確認できるような資料や情報は少なく、愛着障害が疑われるような子どもであっても、その確証を得ることは困難である。

しかし、子どもの生育歴や状態像、家族環境や関係性等の資料や情報を精査することにより、乳幼児期の状況を推察することは可能と思われる。そのことにより、愛着形成を阻害する要因上の問題の有無、また問題があったと考えられる場合、その程度や時期および期間等の考察を行うことで、その子どもの現在の愛着の型やパターン、障害の程度等について理解を深める機会になると考えられる。そして、その結果、子どもに対する新たな気づきや子どもや家族に対する支援の方向性や方法等について、新たな視点が得られることと思われる。

Ⅱ　家庭環境と愛着障害

一　おおいそ学園入所児童、百人の母子関係から見えること

（一）主たる養育者の状況

平成二十四年度～二十七年度までの四年間に措置された百人の子ども達について、母子の愛着形成を中心にどのような家庭環境で育てられたのか考えてみたい。

子ども達の家族形態は〈表2〉に示すとおり、母子家庭が四割を占める。父子家庭も十六人で、そのうちの五人は実母が外国人である。半数以上がひとり親家庭であり、実父母が継続的に養育しているのは十五人である。

離婚を経験している人は百人中八十五人。平成二十七年度厚生労働省「人口動態調査」によれば日本の離婚率は、人口千人に対して一・八％であるから、改めて当園に入所する子どもの親の離婚率が高いことがわかる。離婚が子どもに及ぼす家庭環境の影響を無視できない。しかも、家庭内においてDV被害のあった家族は、七十六世帯。そのDVを原因として九割近くが離婚に至っている。

〈表3(3)〉では、母親の初産年齢と離婚の有無、DVの有無、子どもが〇～二歳未満までに離婚をした母親の数を示しており、四つのグループに分けてみた。

【十五～十九歳の未成年】十四人全員が離婚し、その内の八割がDV被害を経験。さらに八割が再婚している。中には四回の離婚と再婚を繰り返している人もいる。当園に措置された子どもが〇～二歳未満までに十一人が離婚しているが、その内の八人は二番目以降の子どもで再婚後の子どもである。つまり父親違いの子どもがおり、子どもも三人以上となる人も九人いる。また、犯罪歴や非行歴や世代間の問題がある人が半数いた。さらに高校中退か中卒で、世代間の葛藤を抱えており、家出などで早くから親元を離れ

ている場合が多く、出産後、家族等に頼れない理由〔家族（母の父母など）の離婚や再婚など〕があり、新しいパートナーを見つけることで生活基盤を築く傾向が見られる。しかし、離婚後も同じようにDV加害者となる相手を選び、再び離婚となり母子家庭となる人が半数いる。再婚後、安定した生活を送っている人は二人で、大半は生活保護受給世帯となり、経済的に不安定な状況にある。

【二十～二十四歳】当該年齢で出産した人は全体の四割を占める。三十七人が離婚し、三十一人はDV被害に遭っている。また、DVが理由で離婚した人は二十八人と多い。母子家庭は十九人で、福祉施設等に子どもを預けず自身で養育している人は十三人いるが、生活基盤は脆弱で、安定した収入を得ている人は少ない。パート収入や児童手当などが主な収入源であり、十人が生活保護受給者である。一方で、子どもを児童養護施設に預けている人も多く（十四人）、その内、八人は子どもが〇～二歳未満の年齢で離婚となっている。九人は再婚するが、養父の虐待やネグレクトで養育できず児童養護施設等に預ける状況となっている。

【二十五歳～二十九歳】DV被害による離婚率は高いが、子どもを児童養護施設に預けている人は少ない。三割は再婚しても離婚となり母親一人で養育している。母子世帯として生活保護受給者は二人で、生活状況は不安定ながら就労している人も多い。

【三十歳以上】十三人中、離婚している人は九人で、その内の八人はDV被害を受けている。子どもが〇～二歳で離婚する人の割合は、四割程度となる。

また、母親の婚姻回数をみると、二回以上は五十一人。一～二回の婚姻経験者は約九割となる〈表3(1)〉。母親が再婚してスッテプファミリーとなる世帯は一割強〈表2〉であり、一人親として養育している親は半数以上となる。多くの世帯が、複数回の離婚と結婚を繰り返している。離婚という選択が問題なのではなく、離婚という選択が健全な養育環境を生むこともあり得るだろう。しかし、当園に入所する子どもの家族は、養育上、乱暴ともいえる過程を経て離婚に至っていると思えてならない。子どもが、未就学児童

表２　家族形態（主な養育者）と子どもの入所理由

	実父母	実母・養父	母子	実父・養母	父子	その他（親族）	里親	計
虐待	2	3	2	2	5	0	0	14
ぐ犯	3	2	9	2	3	3	0	22
触法	4(1)	4	18(3)	3	5	1	0	35(4)
性的な問題	4	1	5	0	0	0	0	10
施設不適応	1	2(1)	6(4)	2(2)	3(1)	1	0	15(8)
家庭内暴力	1	1	1	0	0	0	1	4
計	15(1)	13(1)	41(7)	9(2)	16(1)	5	1	100(12)

※上記数値は，人数。（　）内は性的な悪戯

表３　母親の養育環境について

（１）母親の婚姻回数

0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	計
3	46	41	8	1	1	100

（２）離婚時の子どもの年齢

0歳	1歳	2歳	3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13歳～	不明	婚姻継続	計
18	15	11	5	14	8	5	5	4	15	100

（３）母親の初産年齢と離婚・ＤＶの関係

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35歳以上	不明	計
人数	14	42	25	10	3	6	100
離婚	14	37	19	7	2	6	85
0～2歳までに離婚した人	11	17	11	4	0	1	44
ＤＶ	12 (12)	31 (28)	18 (12)	6 (6)	3 (2)	6 (6)	76 (66)
児童養護施設利用	5	14	4	2	0	0	25

※「ＤＶ」欄の（　）内は離婚した人数

である六歳までに離婚している人は約六割〈表3(2)〉。離婚の理由を子どもはほとんど知らされていない可能性がある。また親の不仲は「安全基地」の崩壊となり、子どもに及ぼす影響は大きい。夫婦喧嘩の場面を日々見せられる生活環境自体が、心理的な虐待と捉えられてもおかしくはない。

DVや離婚が起こり、結婚生活がうまくいかない背景には、親自身に愛着障害があると考えると理解しやすい。

第Ⅰ章で述べた愛着障害の四つの型について、精神科医師の岡田尊司は次のように説明している。

「安定型スタイル」の人は対人関係が安定していて、他人に対する信頼感が高い。結婚生活も自分が愛した人が自分を愛してくれることを疑わず、相談や助けを求めることが出来る。

それに対して、「回避型スタイル」の人は相手との距離を求め、親密さを回避する。結婚生活では往々にして夫婦間で相談し妥協しあい生活している。それを面倒なことと捉えて、怒り、そしてDVへと発展していく。

また「不安型スタイル」の人は嫌われていることに敏感で、周囲に気を使う反面猜疑心が強い。そして親密な関係になると急に相手に依存的になるか支配的になる。自分が愛されていることを性的な関係で判断することもある。双方が不安型であるとDVに至る可能性は高い。

「非安全型（恐れ、回避型）スタイル」の人は、人と仲良くしたいと思う反面、親密になった人を信じたいが信じられないという強いジレンマを抱く混乱した型であり、結婚生活では情緒不安定で精神的な病状をみせる場合もある。

このように、結婚生活がうまくいかない親には愛着の問題が背景にあり、うまく育ててもらえなかったことが世代を超えて影響を及ぼしているといえる。

現在当園に措置されてくる子どもの親の年齢は、三十五～四十五歳位で一九七〇～一九八〇年代に生まれている。親が思春期の時、日本はバブル期にあり、お金中心に世の中が動き、学歴偏重で結婚相手は高

学歴、高収入であることが条件だとされた時代でもある。学校崩壊や家庭内暴力が社会問題となり、子どもを金属バットで殺した親が話題になり、「積み木崩し」に代表される家庭内暴力がとりあげられた。援助交際もその頃生まれた現象である。この時代は家族関係がうまくいかないことに端を発した社会問題が多く見られた。アダルトチルドレンという言葉や、「甘えの構造」という言葉も話題となっていた。親への反発、成績で分類される学校や世の中への不満が爆発した時代でもある。

その前の世代は、一九四〇～一九五〇年代に生まれている。戦争前後に出生した、いわゆる団塊世代であり、核家族という新しいスタイルの家族が時代の中心となっていった時代である。核家族が単位となる時代、子育ての仕方も大きく変わった。欧米スタイルの子育てが話題となり、個人主義を拡大解釈した子育てが行われるようになっていた。

母子密着が問題視され、伝統的な日本の子育てを否定する風潮が生まれた。親子別室や人工乳での哺乳。抱き癖を問題にして泣いても抱き上げない。子どもの要求に大人は屈しない、子どもを早くしつけることがいいことだと思われていた。母乳が出るのにお乳の形が悪くなると信じて母乳でなく人工乳に変えた母親も多い。スキンシップが愛着形成にとって大事であるにもかかわらず、その頃からスキンシップをおろそかにする育児が行われていく。愛着は触れること、肌からの信号によって情緒的な感覚や安心感を伝える。子どもは触らないと育たない。しかしその基本的なことが欠落した状況がなぜ生まれていったのか。

戦争を前後し日本の結婚感や子育て感は大きく変容し、さらに戦争という暴力が当時の人々に大きく影響を与えている。親子が国家権力によって引き裂かれたのは、第I章で述べたルーマニア・チャウシェスク政権下の孤児だけでなく、日本の子どもにも多くみられたはずだ。その時代に子どもだった人は、今の子ども達の祖父母にあたる。十分に愛されて安心して育ててもらえなかった世代の価値観や、欧米中心の文化を丸呑みしたような社会状況が、現在の家族に世代間連鎖として及ぼす影響を視野に入れ捉えなければ、目の前の家族状況が見えてこない。

（二）子どもの状況

実父母に継続的に育てられている当園の子ども達は、百人中十五人しかいない。親の離婚・再婚により家族形態は変容してしまい、自分の親についての認識さえ非常にあいまいである。当園に入所する子ども全てに家族支援員が面接を行うのは、どのくらい家族について認識できているかを聞き取るためだ。すると、親の離婚理由について知らない子どもが大半であり、〇～二歳までに再婚していると、再婚相手が実父（実母）だと思っている子どももいる。何度も離婚・再婚を繰り返すため、「いつ」「どこで」「誰と」「どんな」生活をしていたのか、断片的にしか答えられず、親との生活を情緒的な感情をもって表現することが難しい。「どんな人？」と尋ねると「普通」「やさしい」というのみでエピソードを語れない。親についての情報を得ていない。年齢を知らない、どこの出身であるのか、どんな仕事をしているのか、親に兄弟がいるのかなど、これまでの親子間の会話には話題にもならなかったらしい。

〈表4〉によると、八割の子どもの知能指数は正常下位以下である。学習については、多くは小学校三年生位から学校の授業についていけなくなったという。落ち着きの無さや子ども同士のトラブルなども、このころから顕著になる。発達障害と診断された子どもは二割ほどだが、診断名はついていなくても、発達障害ではないかと思われる行動をとることはよくある。

あいち小児保健医療総合センター診療科兼保健センター長・杉山登志郎の「子ども虐待という第四の発達障害」によると、「子ども虐待の影響は、幼児期には反応性愛着障害として現れ、ついで小学生になると多動性の障害がめだつようになり、思春期に解離やトラウマが明確になり、その一部は非行に推移していく」という。虐待による影響が発達に及ぼす影響はよく言われるが、第四の発達障害であるという杉山の指摘は確かだと思う。

また、〈表2〉の子どもの入所理由によると、性的な問題による入所が約二割にあたり、児童養護施設から不適応行動で入所した子どもについても、その半数は性的な問題を抱えている。増加している理由の

表4　子どもの状況

（1）知的レベル（WISC－Ⅳでの数値を参考）

正常上位	正常	正常下位	境界レベル	軽度知的障害	中度知的障害	不明	計
6	17	30	23	18	3	3	100

一つとして愛着障害が関係していることが考えられる。愛着は人と人との接触によって形成されてくる。愛着の歪みが性的な支配となって現れることは、DV加害者にも多く見られる。またDV被害者は、愛情と性的行為を混同して受け入れてしまい、DVの発生へと至らしめる。思春期の子ども達にも同じことが言えるのではないか。愛着障害に対する適切なケアがなされない、そうした子ども達は、将来パートナーとの間にDVを起こす可能性が憂慮される。

（三）愛着障害とDVとの関係

調査結果では、対象とした百人の子ども達の内七六％の家庭にDVが発生している状況がある。再婚後DVにより、再び母子家庭になった家庭は二〇％である。さらに、愛着形成にとって臨界期といわれる生後半年から2歳未満に、親がDVのため離婚している子どもの割合は四割である。このことが意味することは何か。それは愛着形成にとって一番大切な時期に、家庭に暴力や暴言が存在していたということである。父母の仲が悪いだけでなく、生まれた子どもに対し、母親が十分な愛情を注ぐための安全な環境が用意されず、不安の中で出産・育児が行われたことになる。また、夫からの暴力におびえて逃げ出す母親や、自分に向けられた暴力を回避するために、父親の子どもへの虐待を容認してしまうことさえある。子どもにとっては、危険極まりない状況にあったことは容易に想像できる。特定の人との十分なスキンシップやケアによって愛着はつくられていくが、安全基地であるはずの家庭が戦争状態であれば、子どもが正常に発達していくはずがない。

そして、DVのある家庭に多く見られる特徴は、「秩序のない生活」が繰り返されているということである。暴力が介在する生活には、一貫した秩序はなく父親や母親

の気まぐれで養育がなされている。かわいがっていたかと思うと足蹴りをするといった、アンビバレントな対応が繰り返され、愛着関係にとって非常に脆弱な状況となる。また、再婚と転居を何度も繰り返すことで、子どもにとって安全基地となり得る「特定の人」「特定の環境」の提供も阻害されてしまうことになり、子どもの心情に及ぼす影響は計り知れない。

さらに、近年様々な研究が進められているDVによる脳への影響という視点も紹介したい。福井大学子どものこころ発達研究センター教授友田明美によれば、両親間のDV曝露による脳の影響について、脳の視覚野の容積が減少することがわかってきたという。また、暴言が脳に及ぼす影響について研究されている。子どもに対し直接浴びせ掛けられる暴言は当然だが、意味もわからず親が暴言を吐き、大声で騒ぎたてる環境下では子どもが安心できるはずがない。友田は「子ども時代の精神的なストレスは、その後の脳の発達における二つの決定的な要素、シナプスの形成および髄鞘形成に影響を与える」という。発達障害では、このシナプスの細胞間の連携が問題にされる。〇～二歳の時期は、愛着だけでなく脳の発達に重要な時期でもある。DVをはじめとした虐待環境に置かれた子ども達が、当園に措置される子ども達の七六％にあたるということを念頭に支援していく必要性を強く感じている。

では、愛着に問題のある親子、家族に対してどんな支援をすればいいのか。次に、百人の子ども達のうち五十一人に行った家族支援の実践を元に考えたいと思う。

Ⅲ　おおいそ学園での家族支援の実践

一　家族支援の流れと内容

（一）家族支援の流れ

当園では、入所後二か月を経過した頃に子どもと担当職員、心理士、家族支援専門員の四人で「おれの自立計画」の作成に取り組み始める。これは、「なぜ学園に来ることになったのか」「学園での生活目標は何か」、また、自分の強みや弱みを整理しつつ、「学園を退所してからどんな生活をしたいのか」「将来の夢は何か」など、これからの生活を展望させ、子ども自身に、家族や児童相談所、前籍校などの関係者の前で発表させるものである。この取り組みにより、担当職員、分校、前籍校、児童相談所、そして家族が支援者として協働し、子どもが抱える課題解決の方策についての確認が可能となっている。

当園は家族支援専門員（非常勤）を一名配置しており、家族交流の計画から実施、報告までを中心となり行っている。家族寮（「いちょう寮」）が別棟で設けられており、家族交流の計画から実施、報告までを中心となり行っている。家族寮（「いちょう寮」）が別棟で設けられており、家族交流の場所として活用されている。「おれの自立計画」の発表や家族とのカンファレンスもそこで行い、家族が気軽に使える場所と位置づけている。当園の家族交流は、この「おれの自立計画」の発表を踏まえて実施していくことになる。寮生活による生活支援、分校生活による学習支援、いちょう寮で行う家族との交流による支援、その三つの支援がないと子どもの課題は解決できないと家族に対してアナウンスしている。

（二）家族支援の内容

実際に交流を行った五十一組の家族についてみていくと、家族形態としては半数以上が母子家庭で、実父母が二割を占めている（表5(1)）。多くが母親を中心とした家族形態である。

具体的な実践として、「お互いの理解を深める」ことを主目的とした交流プログラムを行っている。主に月一回、一セッション二時間を基本として、日帰り、若しくは宿泊により実施する。宿泊の場合は二セッション行うこともある。自分の子育ての失敗だと自責の念を持っている親が多く、関係職員等から責められるのではないかと構えてしまうため、〝親子で安全な関係を作る場〟として位置づけ、親が安心して来園（寮）し、親子で過ごすことを楽しめるよう工夫している。安心できる場であることがわかると、親自身も人生を振り返る余裕が出てくる。あくまで家族自身の気づきを大切にしており、こちらから指導的な

指示、強制はしないように留意している。

この時、愛着に問題がある子ども達は、親と時間を共にすることに不安を感じ、回避的、また攻撃的になることが考えられるので、子どもの心理的な負担を軽減するために、担当職員に参加してもらうこともある。特に初回は、担当職員から学園での様子を話してもらう他、子どもを褒めるなど肯定的な対応を依頼している。子どもと親との会話は、弾まず

表5　家族支援を行った51家族

（1）家族形態と入所の理由

	実父母	母子	父子	実母・養父	実父・養母	その他	計
虐待	0	1	1	1	0	0	3
ぐ犯	3	3	1	1	0	2	10
触法	3(1)	15(3)	3	2	1	0	24(4)
性的問題	3	4	0	1	0	0	8
施設不適	0	2(2)	0	2(2)	0	0	4(4)
家庭内暴力	1	1	0	0	0	0	2
計	10(1)	26(5)	5	7(2)	1	2	51(8)

※（　）内は性的問題

（2）交流プログラムの回数と退所後の経過

	1～3回	4～6回	7～10回	11回～	計	交流なし
A	11	4	8	4	27	17
B	1	3	3	0	7	11
C	3	1	1	1	6	3
D	1	1	0	0	2	0
E1	1	0	0	0	1	1
E2	2	3	0	0	5	6
在籍中	3	0	0	0	3	11
計	21	12	12	5	51	49

A……安定して生活している
B……問題行動が見られるが，補導等にはいたっていない
C……問題行動があり，児童相談所の係属や補導あり
D……家庭裁判所係属による処分あり（試験観察，保護観察）
E1……児童自立支援施設に入所中
E2……少年院に入所中

展開が難しいことが多いので、ゲームや調理など親子が協力することが必要な作業を取り入れている。時には家族に畑仕事をしてもらい、入所中に作物を共に育ててもらうようなプログラムを組むこともある。親と共に汗を流し、共有体験をすることは親子の共感性を高める。一緒に過ごすこと、一緒に食事をし、お風呂に入り、TVを観て、枕を並べて寝る。そうした当たり前のことが、当園の子ども達には特別のことなのである。つまり、今までは家庭の中にあたり前が存在しない状況があったということである。

愛着障害の型で考えれば、回避型の親子であれば無理に距離を詰めようとはせず、定期的な短時間の交流を積み重ね、安心できることを理解してもらう。不安型の子どもの場合は、親密になってくると要求が増える傾向にあるので、制限や決まりを明確にして枠を緩めないようにする。

ただ、交流プログラムは子どもの興味や能力に合わせて柔軟に作成している。家族療法的なアプローチで行うこともある。家族の生活状況、力量、価値観を知るために、特定の話題（例えば「将来の夢」、「子どもの誕生」など）を提供してお互いの話を聴くこともある。また、家族カンファレンスを行い、家族の課題について関係者全員で考えることもある。そして、具体的で実現可能な解決策を、家族が主体的に考え出せるよう留意し進行している。

〈表5(2)〉により、交流プログラムの回数と退所後の経過を示したが、交流プログラムを行っても少年院送致等になってしまう子どもは存在する。しかし交流プログラムを複数回行うことは、関係機関との関係も良くなると同時に、家族としての安定度が高まり、子ども達が大きく転落することを防ぐことになる。また、交流を行ってもうまくいかない、親との理解が深まらないと退所後に再犯を繰り返すことが多くなる。支援者側は変化を起こすきっかけ作りをしているにすぎず、親子の意向が合致しない限りどんな交流を行っても変化は起こらない。

家族支援の実践は、〝家族の関係性は変わる〟という前提に立って行っている。親子が求めている方向は同じ「愛したい、愛されたい」という思いであるが、お互いに愛着を求めながらもその方法に悩んでいる。

近づきたいのに近づけない。攻撃する方法でしか近づく方法を知らない。近づくと、また拒否されるのではないかと不安に思う。それを、親子双方が思っている。愛し方を知らない親と愛され方を知らない子どもの間に立って、その関係を再構築していくためには、学園が親子の安全地帯としての役割を担うことが大切である。

Ⅳ　児童自立支援施設の機能を生かす

杉山登志郎は、子どもの虐待に対して我々がなすべき四つのケアを提示してくれている。①部分的にでも安心が提供できる大人を周囲におくこと、②生活の基本を見直す、早寝早起き、適度な栄養、適度な運動を行うこと、③体力と学力、そしてコミュニケーション能力を上げること、④家族の周りにいくつもの窓を開けること、である。

この四つのケアを行うには社会的養護を行う施設の中で、児童自立支援施設が最適であると思う。

愛着に問題のある子ども達には、特定の大人との安心できる「基地」が求められる。特定の人との関係でいえば夫婦制による職員体制は最良ではあろうが、交代制勤務においても、安心できる大人が常に近くにいることは可能だと考える。集団でみれば、同じ課題を抱える同世代の子ども達で構成されており、ある意味安定している。また、児童自立支援施設は「枠のある生活」が基本となる。規則正しい生活と適度な運動は常に確保される。さらに、特徴的なこととして児童自立支援施設には学校が併設されているので、学力の向上を図るための適切で手厚い支援が可能である。子どもの能力や生活・家族状況までを教職員が理解し、子どもに合わせた教育を保障している。集団生活によりコミュニケーション能力を向上させることも可能である。加えて、子どもとの関係構築に向けた働きかけなど、家族に対する支援が行われる。子どもと家族、この双方の緊張感が解れ、家族が開かれていく。

このような取り組みが可能である児童自立支援施設は、愛着障害をはじめ、被虐待児童のケア施設としても十分機能していかなければならない。そして、より一層の機能強化が図られるべきであろう。

家族との関係を整理していくことは、子どもの人生を大きく左右する。その中核となるべき、家族支援専門員は他の業務との兼務ではなく専属配置されるべきである。寮長兼務にも限界がある。生活の場で多くの時間を共有している子どもには思い入れも生じ、親子関係を冷静に捉えられなくなる虞はないだろうか。子どもと親から、物心共に一定の距離を保つスタッフ（家族支援専門員）が介入することで、具体的な支援に取り組み易く、また家族にとっても、特定のスタッフが継続的かつ安定的に関わることで分りやすく、安心できる環境を提供することになる。さらに、児童自立支援施設における家族支援専門員の必要性が高まり、その役割が求められている中、家族支援専門員が展開する家族支援の技術向上やその実践方法の確立のため、定期的な研修の機会の設定は勿論のこと、家族支援専門員同士の情報交換の場の設定などは必須であると痛切に感じている。

参照文献

青木豊（二〇一二）．乳幼児―養育者の関係性　精神療法とアタッチメント．福村出版、一一六―一二〇頁．
岡田尊司（二〇一一）．愛着障害―子ども時代を引きずる人々．光文社、（光文社新書）．
杉山登志郎（二〇〇七）．子ども虐待という第四の発達障害．学研プラス、全一八四頁．
友田明美（二〇一二）．いやされない傷―児童虐待と傷ついていく脳．診断と治療者、全一六八頁．
日本精神神経学会監修（二〇一四）．ＤＳＭ－５　精神疾患の診断・統計マニュアル．染谷俊幸ほか訳．医学書院、二六三―二六八頁．

特集③

ゼロ歳の先生
～施設が安全基地であるためにできること～

名古屋市玉野川学園　男子寮主任　二本柳　啓　輔

Ⅰ　はじめに

非行問題第二二三号発刊に際しまして、当学園にも執筆の機会を与えて頂きありがとうございます。この貴重な機会を通じ、読者の方々と日頃の業務や考え方について様々な意見を交わすことができれば幸いです。意気込んではいるものの、正直論文的、学術的書き方は大苦手でございます。医学や発達部門等の側面からを掘り下げるにも、恥ずかしながら詳しくは存じ上げません。またケーススタディも用いません。

私が今回お伝えしたいことを端的に申し上げますと「私個人の経験・実践・これから」の三点です。これらについて、頂戴しましたテーマと関連付け（身勝手な拡大解釈を適用させて頂きますが）、憚りながら早速筆を執らせていただきます。

ご承知の通り、人がゼロ歳の時期に発達していなければならない課題として愛着の形成があり、それに伴い情緒も発達していくものとされています。そして養育者を安心感の拠り所、つまり「安全基地」とし

てやがて外の世界へ探索を始めることができます。

児童自立支援施設の子ども達はもとより私達職員もまた、初めて施設という未体験な世界に生を受けた時があったのです。その時どのような人と出会い、どのような思いで歩みを進めていくのか。乳児期の愛着形成と異なれども似ている部分があると感じております。

まずは以下に私が当学園に誕生してからの歩みを思い起こすことから始め、後段にはよりよい施設生活を全員が送るための一工夫を考えるところまで、辿り着きたいと思います。

Ⅱ　嫌いにならずにはいられない

「愛着」という言葉を用いるのであれば、当時の私は自分の職場に対する愛着などありませんでした。その時「ゼロ歳」の私には、施設自体を「安全基地」と捉えられていなかったと思います。

当時働き始めの私は、一にも二にも「職員」、「先生」、「なめられてはいけない」、「言うことを聞かせねばならない」、これらの凝り固まった指導観念で自分を覆いつくしておりました。当時は住み込み勤務で、自分が寮長。閉ざした空間の中で、自分一人で悩むだけの日々でした。「できない。やれない」ばかり口にしていましたが、周りからすると「何故できない?」です。それはそうです。職場は即戦力を求めていたのですから。私には、職場に尽くし子どもと関わる以前の「人間力」が備わってなかったのです。

当時は女子寮の併立制寮長として寮舎に住み込んでましたが、無断外出→捜索→保護→寮指導→無断外出・・・の繰り返しが業務のほとんどでした。やっと迎えた消灯後の自分一人の時間も気が気ではありません。睡眠中も事務所のノックで起こされます。しかしそこには大抵誰もいません（時々手首を傷だらけにした、子どもはいました。）。夜中に目が覚め枕元を見ると、子どもが背中をむけて座っています。もう一度見ると、やはり誰もいません。夜が明けた時には脳が働くことに対し拒否反応をし、毎朝のように嘔

吐していました。このまま目覚めなくても良いのに、と考えたこともありました。

これほどまでに、日常に対し全力で嫌気を覚えたことはありませんでした。先に記した「言うことを聞かせる」なんてことは、私の指導意識や仕事に対する心持ちからすると矛盾の極みでした。

今となっては平身低頭の思いですが、多くのベテランの先生達が補助に入り、指導して下さることになりました。程無く子ども達には落ち着きと笑顔が戻ってきました。余所にしていた学ぶことの大切さと偉大な先輩たちへの感謝を感じ取ることができました。

安全基地は間違いなくありました。ただ私は自分の不勉強と浅はかさで、自ら施設との愛着関係を拒否していたのでしょう。冷却期間をお許し頂き最終的にたどり着いた結論は「今の自分に子どもを変えることは無理だ」です。だから、「自分が変わろう、少しだけ」という思いで、子どもたちのそのままを極力直視するようにしました。そうするとまず、気楽になりました。次にホールに居ようと思い、子どもと付き合えるようになりました。問題行動や批判は、数知れず起こりましたが、「それでもいい」、と思い始めました。

十七年前の当時は現在に比べ、虞犯や触法を入園理由とする、いわゆる「純然たる教護児童」が明らかに多かったです。その背景にはやはり、彼らの出生時にさかのぼっての養育者との愛着形成が不十分な子どもも数多くいたはずです。目の前の如何なる子どもに対しても眼差しを背けることはしたくはないと、思い直すようになりましたが、彼らの育ちの背景に無関心なこともまた、その子の存在を認めないことだと、今では肌に突き刺さる思いです。

五年後、玉野川学園は通勤交替制へと移行し、子どもたちを見守る体制が変わる中で、施設全体としても個々の職員にとっても試行錯誤の日々が続いていきました。私自身も施設にとって、なんとも手のかかる赤ん坊でしたが、「ここに居れば安心かな？」と、安全基地から踏み出す事ができるくらいまでにはなっていったと思います。

Ⅲ　一歩、また一歩

『まず、やってみる』

それが、先生年齢五歳ほどの私の目標でした。男子寮へ移ってからも私は新人でした。子ども達とも探り合いの日々、問題もしょっちゅう起きていました。しかしもう見て見ぬ振りも、伝えないこともしません。しかしその伝え方の下手なことといったらありません。しかし自分で決めたからにはやりました。ただし「目を背けない」ということは、「見て見ぬ振り」の何十倍も疲弊します。それが、子ども達が背負ってきた人生に対する誠意、私を助けてくれた人たちへの恩返しだと思っていました。私一人では拭いきれない問題（troubie）も数々ありましたが、それは自分一人のものではなく、男子寮職員・チームの共有物、つまり児童から職員にあたえられた問題（question）であり、施設全体として乗り越えていくべき問題（projoct）ということも図られてきたと思います。数々の叱咤を頂いたにも関わらず、多くの失敗や非生産的な成功も繰り返してきました。だけども職員からは否定はされませんでした。否定していたのは「自分で、自分を」であったことを痛感しました。

「寮の職員で何かできるクラブ活動はないか？」

当時会議で係長から問われたことです。前例踏襲ではなく、比較的新手の職員を主軸に新しい取り組みをしてみてはどうかというのがこの頃の学園内の動きです。卓球、マラソン、その他は？　私は「これしかできない」、と弱々しい思いに蓋をし、「これをやる！」と決め、自分で指導可能なクラブ活動を提案しました。

数年前まで私の補助をして頂いた先輩職員の方々にも参加して頂き、恐れ多いことに「アレ、面白そうだな」、「一緒にやりたいなあ」と声をかけて頂きました。私にとっては至上の喜びですが、それ以上に自

分がこの学園で歩き出させてもらったことで、少しの自信と余裕に繋がりました。そしてまず自分が安定することで、やっと子ども達に意識を持って行けたと思います。自己の定着無くして、他者への配慮はできません。

年月は経ち、私は今十七歳の先生になりました。施設で過ごす一日は過度に長く感じるものですが、十七年という年月を振り返ると瞬く間に過ぎていった気がします。今は立場も役割も変わり、過去にぶつかってきた壁とは一味も二味も違う課題と向き合っています。子どもを直接担当職員とは違う個別的、または全体的視点からとらえたり、寮職員集団を児童への支援目標に沿いながらまとめていかなくてはなりません。力不足の為、多大なご迷惑をおかけしながら職務に挑む毎日です。

Ⅳ　五感で味わう愛着

私達は子ども達を守り、互いに支え合うという日々の連続性を絶やしてはいけないと思います。現在世の中の環境は目くるめく変化しており、それに伴い児童福祉業界もそのあり方を問われている時代です。しかしその変化の潮流の中から、子ども達の支援や施設の暮らしに不可欠なもの、あるいは不変的なものを取捨選択し、支援に役立ててこその先生の仕事かと考えます。施設ごとの特徴ある行事やイベント、伝統、また寮集団としての運営工夫もさることながら、私は「当たり前の日常に感性を吹き込む」ことが重要であると考えますし、それが施設で暮らす事への愛着に繋がっていければと考えています。特に私が日常的に心掛けていることは①『生きるための営み』、②『表情のやりとり』、この二つです。皆さまも既に実践済みであり、在り来たりな内容とは思いますが、以下に私の実践をエピソードと共に記したいと思います。

一　音と匂いでひとつに集う

子ども達が生命活動を営むことを継続的に支援する方法として、施設として割合に力を入れやすいのは「食事・調理」かと思います。個人的には食事場面は支援上最も配慮のいる難しいシーンではないかと感じています。なぜなら子ども達と職員、それぞれの成育歴の中で育まれた食事場面が十数通り再現され、それが一日三回顔を突き合わせて毎日続くのですから、何かが起こらない訳がありません。

配膳中から食後まで子ども達の特徴がさまざまに表れ、見ていると実に興味深いものです。例えば肉団子の個数を同じにしなければ気が気でない子（ひとつくらい、どうでもよいと思うのだが）。その分配を身を乗り出しジーッと見ている子。マヨネーズの小袋をグニグニと弄る子。バジル風味をクンクンと嗅ぐ子。中には「あ～ん、この待っている時間が一番つらい！おあずけだ～」と笑っている子もいます。「手を置いて待つのだよ」と不適切行動に制止をかけることもよくありますが、私が勤める男子寮の子は食べるということに拒否的な子はいないようです。

当番の、「姿勢を正してください。手を合わせてください」に続き「いただきます」を全員で唱和し、食事が始まります。苦手なものは半分は減らしても良いですが、半分は食べるのが原則（作って頂いた方や食材への感謝と、克服力をはぐくむ目的）です。しかし好物があれば、おかわりする事も可能です。

私は「お、いい味だね」、「きれいに盛り付けたね」、「しょっぱい！」と、ボソっと言います。案外子ども達はそういった一言を聞いており、反応を示します。「おいしいよね！」、「いや、俺はいまいち」どちらでもいいと思ってます。この反応こそが、十数人の疎らな食育歴を瞬間的に一つにし、施設の食事時間に愛着をもたらすきっかけのような気がするからです。

あとは私はたまに質問もします。簡単なのは『食事アンケート』です。例えば「シュウマイとギョーザ、どっちが好き？」、「君の家では、目玉焼きに何かけてた？」、「スパゲッティの種類五個言える？」など、

そういったものですが、どんな子どもでも反応し話し出します。時折会話優先になり、食事後の日課に微々たる支障をきたすところは私の管理力のないところではありますが、こういったことからも食事への興味であったり、子ども同士のコミュニケーションや食事場面への参加意欲を引き出せるのであれば、許容内の代償かと思っております。

いつであったか、寮炊事（子どもと職員で食事をつくる、月に一度の日課）でサケのムニエルを作りました。私はアツアツのフライパンにバターを溶かし、煮えたぎったそれを一人一人のサケに「ジュジュッ」とかけてあげたことがあります。「おー！」という歓声は予想内でしたが、普段は魚の皮を残す子が、皮まで食べてしまった事は嬉しい意味の予想外でした。

このことから、食事は、「音と匂い」で感性を育てる手段なのだと学びました。児童自立支援施設の子ども達にとって「残さず食べること」「行儀よく食べること」は間違いなく重要ですが、本来人間が持っている感覚や欲求に露骨に働きかける健全なパフォーマンスも、愛着を育むための支援として活かしてよいのではないでしょうか。

また真逆に、いつも楽しく食べることだけが、必ずしも必要な支援とは考えていません。施設の暮らしではよくあることと思いますが、子ども達を叱ったり、部屋食の子がいたり、寮全体として問題が発生した場合など、職員も子ども達も重苦しい雰囲気で食卓を囲まなくてはなりません。しかしこういった経験をすることも、子ども達にとって必要な「栄養摂取」の一つであると思いますし、「やはり食事場面はよい雰囲気で」と子ども達自身が感じ取り、日常の中のあたりまえに愛着を築いてもらえたらと思います。

二　言葉以上に表情で

「ニホンヤナギ先生」。

長いし、聞き取りにくいのでしょうね。新しく来た職員の方には「はじめまして、二本松先生」と呼ばれ、おそらく酔ってるであろう保護者の方からの電話では「二階堂先生、うちの子どもは…」と言われ、子どもの担当福祉司の児童記録には、「国柳指導員が入園時に同席し…」と書かれたりしています。私の苗字は部分照合しかされないのでしょうか。それは余談ですが。

誰が初めに呼んだのか（記憶が確かなら名づけ親はT先生）、ゼロ歳の私は「二ホンさん」と命名されていました。諄いようですが、その呼ばれ方にも愛着など感じたこともありませんでした。むしろ「子ども達の手前、きちんと苗字で呼んだほうがいいのでは」と心の中でブツブツ言いながらも、表面だって否定する気もありませんでした。しかし安全基地の一人として過ごした年月の中で、厚かましくも心地よさも覚え、今は逆にこの呼ばれ方に愛着が湧き、利用しています。子ども達の前で職員からこう呼ばれることで「先生たちも堅苦しくない関係なのかもな」と子ども達の洞察を否定せず、安心感を植えつけるためでもあります。ですので私自身、いま子ども達に「二ホン先生」と呼ばれても通常は注意したり、訂正を求めることもしていません。前段が長くなりましたが、私が安全基地において「二ホン先生」という役割を担ううえで習慣化していることがあります。

私は学園の門から寮に向かい、玄関を入る前に自分の頬を自分で軽く叩きます。これは私自身への気合い注入の意味ではなく、私生活から安全基地の先生に数時間変身するための一瞬のセレモニーなのです。

その後中に入り、子ども達と挨拶をします。この時大きな声で「おはよう！」と言うよりも、子ども達一人一人と視線を合わせ、小声であっても目と口でにこやかに表現することを極力心掛けています。遠くから大声で叫んできた子に対しては、大きく手を振り返すだけにしています。前者のように指導的に誘発するための挨拶よりも、こちら側の表情を見せ「今日も一日よろしくね」というスタイルを見せた方が、感性を育むことができると思うからです。前日に同僚から「昨日問題行動が起きたから、二ホン先生明日

はちょっと…」とメールが来た場合は、尚更醍醐味です。

普段の何気ない会話も、指導の必要な緊張場面も極力目を合わせ表情を作ることを心がけます。たとえば目を見開いたり、口角をあげたり、鼻の穴を余計に開いてみたり、眉間に皺を寄せてみたり、時には無表情。「目（表情）は口（言葉）ほどに物を言う」というのは事実かと思います。表情は感情に影響されるのはもちろんのことですが、時に繕うこともまた、子ども達の洞察力を高めたり、人間への興味関心を高めるための手段かと思います。

一日の仕事が終わり退勤する時は大きく息を吐き出し、プライベートの自分に戻ります。公私の区切りを付け、身を正し、「チームの中の自分であろう、子どもとかかわる自分であろう」と考えています。「等身大の自分で関わる」とか「ありのままの」というものも昨今よく聞かれますが、私は敢えて意識的に構えることで安全基地への所属意識を高めようと考えています。

V　ゼロ歳以前の愛着形成

私にはもう一つの記憶があります。それは先生年齢ゼロ歳以前、つまりは研修生時代の記憶です。十八年前の冬、実習でお世話になった施設の寮長先生に連れられ、古びた居酒屋で私を正面に座らせ、太い声でボソボソと語っておられました。

「児童福祉業界ってのはよぉ、陽の当たらねぇ路地裏みてぇなもんだよなぁ」と。

私は「まあ、目立たなく、派手でもないってことだろうな」位の理解で、小さく相槌をうつだけでした。段々とお酒が進むとその先生は、「だけど児童自立支援施設はさぁ、その路地裏の赤提灯だよ。銀座のネオンの華やかさはないけど、なんか来るやつみんなで肩を寄せ合ってさぁ。細々としてるけど暖かいよなぁ」と。ふと店内を見ると、小さいテーブルを四、五人で囲み語り、またカウンターでは初めて合う様子の二

人が酒を注ぎ合っていました。堅苦しくなく、人間くささが息づき、心が一つの空間で交差し合う。ふと、「ここにいると安心するなあ」と思うことのできる場所。この時から私は、これが自分の進もうとしてる児童自立支援施設の世界なのかなと、自分なりに思い描くようになりました。店に入るときは気づかなかったのですが、帰り際、居酒屋の軒先には明々と提灯が灯っていました。

こういった出来事も私が今の仕事に魅かれたきっかけにもなり、十七年たった今でも思い入れはありますが、私の場合やはり理想と現実の違いに悩む年月が長く続いたというわけです。

Ⅵ　むすびに

長々と書き連ねてまいりましたが、間もなく筆を置かせていただきます。

私は現在、十七歳の先生と申し上げましたが、「出発点に立ち返る」という意味で、ゼロ歳の記憶を今でも思い起こすことが多々あります。今現在は、出来なかった過去を後悔するよりも、あの時があるから今があるのだと、過去の自分を受容できるようになりました。それもこれも、玉野川学園やこの世界で出会ってきた人たちの支えのおかげです。

今仕事をするうえで、私の安全基地は玉野川学園です。しかし、いつまたあの時のような状況になるのか、またはもっともっと違う学園に生まれ変わるのか。不安や期待で入り混じる感情を日々揺さぶられながらも、子ども達にとっても私達にとっても、安心な暮らしを探し続けていこうと思っています。来年、五年後、十年後、子ども達や私も必ずしも今の場所に存在しているとは限りません。しかし近い将来この場所に来る人達のため、又は去って行った人達のために、私はやらなければならないと思うのです。それにはやはり、ダイナミックな変化を起こすのではなく、いつの時代も変わらない日々繰り返す当たり前の営みを、ささやかに、豊かに送ることが大切だと思います。

その為に私は、ゼロ歳の記憶を肝に銘じ、安全基地の一人でいられることをこれからも感謝し続けたいと思います。

特集④

児童自立支援施設における愛着形成の一考察

大阪市立阿武山学園　担当係長　松井正宣

Ⅰ　はじめに

児童自立支援施設は、百年を超える実践の歩みの中で、常に職員と子どもとのつながりを重視する支援を行ってきました。児童自立支援施設が大切にしてきた、「ＷＩＴＨの精神」という言葉に表されるその理念は、人と人とのつながりをより専門的に究めようとしてきた証であるようにも思えます。しかしながら、人と人とのつながりというものは目に見えず、形のないものなので、社会的には、目に見える表面的な問題や課題が解決されなければ、その支援は意味のないものと一蹴され、児童自立支援施設は、その存在を危ぶまれる程に、窮地に立たされてきました。確かに、人と人とのつながりというものの在り方については、その時代の風潮により、またその時代の風潮を受けた個々人の捉え方により、何とでも解釈できるものであるために、児童自立支援施設の内部においても、誤った捉え方のもと、誤った指導が繰り返されてきた経過があることも否めません。けれども、児童自立支援施設の歴史を築いてきた多くの職員は、職員と子どもとのつながりを根幹とした支援こそが、子どもの最善の利益につながるという思いで、実践されてきたのだと思います。そういう意味では、今回の非行問題において、「愛着形成」というテーマが取り上げられたことは、まさに児童自立支援施設の原点回帰としても有意義であると感じていますし、そ

の在り方を議論することは、児童自立支援施設が誤った指導に陥らないためにも、またお互いの実践を検証し合うという意味でも、必要なことであると思います。

これまでの児童自立支援施設の歴史がそうであったように、時代の流れの中で社会の価値観は変容し、また、医学的、教育的な研究も進歩していきますので、児童自立支援施設やその職員の立場、役割も、これが正解という答えがある訳ではなく、職員それぞれが実践の中で探究し続けなければならないものであるように思います。私自身、二十五年という月日を、小舎夫婦制施設の職員として歩み続ける中で、常に自分の立場や役割がどうあるべきかに悩み、数えきれない失敗を繰り返しながら、その在り方を探し求めてきました。そのような私の拙い実践ではありますが、今回こうして発表の機会をいただきましたので、職員と子どもとの関係性について、「愛着形成」というテーマに焦点を当てながら考えていきたいと思います。特に若手職員の皆さんにとって、日々の実践において何かヒントになるようなものになればと考えています。

Ⅱ　力関係にとらわれた指導

私が阿武山学園の職員になって間もなく、子ども達から「先生は柔道をやっていたんですね。だからガタイがいいんですね。」と声を掛けられるようになりました。私は、柔道をやっていたといっても高校時代にやっていただけで、しかも大した実績がある訳ではないので、何故子ども達からそんな風に言われるのか不思議だったのですが、実は先輩職員が意図的に、そうした情報を子ども達に流していたのです。後になって気付いたのですが、それは、まだ二十歳そこそこの頼りない私が、子ども達からなめられないように、少しでも私に箔をつけるために配慮して下さってのことでした。子どもとの関係を築く上で、力関係が大切だと理解していた私は、子ども達との関係の中で優位に立つために、そうした情報操作は必要な

手段であると考え、実際に、その情報は私にとって有効に作用していました。その結果、子ども達が判断する序列の中で、私は上位に位置付けられていました。けれども、指導上はまだ何の実績もない訳ですから、それは職員としての立場ではなく、あくまで子どもも含めた力関係のピラミッドの中で、上位に位置付けられていたというだけのものでした。ただ、男子の指導において、このピラミッドにおける力関係の位置付けは、子ども達の生活に大きな影響を及ぼすような、何の権限も持たないフリー職員（学科指導、クラブ指導、寮担当の補佐などを担当）の私が指導を行う際に、威圧的な指導を行う上ではとても効果的でした。所謂、にらみを利かせるというだけの指導で、ある程度その場を治められる手段は、その時の私の唯一の武器となるもので、私はあらゆる指導場面でその武器を活用しました。手段はどうであれ、任された場面を治める力は今も要求されるでしょうし、それができなければ評価されないということは、今も変わらないように思います。しかし、力関係の指導を押し通していた私は、よく子ども達と対立関係に陥りました。特に女子からは、私の指導を無視されることがよくありました。その度に寮担当の先生方には仲介役になっていただき、ご迷惑をおかけしていました。

その後三年間のフリー職員時代を経て、私は男子寮の担当になりました。寮担当になって半年後には結婚し、そこから小舎夫婦制の寮運営をスタートさせました。寮担当になったとはいえ、私の指導は相変わらず、力関係による威圧的な指導に終始していました。その頃の私は、寮担当になれば、自ずと寮担当としての立場が確立され、その権限が備わってくるものだと思っていました。実際は、子ども達から寮担当として認められて初めて築かれるものが、子ども達に何の成果を示さないままでも、与えられるものだと勘違いしていたのです。その結果、私の指導は寮運営をする上でうまく機能せず、負の連鎖に陥り、どんどん指導を管理的にせざるを得なくなっていきました。管理的な指導を強化すると、力で抑え込む形で表面的な問題は収束させることができるのですが、根本的な問題が解決されていないために、次から次へと問題が再燃することになります。解決の手立てを持たない私にとって、そうした問題に対応するためには、

ますます厳しい指導を行わざるを得ず、後戻りができなくなった私には全く余裕がなくなり、余裕がなくなった私に指導される子ども達は、追い詰められてストレスを溜め込み、無断外出などの問題行動を繰り返すようになっていきました。

このように、力関係で優位に立ち、子どもをコントロールしようとする指導は、目の前の表面的な問題に対応するだけの指導になってしまい、根本的な問題解決に取り組む指導になり得ません。したがって、子ども達からの信頼を得ることはできませんし、愛着形成には程遠い指導になってしまいます。職員自身も、自分の指導に自信が持てず、子どもに対しても愛情を感じられなくなってしまいます。けれども、ここで壁になるのが、管理的な指導に幕引きできる勇気が持てるかどうかです。一旦管理的な指導を始めてしまうと、指導を緩めることで子ども達が指導の枠からはずれ、反発、反抗を招くのではないかという不安と怖れに見舞われます。それを乗り越えるためには、もう一度基本に立ち返り、自分は何をすべきなのか、自分にできることは何なのかを考え直す必要があります。その際に、自分の周りでサポートが期待できるハード・ソフト両面の資源も、しっかり考え合わせてアセスメントしていけば、自分にできることが見えてくるはずです。

Ⅲ　力関係から脱却する考え方

力関係による指導は子どもとの対立関係を生み出し、その結果として、威圧的な指導により、子どもをコントロールするという指導に陥りやすいということは先にお伝えしました。大阪では、平成二十四年に公立高校のクラブ活動において、指導者から体罰を受けていた生徒が自殺するという事案が発生し、報道でも大きく取り上げられました。同じ時期に、阿武山学園においても、クラブ活動において、平手打ち事案が続けて発生したことを受けて、当時の園長であった田宮雄介先生が中心となり、「大阪市立阿武山学

園の指導のあり方検討会」を立ち上げ、学園の指導の在り方を見直す取り組みを行いました。その検討会には、内部職員の他に、大学教授や弁護士といった有識者の方々、関係機関から大阪市こども相談センターの職員、また学園を管轄する大阪市こども青少年局子育て支援部、企画部からも職員が参加する中で、活発な議論が交わされました。その検討会では、対応困難な事案において、有形力（体罰）の行使は許されるのかどうか（その必要性）、またどこまでが指導で、どこからが有形力の行使とみなされるのかといった問題（不適切な指導の判断基準）が議題として取り上げられました。結論としては、当然のことながら、法律的にも教育的にも有形力の行使を容認する根拠は乏しいというもので、不適切な指導の判断基準についても、個々のケースで検討が必要となり、一概に判断基準を示すことは困難ということでした。そうした結論を受けて、有形力の行使に陥らないための方策（ソフト・ハード両面）についての意見交換が行われました。その詳しい内容につきましては、「阿武山のあゆみ　第4号」に田宮先生がまとめられた報告が掲載されていますので、興味のある方はそちらをご参照いただくとして、その中で、大阪大学大学院の教授である藤川信夫先生が、有形力の行使に依らない、職員と子どもの関係についてのモデルを提言して下さっていますので、そちらを紹介したいと思います。

まず、複数の人が集まると、人は自ずと社会秩序を作り出し、それを維持しようとします。そこで有形力を行使すれば、誰が強いのかということが尺度となり、上下関係を特徴とするピラミッド型の社会構造ができあがることになります。けれどもこうした秩序の在り方は、ピラミッドの頂点に立つ人も、その下に位置する構成員も全ての人が、所謂、強さという尺度によって測られてしまうため、いつ崩壊するかわからない脆さがあります。また、頂点にいる人以外の間でも、より上位に位置するために、常に強さの比較が行われることになります。ここで、もし職員が有形力を行使することによって寮の秩序を維持しようとすれば、力関係を尺度とした、ピラミッドの構造ができあがってしまい、例え一時的に職員が頂点に立つことができたとしても、いつその地位が脅かされるかわからないような争いに、巻き込まれるリスクを

負うことになります。また子どもの間にも、力関係を暗黙の内に正当化するような意識を根付かせてしまうことになりかねません。そうした関係に陥らない考え方として、「法体系」が、社会の構成員を超越したところで社会をコントロールし、社会秩序を維持させているように、「職員」が、子どもとの競争、比較の対象になるような関係に巻き込まれることなく、威厳をもって集団の規範となるような「審級」として、子ども集団から超越するような立場を確立することで、有形力の行使によらない関係性を作り上げていくことが可能になる、と提言して下さっています（ここで言う「審級」とは、例えば、社会秩序を維持するための法を、代理し体現する裁判所や裁判官のような、超越的地位と解釈できます。）。けれども職員が、威厳によって「審級」としての立場を築くことなど、現実的には難しい話なので、職員が目指すべきところはやはり、子どもからの愛着による立場の確立です。子ども達が、自分達の安全・安心な生活を守ってくれる存在として職員を認識し、また職員が、集団の秩序を維持するための規範としての存在となることで、力関係によるピラミッド型の関係性から脱却していかなければなりません。

Ⅳ　愛着に基づいた関係の在り方

子どもを育てる上で、何故愛着形成が必要なのか、どうすれば愛着は形成されるのかといったことについては、これまでの数多くの研究により自明のこととなっています。そして、そうした考えに基づいて、児童自立支援施設においても、「育て直し・育ち直し」の教育がクローズアップされてきています。その「育て直し・育ち直し」の教育を実践するためには、先にも述べたように、子ども達が、自分達の安全・安心な生活を守ってくれる存在として職員を認識し、また職員が、集団の秩序を維持するための規範としての存在となることが必要です。それが、子どもと職員との愛着関係を基にした指導ということであり、力関係で職員が子どもをコントロールする指導とは、対極に位置する指導であると言えると思います。ただ、

対極にあるとはいえ、実際には私のように、同じ人間が両方の指導をしてきた訳ですから、指導そのものやり方に大きな違いがあるのではなく、同じような指導をしていても、職員の考え方や意識に違いがあれば、子どもの方の指導の捉え方が変わってくるのだと、理解してもらえれば良いのではないかと思います。ここでは、対極にある指導を対比しながら、求められる支援の在り方を考えていきたいと思います。

まず、子ども達にとって最も必要な支援とは何かということですが、それは、自分を受け入れてくれる環境のもとで、安全で安心な生活を送れるようにすることです。その支援が不十分のままでは、職員が子どもの愛着対象にならず、指導も通りにくく、生活も安定しなくなります。寮を安全で安心できる雰囲気にしていくためには、「職員の指示に従う」「暴言を吐かない」「人に嫌がらせをしない」といった約束事を、子ども達が自らの意思で守っていくことが重要です。けれども、その約束事にしても、職員が子どもに守ることを強要したのでは、結局、職員が力関係で子どもをコントロールしてしまうことになります。なるほど、これまで大人に振り回され、コントロールされてきた過去を持つ子どもは、職員のために、職員が思うように動くようになります。そうした姿は一見、子どもの成長を感じさせるのですが、実際は、子どもが職員の手を離れた時に、何の力もついていなかったことがわかります。また、力関係で子どもをコントロールする指導を続けていくと、子どもの中に、怒られないように振る舞うといった逃避的な思考を生み出し、職員にばれなければ良いといったネガティブな関係を形成してしまうことになります。そうした関係に陥ると、表面的には問題が影を潜めるようになりますが、より手口が巧妙化し、職員に見えない形での問題が潜在化するようになります。更に、効果がないまま強権的な指導を繰り返すようになると、そのうちに、職員の力量を見切った子どもは、キレる、開き直るといった挑発的な言動をとるようになり、そうした言動を職員が抑えられなくなると、職員と子どもとの力関係が完全に逆転してしまい、全く指導が成り立たなくなってしまいます。そうした負の連鎖に陥らないためには、即効的な指導にはなり得ませんが、「子ども一人一人が約束事を守れるようにならなければ、寮は子ども同士の力関係に支配され、自

分勝手、嫌がらせがはびこり、頑張れない、成長できない雰囲気になっていく」ということを、事あるごとに子ども達に伝えていくしかありません。そして、子ども達自身が、今の生活を何とかしたいと思う機運が高まるのを待ち、子ども達から生活の改善を訴えてきた時に、問題の原因は約束事が守れていないことであり、約束事をみんなで守ることで問題解決が図れることを職員が示すことさえできれば、その約束事が、自分達の生活にとって必要なものであることが、子ども達の中に浸透していくようになります。

先の説明の中で、「機運が高まるのを待つ」ということをお伝えしましたが、もちろん、何もしないで待つということではありません。集団に対する支援を行う場合、職員の指導を成り立たせる条件として、職員の側についてくれる子どもが半数は必要です。そうした集団を形成するためには、個々の子どもとの関係を築いていく必要がありますが、そこに近道はなく、地道にその子どもの思いと問題を受けきる覚悟が必要です。「ふつうの家に生まれたかった」「生きていてもしょうがない」「お前たちに何ができる」といった思いを抱く子ども達に、ありきたりの言葉や価値観の押し付けは意味がなく、子ども自身が、それでも今の状況を受け入れて生きていくしかないと思えるようになるまで、付き合うしか方法がありません。ただ職員は、子どもが失敗を繰り返すことは認めながらも、同時に、集団の生活も守らなければならないので、母性的な役割を担う職員が、子どもの抱える怒りや不安、生活上の不平不満を引き受け、受け入れる役割を担いつつ、父性的な役割を担う職員が、生活の枠を大きく外れないように、時には厳しく指導する役割を担い、職員と子どもが、価値観を共有できるような関係を目指します。その際に留意しなければならないことは、職員が、子どもにコントロールされない自分で居れることです。時に子どもは、自分の思い通りにならないことがあると、「信じられる人がいない」「話ができる人がいない」「ここでは頑張れない」「自分の気持ちをわかってくれない」「自分ばかりが責められる」「自分なんかいないほうがいいと思われている」といったネガティブな言葉を投げかけ、職員の心を揺さぶり、職員をコントロールして自分のペースに巻き込んでいこうとします。ここで職員自身が揺らいでしまうと、指導に一貫性がなくなり、事ある

ごとに子どもが屁理屈をこねて、指導が崩されてしまうことになります。これは、子ども達がそれまでの成育歴の中で学習してきたことであり、その間違った思考や認知を肯定、強化してしまうことに成りかねません。ここでは、子どものそうした言い分に対して、それは子ども自身の問題であると突き返し、自分が変わらなければ周りの状況も変わらないということを、しっかり伝えていくことが大切です。あと一つ付け加えるならば、子どもとの感情的な言い争いを避けるために、職員は、子どもの表面的な表現に捉われず、子どもの裏メッセージを読み取ることが必要です。極端に言えば、「嫌い」と言われれば「好きになって欲しい」、「ほっといてくれ」と言われれば「かまって欲しい」、「どうでもいい」と言われれば「認めて欲しい」といった具合に理解するようにすれば、職員が感情的にならずに、少しでも冷静に子どもの話が聞ける役に立つのではないかと思います。

V　愛着形成の方法論

四年前に、先に紹介した藤川先生の研究班により、阿武山学園の運動会の演技種目である組体操の練習を通して、他律から自律が生じる舞台とシステムの研究が行われ、それにより、いかに子どもは自律するのかという問いへの、一つの答えが示されたということでした。簡単に説明すると、やらされている演技から、自発的に取り組む演技に変化していく様子が観察されたということです。藤川先生は、ドラマトゥルギー（舞台論）という観点から、教育と福祉の構造を分析する研究をされており、「阿武山のあゆみ第4号」で紹介して下さっている、ドラマトゥルギーの基本的仮説に、児童自立支援施設や寮での指導を当てはめてみた時に、職員に求められている役割というものが明確になってくるように思われます。その基本的仮説を、文面のままに紹介させてもらうと、「①わたしたちのあらゆる相互行為は、舞台上でのパフォーマンスに見立てることができる。②舞台上での個々人のパフォーマンス（振る舞い）は、その人の心のあ

り方（個性、主体的意志など）によってのみならず、むしろそれ以上に、その人が今どのような舞台に立っているのかによって大きく左右される。③それぞれの舞台には、そこでのパフォーマンスを支えるそれぞれのルールがある。④ある舞台において、その舞台にふさわしいものとして「演じるべき」パフォーマンスと、「自発的に演じる」パフォーマンスとが一致するとき、人は「ユーフォリア」（幸せ）を感じる。その際、その舞台は「居場所」と呼ばれ、またそこでの自己のあり方は「本当の自分」と呼ばれる。⑤人はそうした「居場所」を求めて舞台を代えたり、あるいは、自分が今立っている舞台を自分にふさわしく作りかえたり、全く新たに舞台を創造したりする。そして最後に、⑥それを自分の力で成し遂げることができるようになった人は、舞台における一人前の俳優もしくは演出家に等しい地位にあり、人はそうした状態を目指して成長し、また、その後もそうした地位を可能な限り長く維持しようとする」といった内容です。この観点に照らして、今の自分の立場を俳優や演出家として、施設そのものまたは個別の寮を舞台として見立て、そこで子ども達と共にどのようなパフォーマンスを演じるのかといったことを考え合わせていくと、あらゆる場面での自分の役割や、子どもの役割、目指すべき方向性がイメージできるように思います。例えば、入所した子どもに対しては、舞台のルールから教えていき、先輩らのパフォーマンスから自分の演じるべきパフォーマンスを学習させ、失敗を繰り返しながら、自発的にパフォーマンスができるような成長を促していく過程が、個々の支援計画に重なる部分が大きいように思われます。そして、子どもの成長を促す上で大切なことは、職員がどのような舞台を準備し、時に俳優として、時に演出家として、それぞれの子どもが「居場所」として感じられるような演技、演出を、行うことができるかどうかです。それぞれの子どもの課題を見定め、子ども個人、子ども集団、そして職員自身の力量をしっかりとアセスメントし、子ども達に演じるべき役割を認識させるために、どのような指導を展開していくのかを考えていくことで、職員自身も自分の役割が明確にでき、子ども達との関係において、立場を確立しやすくなるのではないでしょうか。

Ⅵ　おわりに

児童自立支援施設での仕事に従事していて、ここが自分の「居場所」だと感じられない、ここでは「本当の自分」で居られないと、感じておられる方は少なくないのではないでしょうか。子どもとの普段の関わりの中で、また実際の指導場面で、本当はこんなことをしたくないのに、本当はこんなことを言いたくないのにと、ジレンマを抱えておられるということはないでしょうか。ドラマトゥルギーの基本的仮説の中で、「演じるべきパフォーマンスと、自発的に演じるパフォーマンスとが一致する時、人はユーフォリア（幸せ）を感じる」とありますが、逆に、それらが一致しない状況が生じた時に、本当の自分は何なのかがわからなくなるといった感覚に追い込まれてしまう可能性があります。交替制の職場でも、オン・オフの切り替えがうまくできない人は、そのリスクを負うことになると思いますが、特に夫婦制の職場では、勤務時間があってないようなものなので、四六時中職場に居続ける、子どもと関わり続けるといった、逃げ場のない状況に置かれ、そこで「本当の自分」を感じられないと、精神的にもまいってしまい、仕事を続けることが困難な状況にまでなってしまいかねません。そのような状況に置かれた時に、その人自身が、自分はこの仕事に向いていないと判断を下すことは、決して間違った選択ではないと思います。けれども、自分のこだわりを捨て、指導の在り方を見直すことで、活路を見出すことができるのなら、それに越したことはありません。私の場合は、自分のプライドや思い込みに捉われたやり方を見直すことで、子どもとの関係を好転させていきました。その当時の私は、子どものニーズよりも、自分が良かれと思うことを子どもに押し付けたり、他の寮の子どもができていることは、自分の寮でもできなければならないといった、全く見立て違いの指導をしていました。そのため、自分が頑張れば頑張るほど、自分と子どもとの溝が深まっていくといった悪循環に陥っていました。そして、私は行き過ぎた指導により、大きな失敗をしてし

まいますが、それを子どもに救われたことがきっかけとなり、自分の考えややり方を子どもに押し付ける指導からの転換を図り、子どもが納得する指導、子どもが理解できる方法を意識するようになりました。その結果、子どもが伸び伸びしていると言ってもらえる寮運営ができるようになり、この仕事に、楽しさややりがいを感じることができるようになりました。

もし今、自分と子どもとの関係がうまくいっておらず、自分の指導に自信が持てないと思っている方がおられるのなら、まず、子ども達が退所する時に、この施設に来て良かったと思えるようになるためにはどうすればいいのかを、考えてあげて欲しいと思います。それが、児童自立支援施設で働く職員の、最低限の責務であり、また、最善の愛着形成と言えるのではないかと思います。

参照文献

田宮雄介（二〇一四）：大阪市立阿武山学園における指導のあり方について（報告）：阿武山のあゆみ：四号：
藤川信夫（二〇一四）：現代の「児やらい」の場としての阿武山学園―「育て直し」「育ち直し」のドラマトゥルギー：阿武山のあゆみ：四号：

特集⑤

児童自立支援施設における愛着の構築について
～アドラー心理学をベースとした支援、児童の「安心・安全」の視点から～

島根県立わかたけ学園　児童支援第二課長　岩谷宏一

Ⅰ　はじめに

児童自立支援施設や児童相談所をはじめ、特に児童虐待に携わる機関において、保護したり入所した児童に対する支援のトピックとして「愛着」の問題が近年多く取り上げられている。

「愛着」については、心理学者ボウルビィが乳児と母親との間の関係について研究し、特定の対象に対する特別の情緒的結びつきと定義し、人の社会的な発達を考える上で非常に重要な支援のポイントとして取り上げられている。また、その回復についても様々な研究者が研究し、その回復についての過程を明らかにし、回復を促すプログラムについても提示している。

筆者は心理職出身であり、児童自立支援施設には今回を含め二度ほど勤務の経験を有している。一度目は心理療法士として、そして現在は寮舎にて児童と起居をともにする職員として児童の支援にあたっている。また、筆者は相談活動での支援の手法としてアドラー心理学を長年学び続け、支援に活かしている。

本稿では児童自立支援施設の実情を踏まえた上で「愛着の構築」について再定義し、アドラー心理学をベースとした支援の実際についてその一端を紹介しながら、児童自立支援施設における「愛着の構築」について考察してみたい。さらにそうした個別の関わりを活かすことができるような施設環境についても振り返ってみたい。

Ⅱ　児童自立支援施設における「愛着の構築」とは？

ボウルビィの定義は主に幼少期の児童と母親との間の二者関係に焦点が当てられており、児童にとって母親が「安全基地」として定義づけられている。しかしながら、児童自立支援施設での支援の現場を見渡すと、児童について担当職員がいるものの、施設という集団生活を行う環境であること、また職員は通勤交代制であり、日々職員が入れ替わるといった特徴がある。こうした状況を鑑みるとボウルビィが示したような愛着の形成について説明するのには困難さがある。ボウルビィの示した愛着についての概念の特徴を踏まえながら児童の支援についてあらためて考えてみると、施設での生活を通して構築される児童と職員との愛着関係は「ある課題を児童と職員がともに共有しともに協力して解決をはかる」ことをとおして得られる「生きる喜びをわかちあう」プロセスと言い換えることができる。つまり「愛着の構築」については児童が困ったことに遭遇した際に気軽に職員に相談できる関係の構築ができるようになることをきっかとし、時には児童と職員が協力して、時には職員がよきアドバイザーとして児童に助言し児童が自力で課題解決できるよう支援することとも解釈できる。

そこで、本稿では、児童自立支援施設における「愛着の構築」を職員と児童との間で「相談的人間関係をつくり、ともに協力して課題解決はかり、生きる喜びをわかちあうプロセス」と再定義し、論じることとする。

Ⅲ　「アドラー心理学」とは

アドラー心理学とはオーストリア出身の精神科医アルフレッド・アドラー（一八七〇～一九三七）によって提唱された心理学。個人心理学ともよばれる。アドラーはその同時代にフロイト、ユングとともに現代臨床心理学の三大巨頭の一人してあげられる。アドラー心理学の理論的骨格である基本前提には「個人の主体性」「目的論」「全体論」「対人関係論」「仮想論」「社会統合論」がある。

基本前提の概要は以下のとおりである。

（一）個人の主体性

アドラー心理学では、個人をそれ以上分割できない存在だと考えることから、全体としての個人が、心身を使って、目的に向かって、行動している、ととらえる。

（二）目的論

全体としての個人は、生物学的には個体保存と種族保存、社会学的には所属、心理学的には所属という目標のために行動する。

（三）全体論

アドラー心理学では、個人を「心」と「身体」のような分割された要素の集合としてではなく、個人全体として、分割できない個人として理解する。アドラー心理学では、「心」と「身体」、「意識」と「無意識」、「感情」と「思考」などの間に葛藤を認めない。例えて表現すると、自動車のアクセルとブレーキのようなものであって、アクセルとブレーキは一つ一つの機能をみると互いに相反しているようにみえるが、自動車を全体としてとらえるとアクセルとブレーキは自動車を動かすために葛藤しているのではなく協力している。

（四）社会統合論

人が抱える問題は、すべて対人関係上の問題であると考える。人は社会で生活を営んでおり、社会に組み込まれた社会的存在だととらえる。

（五）仮想論

アドラー心理学では、全体としての個人は、相対的マイナスから相対的プラスに向かって行動すると考える。しかしながら、それは、まるで（あたかも）相対的マイナスから相対的プラスに向かって行動しているかのようにみえるのであって、実際に相対的にマイナスの状態があるとか、相対的にプラスの状態があるということを表現しているのではない。人は、自分がまるで（あたかも）相対的マイナスの状態にあるように感じているので、それを補償するために、まるで（あたかも）相対的プラスの状態を目指しているかのように行動するととらえる。

また、アドラー心理学をベースとした親子関係プログラムには「パセージ」（Parent Study System on Adrerian Group Experiences）が開発されており、日本各地でコースが開催されている。「パセージ」では子育ての行動面での目標として「社会と調和する」「自立する」があげられ、そのための子育ての心理面の目標として「人々は仲間だ」「自分には能力がある」といったことが育まれる必要があると提案されている。

最後に、日本においてアドラー心理学は、精神科医・野田俊作氏によって本格的に導入されたことを記しておきたい。

Ⅳ　支援の現場（島根県立わかたけ学園）

中舎制の通勤交代勤務。男子寮二棟、女子寮一棟にて支援実施。昭和六十年四月には全国に先駆けて心

理職員を配置、平成二年には学園敷地内に分校を設置。平成十八年には家庭支援専門員を配置。生活・教育・心理が連携して児童の支援にあたっている。

V　児童自立支援施設での様々な場面での愛着の構築（仮想事例をもとに）

ここで仮想事例Aくんとの日常生活での関わりをもとにアドラー心理学をベースとした関わり方の一例を用いながら、児童と職員の間での愛着の構築について考えてみたい。

Aくんは小五の男子。家族構成は継父・実母・本児の下に小二の異父弟がいる。本児は家庭内では幼少期から両親による心理的・身体的虐待を受け続けていた。その一方で弟に対しては両親からの虐待は認められず。本児は自らにのみ繰り返される親からの虐待行為と虐待行為をほとんど受けない弟への屈曲した思考から弟に対して執拗に暴力をふるうようになり、そのことがきっかけで児童自立支援施設入所となった。知的能力は標準の力を有しているが、行動面では不注意・多動等の発達障害様の行動が認められた。本児は苦手な課題に遭遇した際には固まってしまったり、暴力をふるうなどして、課題解決をすることができなくなることもある。

一　環境整備の場面にて

キーワード：「子どもの話を聴く」・「課題の分離（注）」・「目標の一致」・「共同の課題」

ある日の寮活動で寮舎のまわりの除草作業を行う。寮舎の前庭をいくつかに分割してその一区画をAくんが担当することになった。Aくんは作業の要領がつかめず、作業時間が間もなく終わろうとするとき、

その場で除草作業をやめてまわりに小石を投げるなどしていた。そのうち、職員がAくんに小石を投げないよう注意すると、Aくんはイライラしながら石を職員めがけて投げつけた。そのことがきっかけでAくんは自らの行動を振り返るため、個別支援プログラムを三日ほど受ける。個別支援プログラム三日目の午後、Aくんは落ち着いた状態で自らの行動を振り返ることができることが確認できたため、面接室にて面接実施。

私：Aくん、この前の寮活動の最後の方で草取りをせずに小石を投げて遊んでいたけど、何かわけがあるのかな？ぜひ教えてほしいんだけど・・・。

A：・・・（しばらく沈黙）。どうしらいいのかわからんかった。

私：それはどういうこと？

A：草取りの時間は終わりそうだけど、僕がしないといけないところは終わりそうになかった。草取りの時間中に終わらなかったらどうしたらいいのかわからなかった。だんだんイライラしてきて、それでその辺にあった小石を投げたりしていた。

私：そういう理由があったんだね。話してくれてありがとう。でもどんな理由があったとしても、小石を投げることは危ないのでいけないことはわかるよね。このことはしっかり憶えておいてほしい。この前の環境整備の時間にAくんがしなければならなかったことは何かなあ？

A：決められたところの草取り。

私：そうだよね。決められた時間のうちに決められた場所の草取りができたらよかったよね。でも時間がなくなって、間に合いそうもなくなった時、イライラして近くの小石を投げることのほかに何か別の方法がなかっただろうか？

A：・・・。誰かに聞くとかできたらよかった。

私：そうだね。近くに私がいたのでどうしたらいいのか聞いてくれる方法もあったね。私たちはみんながどうしたらよいのかわからない時に教えてあげることも仕事のひとつだよ。

A：じゃあこれからどうしたらわからなくなった時には聞いてもいいですか？

私：もちろん。じゃあ、今日の午後の活動が終わってから残りの範囲の草取りをやってみませんか。私も近くで一緒に草取りをします。

A：はい。

このあと、Aくんと私は作業着に着替えて草取りを行った。草取りをやりきったのちのAくんの表情は晴れやかだった。

この場面では、まずはAくんが草取りの件についてどう考えていたのか耳を傾けた（子どもの話を聴く）。そしてAくんが寮の活動として環境整備に取り組むこと、特にこの場面では予め決められた範囲の草取りがAくんの仕事であることをAくんに語ってもらいながら私と一緒に確認することができた。そのあと、私はAくんに困った時の相談に応じることができる役割であることを伝えた（課題の分離）。そして、草取りに再度取り組むことを提案し、Aくんも同意し（目標の一致）、草をとる役割のAくんとA君の相談役として私が草取りに一緒に取り組むかたち（共同の課題）で草取りを完遂した。

こうした取り組みを行うことでAくんは「自分には能力がある」「人々は仲間だ」という信念を培うチャンスを得ることができた。また、Aくんを一人前の人間として尊敬し、信頼し、協力しながら暮らすことで「生きる喜びを分かち合う」ことができた。

二　日常生活場面にて（居室のタンスの片づけ）

キーワード：「子どもの話を聴く」・「課題の分離」・「目標の一致」・「共同の課題」

ある日の午後、洗濯物を取り込んだ際、Aくんが「ぼくのTシャツがない」と言って職員室にやってきました。私がAくんの居室に行ってタンスの引き出しをあけると、タンスの中にはぐちゃぐちゃになった衣類が押し込められていた。押し込められていた衣類をタンスからすべて取り出し確認すると、Aくんが探していたTシャツがタンスの隅にあるのが見つかった。このことときっかけとして、Aくんと面接を実施。

私：Aくん、Tシャツがみつかってよかったね。だけど、タンスの中を探すのが大変だったけど、服の片付けについてどう思う？

A：どーって、いつものことだし・・・。家にいるときはいつもこうしてたし・・・。でも、ないものが見つかったときは宝物が見つかったみたいで楽しいよ。

私：なるほど。たしかにどこかにしまったものが見つからないとき、そのものを探すのは宝探しみたいで楽しいかもしれない。でも、学校に行くときとか、早く準備しないといけないときには探す時間はないよね。どう思う？

A：うん。探してばっかりになると他のことができなくなる。

私：そうだね。ところでAくんはどんなふうになれたらいいと思う？

A：いつも、さっと着る服が見つかって着れるようなるといいと思う。

私：タンスからさっと着る服が見つかって着れるようになるためにAくんにできることは何かな？

A：・・・わからん。

私：私がいくつかお手伝いできる方法を話していいですか？

A：はい。

私：一つは服の種類ごとにまとめてタンスの中にしまうこと。もう一つは色の違うかご（タンスに三つほどはいるくらいの大きさ）を入れておいて色ごとに下着、シャツ、ズボンというようにしまう方法。もう一つは明日着る下着・シャツ・ズボン、明後日着る下着・シャツ・ズボンというふうにまとめてタンスにしまう方法。どれだったら、やってみれそうかな？

A：色別のかごにいれる方法だったらわかりやすいしできそう。

私：よしわかった。早速やってみよう。

その後、私は青・赤・黄のかごを用意し、Aくんに渡し、Aくんが下着・シャツ・ズボンを分類してしまうのを見届けた。タンスに衣類をしまい終わった後、私とAくんは一緒に喜んだ。

この例においても、AくんにTシャツが見つかりにくかったことについてまずAくんの言い分を聴いた（子どもの話を聴く）。その後、衣類の片付けができにくいときに生じる不具合さについて検討し、そのことについてAくんがどう考えているのかを聴いた。これはA君の課題（片付けをするのはAくんの仕事）であることを理解してもらい、そのことによって生じる事態について私と一緒に吟味した（課題の分離）。その結果、Aくんは衣類を片付けるようになりたいと表明し、私もAくんが片付けることができる様になることには賛成だと伝えた（目標の一致）。その後、Aくんは片付けの具体的な方法がわからなかったので私から三つほど方法を提案した（共同の課題）。そしてAくんは自分にとってやりやすい方法を選び、取り組み始めた。その後、Aくんが衣類の片付けが以前よりうまくできたことを私と一緒に喜ぶ場面があったことは想像できうる。

実際の児童支援の現場においても、他の支援方法同様に、アドラー心理学をベースとした支援方法は一つの課題について児童の課題と職員の課題に分け、課題達成の目標を一致し、児童と支援者が役割分担しながら課題解決し、解決した喜びを児童と支援者で分かち合うのに役に立っている。

また、仮想事例では、児童自立支援施設の日々の活動のうち、環境整備、居室の片付けの一場面を取り上げたが、そのほかにもスポーツ活動、季節の行事、分校行事等、様々な場面にて児童は課題に遭遇する。そうした場面で児童と職員が協力して課題を解決し、ともに喜びを分かち合う場面がたくさんあることに気がつく。

Ⅵ　施設内支援にて愛着の構築を促す支援ができる前提について

児童自立支援施設での「愛着の構築」を考える際には、その支援が行われる現場について今一度振り返ってみる必要がある。日々、児童と職員が生活を共にしながら一つ一つ課題を解決し、支援を進めていくにあたっては支援が行われる現場が児童にとって「安心・安全」が確保できているのかが支援に非常に大きな影響を与える。施設における心理支援にもあてはまるが、児童と職員との個別の関わりで課題の解決を相談したり、児童の自尊感情を高めるような関わりを行っても児童の生活する現場にて「安心・安全」が確保されていなければ、そうした児童への支援があたかも砂漠に水をまくようにそれまでの支援が無になってしまうことになりかねない。

この課題については全国のそれぞれの施設において様々な工夫が行われているが、九州大学名誉教授・田嶌誠一氏が提唱し、主に日本の児童養護施設等で実践されている「安全委員会方式」は児童自立支援施設に入所した児童の「安心・安全」を確保するための手法として大いに参考にされるべきものと考える。

また、「愛着」については現在様々な場でトピックとなっている。愛着に問題のある児童も児童養護施設だけでなく自立支援施設でも以前よりも増加しているが、そうした児童に対して職員の一貫した対応や枠組みのしっかりした環境の整備がもとめられるとの指摘もある。この点については枠組みがしっかりとし、より個別的な支援が可能な児童自立支援施設の特性を考慮すると児童自立支援施設自体が愛着に問題

のある児童への支援の場として、その機能を従来から有していたとも考えることができる。

Ⅶ　まとめ

本稿では児童自立支援施設での「愛着の構築」について、児童自立支援施設の現場を踏まえて再定義し、アドラー心理学をもとにした支援の一例を例示しながら支援の実際について考え、また支援が行われる場についてもどのような場が入所児童の「愛着の構築」に必要なのか検討した。

昨今、入所児童の「愛着の構築」について様々な支援方法が提案されているが、児童自立支援施設での児童支援について、実は従来から児童自立支援施設が有している、より個別に支援でき、枠のしっかりした支援環境があるといったことが、入所児童の愛着を構築するのに役立っていることがわかった。

児童自立支援施設には反社会的行動をきっかけに入所する児童がいるものの、児童それぞれの生い立ちには虐待等、親との愛着の構築に大きな問題をかかえたケースが少なくない。

そうした状況下でより専門的かつ効果的な支援を行うのには従来から児童自立支援施設がもともと有している機能について再度目を向け意識して日々の支援に活かすことや最新の知見に基づく新たな支援を取り入れ日々の支援に活かすことが私自身を含め今後支援者に求められると考える。

最後に、本稿執筆にあたってこれまで関わってきた児童の皆様、一緒に支援にあたった職員の皆様、現在までわかたけ学園を築き上げられた先輩職員の皆様には感謝申し上げたい。また、施設に入所した児童の安全をはたして守ることができるのかと過去に私が大いに悩んでいた時期に施設入所児童の「安心・安全」確保についての道しるべをお示しいただいた九州大学名誉教授・田嶌誠一先生、心理職として勤務して以来、現在に至るまでアドラー心理学の学びをご指導いただいている精神科医・野田俊作先生には感謝という言葉で表現できないくらいの御恩を感じつつ、この場をお借りしてお礼申し上げたい。

注）「課題の分離」とは、原則として子どもが自分の力で解決しなければならない課題と親（支援者）が原則として自分の力で解決しなければならない課題を便宜的に分けること。「課題の分離」についてはそのあとに「共同の課題」として課題解決することが生じた場合の準備でもあり、「課題の分離」にて子どもの課題だとしていかなる課題も子どもに任せて親（支援者）が何もしないということを意味するわけではない。

参照文献

アドラー、アルフレッド（一九九六）．個人心理学講義―生きることの科学．岸見一郎訳．一光社．

岸見一郎・古賀史健（二〇一三）．嫌われる勇気―自己啓発の源流「アドラー」の教え．ダイヤモンド社、全二九六頁．

岸見一郎・古賀史健（二〇一六）．幸せになる勇気―自己啓発の源流「アドラー」の教えⅡ．ダイヤモンド社、全二九六頁．

田嶌誠一（二〇一一）．児童福祉施設における暴力問題の理解と対応―続・現実に介入しつつ心に関わる．金剛出版．全七五二頁．

當眞千賀子（二〇一六）．護り護られて生きる―「アタッチメント」の活かし方．教育と医学．六四巻一一号．

野田俊作（一九八七）．オルタナティブウェイ―サイコセラピーとアドラー心理学．アニマ二〇〇一．

野田俊作（二〇〇〇）．パセージ（Parent Study System on Adrerian Group Experiences）．日本アドラー心理学会．

野田俊作（二〇一四）．パセージプラス（Parent Study System on Adrerian Group Experiences Plus）．日本アドラー心理学会．

若槻忠夫・岩谷宏一（二〇〇四）．児童自立支援施設における心理的支援について．非行問題．二一〇号、六九―七六頁．

Ansbacher, Heinz L; Ansbacher, Rowena R. eds(1956). The Individual Psychology of Alfred Adler. Haper Perennial.

特集⑥

児童自立支援専門員と非行少年との愛着形成の方向性
～児童相談所における児童心理司経験を踏まえた考察～

香川県立斯道学園　児童自立支援専門員　白石晃大

Ⅰ　はじめに

私は香川県の心理職として採用されてからの五年間、児童相談所で児童心理司として勤務していた。児童相談所では、虐待、非行、不登校などの幅広い相談に応じる機会を得て、問題を抱える児童に対する心理面接を主に行なってきた。また、私が男性心理職員であることから、非行少年の心理面接を担当することも多く、必要な場合には児童相談所の立場として自分が担当していた少年を児童自立支援施設へ措置した経験もある。その後、障害福祉に関する業務に三年間携わり、障害児・者に関する見識を深める機会を得た後、現在は香川県の児童自立支援施設である斯道学園で、児童自立支援専門員として勤務をしている。児童自立支援専門員とは、斯道学園に入所した児童たちとともに寮生活を送りながら自立支援等を行う業務であり、児童に対して心理面接等を行なっていたこれまでの業務との違いに戸惑いを感じることもあるものの、日常生活および集団場面での児童の様子について実際に触れることができ、また日々の生活を共にしながら児童の成長に喜びを感じることも多い仕事であると感じている。

今回の「児童自立支援施設における愛着形成」というテーマであるが、児童相談所で非行少年に対して

心理面接を行なった経験のある児童自立支援専門員は全国的に見ても多くないと思われるため、児童相談所の児童心理司として勤務した経験を踏まえた上で、「児童自立支援専門員と非行少年との愛着形成の方向性」について考察したい。

Ⅱ　児童自立支援施設について

児童自立支援施設とは、児童福祉法第四十四条に基づき、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」である。

香川県においても児童自立支援施設の斯道学園が設置されており、児童相談所からの措置もしくは家庭裁判所での審判によって送致された主に県内の児童を受け入れている。斯道学園では、生活の場として男子寮と女子寮があり、家庭と連携して児童が社会的に自立できるように支援している。施設内には「高松市立亀阜小学校・高松市立紫雲中学校みねやま分校」があり、義務教育を受けることができるようになっている。入所児童については、小学生を受け入れる体制を整えているが、実際にはほとんどが中学生である。また、入所期間については明確に決まってはいないものの、おおむね一年半程度が支援期間の目安となっており、ある一定期間の支援を行った後は家庭復帰やその他の児童福祉施設などへ措置変更されることが多い。

私が勤務している男子寮についてであるが、寮長を含めた児童自立支援専門員七名と指導員一名が勤務している。宿直業務は交替制で、児童自立支援専門員七名が週に一回持ち回りで行なっている。入所児童にはそれぞれに担当職員がおり、各担当職員が入所児童への週一回程度の定期的な面接および家庭や関係

機関との連絡調整などを行っている。また、担当職員が三か月ごとに自立支援計画を策定し、保護者および関係機関との共有を図りながら児童への支援に取り組んでいる。

Ⅲ　愛着形成とは

今回のテーマである愛着とはボウルビィの提案した概念であり、一般的には乳幼児期における養育者（主に母親）との特別な情緒的結びつきのことを指す。乳幼児期の子どもは無力でとても弱く養育者に頼らないと生きていくことができない存在であるが、愛着関係が形成されて養育者が子どもにとっての安心できる存在となることで、子どもは不安を抱えながらも養育者のそばを離れて少しずつ外の世界にも足を踏み出していくことができるようになっていく。子どもが外の世界に踏み出していくためには、この養育者との愛着関係の形成がとても大切である。また、養育者との愛着関係がうまく形成されることで、常に養育者が子どもの心の中に内在化されるようになる。子どもが外の世界で不安を感じるような場面があった場合でも、この心の中に内在化された養育者の存在が支えとなり、不安を乗り越えていくことができるようになるのである。

この乳幼児期における養育者との愛着形成は、感情コントロールなどの情緒調節機能とも大きく関係していると考えられている。乳幼児期における養育者との愛着に問題を抱える児童について、世界保健機関（ＷＨＯ）が作成した診断ガイドラインであるＩＣＤ－10では「小児期の反応性愛着障害」という分類がなされているが、その特徴について「情緒障害を伴い…、自分自身や他人への攻撃性がしばしばみられる」ことを挙げている。つまり、養育者との愛着形成がうまくできていない児童は、他者に対する基本的な信頼感が低く、自己評価も低い傾向があることも指摘されている。そのため、ストレスを感じるような場面や自分の思うようにならないときに感情をコントロールする力が弱く、痛癇を起こして被害的・攻撃的に

もなりやすいのである。

Ⅳ　非行少年と愛着の関連

非行少年と愛着形成の問題については、非行少年たちを支援する際にその関係の深さについてよく話題になる。児童自立支援施設に入所する少年たちのほとんどは、入所前の生活環境の中で触法・犯罪行為を繰り返し行ってきている。家族、学校、児童相談所などを含む関係機関から彼ら自身の行動上の問題について何度も注意・叱責されているにもかかわらず、その行動を改善することができずに最終的に児童自立支援施設に入所してきた少年たちであると考えてよい。私が児童相談所に勤務していた当時、児童自立支援施設に入所する以前の少年たちの話をよく聞いていた。その際に、彼らは心理面接の中で「悪いことをした」「もうしないようにする」などと起こした行動上の問題について反省の弁を述べることが多かった。しかし、心理面接場面を離れて普段の生活環境に戻っていくと、心理面接のときに嘘をついていたのかと疑いたくなるほど短期間で同じことを繰り返してしまうことがある。彼らは、自分の行いがよくないことである認識はあるものの、自分のなんらかの欲求に基づく行動上の問題を止めることができずにいるのである。

入所している非行少年たちの家族関係は不安定であったり歪であったりすることが多く、情緒調節がうまくできていない原因として養育者との愛着関係がうまく形成できていないことが主な要因として考えられることがある。そのため、児童自立支援施設に入所した際に、施設処遇の中で愛着の再形成がなされることで、彼らが情緒調節をうまくできるようになることを関係機関から期待される場合も少なくない。

V　非行少年に対する愛着再形成の重要性と困難さ

ただ、杉山氏（二〇〇七）は、愛着形成に問題を抱える児童に対して適切な愛着関係の再形成を行なうことが心理治療において重要であるとしながらも、養育者との間に一度できあがってしまったゆがんだ愛着関係を持つ児童に対して実際に愛着の再形成の作業を行うためには難しさが伴うことについて述べている。杉山氏は、「愛着を形成する要素は感情や情動と結びついたさまざまな感覚記憶であり、過去に形成される傷ついた愛着もまた、官能的な記憶となって残されている。また、養育者の発した声、臭い、色、音、時としてたたかれた時の感触、恐怖としびれなどが、養育者との間のゆがんだ愛着を形成する諸要素となっており、子どもはその感覚を頼りに生きてきたのである。傷ついた愛着の修復は、ゼロからの出発ではなくて、マイナスからのスタートとなり、それだからこそ大変なのである」と指摘している。つまり、愛着を再形成するにあたっては、愛情を持って接すれば児童の心が癒されるという単直なものではなく、一度できあがってしまったゆがんだ愛着によるさまざまな病理が行動上の問題として噴き出してくるのは避けらない。それを乗り越えてゆがんだ愛着関係を修正していかなければならないため、大きな困難さが伴う作業となるのである。

また、杉山氏は、愛着関係が表出される心理面接の場においての一般的な心理治療のプロセスについても触れており、その中で「治療者への退行がまず生じ、次に攻撃性の表出が延々と続いていく、その中で徐々に自分の行動を行なっているのは自分自身であるという自己同一性の感覚が芽生え、自己コントロール感の獲得がなされていく」と述べている。愛着の再形成に取り組むにあたっては、心理面接の場以外においてもおおむね似たような過程をたどるようになる。つまり、愛着関係の再形成に取り組んでいく際には、児童との関係の中で甘えの表出などの退行がみられた後に、児童からの攻撃性が表出てくることを覚悟しておかなければならないのである。

この心理治療のプロセスにおける攻撃性の表出については、私自身が児童相談所で心理面接をしていたときによく経験している。愛着関係に問題を抱える児童に対して心理面接を行なった場合、多くの児童たちは心理面接の中で激しい攻撃性を表現してきた。一緒に来所している養育者の前では一般的な良い子としての振る舞いをしているものの、養育者と離れて心理面接室の中で私と二人きりになると、児童たちが徐々に私に対して暴言を吐いて罵ったりわざと物を投げたりして私に攻撃性を表出してくる行動がみられた。ゆがんだ愛着関係を持っている児童は、自分を受容してくれる存在を見つけたとき、まるで理性を失ったかのような遠慮のない攻撃性を向けてくることがある。

私はこの攻撃性の表出は児童の心理治療をしていく上でとても大切なプロセスであると捉えているが、あくまで心理面接室という限られた空間の中でこの攻撃性の表出を受容して対処してきた。日常とは切り離された心理面接の場であるからこそ、児童の攻撃性を受け入れることが可能だったと考えている。愛着の再形成に取り組んでいく上で、児童の攻撃性の表出をある程度受け入れていくことは避けられないが、この攻撃性の表出を日常生活の中で扱っていく場合には、危険性が高くかなり注意を要する作業になる。

Ⅵ　児童自立支援施設における愛着再形成の問題点

ここで話を戻すが、児童自立支援施設において受け入れているのは主に中学生である。彼らの精神面については実年齢よりも幼さを感じることが多いが、第二次成長期を迎えた身体面については大人に近づいている状態にある。斯道学園では野球やマラソンなどの体育活動を行なっているが、体力面に関しては大人である我々職員と遜色ない力を発揮することも多い。このような中学生の少年たちが持っているエネルギーはとても大きく、仮に攻撃性を表出した場合に容易に相手を傷つけうる力を持っている。そのため愛着の再形成のプロセスで攻撃性を扱っていくためには、職員および他の入所児童が身体的にも心理的にも

大きく傷つけられる可能性がある。

また、児童自立支援施設は非行少年たちの集団生活の場である。児童自立支援施設の体制が、夫婦小舎制であっても交替勤務制であってもこれは変わらない。特定の少年における愛着の再形成プロセスにおいて、生活支援を行う職員が表出された攻撃性を受け入れていくと、そのことが他の少年たちの目にも当然触れるようになる。多くの少年たちは、児童自立支援施設の中でそれなりに我慢をしながらルールを守って生活をしている。そして、特定の少年の攻撃性を職員が受け入れるプロセスの中で、生活ルールから逸脱した行動を受け入れてしまった場合、他の少年たちはその行為を決して容認することはできないだろう。非行少年たちは特定の誰かが特別な扱いをされていることに対して敏感であり、元々感情のコントロールが難しい彼らは、職員に対して「自分たちは真面目にやっているのに、あいつは暴言を吐いても許されるんですか？」などと集団生活の場であっても不満を隠さないようになる。また、特定の少年がやって許されることは自分たちがやっても許されるという思考回路になり、他の少年たちも同様のルールを超える行為を行なうようになっていく。こうなると、寮全体が穏やかではない状況に陥ってしまい、安定した寮運営はできない。

さらに、児童自立支援施設における入所期間の短さにも問題がある。児童福祉施設に入所する場合、一般的には児童養護施設をイメージすることが多いが、例えば児童養護施設では小学校のときに入所した児童が、高校を卒業するまでの長期間をその施設で過ごすことは珍しくはない。これは愛着再形成の支援をするという観点からすると、職員との愛着関係の構築に十分時間をかけることができると言える。一方で、児童自立支援施設ではそのような長期間を過ごすというケースは稀である。児童自立支援施設は「個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する」という特性があり、おおむね一～二年程度の支援期間である場合が多い。実際に平成二十七年度に全国児童自立支援施設協議会が実施したアンケートの結果によると、平成二十六年度における退所児童千九十九名のうち在施設期間が二年未満である割合

は、八三・二%に上っている。つまり、児童自立支援施設に入所した八割以上の児童は、二年未満で児童自立支援施設を退所しているのである。これは児童自立支援施設の特徴の一つであるが、仮に入所した児童と職員との関係が良好なものであったとしても、児童自立支援施設に入所している期間内では、愛着再形成の作業については不十分になる可能性がある。児童側からしても、せっかく愛着対象となる存在として認めたにもかかわらず、いきなり手を離されるように感じるかもしれない。児童自立支援施設の退所時期については、少年たちの精神的な成長だけでなく、中学校を卒業するなどの環境上の要因によって決まることも多々ある。そのため、児童自立支援施設でかかわる支援者たちは、支援できる期間についてもある程度想定した上で、調整しながら彼らとの関係を構築していく必要があるだろう。

Ⅶ　児童自立支援施設における非行少年との愛着関係の方向性

私は心理職で採用されていることからもわかるように、本来心理学の考え方を背景として持っており児童を支援する上での基盤としている。そのため、非行少年が心理的な成長をしていくためにも愛着再形成ができるように支援していきたいという思いを持っている。ただ一方で、先程述べた児童自立支援施設が抱えている特性（非行少年集団内で攻撃性を受け入れていく支援の困難性、他の児童福祉施設との相対的な支援期間の短さなど）および実際に児童自立支援施設で児童自立支援専門員として勤務してみた経験により、児童自立支援施設における児童自立支援専門員としては、受容・共感的なかかわりを通した少年との愛着関係の再形成にこだわるのではなく、杉山氏（二〇〇七）も述べているように、「安心して生活できる場を確保すること」を第一の支援とし、その範囲の中で彼らとの信頼関係を構築していくことに主眼を置いてかかわるのがよいと考えている。そして、その上で、限られた支援期間の中で彼らの気持ちを受け入れながら愛着の再形成にも可能な範囲で取り組んでいけばよいと考えるようになった。つまり、児童

自立支援施設での生活を送る上で、少年たちが生活ルールを破ったりした場合には、彼らの気持ちに寄り添い受け入れるようなかかわりではなく、きちんと生活支援をし、場合によっては行動を改めさせることを優先しなければならない。このような一貫した生活支援を行うかかわりをした上で、少年たちからの信頼を得ていくのが関係性の基本であると考える。そして、生活ルールを破らない範囲の中で、彼らの気持ちを受け入れたり寄り添ったりしていくことで愛着の再形成の支援にも触れることができるのではないか。

児童自立支援施設において非行少年と信頼関係を作っていく上で、必要だと思われるいくつかのポイントについて述べたい。

一　「枠のある生活」における信頼関係形成

非行少年が、集団生活をしていく中でお互いに安心して生活するためには、「枠（ルール）のある生活」が必要である。決められたルールの中でお互いが生活することで、彼らもどこまでの行動なら許されるのかがわかりやすく、また枠の中でなら自分たちの行動を職員に受け入れてもらいながら生活できるという安心感を与えることにもなる。斯道学園でも、彼らが男子寮で生活するための枠（ルール）を設定するために、一週間ごとに開かれる寮会議で職員が生活ルールを確認し、非行少年に対して統一した支援が行えるように共通意識を持つように努めている。彼らが安心できる生活を守っていくためにも、まず生活する上での絶対に譲らないルールを設定しておくことが大切であろう。

仮に、非行少年との愛着形成を行なっていく場合には、愛着関係の再形成の際に表出する攻撃性について、特別な注意を払いながら、この枠の範囲の中でどのように抑えていくかについて慎重に考えていく必要がある。この「枠のある生活」の範囲内で、彼らの甘えを受け入れ、攻撃性についてもある程度受容していくことについては問題ないだろう。

二　簡単に騙されず譲らない姿勢

非行少年との関係を作っていく上で、私が児童相談所の児童心理司として働いていたときには、可能な限り非行少年の気持ちに寄り添いながら心理面接を行なってきた。仮に彼らが嘘や言い逃れをしているとわかる時にも、その気持ちに寄り添うようなかかわりをすることもある。ただ、心理面接という枠を超えて、児童自立支援施設で非行少年と一緒に生活する上で、日常生活の中で彼らの気持ちに寄り添いながら接していくことのみで支援をすることについては限界があると考えるようになった。それは、気持ちに寄り添い優しく接していくと、少年たちが生活ルールを逸脱しようとするようになったからである。藤岡氏（二〇〇一）は、非行少年の社会では「善良さ」や「援助の意思」は、かえって踏みにじられ、搾取されることにもつながりかねないことについて指摘している。仮に施設内の生活ルールを破ったときに、毅然とした態度で注意をしないと、少年たちはその職員に対して「頭が悪い、弱い、頼りにならない」という印象を持ってしまう場合がある。

私が斯道学園で勤務し始めた当初にも、数人の少年たちが生活ルールを破る試し行動を行なう時期があった。私よりも施設内のルールを熟知している彼らは、私以外の職員がいない時に、巧みにルールを破る行為を行っていた。私がそのことに気づき注意した時には、「気づきませんでした、すみません」などと悪びれることなく発言し、「先生、僕のこと疑っているんですか」などと自分に対する印象を操作しようとすることもある。このような非行少年たちの言動を職員が咎めずに受け入れていくと、ルールを破る行為がエスカレートしていくことになる。

藤岡氏は、非行少年たちの信頼関係の形成において「仮に衝突することになっても譲らない」「信じる気持ちを持ちながらも簡単には騙されない」ことの大切さについて触れている。児童自立支援施設において非行少年たちの生活支援に携わる仕事をする上で、彼らとの本当の信頼関係を築いていくためには、職

員がこの「簡単に騙されずに譲らない姿勢」を持っておくことも必要だと私は感じている。

三　傾聴の功罪

児童相談所の児童心理司として勤務している間に多くの非行少年に心理面接を行なってきたが、その中で自分の気持ちを言葉で表現することができた少年は稀であった。うまく言葉で気持ちを表現できないため、行動化しているように見えることも多々ある。彼らに繰り返し言葉で気持ちの表現を求めることは、場合によっては彼らとの信頼関係を崩すことにもなりかねない。それよりも、少年たちの話に耳を傾けながら言葉を補い、気持ちを整理していくようなやりとりが必要となる。

また、ある非行少年に対して心理面接を実施したときに、最後の心理面接で「先生は何もしてくれなかった」と言われたことがあるのをよく記憶している。一方で、その少年が一番信頼していたのは、本人が暴れたときに体を張って止めてくれた職員であった。これは一例であるが、彼らが間違ったことをしたときには話を聞くだけでなく、きちんと叱ったり、場合によっては体を張って行動を制限したりするなど、しっかり向き合ってかかわることが信頼関係の構築につながりやすいと感じている。

もちろん、非行少年たちの気持ちに耳を傾けることは大切である。ただ、彼らは精神的に未熟な存在であることを忘れてはならない。気持ちや思いを尊重しすぎることによって、彼らに本当に必要な支援を見失ってしまうことがある。非行少年たちへの寄り添いや傾聴という支援のあり方にこだわりすぎることによって、有効な支援ではなく、職員側の彼らの気持ちを大切にしているという自己満足に陥ってしまう可能性があることに注意をしなければならないだろう。

四　担当者制の効用

斯道学園では交替勤務制の寮運営であるが、各々の入所児童に対して担当職員を充てている。各々の入所児童は、週に一回担当職員と話をする時間が設けられており、その中で施設内での生活態度について振り返ったり進路について相談したりしている。また、保護者や関係機関への連絡調整については、基本的に担当職員が行うことになっている。帰省の実施などについても、担当職員が普段の生活態度などを考慮して可否について判断しているため、斯道学園に入所している児童にとっては、担当職員が自分にとって特別な存在となっている。

斯道学園での生活の中で、私の担当児童であるAより「先生、親なんですからテストの結果褒めてくださいよ」と冗談っぽく言われたことがある。また、担当児童以外の児童からも「先生はAの親なんですよ」と言われることがあった。これは冗談のようなやりとりの中で出てきた言葉であるが、斯道学園に入所している児童達たちが、担当職員を親代わりのような存在として多少なりとも認識しているように感じる出来事であった。また、他の職員が担当している児童は「担当の先生が一週間いなかったら寂しいです」と寂しそうに発言することもある。愛着の再形成という観点からすると、担当者制を導入することによって特定の職員との結びつきを強くするよい影響があるように感じている。

五　施設内心理士等との協同

児童自立支援施設における日常生活の中では、積極的に愛着の再形成を扱っていきにくいことについてはこれまで述べてきたとおりであるが、例えば施設内に心理士がいる場合や児童相談所の児童心理司などが定期的に心理面接を行なっている場合、心理面接の中で愛着の再形成について扱っていくことは一つの

方法である。児童自立支援施設における「枠のある生活」の中では、心理面接を行う時間は少年たちの気持ちを自由に表現できる場所となり得る。また、心理面接は日常生活とは切り離された空間であるために、少年たちから退行や攻撃性が表現された場合でもある程度受け入れることが可能である。このような心理面接を有効に活用していくことが、愛着の再形成に取り組んでいく上で大切であろう。

また、施設内心理士や児童相談所の児童心理司と定期的に話し合いの場を持つことで、少年たちの気持ちに対する気づきが生まれることも多いと感じている。心理士は児童自立支援専門員とは異なる視点で児童を見ており、一緒に寮生活を送る中では距離が近すぎて見落としてしまっていた彼らの気持ちについて改めて考えるよい機会となっている。施設内心理士や児童相談所の心理司と話し合うことは、彼らの気持ちや視点に気づく機会となり、結果として支援の幅が広がるように感じられる。

Ⅷ　終わりに

愛着の再形成のために、繰り返しになるが、非行少年の行動をすべて受け入れていくのではなく、「枠のある生活」を通して少年たちとの信頼関係を作りながら、限られた期間の中で関係性を深めていくのがよいのではないかと感じている。愛着の再形成に主眼を置きすぎると、得てして児童自立支援施設の特徴である「枠のある生活」が揺らぎ始めることになる。それによって「安心して生活できる場を確保すること」という最優先に考えるべき支援が十分にできないことにつながる。「育て直し」を強調して愛着の再形成に力を注ぐあまり、彼らの生活自体が不安定になってしまってはそもそも支援が成り立たない。

また、児童自立支援専門員と非行少年との「愛着関係」と「肯定的な信頼関係」を区別して論じてきたが、どちらも人と人との関係性のことであり、関わりの深さに差はあるものの、私自身は実際には一つの連続性の中にあると考えている。狭義の愛着関係とは異なるかもしれないが、児童自立支援施設職員と非

行少年が肯定的な信頼関係を築くことで、これまで大人を信頼できなかった彼らが、大人を信頼することにつながるよい影響を与えることは間違いない。実際に、斯道学園の退園生が社会生活をする上で困った時に連絡をしたり、何かにつけて近況を報告しに学園を訪れたりするようなことがある。このようなことから、彼らとの愛着関係が再形成できているとまではいかなくとも、愛着形成に似た、または愛着関係の一部を含んでいるような存在に児童自立支援専門員がなることができているのではないかと私自身は感じているところである。

参照文献

杉山登志郎（二〇〇七）．子ども虐待という第四の発達障害．学研プラス、全一八四頁．

全国児童自立支援施設協議会 運営実態調査（平成二十四～二十六年度）．

融道男・中根充文・小見山実監訳（一九九三）．ＩＣＤ―10精神および行動の障害―臨床記述と診断ガイドライン．医学書院．

藤岡淳子（二〇〇一）．非行少年の加害と被害―非行心理臨床の現場から．誠信書房、全二八二頁．

特集⑦

児童自立支援施設における愛着形成について
～児童との関わりから考えた工夫～

沖縄県立若夏学院　児童自立支援専門員　森田修平

Ⅰ　はじめに

沖縄県立若夏学院は、入所定員が各寮十人で男子寮二寮、女子寮一寮となっている。各寮の職員配置は正職員が六人でローテーションをし、宿直勤務を行っている。またその寮の日中サポートとして女子日勤職員や個別対応職員等が子ども達の支援・指導に携わっている。さらに公教育である分校も平成十三年に設置され午前中は施設内にある分校へ通い学習を行っている。分校では教頭一人、教諭十人、分教室職員一人が配属され、子ども等の学習権を保障している。午前中の分校での学習を終えると、寮の職員が子どもを迎え、各寮内で昼食を摂り、その後は午後の活動へとうつっていく。若夏学院では学習指導、スポーツ指導、労作指導の三本柱を中心に大人と子どもが一緒に汗を流し、自立支援達成に向け生活をしている。この三本柱を中心に子ども等と生活を共に行っていくが、各寮でどうしても支援に対する価値観や考え方の違いが出てしまうことも多くある。その中で私が寮勤務で経験したことや異動になり、別の職場で得た経験、そして再度児童自立支援施設に戻り工夫して得た経験を述べたいと思う。

Ⅱ　男子寮での経験

私は児童自立支援専門員として採用、男子寮に配属され子ども達と関わりながら自立支援達成に向け若夏学院の三本柱を意識して子ども達に対して支援・指導を行ってきた。その中でも特に私が力を入れていたのがスポーツ指導である。私も学生時代に野球部員として過ごし、野球を通して仲間と一つの目標に向かい励まし合い、勝敗にこだわり、皆で喜びを分かち合い、負けた時の悔しさを感じることを経験することから得るものが多く、その経験を男子児童にも伝え、少しでも何かを感じ取って欲しいと思い指導を行ってきた。しかし、沖縄県は離島という特性もあり、他県では行われているような隣県同士での交流試合等は行えず、試合は施設の職員や関係機関の大人が中心であった。そのため、子ども達はどこか真剣さに欠け、「負けて当たり前」「どうせ大人に勝てない」「勝っても大人は手加減をしている」というようなマイナス部分の多い感情を抱くようになっていた。このような環境の中で子ども達に「野球が楽しい」「試合をして勝ちたい」という意欲を引き出すのには、とても苦慮した。そのような壁にぶつかった時に私は、今までの子ども達に対して野球を指導するという考え方を改めることにした。今までの私は、とにかく熱い気持ちで子ども達に接し、大きな声を出し、ノックを打ち、取れなかったらもう一度ノックを打つ。これで子ども達は野球の素晴らしさやスポーツの楽しみ等を感じてくれる、そして生活の中でもメリハリができ、自分自身の課題を見つめ直すことが出来るだろう。そう思っていた。しかし現実はそう甘くは無く、子ども達は渋々スポーツ活動を行い、他の職員も子どもに対して、うまく技術面や取り組み姿勢等を教えることが出来ず、私一人が熱心に野球に取り組んでいる状況になってしまっていた。そうなると子ども達も支援する大人も良い関係が築けず、そのため寮でもまとまりのない状況になっていってしまった。子ども達に直接支援・指導を行うことが子どもの自立支援に繋がると思っていたが、実際はそれがうまくいかなかったため、まずは自分自身が手本となるような姿勢を見せ、子ども達を支援する大人が同じ方向性を

持てるよう何度も話を重ねながら確認することに徹した。大人の価値観、考え方は十人十色である。そこまで野球の指導に対して熱心にならず、むしろ子ども達の入所してきた課題をもっと最優先して見つめることが重要ではないか。そして一人一人の子どもの課題、問題をどのように解決していくかを考え実現していくのが児童自立支援施設の本来の姿ではないのか。皆で話をすればするほど、本当にたくさんの様々な意見が飛び交った。しかし交替制における支援の基本を今一度考え、支援する大人が覚悟を持ち真剣に子ども達に一貫した支援・指導を行うことで子ども達の安定した生活を取り戻すことが出来る。そして学院の三本柱でもあるスポーツ指導を強化していくことで、入所している子ども達の自立支援達成に繋がっていく。職員の方向性を統一することでその後の学院での野球活動は私が描いていたような雰囲気になっていった。子どもはもちろん大人も大きな声を出す姿があり、私がノックを打ちイージーミスをすると、子ども達も自然と「もう一球お願いします」「もう一球頑張れ」「今のキャッチで満足か」と声が飛び交っていた。その表情はとても生き生きとしており、毎回の練習でユニホームが泥だらけになるほどの熱心ぶりであった。それはスポーツ活動の時間帯だけではなく、土日等の休日課の時でも「先生、野球しましょう」「打ち方教えて下さい」という発言も聞かれ、寮内ではグローブに油を塗って大事にする姿、夜も毎日のように素振りをする姿があった。その際にも今までは子どもが中心となっていたが、大人も自然と一緒にバットを持ち、素振りを行ったりしていた。スパイクの土を子ども達と一緒になって談笑しながら落とす姿も多く見られた。そんな毎日が続くと寮の中でも子どもの笑顔が今まで以上に見られメリハリのついた生活ができるようになっていた。子ども達が目標としていた九州少年野球大会では、やはり他県との試合経験の浅さがプレーにも出てしまい固い動きが多く目立ってはいたが、子ども達も大人も今までの練習や日常からの野球に対する想いを最後の最後までプレーや応援で全力を出し切ることが出来た。試合を終えた全員の表情はとても清々しかった。私はこの野球での経験を通して、スポーツ指導は実際にプレーするのは子ども達ではあるが、大人も一緒に日頃から「野球が楽しい」「勝ちたい」という子どもと同じ

意識を強く持つことで、子ども達の本来持っている素直な姿を引き出し、また心の安定を得ることが出来るのだと感じた。

Ⅲ　子どもの変化

全国的にもよく耳にすると思うが、最近は子どもの質が変わって児童自立支援施設での子どもの処遇が難しくなってきた。実際に私も痛感することがあった。前述したような野球等のスポーツ指導を毎年同じように行い、子ども達の素直さを引き出し、良い一面は伸ばしていこう。そして心の安定を図りながら、自身の課題を克服していくような支援こそが子どもにとって一番の自立支援達成の近道だと思っていた。しかしここ数年で、このような児童自立支援施設にとって基本的と言われていた支援を子ども一人一人に対して行っていても、一向に支援する大人の意図を読み取ってもらえない子どもや思いがけない場面で、キレる子どもが多くなり、処遇困難な子どもが増えている。

現在、全国の児童自立支援施設に入所している子どもの状況を調査すると、約千四百人の在籍児童に対して、およそ六割の子どもが虐待を受けた経験を持つと答えている。もちろん虐待されたことを虐待と思っていない子どもや虐待されたと表に出せない子どもも中には潜在しているので、この数値だけ見て判断することは難しい。また近年「発達障害」等の言葉も多く聞かれるようになり、児童自立支援施設に入所している子どもの約五割はそれらの障がいを持っているという数値も出ている。

このような全国的な数値から見ても、入所している子ども一人一人の問題は多種多様かつ複雑化している。そのため、今までよりも専門的なケアが不可欠であり、心理治療的なケアというものもとても重要になっている。現に全国的にも集団処遇を基本としていた児童自立支援施設ではあるが、個別処遇で個々の対応をすることも多くなっている状況である。

児童自立支援施設は児童福祉法第四十四条に基づき、不良行為やそのなすおそれのある子どもや家庭環境上などの理由により、ケアや支援などの必要な子どもに対して、一人一人の子どもの状況に応じて、必要なケアや支援などを行い、その子どもの健全育成を図ることを目的とした施設という基本理念と重ねて、今後は虐待を受けた子ども等に対しての「育て直し」という視点を幅広く持ち支援を行っていく必要があると感じる。

Ⅳ　女子寮での経験

私は児童自立支援施設に配属され男子寮で男子児童と共に生活をしていた。もちろん若夏学院には女子寮もあるため、行事では男子寮と女子寮が合同で行うことも多くあった。その時の女子児童の印象はおとなしい子が多いということであった。少し悪い言い方をすれば「女子寮の職員は子どもに指導をあまりしなくて楽そうだな」と当時は思っていた。男子寮で数年が経ち、新たな気持ちで男子寮での新年度を迎える予定であったが、人員の様々な関係で女子寮への配属が決定した。その時の私の正直な気持ちは「あの楽な女子寮にいける」という甘い考えがあった。しかし一方では、専門職として男子とは違う関わり方を学ぶ良い機会だがどのように接していけば良いのだろうかと期待と不安が入り交じっていた。また女子寮に配属が決まった時には先輩方から「女子寮は難しいよ」と言われていた。私は男子寮でやってきた経験と多少の自信で大丈夫であろうと思い、四月を迎えた。当時の女子寮は四人の子どもが在籍していた。前述したように、全体で見る女子児童はとてもおとなしそうな子達という印象であったため、特に問題なく女子寮でも馴染めるだろうと思っていた。しかし現実はそう甘くは無く、私の持っていた多少の自信もすぐに打ち砕かれてしまった。

女子寮には男子寮にはあまり見られなかった細かな配慮というものが無数に生じた。その配慮を怠ると

寮の安定が崩れてしまうというものもあった。細かく言えばキリがないが、少しだけ紹介すると、一人にかける時間配分もその配慮の一つである。女子児童と面接を行うことがあり、最初の子には十分かけたが、二番目の子には五分の面接を行った。その場面では特に不満を述べることはなかったが、後から聞くと「私だけ五分で嫌だった。私のことを先生は嫌いだと思う」という言葉を聞いた時、女子児童はこういった何気ない所でも他者との比較をし嫉妬を抱いてしまうのだと感じた。さらに女子児童と距離感をとるのもとても苦慮した。男子児童は少しでもいつもと違い暗い表情をしていると声をかけ助言を与えていくような関係で信頼関係は築けてきた。しかし女子児童はそうではなかった。いつもと明らかに違う表情をしており、心配をした私が女子児童に寄り声をかけたが、そこで女子児童の反応は「喋りかけないで欲しい」「一人にして欲しい」というものであった。また日常的なトイレや入浴等の生活場面でも距離感には苦慮し、なかなか直接的な支援、指導が困難であった。

その当時、四人の在籍児童の中の一人に「愛着形成障害」を抱えた子どもがいた。そもそも愛着形成障害とは何か。愛着形成障害の原因は基本的に子供の頃に得るはずだった愛情を十分に得られなかったことだ。しかし、一概にそれだけが原因ではない。必ずしも虐待された、育児放棄されたといったはっきり原因がある場合だけではなく、両親そろっていて、特に問題なく育てられたように見える場合でも様々な理由で愛情を得損なうことがある。

愛着形成障害を持っているこの子は、生活場面の中で職員だけではなく、子どもも振り回すような言動をとり、寮の生活自体が不安定な状況になっていた。私たちはそのような状況の中、愛着形成障害という言葉だけにとらわれすぎてしまい、愛情を甘えと勘違いしていた部分もあったように感じる。その場その場で起こる出来事に対して、指導はもちろん行っているが、どこか甘やかした部分があったのではないだろうか。そうすることで他の子どもにも影響し、無断外出は増え、職員の言葉を聞かない、自分の都合の良いように物を解釈する、また指導を行う、といった負の連鎖が続いてしまっていた。

愛着障害の克服には不足している愛情を取り戻すことが関係している。ある意味、子どもの頃からやり直すことによって修復することができる。実際、愛着障害を抱えた人が回復していく過程において、幼いころの状態や問題を順次再現しながら、児童期→思春期→青年期の段階と、成長してゆく様子が見られる。

その場その場だけの指導だけでは、愛着形成障害を持っている子のためにはならず、また他の子ども達の安定をも脅かしてしまうことに繋がってしまう。そのため安心で安全な環境を提供しながら生活することが、子ども達の適切な愛着の形成を促すのではないかと感じた。

V　異動をして得たもの

私は女子寮でのやりきれなかった悔しい思いを残したまま、児童相談所へ異動となった。児童福祉司としてではなく、児童生活支援員という立場で児童相談所での勤務が始まった。施設での勤務を経ての一時保護所ということもあり、私は同じ感覚で子ども達と接していけば良いだろう。しかも男子寮での勤務であったので、以前のような感覚でやっていこうと考えていた。しかし児童相談所の一時保護所に入所して来る子ども達は、児童自立支援施設とは違い様々な理由であった。非行、虐待、性的問題、ネグレクト。もちろんこの言葉だけには当てはまらないような理由がある子も多く、その複雑化している入所理由がある中で、一時保護所という施設の中で混在して処遇が行われているのである。さらに一時保護所は下は小学一年生から上は児童福祉法で関わる十八歳までの子ども達が入所している。施設の名称にもあるように一時的な保護機関でもあるので、入所期間にはばらつきがあり、一日だけ入所の子もいれば、長期化する子どももいた。一方、児童自立支援施設ではどうか。全国的にも入所全体の七割を中学生の年代が占めており、入所理由も明確化されている。さらに入所期間も平均して一年から一年半となっている。そのような違いがある中で、一時保護所の子ども達の支援というのは今まで以上に配慮を要していた。

入所理由や期間も様々である一時保護所であるため、私が一時保護所での支援で強く感じたことは、細かく丁寧な支援が必要であるということであった。前述したように年齢にばらつきがある子ども達であるため、児童自立支援施設で行っていたような支援・指導では言葉の理解もなかなかうまく伝わらずにいたこともあった。そこで工夫したことが視覚化することである。今までの児童自立支援施設での支援でもそのような工夫は行っていたのだが、一時保護所ではさらに細かな視覚化が必要であった。また一時保護所での職員の大きな役割に「観察」というものがある。観察を一人一人に丁寧に行うことで、子ども達の足りていないところをより細かく知ることができ、どのような支援を行う必要があるのかを具体的に考察するようになった。この経験により、私の子どもの見方は変わり、同じ年齢の子がいても言葉で伝えるよりも、紙に書いて渡す方が理解力を増す、言葉や紙に書くよりも写真を見せた方が大人の言いたいことがより伝わりやすくなる、何か小さなできごとでもシール等を使って評価や頑張りを促す。そのようなことを繰り返していくと、年齢も入所理由も違う子ども達ではあるが、生活は安定していった。

私は、このような一時保護所での経験を経た後、児童福祉司として勤務することになった。児童自立支援施設にいても一時保護所にいても児童福祉司はどことなくどのように仕事をしているのか、ぼんやりとした存在であった。いざ自分自身がその立場になってみると、一人の子どもに対して関係する機関、大人がどれだけサポートしようとしてくれているのか、また子どもだけではなく、その環境を取り巻く大人に対しても配慮され、その調整等を様々な場所に足を運んでいることが分かった。そこで私なりに大事なものだと感じたのは「家庭へのアプローチ」が子ども達の「自立・自律」にとってとても大切であるということであった。

今までの施設での勤務は、子ども達と直接接することで、子ども本人に対して支援・指導を行い「自立」を促していこうと考えてきたが、それだけよりも親を含め、家庭・地域環境に対してアプローチし変化を促していくことが子ども等の「自立・自律」にとって有効だと実感した。実際に非行問題がある子どもの

相談が学校現場から来ることがあった。私は子どもと面接をし、子どもが一番何に対して困っているのか、生活をしていく上で苦しさを感じているのか、誰が一番この子にとって信頼できる人なのか、他にも様々なことはあるが、子どもの本音を聞き出すことに努めた。子どもから多く聞かれたのは「本当はこうしたい、こう考えているのに大人は理解してくれない、分かってくれない」という言葉であった。だからもっと構って欲しくて非行行動をしてみたというのである。そこで子どもの代わりに私が親や関係機関等に代弁し、一緒にこの子の言葉や行動で何を考えているのか理解していくように、関わっている者が一貫して努めていくと、子どもを直接的に支援・指導していなくても子どもの非行行動は改善されていった。何度か子どもとも面接を行ってきたが、この子は次第に表情が柔らかくなり、「なんか大人が変わった」という発言もしていた。この経験から子どもは直接的な関わりももちろんだが、間接的な関わりを行うことで、子ども達の見守られているという感覚を養い、安心して生活を送ることができたのではないかと考える。

Ⅵ　再度、児童自立支援施設に戻ってきてからの工夫

私は児童自立支援施設で採用され、男子寮、女子寮と勤務し、その後は児童相談所の一時保護所、児童福祉司として子どもを様々な視点で見ることができ、また経験をすることができた。再度、児童自立支援施設に戻り、女子寮への配属が決まったが、そこでは以前のような子ども等に対して嫌な思いはさせたくない気持ちと、子ども達の育ってきた背景や現在の家庭環境を考慮し本来持っているニーズは何なのか。また寮で生活する上で安心して安全な環境を子ども達の言動をキチンと把握しながら提供することに努めた。今までの日常生活を寮の職員全員で細かくチェックし、子ども達に対してより伝わりやすい表現方法にする改善も行ってきた。そこには前述したように写真を貼り視覚的な方法も取り入れることで、子ども達から質問や不満が減っていった。さらに寮でのルールを大人である職員が一方的に決め、子ども達に伝

えるのでは、子ども達からの不満が多く、またそのルールを守らないような状況も過去にはあったので、そこにも子ども達の意見を反映させる工夫を行った。もちろん最終的な決定権は職員が持っていることを伝えつつも、子ども達にとって住みやすい環境にしていくために、様々な意見を交わした。今まで大人が子どものためにと思い込んで決めてきたルール等も、実は子ども達にとってはあまり意味がなく、むしろ息苦しいルールになっているものもあったりした。さらにそのようなルールだと反発し、守ろうとしなかったが、自分たちの意見を少しでも反映させることで、ルールを自分たちが作ったのだから破らないというような姿勢も見受けることができた。

女子寮にはスポーツ指導、学習指導、労作指導の他にも「マナー教室」「折り紙教室」という男子寮にはない取り組みを行っている。外部から講師を招き月に一回から二回ほど実施している。この取り組みは私が男子寮にいる時から行われてきたものであった。女の子は退所し、いずれは家庭を持って出産もするであろう。その時に母親らしく子どもに振る舞うことができるようにとの思いから、行われてきたのだろうと考える。しかし、子ども達とマナー教室や折り紙教室に入ると、態度は悪くやらされている感じで活動している状況であった。そのため職員も講師の先生方に悪いとの思いから注意を与え、活動自体がとても意味をなしていない活動になっていた。自立とは指導的であっては自分自身のためにはならず、自らが学ぶ気持ちを持ち、体験、経験することが大切だと考える。その自らが学ぶ姿勢になり取り組めるようになるためには、子ども達の行動に対してキチンとした視点で評価をすることではないだろうか。それを行うことができれば職員の指摘もキチンと反省に繋げられるのではないかと考えた。しかし、子ども達を評価するのが施設の職員だけであっては子ども達の本当の評価や自立支援にも繋がっていかない。

職員で考えキチンとした評価をし、施設職員以外にも子ども達を評価してもらうためには何が必要か。実際に頑張っている姿を言葉のみではなく形にして見てもらうことではないかと考え、マナー教室で言えば四か月に一度のお茶会を開くこと。そのお茶会という目標を掲げることができたため、日頃のマナー教

室では、お茶の作法や着付けの練習を行い、その姿を写真で撮り、毎回の感想や今後の課題についてまとめる作業を行った。お茶会が近づくと自ら復習をする姿もあった。折り紙教室でも四季をイメージした作品を作成し、学院内に飾ることで多くの職員が子ども達の作品を目にし、何気ない日常場面で子ども達にとってプラスな会話が生まれていた。学院の外にある関係機関にも毎回実施しているまとめた資料を見せることで、たくさんの評価を子ども達に与えることが出来ている。

また今回、私が工夫した活動は「ネイル」である。全国の研修会に何度か参加させていただく経験をしているが、その中で日本全体の福祉行政を学んだ時、児童福祉施設に入所している児童の将来就きたい職種の調査があった。そこで高い数値を示していたのが、学校の先生、保育士、看護師である。その次に高かったのが美容師・理容師であった。私はその数値の高さに着目し、どうにか興味を示している分野を学院で教え将来に活かすことができないかを考えた。ネイルアートは基本的に一対一での施術が基本で、一度の施術で約一時間から三時間を要するものであり、その間は相手の手を取りネイルアートを施すことになる。つまり直接触れ合いながらのコミュニケーションが自然と生まれてくる。児童自立支援施設に入所してくる大半の子ども達は愛着形成について希薄なことが非常に多い。愛着形成に何らかの問題がある子ども達だからこそ、直接触れ合いコミュニケーションを取ることで「育て直し」のきっかけを作り、その子ども達の変化を感じながら、関係機関とも情報を共有し評価を行っていく。この子ども達が持っている美容に対する興味とネイルアートから生まれるコミュニケーションの特性に魅力を感じた。

実際にネイルアートを教えていただくと、子どもの表情は生き生きとしていた。初めは初歩的なことから行ったが、徐々に本格的なネイルやネイルアートを行った。その際には子ども達が大人に対して施術を行うが、やはり自然とお互いにコミュニケーションを図りながら行うことが出来ていた。終了後の感想としても、子ども等からは奥が深くてとても楽しかったという意見や先生の手が温かかったという意見も出ていた。また職員からも、あんなに手を握られていたのは初めてという意見や手を握られて居心地が良く

て気持ちよかったという意見もあった。今後は老人ホームに出向き、習得したネイル技術を高齢者の方々に施し、その体験を通して、子ども達一人一人の自己肯定感を高めていけたらと考えている。

私は、子ども達の愛着には安心感というものが欠かせないものだと感じている。その安心感を与えるのも阻害するのも子ども達と関わっている大人全てではないだろうか。子どもをキチンと見て、個々にあった支援を考え、生活の中で少しの工夫を行うことで子ども達の物事の捉え方は変わり、そこから子ども達の持っている無限の可能性を広げていくことになると考える。

Ⅶ　これからの児童自立支援施設に必要なこと

児童自立支援施設には何らかの障がいを持っている子が半数はいる。またその中でも知的障害、広汎性発達障害を有している子どもの割合は高く、今後はよりきめ細かな支援・指導が必要だと感じる。また男子児童と女子児童では結婚や子育て、仕事に対する将来の考え方も違っており、その特性に合わせた生活指導を行っていく必要性がある。そのきめ細かい支援・指導を継続して行うことが、子ども達の本来持つべき愛着の形成を促すことになるのではないだろうか。きめ細かい支援・指導が提供されていても、その場だけの対応では子どもの自立・自律には繋がっていかない可能性がある。子ども達の日頃からの言動が当たり前という感覚ではなく、「なぜ」という感覚を常に持ち、子ども一人一人の言葉、表情、態度をキチンと観察し、個々のニーズを把握することが、日常生活の場面で丁寧な声かけ等に繋がり、子ども達の安心で安全な生活を感じる体験になり、自分自身の課題をしっかりと見直すことが出来るのではないだろうか。その積み重ねが職員も子ども達の問題行動を未然に防いでいくことになり、指導的にならずに済み、良い関係を築きながら子ども達の本当の自立支援に力を注いでいけるのではないかと考える。

現在の児童自立支援施設では、子ども達の多種多様な入所理由にもあるような変化に伴い、より専門的

なケア、心理治療的ケアを必要としている。前述したように今まで以上のきめ細かな支援・指導を職員・大人が行っていくために、幅広い知識を持ち、様々な経験を行い、何気ないことへ関心を持ち、少しの工夫を絶やさず、それを生活に取り入れていくことで子ども達の安心で安全な生活に繋がるのではないかと考える。幼い頃にうまく形成できなかった愛着を子ども達に取り戻していくために。

参照文献

全国児童自立支援施設協議会編（二〇一一）．児童自立施設の支援の基本（試作版）．
児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会．社会的養護の課題と将来像―平成二三年七月児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ．厚生労働省．http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/08.Pdf.
厚生労働省（二〇一五）．児童養護施設入所児童等調査結果児童養護施設入所児童等調査結果（平成二五年二月一日現在）．http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071148. Pdf.
心の病気について考えよう．http://kokoromasic.com/causer.

研究論文

児童自立支援施設における入所児童への性に関する健康支援について
～社会的自立に向けての性教育支援と助産師の役割～

滋賀県立大学人間看護学部准教授　古川洋子

Ⅰ　はじめに

思春期の健康問題は、その後のライフサイクルや健康状態に影響を及ぼす。厚生労働省より報告されている二十一世紀初頭における母子保健の国民運動計画「健やか親子21」推進検討報告書（二〇一〇）によると「十代の人工妊娠中絶率の減少」「性感染症の罹患率の低下」が提唱されている。厚生労働省の平成二十年度児童養護施設入所児童等調査では、児童養護施設入所児童の被虐待経験が五三・四％うち性的虐待三・九％、児童自立支援施設では被虐待経験六五・九％うち性的虐待三二・一％という高率であることが示された。このデータから、性に関する不適切な経験である児童の性暴力被害やネグレクトが、性的逸脱や非行など他の問題にも波及する可能性が指摘されている。

性教育の多くは、学校で行われていることが多い。現在学校では性教育担当者に、助産師などの専門職が学校へ出向し、性教育を実施するようになってきた（上野ほか、二〇一一・古川・高橋、二〇一〇・松

田ほか、二〇一〇．岡本ほか、二〇一〇．岡本ほか、二〇〇八）。学校以外の性教育は、家庭内で行われるものである。しかし、児童福祉施設のうち、家庭の代替機能を果たしている社会的養護の施設に入所する子どもにあっては、理想的な家庭での性教育が期待できないだけでなく、ネグレクトや性的虐待を含む児童虐待の経験を有する児童が多数を占めている。社会的養護の中心施設は、養護に欠けたり虐待を受けたりした児童の入所する「児童養護施設」、非行などの問題行動が顕著な児童の入所は「児童自立支援施設」である。これらの施設入所児童は、児童福祉法において十八歳あるいは二十歳までの入所とされ、退所後は自立生活が期待される。しかし、退所後のアフターケアは十分とはいえない（櫻谷、二〇一四）。退所後の自立支援については、インケア時から開始され、アフターケアにまで及ぶものであるが、担当職員のみでは限界もあり困難が予測される。たとえば、十代の女子は、妊娠のことを誰にも相談できないまま過ごしてしまったり、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査を受けることなく出産する事例である。子ども虐待〇歳児死亡事例など、虐待の連鎖につながる事例が報告されている（厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第九次報告、二〇一三）。性に関する健康問題は、プライベートなことでもありなかなか相談しづらい環境にあるといえる。

児童の性に関する健康支援は、思春期の健康自立へと向かい、退所後の健康な生活へ繋がるものである。児童自身の安全や安心のために自分を守る権利があること、躊躇することなく安全を守れる相談者や相談場所を伝えていく必要がある。これは、子どもの権利としての健康を保証することでもある。そこで、本研究の目的は、児童自立支援施設の入所児童への性に関する健康教育の実態を調査し、課題を明確にすることにある。

Ⅱ　研究方法

一　研究方法

児童自立支援施設における性に関する教育実態を直接処遇職員より情報収集した。

調査項目は、性に関する教育項目に関する実施の有無、実施場所、実施担当者についての自記式内容である。日ごろ、施設内生活の中で職員が感じている児童の性に関する問題については自由記述とした。

二　倫理的配慮

データ収集に当たり、研究目的を説明し、賛同の得られた施設の施設長への許可を得た。データは、数値化を行い、施設や個人が特定できないよう処理を行った。A大学研究倫理審査の承認を得た（審査番号第四二七号）。

三　研究の目的

社会的養護下にある児童自立支援施設で生活をしている児童への性に関する健康教育に向けて、現状と課題を見出すものである。児童自立支援施設における児童の性に関する健康教育支援の実態と課題を明らかにする。

Ⅲ　結果

児童自立支援施設五施設における直接処遇職員より調査結果を得た。

一　施設における性に関する教育支援状況（表1）

児童自立支援施設の直接処遇職員五名より、各施設状況を自記式記載による調査をおこなった。

施設内で行われている性の教育項目について、全く行っていない施設は一施設であった。「15. 性に対する適切な行動や行動の選択」と「17. 性加害への特別なプログラム」の実施は四施設で行われていた。また、「12. 多様な性のあり方」「16. 性同一性障害などの特別な児童の特性への対応」を行っているのは一施設であった。性の教育担当者は、施設内の教員他、寮職員、児童心理司が行っており、外部講師として助産師や医師、心理相談員が担当していた。「16. 性同一性障害など特別な児童の特性への対応」「17. 性加害への特別なプログラム」「18. 性被害への特別なプログラム」については、児童心理司や児童相談所の児童心理司により行われていた。「14. 性被害の誘いに乗らない対処」「15. 性に対する適切な行動や行動の選択」では、職員や教員、そして外部講師である医師や看護職者（保健師、助産師、看護師）により行われている現状にあった。性の教育支援を、助産師など外部講師が担当する施設では、事前に打ち合わせを行い、施設の特徴を踏まえた内容を実施していた。妊娠や出産に関すことは、施設により女子児童のみ行われていた。性教育の実施場所は、授業時間内に学校の教員と施設職員と合同して寮や学校（本館）で行っていた。公教育導入前の施設は保健体育の免許を持つ寮職員により学校で行っている施設があった。性教育の項目すべては、男女別の個別対応で行われていた（表1）。

表1　性に関する教育支援状況

	性の教育の項目	実施施設数	場所（施設数）	実施者	備考
1	いのちの始まり	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師、保健師、心理療法士	3回授業を行い、4回目に保健所保健師の出前講義の実施
2	育ちいくからだと私	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師、心理療法士	
3	からだの清潔とプライベートゾーン	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師、心理療法士	男子個別対応、寮生活の中で実施
4	第二次性徴と射精・月経	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師、心理療法士	女子個別対応
5	男女のこころとからだの違い	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師、心理療法士	
6	人間の性行動・マスターベーション	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師	男子個別対応、男子のみ実施
7	性行動に関する倫理や道徳	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師、心理相談員	女子個別対応
8	妊娠・出産・誕生のしくみと子育て	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師、心理相談員	女子個別対応
9	エイズ以外の性感染症とその予防	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師	女子個別対応
10	エイズとその予防	3	寮（2）学校（1）	児童心理司、助産師、医師、心理相談員	女子個別対応
11	性の不安や悩みの適切な対処	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師、心理相談員	必要であれば個々に実施
12	多様な性のあり方	1	寮（1）	教員、寮職員、児童心理司、医師、心理相談員	
13	人口妊娠中絶と望まない妊娠を避ける	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師、心理相談員	
14	性被害の誘いに乗らない対処	3	寮（2）学校（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師、心理相談員	女子個別対応、女子のみ実施、リスクカードの利用
15	性に対する適切な行動や行動の選択	4	寮（1）	教員、寮職員、児童心理司、助産師、医師、心理相談員	男子個別対応、女子のみ実施、リスクカード利用
16	性同一性障害などの特別な児童の特性への対応	1	寮（2）学校（1）	児童心理司	
17	性加害への特別なプログラム	4	寮（2）児相（2）	児童心理司	男子個別対応、男子のみ実施、ロードマッププログラム
18	性被害への特別なプログラム	2	児相（2）	児童心理司、児童相談所児童心理司	プログラム作成中、女子のみ実施

二　自由記載から見る職員が認識している性に関する健康実態と課題（図1）

職員が感じる施設内における性の教育支援とその課題に関する自由記載内容についてKJ法を用いて分析をおこなった。

（一）【A．入所児童がもっている問題となる性行動に関する背景は多様であり複雑なものである】

「①児童の性に関する問題行動には、性虐待、ネグレクト、性被害、性課題の背景がある」という児童の性の問題行動に関する家庭背景の複雑さ、それは「②児童の成育環境が性行動の思考を誤ったものにしている」ことが基盤にあることが多いと認識していた。また、児童自立支援施設のみならず、児童養護施設や一時保護施設などにより、児童の生活環境がめまぐるしく変化することによる「③措置変更など、児童の生活場所が変化する不安定さがある」ことを認識している現状があった。よって、入所児童がもっている性行動に関する個人背景は多様であり複雑なものであることを認識していた。

（二）【B．児童は性行動に関する誤った知識や認識を持っている】

多様で複雑な性の問題行動へ至る家庭背景や育成背景を持つ入所児童の性行動は年上の児童から年下の児童へ立場を利用した性的な問題行動をおこすなど「①児童は、性に関する問題行動を力関係の手段として捉えている」ことや他者の前でプライベートゾーンを露出すること、それに関する抵抗感も少ないなど「②児童は、他者のプライベートゾーンの認識が曖昧である」ことを認識していた。

（三）【C．児童の集団生活は、誤った性的な言動や行動が広がりやすい環境にある】

集団生活である施設内生活により、同性児童同士の身体接触や生活環境の距離感が短くなることにより、性への関心が高まるなど「①集団生活環境という特徴や死角など、問題となる性的な問題行動が具体化し連鎖しやすい環境にある」ことを認識していた。また、ともに生活をしている職員に対して性的な反応をすることなど「②児童からの性に関する問題行動の対象が職員へと向けられる」という児童に対する職員

の対応の難しさを認識していた。よって、児童の集団生活は、誤った性的な言動や行動が広がりやすい環境への課題を職員は認識していた。

（四）【D．施設内の性教育支援は試行錯誤の中、日々脈々と行われている】

児童に対して職員は、性に関する不適切な言動があればその都度指導や注意を行い、児童の状況を見ながら職員配置を行うなど「①個々の児童への対応は職員個々の力量で行っている」と認識していた。施設内職員のみならず「②性に関する教育支援は、施設職員、教員、心理職員、児童相談所の心理司や医療職者などに依頼して行われているが、総合評価にまでは至っていない」と認識していた。また、入所児童は、一人ひとりの行動や知的レベルや認知レベルは多様であり「③一律ではない児童の多様性に基づいた支援や対処に困難を感じている」と認識していた。職員感の連携については、日々対応している職員の性別、年齢、担当寮、そして経験等の違いから、全体の課題として考えにくく、議論の深まりも難しいこと、職員間で性に関する問題などを話題にしない風潮があるなど「④児童の性の健康支援について、職員間の統一や共通理解を得る作業が必要である」と認識していた。そのような環境であっても、職員は【施設内の性教育支援を試行錯誤の中、日々脈々と行なわれている】現状にあると認識していた。

（五）【E．児童の退所後の性に関する健康生活への支援を見据えた指導の具体化を図る必要がある】

職員は、入所児童の生活は施設で永遠に続くものではないと認識し、「①入所期間中に今後の健康な性行動への見通しを付けることが難しい」ことを認識していた。退所後の女子児童の妊娠や出産に至ったケースや入所中には問題行動に至らなかった児童であったにもかかわらず、退所後に性に関する問題行動に至ったケースから「②退所後に継続する性に関する健康生活への正しい知識の習得や自立が難しい」と認識していた。また、性行動に関する問題がある場合は地域への受け入れが困難であったり、措置変更や措置解除が困難なケースから「③児童が社会に受け入れられることが難しい環境がある」と認識していた。そのような状況から、【児童の退所後の性に関する健康生活を見据えた指導の具体化を図る必要がある】と認識していた。

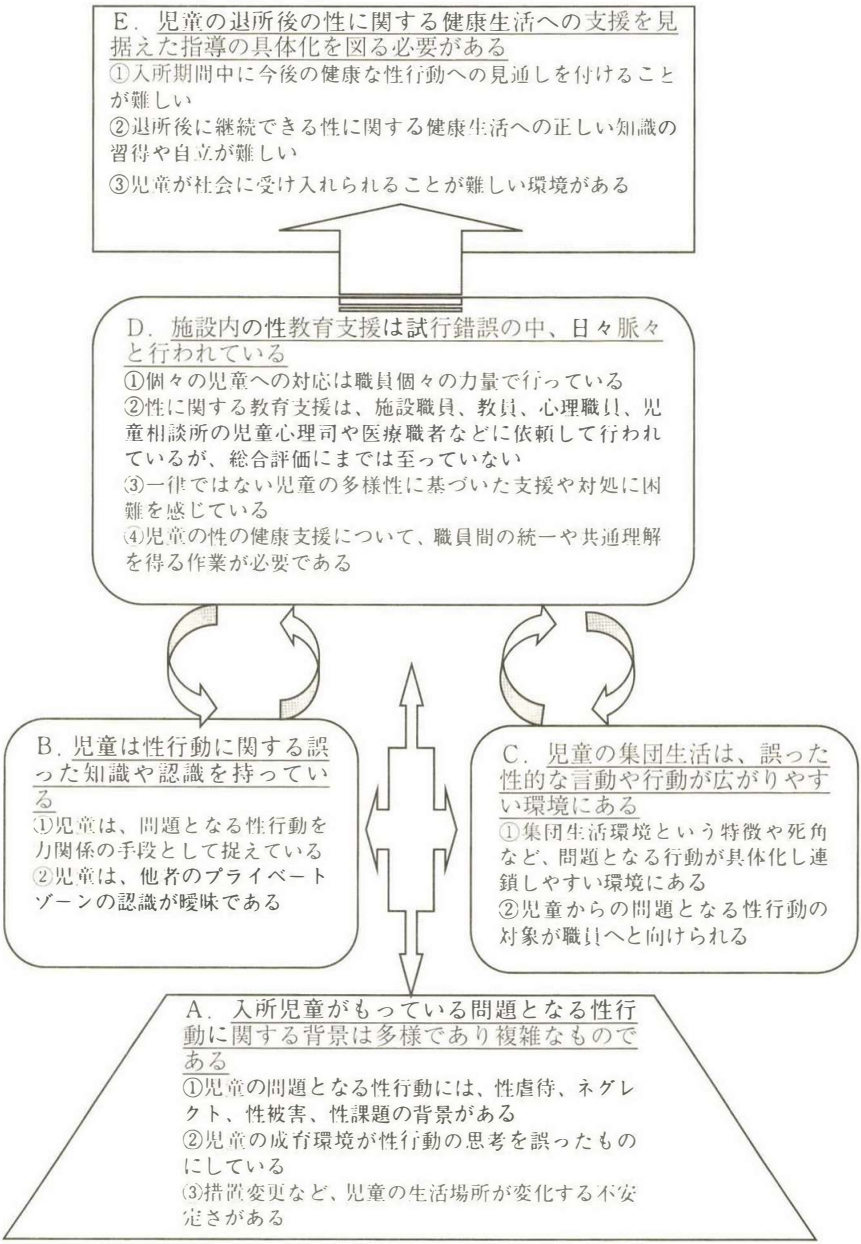

図１　児童自立支援施設５施設の直接処遇職員が認識する入所児童の性の健康に関する現状構造

Ⅳ　考察

児童自立支援施設五施設の直接処遇職員が認識する入所児童の性の健康に関する現状と課題をまとめた。

一　児童自立支援施設五施設の直接処遇職員が認識する入所児童の性の健康支援に関する現状

児童自立支援施設は、非行問題を中心に対応する施設であるが、入所児童にあっては性に関する問題を抱えている児童も多く、【A．入所児童がもっている性に関する問題行動に関する背景は多様であり複雑なものである】状況があった。児童の成育過程や背景から【B．児童は性行動に関する誤った知識や認識を持っている】ことが多く、性に関する問題行動は施設内で【C．児童の集団生活は、誤った性的な言動や行動が広がりやすい環境にある】という特徴があった。職員は児童に対して【D．施設内の性教育支援は試行錯誤の中、日々脈々と行っている】現状にあった。入所児童は、施設の退所を迎え、施設内生活から施設外生活へと巣立っていくが、その後の性に関する健康自立は、難しい現状にあり【E．児童の退所後の性に関する健康生活への支援を見据えた指導の具体化を図る必要がある】と認識していた。

二　教職員や多職種連携による性に関する教育支援システムとその課題

入所中は、環境により性に関する問題行動や妊娠にいたることが無くとも、退所後に顕在化することが明確になった。思春期の健康教育における児童自身の健康増進は言うまでも無く、その後の生活に継続できる教育の方向性が必要となる。社会的養護をうけている児童の性教育に関する実施の困難要因として、「いつ誰がどのように話をすればよいのか難しい」「職員が若い」など、職員の年齢や経験値に関する問題点

が挙げられている（長谷川、二〇〇七）。家庭の代替役割を担う社会的養護施設であるが、児童の性に関する健康支援への問題は複雑多岐にわたり、課題が集約的に存在し、解決に向けての施策を必要としている現状にある（吉川、二〇〇八）。

児童自立支援施設では、施設の職員や教職員のみならず、多職種の連携をもって、教育を進めている状況があった。性と生殖にかかわる助産師は、健康なセクシュアリティが提供できる職種である。一方で助産師は、望まない妊娠での葛藤や人工妊娠中絶、性感染症、性暴力などの治療やケアをうける女性に寄り添う経験も多い。思春期の健康教育はその後の健康をも左右することを踏まえ、性に関する健康教育を充実することが必要となる。このことは、次世代の健康の担保や児童本人の健康が向上することにつながると考える。性に関する健康問題への不安や問題が生じたときに、速やかに対処できる能力を養う必要がある。それは、児童自身が、性に関する問題への対処行動を取ることができる支援である。

発展的は、児童が適切な健康行動を取ることができる、相談窓口へのアウトリーチにつながること、健康な性行動を含めた性感染症の予防、望まない妊娠の予防、妊娠・出産・育児の健康な対処行動に結びつくことが期待される。

「意図しない妊娠」は、胎児虐待や乳幼児虐待につながることが指摘されている。「意図しない妊娠」は、誰にでも起こりうる可能性があることを考えると、思春期からの妊娠に関する教育が必要であると考える。教育支援による正しい情報の提供、相談しやすい支援者や支援機関などを伝え続けていく必要がある。このことは、次世代における虐待予防につながる。小さいものを慈しむ気持ちを育むこと、親性の育成を目指していくことに繋がると考える。

三　退所後の性に関する健康への社会的自立を支える支援への課題

本調査において、性に関する教育の困難要因として入所児童の多様・複雑な背景があった。これは、子ども一人一人が持つ背景を考慮した支援の必要性がある。岡本（二〇一二）は、「性的問題行動」と「問題となる性行動」を年齢により区分している。子ども個々の性的問題に関する背景のアセスメントが重要であるといえる。

学習の場と生活の場をもつ児童自立支援施設であるが、学校教育として行う性の教育と生活の場での実施を検討する必要があろう。つまり、公教育における集団教育に加えて個別に対応する一人一人の関心や悩みに沿った家庭的であり福祉的な性の教育である。

性的虐待を受けた子どもは、子ども自身のセクシャリティに大きな混乱を引き起こす（森田、二〇〇八）。親や大人によって心身を傷つけられた子どももいる。それだからこそ、いのちの大切さやかけがえのないいのちであること、自分を大切にすることへの教育は重要である。しかし、いのちを守るためには、自分の健康を害することのない環境が必要である。児童のニーズを救い上げ、気軽に相談できる環境づくりが必要である。そのためにも、外部の目を入れることは必要であろう。日々妊娠や出産支援を専門としている助産師の活用も一助であると考える。性加害や性被害、性的虐待などが生じた場合は、心理職や医療職を含めた専門職による治療的かかわりが必要となる。性的虐待は心の傷を残し、長期にわたる身体的心理的ダメージを児童に与える。児童が、性に関する健康な行動をとることができるよう、健康教育支援の充実とその具体化を図ること、性的虐待や問題ある性行動を取る児童については、個別対応支援を行なう必要がある。児童の健全で自主的な性の健康行動の自立に繋がる教育支援が重要である。

四　研究の限界

児童自立支援五施設の調査からの結果である。五施設という地域限定のため施設の背景、収容人数等、入所理由等他の施設との比較も必要である。調査対象は、同意の得られた直接処遇職員からの調査である。専門性の統一を図る必要がある。児童福祉領域と助産領域を含めた医療領域、保健領域の関連性からの枠組みを再構築していく必要がある。

V　結論

本調査にて、以下のことが明確になった。

① 児童自立支援施設五施設の直接処遇職員が認識する入所児童の性の健康に関する現状は、【A. 入所児童がもっている問題となる性行動に関する背景は多様であり複雑なものである】【B. 児童は性行動に関する誤った知識や認識を持っている】【C. 児童の集団生活は、誤った性的な言動や行動が広がりやすい環境にある】【D. 施設内の性教育支援は試行錯誤の中、日々脈々と行われている】【E. 児童の退所後の性に関する健康生活への支援を見据えた指導の具体化を図る必要がある】という認識構造であった。

② 児童の背景を尊重しながら日々性に関する健康支援は展開されていた。しかし、退所後の支援への継続が難しいことに課題があった。

謝辞

本研究にご協力くださいました中国児童自立支援施設協議会、同専門委員会の皆様、スーパーバイザー、

オブザーバーの皆様に心より御礼申しあげます。なお、本研究は平成二十六～二十八年度日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（基盤C・課題番号26463531））の助成を受けて実施した研究の一部である。

参照文献

上野ひろみほか（二〇一一）．勤務助産師、性教育実践活動「いのちの教育」一〇年間の変遷―二〇〇一年からのふりかえり．滋賀母性衛生学会誌．十一巻一号、四八―五二頁．

岡本正子（二〇一二）．性的虐待を受けた子ども・性的問題行動を示す子どもへの支援．八木修司・岡本正子編著．明石書店、三五―四二頁．

岡本美佐江ほか（二〇〇八）．中学校における助産師がおこなった性教育の評価―受講後の中学生の自由記載分析から．滋賀母性衛生学会誌．八巻一号、四一―四五頁．

岡本美佐江ほか（二〇一〇）．中学生を対象とした「いのちの教育」の実施と評価．滋賀母性衛生学会誌．十巻一号、二八―三三頁．

櫻谷眞理子（二〇一四）．児童養護施設退所者へのアフターケアに関する研究―社会的自立を支えるための施設職員の役割を中心に．立命館産業社会論集．四十九巻四号、一三九―一四九頁．

長谷川真人編著（二〇〇七）．児童養護施設における自立支援の検証．三学出版、一一六頁．

古川洋子（二〇〇八）．児童養護施設で助産師が実施する性教育に関する一考察．滋賀母性衛生学会誌．八巻一号、四六―五〇頁．

古川洋子・高橋里亥（二〇一〇）．助産師が学校で行う性教育に関する実態調査．滋賀母性衛生学会誌．十巻一号、一七―二二頁．

松田美千子ほか（二〇一〇）．小中学生を持つ保護者の性教育に関する意識調査．滋賀母性衛生学会誌．十巻一号、二三―二七頁．

森田ゆり（二〇〇八）．子どもへの性的虐待．岩波新書、八七頁．

特別寄稿 ①

四角いフライパンと山ガール
～夏期錬成を通して考える家庭支援と家庭的関わり～

東京都立誠明学園　女子3寮長　宮川哲弥

友人の勤める児童自立支援施設を訪問した時に「いい！！子どものご家庭には二週間に一回くらいでいいの。子どもが頑張っていることを親に電話連絡するのよ。学園からの電話が、いつも問題の報告や無断外出の連絡ばかりだと嫌でしょ」とベテランの女性職員より話を聞いたことを思い出します。

家庭調整といえば、合同面接や帰省、病気の報告などなどつい事務的な事ばかりになってしまいがちになり、本当に保護者に伝えなければならない、子どもの成長や光輝く姿などの報告がおろそかになっているなと感じました。

ファミリーソーシャルワーク（家庭支援）の技術や家族統合プログラムなどに追われる今改めて、家庭調整とは何かを学園での夏期錬成という行事の中の出来事を通して考えてみたいと思います。

Ⅰ　ブーイングだらけの訓練登山

誠明学園では毎年夏の行事として夏期錬成を行っています。男子七か寮、女子四か寮、計十一か寮の各寮が各々二泊三日で登山を計画して寮職員と共に八ヶ岳や雲取山、尾瀬などに赴き心身の鍛錬や寮の団結

を強めることを目標に取り組んでいます。

私が担当する女子寮でも、尾瀬の至仏山への登山を計画して四月から登山練習を兼ねて月に一回近郊の山々に登り本番に向けての準備を行ってきました。

その訓練登山において、ぽっちゃりで運動が大の苦手なA子は、予想通り、七百mの登山においても、最初の山道から息があがり、足はふらふら、みんなの声援やサポートがあり、やっとのことで登頂という始末。それだけなら、なんとか登頂で済んだのですが、下りになり、自分の調子が上がってくると、登りとはうって変って、ぺちゃぺちゃとおしゃべり三昧。一緒に登った子どもたちからも、「あれだけ迷惑かけて、あんなにおしゃべりばかりって信じられない」と大ブーイングという結果でした。本番は二千m級の登山。このままで大丈夫なのだろうか。あの体力のなさ。周りの空気の読めなさなどを心配し、寮では、A子と話し合い、夏期錬成に向けて残り三週間何ができるのかを考えました。そして、ダイエット計画を実施し、おやつをやめ、食事を半分量に、体力をつけるために、毎日の二十分間走を行いました。その際に、A子のマラソンを応援できる人はとの声掛けにはすべての児童が挙手をし、毎日一人が担当して三週間をやりきり、体重が三kg落ちて夏期錬成に臨むことになりました。そのような錬成前の出来事を経て、本番へ。

必死のA子の努力を、周りの児童が共有する中での登山となり、やはり、スムーズに登頂とはいかずに、A子はやはり息はあがり、ふらふらになりながらの登山になりました。しかし三週間の努力を共にしたことで、「大丈夫、あれだけ走ったのだから！頑張れ」「山頂でお菓子を食べよう」と自然と周りから声がかかりながらの登山となりました。

山頂に登頂し、念願のおやつを食べてA子は「先生、チョコが甘い。おいしいです」と話しかけてきます。尾瀬の大自然に感動する前に、お菓子に感動とはA子らしいのですが、A子なりの達成感を得ることができたようでした。

本番前は不安だらけの夏期錬成でしたが、A子への取り組みを通して、集団を団結させることができたのではと振り返ります。

Ⅱ 「四角いフライパンってあるのですね」（お弁当作り）

私の寮では、毎週日曜日の朝は寮調理の日として、中学三年生が順番に朝食を作ることを行っています。もちろん、いずれは家庭を持つ子女なので、その事を踏まえ、また施設での給食では家庭らしさを感じ得ないことからもそのような取り組みを行ってきました。その意味では、調理することへの関心や意欲は土台になっているように思います。

夏期錬成に向けては、今回は朝食調理だけにとどまらず、五月～七月までで計四回お弁当を作る機会がありました。その機会も女子児童にとっては、自分のお弁当を作るという経験を積む良い機会となっています。

中学三年生を中心にお弁当の卵焼きつくりをマスターすることを今年度の目標に取り組みました。そもそも、卵焼きが自分で作れることや四角いフライパンがあることなどを初めて知った児童もおり、四回のお弁当作りの中で、最初は職員が見本を見せて教えるところから初めて、児童が取り組み、焦げたとか形がうまくいかないなど試行錯誤しながらも、最後に、初めから終わりまで児童一人一人が自分で調理をやりきることができました。

また、自分自身が作ったものを人に食べてもらい、喜んでもらう体験についても大切な経験として考えています。個人個人味も見た目も違う

卵焼き、「甘いね、おいしいね」などと話しながらも、料理を楽しむという、調理において大切な要素を伝えることができたのではないかと思います。

Ⅲ　山ガールデビュー

衣服に関する取り組みとして、近年登山ブームで流行になっている山ガールデビューを果たしました。子どもたちに好きな色のTシャツと半ズボンを選ばせて、いわゆるよそ行きの服というのでしょうか、どきどきしながら登山ができるように、辛くて苦しいだけの登山ではなく、どこか楽しみで、うきうきした登山ができるようにとの願いを込めての取り組みをしました。

本番前に、寮の中で何度か試着をして、ファッションショーのように、「どう、似合う?」など会話をしながら、自分にしっくりくる衣服を選びました。もちろん、登山本番でも、そこら辺の山ガールに負けない、可愛らしい山ガールでの登山となりました。山をバックにポーズをとり、一人ひとりの写真を撮る姿はまんざらでもないようでした。

施設入所する児童の大半は、スウェット文化に代表されるような、季節・行事に適した衣服を保護者から与えてもらう機会が少ないように思います。衣服を通して、その子に似合うもの、喜びそうなものを共に考えて、選ぶその行為に家庭的であるという意味や思いがあるように考えます。後述しますが、山ガールの写真を保護者に送る中で、保護者にもその衣服選びにまつわる家庭的な営みを伝えていきたいとも考えています。職員がどのような思いで衣服を選んでいるのか、子どもがどのような気持ちで衣服を着ているのか、そのような目に見えない思いを、保護者に伝えていくことが間接的な家庭支援につながるのではないかと考えます。

Ⅳ　子どもの語る物語

その夏期錬成へむけての訓練登山期間の最中に、寮のある児童の母親から手紙が届きました。「今度、尾瀬に行くみたいですね。お母さんたちも二十年くらい前にお父さんと尾瀬に二人で行きましたよ。山を楽しんできてね」そのような内容の手紙でした。

尾瀬ヶ原を散策中に、その児童から「先生、綺麗ですね」という声。私は「そうでしょ。あなたのご両親もこの景色を見ていたんだよ」「先生なんかロマンチックですね」「そうご両親のそのデートがあったからこそ、あなたが生まれてきたんだよ」そのような会話を通して、児童の誕生や父母の愛情などを確認させることができました。

また、家へのお土産を購入する場面では、ある児童がお土産もの売り場で、難しい顔をしていました。「どうしたの？」と声をかけると、「お父さんに何を買っていいかわからなくて」とのこと。「お父さんはお酒を飲むの？」「いいえ、飲まないんです。甘いものが好きだけれど糖尿病だし何を買ったらいいのか」「この花豆なんかはいいんじゃない。糖尿病の人も食べられるって書いてあるよ」「そうですね。これにします」など、またキーホルダー売り場の前で、迷っている児童は「どちらの色がお母さんに似合いますかね」と決して使われることはなさそうな鈴のキーホルダーを見つめて、「つけてくれるかなあ。お母さん、赤が好きだから赤にしようかな。先生、私はお揃いの紫を買いますね」とそんなやり取りをしました。

毎年、お土産を購入する児童の姿を見て感じることは、親に使われたり、食べてもらえないかもしれないお土産を買う気持ちの切なさです。必死になって、お土産を探し、購入する子供達、そこには何を買ったら親が喜ぶかなと考える子ども。その心の奥には、その気持ちに即した親からの愛という見返りを求める子どもの気持ち。当たり前に、愛をもらえないことの見返りの反動というべきものなのでしょうか。親自身も過去を振り返る中で、子どもに振り回された経験など、苦い思い出から、子どもの気持ちを汲むこ

とができないなど。お互いの思惑や思いとは違う方向に行ってしまうこともしばしばです。
二泊三日の夏期錬成を通して、山登りの最中、山小屋でのひと時など、児童と話す中で、様々な思いを子ども達から聞くことや感じることが多々あります。そのような子どもの思いをどのようにして保護者に伝えていくことができるのかと考えました。

V　思い出写真の送付

毎年夏期錬成は、夏の帰省の前に行われます。寮では、帰省前に夏期錬成での子どもたちの写真と家族とのエピソードを添えて、保護者の自宅に送付するようにしています。尾瀬の雄大な自然を背景に撮った写真（山ガール）の裏に、場所と先ほどのエピソードを書き込んでいくというものです。「お母さんたちもここを歩いていたんだ。そして私が生まれたんだと話をしていましたよ」「お父さんの病気を気にしながら、お土産を選んでいました。面会に受け取りに来てください」「お揃いのキーホルダーをつけるのを楽しみにしていましたよ」などなど、その児童が感じた物語や気持ちを添えていきます。
そして、もう一つ保護者へのお手紙に「この写真を是非玄関やお部屋に飾っておいてください。よろしくお願いします」と書いておきます。子どもが帰省に戻った時に、退園した時に、自分の写真が飾ってあれば嬉しく感じるのだと思うのです。

Ⅵ　B子の場合

昨年、夏期錬成に参加したB子にも同じように、数枚の写真とエピソードを裏面に添えて送りました。初めての帰省をし、寮に戻った時のB子の第一声は「先生、聞いてください。私の写真が玄関と部屋に飾っ

てあったのですよ。ありがとうございました」というものでした。また、写真を見ながら、夏期錬成の思い出など話をしたそうです。

この経験は子どもにとっては、親は自分のことを忘れていないし、自分は大切にされていると感じるのだと思います。保護者にとっても、満面の笑みを浮かべて頑張っている我が子の写真は、悪いことばかりではなかった我が子の姿を思い出す契機になります。また、子ども達の寮担当への見方も変化が出てきます。寮の先生は、私たち家族のことをしっかり考えてくれているんだと。

子どもの頑張る姿は、保護者にとっても、今後の子育てに向けての貴重な参考資料になります。そして、さらに、子どもの保護者への思いをどのように伝えるのかが大切になります。面会という形式的な場所だけではなく、生活の中にある子どもの保護者への思いをどのように、可視化していき、伝えていくのか。このささやかな家庭調整は施設と子どもと保護者とを繋ぐ一助になると考えています。

Ⅶ　生活の中にある家庭調整

生活を舞台として児童自立を図る私たち職員は、生活の中にある子どもが発信する思いや、感情を物語として、保護者に伝えることの専門家たろうと心がけています。家族再統合に向けての最大の障壁になっている虐待や家族関係の修復など、問題だけに目を奪われずに、生活の中に生ずる些細な変化や感情の移りなどに、アンテナを張り、家族を繋ぐにあたり、必要な情報をキャッチして、それを保護者へ還元していく。保護者との目まぐるしく厳しかった日々には見せなかった子どもの輝きなどを伝えていく努力が必要だと思うのです。上述した先輩指導員の「二週間に一回くらい、良いことを報告するのよ」という指摘がいうとおり、その積み重ねが、違う方向に向かった家族の悪いイメージを再度良い方向にもっていくことだとも考えます。家族と子ども、そして施設。その一つの大切な機能として、子どもが語る、感じる物

語をしっかりと受け止め理解し、それを保護者に伝えること、それがささやかな家庭調整だと思います。

また、家庭的な関わりという部分も、まず寮生活の中で職員が保護者に先立ち実践していくこと、そして、その思いを伝えていくことが必要だと考えます。寮生活が家庭的であるという視点は大切ですが、それ以上に、その生活の仕方や考え、子どもへの思いを、退園後の保護者へどのようにバトンタッチしていくのかが課題であると思うのです。お弁当の作り方やお弁当を作ってもらってうれしいこと、よそ行きの衣服を選んでくれる喜びなどなど、寮の実践は家庭生活に通じるものがあります。保護者に向けて「家庭的な機能」を実践して、それを伝えることも家庭支援の一助になると考えます。

Ⅷ　最後に～子どもが語る物語に耳を傾けること～

新入児のインテーク（入所面接）の際に、緊張した保護者を前に、「お母さんが笑顔になるために施設を利用するのですよ」と伝えるようにしています。子どもの問題行動、家族の機能不全で、悩み、苦しんだご家族。施設に入り、卒園するまでには、子どもを受け止める保護者が気持ちの良い笑顔になっていなければなりません。そのためには、より多くの笑顔になる仕掛けが必要となると思います。子どもの頑張り、施設での規則正しい生活はもちろんですが、生活を通して得られる信頼関係のもとで話される子どもが語る物語を、たくさんこれからも伝えていきたいと思います。

特別寄稿 ②

家族全体支援の構築を目指して
～支援の連続性とアフターケアにおける一考察～

大分県立二豊学園　児童自立支援専門員　三代陽介

Ⅰ　はじめに

現在、各県の児童自立支援施設の抱える課題は多岐に及んでいるが、そうした課題への対応は、施設職員の経験、資質あるいは職員数といった人的要素中心にならざるを得ない実情があり、関係機関との連携は希薄化していることが危惧される。

大分県立二豊学園（以下、本園）のこれまでの取り組みの中では、関係機関との連携を常に意識し、様々な工夫と実践を重ねてきた。アフターケアのための完全な支援システムの確立は難しく、これといった特効薬も無いなか、新たな支援の可能性を模索してきた。

施設を退所した児童は、地域や家族等からの悪風を受け、徐々に入園前の不適応状況に戻ることが少なくない。アフターケアは、退所児童の生活を大きく左右する最も重要なテーマの一つであると考えられる。アフターケアを行う際、支援者として「できること」「できないこと」の線引きは必要であるが、はっきりとは見えない生活実態に対し、一度は突破を試み、生活の中に踏み込むことも必要ではないか。また、家族全体を支援するためには、その家族が支援者に本音を相談できる関係性が必要となる。しかし、関係

性の構築は簡単ではない。わずかな時間であっても、実際に家族の元へ足を運び、声掛けをし、家族の懐に入っていくような地道な草の根的な交流が要となる。

アフターケアを行う現場で対応に苦慮する職員からは、システム的な脆弱さを指摘する声が多数聞かれた。厳しい直接処遇の現場で子ども達と向き合っている児童自立支援専門員などの実務者にとって、現場の実態と自分たちの経験とを整理し理論化していくことは、重要であり大きな意義がある。

本稿は、本園におけるアフターケアを巡っての取り組み実績を振り返ると共に、アフターケアの効果と抱える課題について、ライフヒストリー法（質的方法による事例調査法）を用い、考察を試みたものであり、その結果、以下の四点が明らかになった。第一に、退園すると家族・子どもを支援するための社会資源そのものが乏しいこと。第二に、アフターケアは、入園時より関係の深い本園職員が中心になりがちであり、関係諸機関による包括的な組織的支援システムの構築が課題であること。第三に、退園後に家族・子どもを支援する社会資源の間でのバトンタッチの見極めが難しいこと。そして、第四に最も大きな課題として社会資源の開拓と、家族の養育機能の強化及び再生が必要であることである。入所する児童のインケアから連続したアフターケアに繋げるためには、早期の段階から社会資源の開拓を進める必要がある。そのためには、受託施設である本園での取組みには限界があり、委任機関である児童相談所に、他機関との調整はもとより、これまで以上に大きな期待が寄せられる。

なお、本稿は、平成二十八年に本県で開催された九州児童自立支援施設協議会の共通テーマである「アフターケアを巡る各県の取り組み」にて報告した本園におけるケーススタディを軸とし加筆・修正したものである。また、倫理的配慮事項として対象者からは研究的使用の承諾は得ているものの、最大限の配慮を要する為にモザイク的な表記を用いている点を了承いただきたい。

Ⅱ　検証として

一　検証①

（一）概要

触法通告により児童相談所が関わるが、母子共に自宅でのやり直しを希望し、児相との約束を守るという条件で自宅から学校復帰を目指す。しかし長くは続かず、生活のリズムも徐々に緩み、限界を感じた母も承諾のうえ入園となった。

（二）本児の状況

小学校までは地域の運動チームに属し問題行動は少なかったが、目の前にない事柄や未体験の事柄を想像する事が苦手であり、先々の見通しなく、その場の雰囲気や思いつきで「まあいいか」と安易な行動をおこす。深く考える事もしないため諦めも早い。字はとても丁寧で、読みなら小六の漢字まで概ね理解している。性格は、家庭不適応や大人を主とした対人不適応が顕著であるのに加え、自己不適応感が非常に強い。自分の事を理解してくれない家族と思い込み、自分だけが家庭内で辛い目にあってきたという気持ちが根底にある。

（三）家族の状況

家族構成：実母・実兄・本児の3人家族。実母は、本児が小学校低学年の時に離婚。知人が経営する商店で働きながら生計を維持する。食事や洗濯掃除など、家事については普通に行っている。また、休みの日は家族で外食に出掛けるなど、相応の愛情を持って生活してきた。しかし、生活時間が不規則であり家を空けることが多かった様子である。実兄は高校を卒業し就職している。本児との関係性は良好である。

（四）在園中の経過

入園初期は、早くから適応した。時々、先輩と一緒に悪事をすることはあったが、中二から部活での責任ある立場を任され、部活に頑張ることで自分に自信を持つ。中期頃では、部活で勝利できなかったことを悔しく思い、自分から次年度の大会が終わるまでは退園しないと決め、野球と学習に頑張った。入園後期では、高校で通用するだけの学力を身につけたいからという理由で退園は三学期に延ばすこととなる。八月に「一時帰省」、九月より「一時帰宅訓練」を毎月実施し、家族との調和を図る。

（五）退園前の経過（リービング・ケア）

二月より帰宅機会を増やす。三月当初より原籍中学校の卒業式練習に参加。原籍中学校で卒業式を迎える。その後、高校を受験し合格。高校説明会や制服の採寸などへは母親と外出し、三月末日に退園となる。

（六）退園後の経過（アフター・ケア）

高校入学式前に地元生徒との交流が頻繁になり、深夜外出が増える。他校とのトラブル（因縁と喧嘩）に加担し、警察の事情聴取を受けた。家庭訪問にて指導する。

入学前に高校の校長・生徒指導に本児の特性を説明した。部活動等を通じて一時は安定していたが、同級生とのトラブルにより謹慎となる。謹慎中に家庭訪問して説諭。謹慎後は学校復帰となる。夏休みは髪を染色するなど心配な時期もあったが、二学期が始まる前に家庭訪問をし、髪は普通に戻し登校できた。現在も週末は友人の家に宿泊し、月曜日になかなか起きることができない等の問題はあるが、高校は継続。部活も継続し、秋の試合に出場し活躍できている。

（七）振り返り

本事例は、「家庭の養育力をいかに高めるか」といった軸を元に、母子を一緒にした状態での家庭介入が必要とされた。具体的には、社会資源（地域・学校・福祉施設等）の確保をどのように行うかが課題であったが、幸いにして社交的な母親の人徳もあって、母親が勤務するお店のオーナー夫妻や高校側の理解と協力といった支援を構築できた。また、一方で、悪友たちと縁を切りたいと思う本児の意向を尊重し転

居を行ったため、新しい地域との交流や孤立感の克服をどういった形で担保していくかといった課題が残る。そこで、今後は、タイミングのよい指導助言、迅速な対応を基本として、高校や関連機関のパイプ役として支援できる形を形成していきたいと考える。だが、実際は介入できる人的要素は家族との関係性の深い職員が基礎となるので、組織としての介入が困難である一面がある。

二　検証②

（一）概要

中二の四月、本児の素行不良に母親が困っていると中学校から児童相談所に連絡。母子で児童相談所を訪れ、以後通所にて適応状況を確認する。最終的には本人の承諾により入園となる。

（二）本児の状況

小四時に両親が離婚し、小五から母親が祖母を頼って隣接市に転居。転校先の小学校で運動部へ所属し、選手として活躍できた。中学入学後は他の部活へ入部。中一の三学期から問題行動が多発し、部活動も休みがちになる。幼少期から放任、放置などのネグレクト環境で育ったことから、自尊感情が非常に低い。母親の目が妹にばかり行っていることや、学校への不適応感と思春期が重なり、同じような環境にある生徒と知り合うことで問題行動を繰り返す。性格としては、感情コントロールは苦手で気分によって行動し、また自分の意思があまりなく、周りに流されやすい。そのため規則や慣習を守ろうとする意識が乏しく、結果的に社会の枠組みには収まりきれない。その一方で状況に応じては「真面目」を演じ、適当に嘘をつくようなずる賢さがある。

（三）家族の状況

家族構成：実母・内縁の夫・本児・長女（小学高学年）・次女（小学低学年）、三女（幼児）の六人家族

である。実母は、知人が勤める職場でパートとして働いている。下の妹達の世話に忙しく、本児の活動への応援に来ることは少なかった。このため本児はずっと見捨てられていたという感情を抱いていた。

長女、次女と本児が遊ぶことはほとんどない。三女は本児のことを好いており、本児もかわいがっていた。実母は監護力・養育力ともに乏しく母子関係も悪い。現在関係性のある内縁の夫は若く、父親としての指導力には期待できない。

（四）在園中の経過

初期の頃は対人関係もよく、トラブルも少ない。学習には不適応感をみせ、分校では悪態をつくこともあった。中期頃になると、部活を通じ良い対人スキルが身についた。後期では、職場実習などを行い、高校進学への動機付けともなる。高校合格を決めるまでは退園しないと自ら決め、学習に頑張った。九月より「一時帰宅訓練」を毎月実施し、家族との調和を図る。

（五）退園前の経過（リービング・ケア）

原籍中学校の生徒も参加する「高校体験入学」に保護者と参加。高校受験も原籍中学校の生徒と同じ会場で受験する。二月私立高校受験に合格する。これにより帰宅機会を増やす。三月初日より原籍中学校の卒業式練習に参加。その後、原籍中学校で卒業式を迎える。家族との取り組みを経て、三月末日に退園。

（六）退園後の経過（アフター・ケア）

春休みは同級生や、彼女と会うなどして過ごすが、大きな問題は起こしていない。高校入学後は、周りの生徒から一目置かれる存在となる。このため友人のトラブルや先輩との関わりの中で「俺が解決しちゃる」とリーダー格となり、先輩との交流も増える。高校に定期訪問を行い、高校の先生方と意見交換を行う。だが、先輩から休憩時に喫煙を勧められ一緒に吸う。それを教職員に見つかり謹慎となる。謹慎後しばらくは落ち着いた生活であったが、高校で服装のことや授業中に寝ていることを注意され、教員に暴言を吐いたり、殴るふりをしたりするなどの威圧行為をしてしまう。このことで再び謹慎となった。

夏休みに高校の担任と生徒指導が家庭訪問し、一学期の単位が足りないため、休学届けを出し、来年の四月からもう一度やり直すように指導するが、本人が高校生活に限界を感じ「自主退学」を提出する。夏休みより、実父の関係する建築業にて働く。二学期末での近況報告では、仕事はきちんと続けている様子。母親も本児よりは長女の方が心配だと言っている。この妹の指導について、母親は本園を頼って頻繁に連絡をいれる。また、アフターケアで家庭訪問をした時に、妹の件も合わせて相談していった。

（七）振り返り

本事例では、本児への認識や対応に本園と高校とのギャップがあった。また、家族には、頼りにしていた同居人が家を出たことによる精神的かつ金銭的な負担の問題があった。家族の現状を本児がどのように受け入れ自己の生き方設計をしていくかといった自己認識が今後の課題となる。

三　検証③

（一）概要

本ケースは本児が一歳に満たない頃に、実父から実母への暴力等があり、実母が婦人相談所に一時保護されたことから始まる。その当時から実母に養育意思は無く、また、内縁夫との関係から家庭引取り困難で施設入所となった。

（二）児童養護施設での生活

本児は、乳児の頃から施設に兄姉と共に入所した。実母との面会や帰省も季節ごとに行われるのみで、帰省先も実母宅ではなく、祖母宅が多かった。家族との関係性は非常に希薄である。

県立高校に入学してからは、平日はそこの寮で生活し、金曜日の夜から日曜日までは施設に帰宅していた。しかし、寮でのルール違反（夜間の無断外泊）があり、寮を「無期退寮」となる。その後は同市に住

む祖母宅から高校へ通った。その間にも問題行動（喫煙等）があり、正式に寮を退寮処分となる。祖母も本児が正式に退寮処分となってからは受け入れを拒否。高校に通う手段が無くなったため、自主退学をすることになった。高校を自主退学してからは施設で就労に向けた支援が始まる。しかし、その取り組みにはとても消極的で、また、施設でも問題行動があり、職員の指導にも従わない様子が見られた。他児に与える影響も大きいこともあり、施設での対応に限界を迎え、一時保護となった。

（三）入園してからの本児及びケース概況等

①　入園初期

生活日課としては高等部として対応。分校に登校せず、寮で特別日課を設定して生活を行った。入園初期の生活を通じて、本児から見えた課題は「困難な状況に対する耐性の低さ」「依存的な思考」「家族観の乏しさ」である。乳児の頃から施設でさまざまな大人に支えられて育ってきたこともあり、本児の依存的な思考はとても強い。困難な状況に対して、すぐに逃避したり、「なんとかなる」、「誰かがなんとかしてくれる」といった甘い考え方しかできない傾向がある。

家族については親との交流がほとんど無く、一緒に施設に入所していた兄姉についても特別な感情を抱いていない。先に退所した兄、姉については連絡先も知らない状態である。

②　入園中期（部活、施設との取り組み）

小さい頃から施設で運動をしていた経験もあり、他児童を引っ張る形で野球に取り組んだ。野球に対する思いも強く、全国大会では自分のミスで試合に負けたと思い、トイレで泣く姿も見られた。部活動を通じ、他者を思いやる心やチームワークを学べた。

次に、本児は、施設を「家」と思っており、それ以外の「家」イメージが無い。このまま本児が違う場所で生活をすることは、本児にとって家族観の形成ができず、将来的なリスクを抱えることになる可能性が高いため、退園してからの生活場所について、児童相談所、施設職員と協議を重ねた。その結果、

施設に再措置することに決定し、その為の取り組みも実施した。試合の応援（施設職員）や施設職員との面会を実施。この面会では、特に本児と関係の深い施設職員に来ていただき、本児に対して、自分の思い（本児に対する困り感、心配なこと、本児をどれだけ大切に思っているか等）をぶつける場面を設けた。結果的にこの取り組みから本児は施設に対する思いを再確認し、「施設へ戻る」ことを目標に努力し始めた。

また、前述の取り組みの後、本児と共に施設での生活の振り返りを行った。その中で、「施設で暮らすための約束事」を自ら決めさせた。内容としては、「もっと周りを見て行動する」「人の気持ちを考える」「タバコを吸わない」「外出時間を守る」「無断外出はしない」「手伝いを積極的にする」「人の話を真剣に聞く」「人を大事にする」「自分にとって嫌なことから逃げずに頑張る」といった一般的な家庭では至極当然に行われてきた項目である。

③　入園後期（リービングケア）

定時制高校への通学を実施。十月から通学するに際し、本園から職員が毎日送迎を行った。その流れから生活リズムを整え、良い高校生活がスタートできるよう支援を行った。選択科目の決定や、年間に取得する単位数の目標等を設定し、高校に通うモチベーションを維持。

次に、十月末日より、体験宿泊訓練を実施。施設から高校に通う取り組みを行った。また、本児が自ら決めた約束事についても施設職員に評価していただいた。評価は概ね良好で、この取り組みを持って正式に本園を退園する日時が決定された。

（四）アフターケア

①　施設での様子

本児が退園してから一ヶ月の間、週に一度のペースで施設を訪問。高校や施設での生活の様子について面接を行った。施設適応もでき、高校についても意欲がみられた。アルバイトも施設職員と本児が相

談して決め、また、部活動にも入部。良い再出発をすることができた。

② 施設との連携について

本児に対して困り感等があれば、すぐに本園職員が面会に行く形を提案。それに対して、施設からも了承をいただいた。また、定期的に本児と電話連絡や面会等で交流を保ち、いつでも話ができる関係を築いた。施設行事であるクリスマス会等にも本園職員が参加し、本児の落ち着いた姿を見ることができた。退園後、施設から訴えがあったのは二度。その二回とも面会を行い、本児の安定を図ることができた。

現在、定時制高校の単位も順調に取得しており、来年度の春に卒業ができる予定である。就労等の将来像については現在もイメージを形作っている最中であり、今後も面会等を通じて、将来を施設、本園と共に考えていく取り組みを実施する予定。

(五) まとめ

退園してから現在まで、本児自身いくつかの壁にはぶつかったが、安定した生活を送ることができている。特に、本ケースにおいては、本児が自ら育ってきた施設に対する思いを最初から持ち合わせており、それを支える形で安定を図ることができた。一定の期間を児童自立支援施設で過ごすことにより、距離を置くことで安定できたといえる。施設側として本児に対して苦慮したことは、「小さい頃から見ているからこそ、大人の気持ちを伝えられない」ということであった。そこで、本園が果たした役割は、その「橋渡し」的なものだったと言える。第三者という立場だからこそ、言えることが今回のケースではあった。

アフターケアにおいては、取り組むための大人と子どもの関係性が重要となる。そのため、特定の人物がアフターケアをせざるを得ない状況があり、場合によっては、対応できないこともある。本ケースのように、子どもに関わることができる施設が多くあれば、より多くの目で子どもを見守っていくことができる。今後は、他機関との連携方法について、考えていくべきだと再認識をさせられた。

四　検証④

（一）概要

小学校から中学一年の一学期までは、特に触法行為をする事もなく、また学校にも通常どおり通い、素行も特に悪びれたところも無かった。しかし、小学校時代の同級生と中一の夏休みに遊ぶ中で、非行文化に触れ、徐々に生活も乱れていく。二学期に入っても、学校に通うことが億劫に感じ始め、学校に行かなくなる。

生活は、日中のほとんどを自宅で過ごし、夜に友だちのところへ遊びに出ることが多かった。父親は夕方までは家にいるため、毎日のように顔を突き合わせて一緒にご飯を食べた。最初のうちは、学校に行くことや生活を正すことを注意されていたが、中一の冬に親子喧嘩になり父親を殴った。それ以降だんだんと注意されることが少なくなった。しかし、入園するまで父と子の会話が無かったというわけではなく、食事をするときには話をし、本児も父親を避けたり、無視したりすることは無かったようである。

母親も、職業柄、常に本児についてやることはできないが、本児は父親より母親のほうが自分を心配してくれていると感じている。また、夜は、両親とも家を空けることが多いので、兄弟だけの生活になった。小学生までは、長兄・次兄の少なくともどちらかが一緒に家にいてくれていたが、中学に進学すると同時に長兄は大学を卒業し就職、次兄も友人との交遊で家を空けることが多くなり、本児一人での留守番が増えた。

学校については、ただただ面倒くさくて学校に行かなかったようである。学校に対しては悪い印象も無いが、「行っても行かんでも…。」と執着心（帰属意識）も無い。数ヶ月に一度、担任を始め何人かの先生が家庭訪問に訪れることはあった。

（二）家族の状況と入園経緯

実父は自営業。子育てについては、母親任せ。中学に入り問題行動が多くなって注意していたが、本児からの暴力を受けて以来ほとんど干渉しない。実母は専門職で生活時間が不規則。子育てに尽力するも、不規則な勤務体制のため充分に関われていない。本児の行動に口うるさく言うも、聞き入れてもらえない状態。長兄は県外で就労現在別居。次兄は大学生で将来的には市内で就労希望。本児とよく喧嘩になる。

友人と集っている時、喫煙行為を通報され、警察に補導される。警官の誘導に応じず、拒んでいる中で警官の腕を振り解こうとしたところ警官の制服が破れ、公務執行妨害となる。鑑別所送致、家裁審判により入園となる。

(三) 入園してからの本児の状況

① 在園中の様子

入園時期が在園生の退園時期と重なり、入園して間もなく退園生を送り出すこととなった。本児にとってはほとんど関わりのない退園生であったが、寮でのお別れ会の時に職員の言葉や退園生の言葉に触れ、涙を見せる場面があった。情感があり、気持ちが分かる子だと感じたのがスタートである。

集団適応はおおむね良好で、寮生活では順応し、寮活動では文句を言いながらも作業等頑張っていた。ただ、分校生活においては、授業に参加せず、教室を抜け出しプールやグラウンドで遊ぶ等の不適応を起こす。部活動の経験はなかったが、熱心に取り組んだ。

小学校期まで両親に温かく育てられた分、相手の気持ちや状況判断など、職員が特に指導しなくても理解できていた。したがって、寮内の集団では中心を担っていた。

② 退園前の経過（リービングケア）

方向性としては家庭復帰を考えていたため、入園七か月を過ぎた中学三年秋から一時帰宅訓練を開始する。保護者とは、①家族の約束事を本児と話し取り決めること、②進路のことやこれからのことに関してしっかり話をすることを話した。一方で、本児については、入園当初は進学希望ではなく、就労希

望であったため、職場体験を組んだ。本児の希望する道でもあったため、職場体験の取り組み状況は良好に進んだ。また、職場の方からは、「高校に行ったほうがいいぞ。高校を出てから仕事に就いても遅くはない」といったアドバイスも貰い、就労の気持ちを持ちつつ進学希望に変更した。受験については、本命の高校が不合格となり、家族会議の末、別の高校へ進学となった。一時帰宅訓練を、一か月に一度の間隔で実施する中で、本園での本児の頑張りを通して保護者の気持ちの変化が生じ、本児と家族との気持ちの距離感も縮まっていった。

原籍校復帰については、原籍校教職員の理解の下、卒業式練習及び卒業式の参加をすることができた。卒業式を終えた後日、本児からは「ちゃんと学校に行っておけばよかった」という声も聞かれた。三月末、児童相談所における援助方針会議を受け、退園（家庭復帰）となった。

③　退園後の経過（アフターケア）

退園当初は、家庭及び高校において順応していたが、五月の連休を過ぎ、地元の友人と遊ぶことが増え始めてから、徐々に登校することを渋り始めた。地元の友人のほとんどが高校に進学しておらず、日雇いの就労を行っていたため、友人との距離を感じ、建設業へ早く就きたいという気持ちが高まっていった。本児の中で「高校に行っても意味がない」という気持ちが膨らんできた。家庭訪問や電話連絡を取りながら、状況を把握し、本児に対しては家庭訪問で直接顔を合わせた際に高校の状況、高校を続ける意味などを再確認しながら続けることについて話し込んでいったが、本児の気持ちは固く、揺るがなかった。

家族での話を通して、退学・就労の方向性に決まり、七月には自主退学、八月には職場実習で行っていた会社へ就職をした。本児が待ち望んでいた職なので、就労状況は良好。本園からは「しっかり仕事内容を教えてもらいながら、腕を磨けよ」など本児を励ましながら、就労意欲を高めた。

十一月頃から、人間関係の悩みを持ち始める。仕事場の先輩から注意を受け、本児も口下手なところ

があり、なかなかコミュニケーションが取れなかった。また、中型自動二輪の免許を取得したいと考えていたが、そのためには会社を休まないと通うことができない。この事を社長に相談できずにいたため、次第に出勤を渋るようになった。人間関係の悩みを持ち始めたころは電話で相談を受けることが多かったが、退職したいという気持ちが出てきたころは家庭訪問をするなど直接話をする機会を設けた。しかし、本児の考えは変わることなく、退職することとなった。

（四）成果と課題

現在は、在園中に憧れていた塗装業ではない他職種に就き、遊ぶことなく働いている。生活場所は自宅であり、家族ともよい関係が保たれているようである。時折本児から連絡があったり、噂話が耳に入った時にこちらから連絡を取ったりする形で状況把握をしている。

在園中に児童との関係性をしっかり結んでおかないと、アフターケアの際コンタクトが取れにくくなったり、話を聞き入れなかったりすることがある。故に、社会資源（保護者・学校・就労先など）についても、リービングケア時期に退園後の方向性を共通理解できるように打合せを重ねておく必要性が高い。

五　検証⑤

（一）概要

実母は、子育てで困り感を示していたため本児が小学生の頃から、市へ電話相談を繰り返していた。その後、本児の成長と比例して母親の困り感が増長し、「本児を育てられない、学園に入れてくれ」といった訴えを示す。問題行動としては、学校での不適応によるものが特記される。一方、家庭環境としては実母と実父は離縁している状態であるが、本児のトラブルが頻繁になった時期から、実父が本児の引き取りや対話をするために、実母宅への往来が頻繁となる。母親自身も「しつけ」や「教育」に関しては強い関

心を持っている。兄弟は幼少期より母の熱心な教育指導を受けていた。六年の三学期は学校へは行かない（不登校）状態となる。しかし、漠然と将来の夢は、人の役に立てる仕事をしたいと抱く。高校への進学は迷っていた。「自分が学力的に対応できるか？」といった不安が強かった。

（二）本園での生活について

①　入園（初期～中期）

日常の活動は概ねルールを守って取り組むことが出来ていた。だが、十分に理解できているようで実際は勘違いしている場面などもあった。周囲の「場の雰囲気」を感じる事が苦手であり、時折他児童とのトラブルを誘発する場面もあった。人前では執拗に強く振る舞う傾向があり、誇大な表現が多い。また、理性よりも気分や感情で動くことも多く、周囲からの影響も受けやすい特性があった。非行文化への憧れは一定程度あるが、交友関係は浅いものであった。

②　入園（中期～後期）

入園当初は、対人関係、集団不適応、学校不適応など色々な場面で心配される事が多かったが、十月中旬以降は安定した生活を送れるようになった。本児は、具体的な生活目標を「自分を持つこと」とし、「高校進学への目標」を確立させた。秋口に実施された高校のオープンキャンパスに参加することで、本格的な進路の目標を持てるようになる。この行事には、実母・実父・妹も参加した。

オープンキャンパス以降、本児・保護者共に一致して「高いレベルの学級」（全日制）受験を希望。原籍中学校と協議の結果、「園での努力の積み重ね」を評価し学校長推薦のもと受験し、合格へと至る。

③　退園前の取り組み及び本児と家族の状況

実母には「本児がみせる姿から逃げない」「園の生活にも終わりはある」「家族は今の本児の姿をどのようにみるか」「本音を聞かせて欲しい」そういった内容を投げかける。その後、「家族の思い（本音）」を本児へフィードバックすると、本児はボロボロと泣き崩れる姿が見られた。「家族に対し出来る事を

少しずつして行きたい」といった気持ちや「いつまでもプラプラできない」といった言葉が聞かれた。目標を定め退園を見据え本児と家族は定期的な親子交流を実施。帰省時には自主的に庭木の剪定や家事労働を担う姿もみられた。そして、「今なら本児を信用して（頼って）みたい」といった実父の声も聞かれた。また、他の兄弟と比較され続けてきた本児は、「認められた感」「家族の一員として認知されている」といった気持ちを初めて抱く事ができた。退園後も、「高校で部活をするため」の体作りの一環と、家庭復帰の慣らし期間として、「退園してからも毎日、来るのは微妙」と言いながら高校入学まで毎日学園で部活（野球）に参加する姿があった

（三）退園後の様子～高校に入学して～

全日制高校に入学をする。生活の場は同校にある寮である。当初、「集団での生活に一定の自信はある」と本児は言っていた。同級児童とは良好な関係を築けた一面もあるが、上級生（高二、三年）から目をつけられ、対人トラブルがあった。その後、寮での生活に限界を見せ、近隣で営まれる学校公認の下宿での生活が始まる。また、この時期に単位取得の問題や「個に応じた支援」が望ましいと考え「職業実習コース」へ転科する。

下宿では、地域の伝承芸能である太鼓の練習の参加が義務付けられており、休みの日に「練習をするから、バイトが出来ない」といった不満が積み重なっていく。結果的には、本児が帰省している最中に、本児の下宿部屋を上級生に無断で使用され、部屋を汚されたことにより下宿の退居を決める。下宿を退居した後は、本児の「高校へ通い続けたい」といった強い信念の元、結果的には実母が早朝より送迎する事となる。実母は、日々の送迎と自身の仕事を切り盛りするなかで身体的な疲れを見せる。そういった家族の現実を見て自分で電車通学することを開始する。

「職業実習コース」に転科してからは、単に学習のみならず社会体験や自己啓発の一環とし多くの取り組みが行われた。職業体験では「生姜掘り」を始め、様々な社会体験を得る。体験の中では、社会の一員

とし求められる重責に「甘く無いですね～」といった発言が印象的であった。「職業実習コース」になってから、上級生との関係性によって時折、トラブルになることがあった。しかし、「自分から退く」ことによってトラブルに関わらないといった姿勢を示すようになった。三年生への進級を目前に、本児は「人に関わる仕事をしたい」「その為には大学進学をしたい」といった夢を抱く。この点に関しては担任とも共通の認識を持っており、来年には「大学」の学校見学を計画している最中である。近況の生活の様子としては、実母の家事手伝いを進んで行っており、母子共に良好な関係が確認される。

（四）まとめ

高校での単位の取得方法や、進路に向けた具体的な方策に関しては、本児・家族は担任と密に連絡を取り合っており、学校との関係は悪くはない。特に、担任の先生に対し強い信頼を寄せており、自己の将来展望を現実性の高いものとして進めて行っている。今後の状況等にもよるが、三学期から春休みにかけて、母親の教育界への関係による取り組みで、「海外の短期留学」を検討している。この点については在籍高校も認識し、具体的な日時等の調整を進めている。

六　検証⑥

（一）概要

本児が、小学校のときに両親が離婚し、実母に引き取られた。実母は夜遅くまで働き、養育は放任状態となる。兄の友人との交流をきっかけに、万引き、喫煙、飲酒等の非行行為が始まった。

児童相談所に通所、一時保護等を経ても本児の非行行為は収まらず、最終的には交際中の彼女と長期無断外泊をし、その際に自転車を窃盗。警察に補導され、一時保護後に入園となった。

実母は本児の指導に限界を感じており、実父も枠のある環境のもとで更正が必要であるとの認識はある。

一方、本児は一時保護所で生活リズムや行動が改善できたといい、家庭復帰を望んでいるが、指導内容を十分理解できておらず、同じような過ちを繰り返している。家庭復帰した場合は周囲からの誘いに惑わされ、家裁送致となる可能性が大きい。心理診断によれば知的な能力の低さがあり、内省力や抑止力が弱い。また、劣等感が強く、自信を持つこともできず、強く見せようとして虚勢を張る。

（二）入園してからの本児への支援について

①　入園初期

とても人懐っこい性格で、他児童ともすぐに打ち解けることができた。しかし、楽しそうなことにすぐに飛びつく傾向があり、その際には規範意識が大幅に欠如する。この規範意識の欠如については、本児の能力で補うことが困難なことが予想されたため、家族との取り組みの中から情緒的な成長を促し、その力をもって補完していく取り組みを始めることとなった。

②　入園中期

まずは、進路に向けた取り組みがある。進路については、本児の能力的な面からも（知的・情緒的）、通常の高校や就労は困難性が高いおそれがあった。そのため、特別支援学校、もしくは代替となる学校（高等技術専門校）への進学が候補として挙がった。特別支援学校については、家族および本児の障がい受容が困難なこともあり、高等技術専門校を受験することが決まった。学校見学等を通じ、本児の進学意欲を高めていった。また、家族との交流の中からも進路について話し合う機会を設け、家族および本児が進学後の生活を意識する取り組みを行った。本児の学習意欲も高まり、無事に合格することができた。

次に、家族との交流については、本児の誕生日には差し入れを持ってきてもらった。また、一時外出等の取り組みを実施。家族から大切にされている思いを感じながら、「家族のためにがんばる」気持ちを育てていった。最後に、関係機関とのチーム構築については、家族の居住地が学園および児童相談所

から遠いこともあり、本児の退園後は定期的なアフターケアが困難なことが予想された。そのため、児童相談所職員が中心に、関係機関との協議を開始。原籍校や市役所子育て支援課、保健所（児童相談所の出張所的役割）と協議を重ね、本児の退園後に向けた連携方法について形作っていった。

③　入園後期（リービングケア）

退園に向けた一時帰宅訓練の実施を行う。それぞれに帰宅時の課題を設け、その評価を家族、学園、児童相談所が行った。家族は、本児の成長を感じながらも、本児の課題である規範意識の軽さについては不安を抱えている状態だった。そのため、多くの関係者が本児を支える関係性を構築し、情緒的な関わりをすることで規範意識の乏しさを補完していった。また、前述した児と関係機関との関係作りについては、一時帰宅訓練のタイミングを活用し、各関係機関による保護者および本児への面会を行った。回を重ねるごとに関係性も高まり、家族も相談しやすい環境を構築していった。

（三）アフターケアについて

本児が退園するまでに結成した支援チームの構成は、学園、児童相談所、市役所子育て支援課、保健所、高等技術専門校、原籍校担任教師である。だが、このチームは新年度になり、児童相談所、保健所の主に関わる予定だった職員が異動になったため空中分解することになる。新たな職員は、本児との関係性を構築するに至らず、また、学園も本児が生活する場所から遠く、定期的な関わりを維持することができなかった。更には、実父が病気を患い、長期入院をすることになり，実母は頻繁に実父を見舞いに行かねばならず、そのため、家庭での養育が困難な状況になった。夜間外出や地元の非行少年との交流が増え、高等技術専門校についても無断で欠席する状況が続いた。後に同級生に暴行を加えて警察から補導。高等技術専門校も退学となり、本児は鑑別所送致、後に少年院へと家裁審判で送致されることが決定した。

（四）本ケースにおける課題

このケースでは、退園後に心配されることを事前に検討し、チームを結成して取り組んだが失敗に終わっ

てしまった。確かに、実父の入院、関係者の異動等、悪いタイミングが重なったこともあるが、一番の問題は、「関係機関によるアフターケア」ではなく、「関係者によるアフターケア」となったことである。アフターケアにおいては、いまだに子どもおよび家族と関係者による、関係性で成り立っているところがある。この仕組みは、アフターケアの効力の大きさは望めるが、個人の資質に大きく関わるところがある。人が替わることで破綻してしまうアフターケアではなく、アフターケアをマニュアル化し、人が替わっても継続的に機能するような各関係機関との連携体制を構築していくかが重要になると思われる。

Ⅲ　おわりに

本稿において、本園における職員の実践事例の分析を試みたが、次の点が浮き彫りとなった。それは、児童、家庭の将来的な変化を視野に入れたソーシャル・ネットワークの構築の必要性である。つまり、良好な「支え合う関係」が健全に展開していくための「種」を蒔き、その過程で関係者たちの気づきを促し、さらに軌道修正を図るという機能の重要性である。また、その「種まき」と「発芽」こそに、専門性としての機能が発揮される事になるのではないか。そして、家族と児童それぞれの課題と問題に向き合い、援助関係を形成し、気づきを促しながら伴走的に支えるという専門的な働きかけが求められる。その延線上に家族、或いは児童が「今後のことを決めていく（考えていく）」という過程が待っている。勿論、年齢的な点もあるので、児童が「今後のことを決めていく」作業には一定の限界はあるが、各児童の処遇選択肢の幅を広げる為には、家庭介入は避けては通れない。そのための家族全体支援を図ったが、十分なアプローチが出来なかった事例もある。

各施設は実情に応じ、児童及び家族のニーズや実態に合わせて、綿密な支援計画を立てて実施しようとするも特効薬の様なものは存在し難いのではないかと筆者は考える。漢方薬の様に児童の特性や、その状

況に応じてジワリ、ジワリと改善へとなる支援の充実を継続していく必要があるのではないか。そこには、効果至上主義的なシステムが「浸透しにくい」といった側面が有ることは忘れてはならない。

参照文献

石飛勝（二〇一一）：児童自立支援施設におけるアフターケアの現状と課題―アフターケアの取り組みに関するアンケート調査から：非行問題、一二一七号、二五六―二六〇頁：

小木曽宏（二〇一〇）：児童養護施設・児童自立支援に入所する児童の現状と支援施策の課題：季刊社会保障研究、四五巻四号：

大分県立二豊学園（二〇〇八）：学園一〇〇年の歩み：

尾崎万帆子（二〇一二）：「児童自立支援施設におけるアフターケアに関する考察―児童退所後の見守り支援に焦点を当てて：慶応義塾大学大学院法学研究科、法學政治學論究、九三号、一―三五頁：

開沼博（二〇一三）：漂白される社会：ダイヤモンド社、全四六四頁：

厚生省編（一九五六）：教護院運営要領・技術編：

厚生労働省（二〇一五）：児童養護施設入所児童等調査結果児童養護施設入所児童等調査結果（平成二五年二月一日現在）：http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000071184.Pdf：

櫻谷眞理子（二〇一四）：児童養護施設退所者へのアフターケアに関する研究―社会的自立を支えるための施設職員の役割を中心に：立命館大学、立命館産業社會論集、四九巻四号、一三九―一四九頁：

鈴木崇之（二〇〇四）：〝中卒児処遇と自立支援〟児童自立支援施設の可能性―教護院からのバトンタッチ：小林英義・小木曽宏編：ミネルヴァ書房、一五五―二〇〇頁：

谷富夫（一九九六）：ライフヒストリーを学ぶ人のために：世界思想社、全三三二頁：

東京都保健福祉局（二〇〇五）．東京の児童相談所における非行相談と児童自立支援施設の現状―子どもの健全育成と立ち直り支援の取組―平成一七年三月．八九―九三頁．
山田昌弘（二〇〇一）．家族というリスク．勁草書房．

特別寄稿 ③

児童福祉部門が担う重大非行事件発生予防のための取り組みとは

広島文教女子大学　人間科学部　准教授　清水克之

一　はじめに

近年、行政の児童福祉部門に対し、非常に困難で過重とも思える課題が次々と課せられているように感じられる。それは明確な形で語られないが一言で言えば「子どもが関わるケースが重大犯罪に発展することを防止せよ」という課題である。

この課題の代表的なものは児童虐待への対応である。親による児童虐待は子どもの福祉に関わる問題として、児童福祉法に規定され、児童相談所や市町村児童福祉部門が対応することとなっている。確かに、児童虐待と呼ばれる現象の多くは、従来の福祉制度や福祉職員によるケースワーク活動で援助改善できるものが多く含まれている。しかし、児童虐待防止法制度に期待されている社会的要請の核心は「死亡ケース、重症ケースの発生防止」にあろう。児童相談所が関与していたのに、子どもが死亡する児童虐待事件が発生した場合、マスコミや世間の激しいバッシングが毎回、起きることがその証左である。

しかし、死亡事件や重症ケースというのは、その多くが殺人や傷害、暴行、強姦など刑法に該当する犯罪である。これらの犯罪に対し、通常は、予防的な取締活動は行われていない。しかし、子どもが関係する場合だけは、その犯罪発生を抑えることが行政部門に期待されている。

DV（ドメスティックバイオレンス）問題も同様である。配偶者間で殺人事件が発生した際、被害者がDV相談を婦人相談所などの公的相談機関や警察に相談していた場合、それらの機関の責を問われることが多くなってきている。

非行分野でも、その兆候がある。二〇一四年に長崎県佐世保市で起きた女子高生殺害事件では、その事件内容の残虐性から大きな社会的反響を呼び、繰り返し報道が行われた。この事例では、事件発生前日に少年の危険性について少年の主治医である精神科医から、児童相談所に通告されていた。しかし、児童相談所は通告を受理せず、適切な対応を行わなかったことが後に明らかになる。激しい批判にさらされた児童相談所はその後、大幅な人事刷新が行われるなどの処置を受けている。

以上の状況に共通する要素は何か。それは子どもや女性が被害者もしくは加害者となる場合、そして行政機関が何らかの事前関与があった場合、関与した行政機関は重大事案発生の防止（究極的には死亡事件発生の防止）の一義的責任があるとみなされてしまう点である。

しかし、死亡事件、重大事件発生防止の取り組みは非常に難しいテーマである。日本において、殺人事件は世界でも特に少ないことは多くに知られている。そして、殺人事件の内訳は「親子」「配偶者」などの家族間での殺害が約五三・五％、「知人」からの殺害は三五・五％、面識のない者が加害者では一〇・三％（平成二十六年版犯罪白書）となっている。すなわち、殺人事件の多くは家庭内や知人間で起きるものが大半で、外部からは見えにくく、仮に兆候が見えても外部から介入しづらいものが多い。

しかし、このような前提があったとしても、子どもが実の親から殺されたり、生徒が日頃仲の良かった級友からある日突然、殺害されるなどの事件は是が非でも防止されるべきである。できるならば、あらゆる知見を導入して、このような事件を防止する制度の構築が望まれるところである。そのような制度の中核を福祉部門が担うべきというのなら、そのために必要な知見を整理する必要がある。現在の児童福祉部門は「重大犯罪の防止」が自らの責務であると明確に意識しているわけではないし、制度が整っていると

も言えないと考えられるからである。

本稿は、以上の背景を前提に、前述した二〇一四年に長崎県佐世保市で起きた女子高生殺害事件と、その十年前に奇しくも同じ佐世保市で発生した「小六女児同級生殺害事件」を比較検討することで、福祉部門が、重大事件防止に関与した場合の課題は何かを探っていく。この二つの事件を取り上げるのは、両事件ともに「広汎性発達障害」が背景の一つとなっており、重大事件を検討する際、避けては通れない論点を提供していることも理由である。

二　少年非行問題の現状

まず、現在の非行ケースの動向や児童自立支援施設の状況について、概観する。

（一）少年事件の動向

図1は昭和初期から、現在までの「未成年の殺人犯検挙人数と少年人口（10～19歳）10万人当たりの比率」の推移である。二〇〇〇年代初頭、「長崎男児誘拐殺人事件」（二〇〇三）、「佐世保小六

少年犯罪データベースhttp://kangaeru.s59.xrea.com/G-Satujin.htm

図1　未成年の殺人犯検挙人数と少年人口（10～19歳）10万人当たりの比率

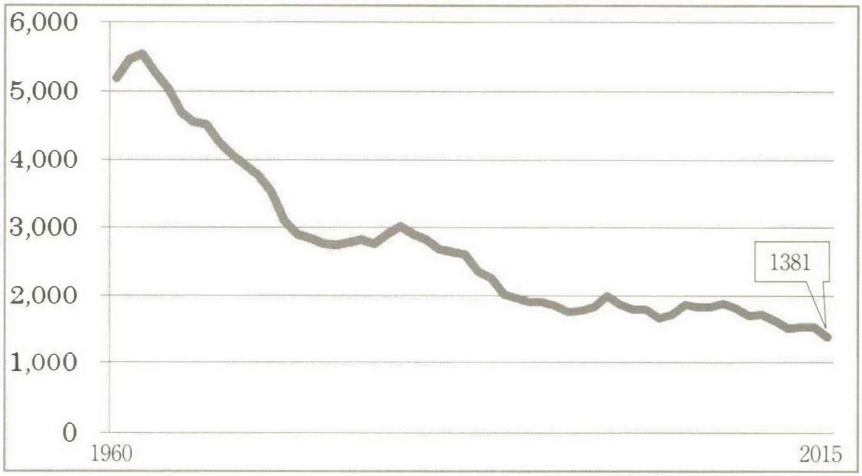

図２　児童自立支援施設入所者数推移（厚生労働省資料より作成）

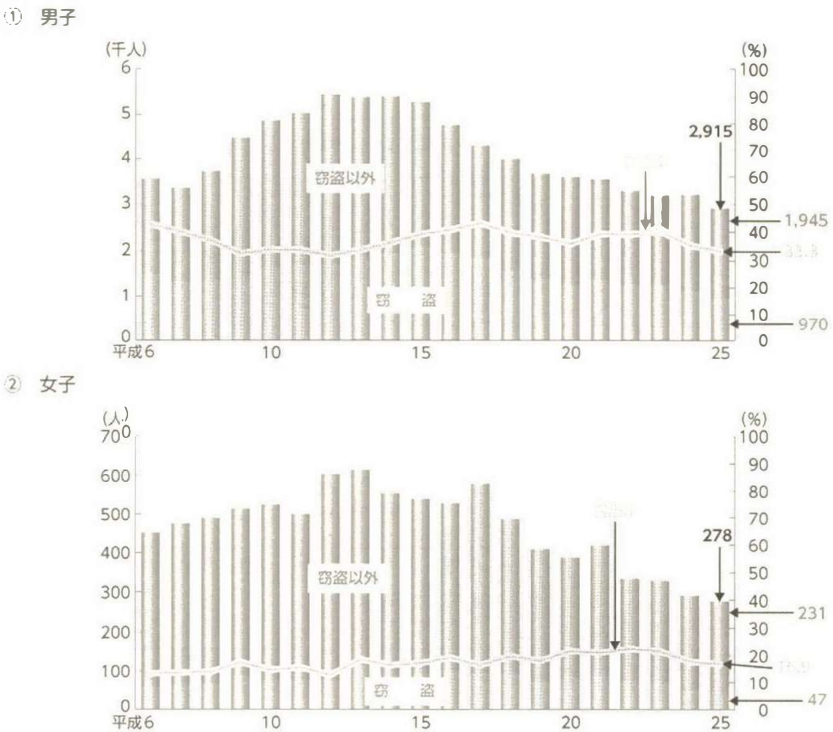

注　矯正統計年報による。

図３　少年院入院数推移（平成26年版犯罪白書より）

女児同級生殺害事件」（二〇〇四）など少年による重大事件が続いたため「少年犯罪の凶悪化」が声高に言われた。

その結果、少年法が改正され少年院収容年齢は「おおむね十二歳以上」に引き下げられるなど、厳罰化が進んだ。しかし、多くの論者が指摘するように少年犯罪は悪化も増加もしておらず、むしろ戦後から現在まで劇的な減少を見せている。実は、成人による殺人事件などの凶悪犯罪も、親による児童虐待の結果としての死亡事件も、ほぼ同じ形状のグラフ推移をみせており、日本の治安はどの方面から見ても世界最高水準でよい状況にある。

（二）児童自立支援施設の入所者推移

図2は児童自立支援施設の入所者数、図3は少年院の入院者数の推移である。少年犯罪の減少を受けて、どちらも減少を続けている。二〇一五年現在で、児童自立支援施設の定員三八二二人中入所者は一三八一人で収容率三六・一％、少年院は定員五六〇〇人中入院者三一九三人で収容率五六・四％となっている。

（三）重大事件と広汎性発達障害（ＰＤＤ）

少年事件全体は減少を続けているが、重大少年事件は、僅かではあるが、現在でも度々発生する。そのうち近年では、特に被害者と面識がない、手口が残酷である、死体を解体するなどのショッキングな事件について、「加害者が広汎性発達障害であった」との報道がされるようになった（表一）。また、少年院の職員や研究者からは以前より、少年院や児童自立支援施設入所者は何らかの発達障害がある者の割合が高く処遇も困難であるとの報告が多数されている。

広汎性発達障害と少年犯罪の関係については以下の松浦（二〇一五）の指摘が参考になる。

「広汎性発達障害と少年犯罪の関係について言えば反社会的行動に対する発達的問題性の影響は驚くほど低いことが判明している（http://profiles.nlm.nih.gov/ps/retrieve/ResourceMetadate/NNBCWW）。

それにもかかわらず、発達的問題性（例えば衝動性や刺激への過敏さ、社会的スキルの低さなど）は、他の多くのリスク要因と交絡しやすい。すなわち発達の問題のある子どもが、家庭環境や地域の荒れといったリスク要因と相互作用して、行動の問題を悪化させることが多くある。」

様々なリスク要因が相互作用した場合、発達的課題を抱えた子どもが重大事件を引き起こす可能性があるという点は、非行問題の予防・援助を考える上では重要視すべき視点である。

表一　PDDの診断がある近年の重大少年事件一覧（二〇〇五年　新聞記事より）

発生年	事件名	年齢	決定内容
二〇〇〇	愛知主婦殺人事件	十七歳	医療少年院
二〇〇三	長崎男児誘拐殺人事件	十二歳	児童自立支援施設
二〇〇四	佐世保小六女児同級生殺害事件	十一歳	児童自立支援施設
二〇〇五	大阪小学校侵入教師殺傷事件	十七歳	懲役十五年
二〇〇八	岡山駅突き落とし事件	十九歳	懲役五年以上不定期刑
二〇一四	佐世保女子高生殺害事件	十五歳	医療少年院

三　重大事件の比較（二つの佐世保事件）

福祉部門が「重大非行の予防」を行うにあたって何が必要であるか、佐世保市で起きた二つの事件、二〇〇四年に起きた「佐世保小六女児同級生殺害事件」（以下「小学生事件」という。）、二〇一四年に起きた「佐世保女子高生殺害事件」（以下「高校生事件」という。）を素材に検討する。

この二事例を選択した理由は、いずれの事件も①少女が友人を残忍な方法で殺害するという稀有な事件で社会的反響が大きかったこと、②審判要旨に発達障害に関する情報があること、③長崎県佐世保市で発生し長崎県が「検証報告書」を作成した上で、発生予防策を講じたこと、④「小学生事件」を受けて、対策が講じられていたにも関わらず、「高校生事件」が発生したこと、⑤上記のような共有点があるにもかかわらず、事件を予見させる事柄や家族環境などについては大きな差異が見られること、などから、事件の原因や関係機関の対応に関する類似または対照的な情報を多く含んでおり、再発防止の示唆を得られやすいと考えられたからである。

（一）方法

①　分析資料

それぞれの事件の家庭裁判所決定の内容と、長崎県が作成した検証報告書（「佐世保市立大久保小学校児童殺傷事件調査報告書（最終報告）」平成十六年十二月九日長崎県教育委員会、「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ」平成二十八年六月長崎県）その他、新聞記事を使用する。

②　分析方法

①の資料に記載された内容について「事件内容」「決定内容」「事件兆候」「事件の中心的理由」「関係機関の関与」「今後の対策」などの項目毎に二つの事件を並べた表に整理する。その表により、両事件を対比させながら分析し解釈を加える。

（二）結果

①　事件発生の背景について

小学生事件では、加害者が被害者に悪口を言われた、馬鹿にされたと感じるトラブルが続き、その恨みが直接動機となっている。カッターを使うという手口は前日放送されたテレビ番組内での殺害場面の影響が指摘されている。また、犯行の場所が学校内であることについては加害者が好んでいた小説「バトルロワイヤル」（中学生が殺しあうストーリー）に影響された可能性も考えられる。

加害児童の性格特性として鑑定では「認知面・情緒面に偏りがあり、不快感情、特に怒りについては回避するか相手を攻撃するかという両極端な対処行動しか持たないといった人格特性を有し」ているが「広汎性発達障害の可能性はあるが診断基準を満たすまでの顕著な症状はない」と述べている。家庭環境としては「おとなしい育てやすい子であったので、親はあまり手をかけていない」旨の記述があるが、それ以外の特記すべきエピソードは無い。それに反し、高校生事件では、加害者が被害者に対し個人的な恨みがあったなどの感情的理由は見当たらない。単純に「人を殺すこと」「死体を解体すること」への関心が強い動機となっており、またそれを忠実に実行している。鑑定では「重度のＡＳＤであり、併存障害として素行障害を発症」とされていて、事件の手口には障害の影響が強く感じられる。ただし、事件の動機としては「環境的な要因も影響している」と判示されている。これは、加害少年の母親の病死や父親の再婚の影響と一人暮らしという監護者不在の環境が犯罪を実行させる引き金になったことを指している。

②　事件の予防可能性について

小学生事件では、家庭内においてパソコンやホラー傾向の小説等に過度に傾倒していたという事実はあり、それがまだ心身ともに未成熟な小学生としては不適切な環境であったといえるのだろう。その意味で、家裁が両親の監護責任を指摘しているのは理由なしではない。しかし、それら家庭内の状況を学

校が知ることは難しい。また、加害少年は何らの問題行動を学校内では見せていないのだから、教員も注意のしようもない。

それに反し、高校生事件では多くの事件を先に起こしており、周囲もそれに気づいている。同級生殺害事件の直前に父親殺害未遂事件が発生しているが、これが警察に連絡されたならば、事件の深刻さ故、家裁送致につながる可能性は強い。また、児童相談所への通告であっても事案を重大と判断し、一時保護から家裁送致までの対応をとる児童相談所はいくつもあるだろう。

さらに、予防という観点からみると小学校時代の給食異物混入事件の際に、事件予防の手立てが取れれば最も望ましい。この事件が発生した際、学校側は本児童に対し継続的なカウンセリングを行っているが、児童相談所への通告は行われていないようである。ただし、仮に行われていても小学生である児童に対し重大事件発生を予見しての対策がとられるかは父親殺害未遂事件よりも増して考えにくい。

③　今後の対策

小学生事件においては、事件が突発的に小学校内で起き（たように見え）、またその他の機関が関与していないためか、検証報告を教育委員会が作成している。そのため、取りうべき対策としては「心の教育」が全面に出され、他機関との連携や発達上の課題に対する対策、非行事案としての対策はほとんど打ち出されていない。これでは、再発防止策としての効果はほとんどないとしか評価しようがない。

また、高校生事件においては、本事件に先行する様々な事件を学校が把握していたことや、児童相談所が通告を受けていてそれを無視した経緯から、関係機関の連携強化、情報の伝達の確実化が対策としてあがっている。さらに、児童相談所の人事刷新ほか重大ケースに適切に対応できるよう、通告の受理の徹底、積極的な一時保護の実施などが明記された。しかし、ここでも事件に登場した学校と児童相談所を中心に対策が講じられている。

ただし、本事件では「重度のＡＳＤであり、併存障害として素行障害を発症」と公表されたため、発

表二　佐世保市で発生した重大事件の対比表

	佐世保小六女児同級生殺害事件	佐世保女子高生殺害事件
発生年	二〇〇四年	二〇一四年
事件内容	加害者は、事件当日、小学校内学習ルーム内において、カッターナイフで被害者の頚部等を切りつけ、間もなく、被害者を頚部刺切創等に基づく失血により死亡させた。	当時一人暮らしをしていた少年方において、高校の同級生であった被害者の後頭部をハンマーで多数回殴打し、頚部をタオル等で締めるなどして殺害した。 その後、包丁等を用いて、被害者の首・左手を切断し、さらに、胸腹部を切り開くなどして死体を損壊した。
年齢	十一歳	十五歳
決定内容	児童自立支援施設送致。向こう二年間、強制的措置をとることができる。	医療少年院送致
事件の中心的理由	加害児童は、知面・情緒面に偏りがあり、不快感情、特に怒りについては回避するか相手を攻撃するかという両極端な対処行動しか持たないといった人格特性を有していた。 広汎性発達障害の可能性はあるが診断基準を満たすまでの顕著な症状はないとの鑑定。加害児童は、ホラー小説等に傾倒しており、その影響により攻撃的な自我を肥大化させていた。 加害児童は被害児童とのトラブルが重なり怒りを募らせて攻撃性を高め、確定的殺意を抱き、計画的に殺害行為に及んだ。	少年は「人を殺したい」という気持ちを抑えられなくなり、計画的に被害者の殺害に及んだ。 少年は重度のASD（自閉症スペクトラム障害）であり、併存障害として素行障害を発症している。ASDが非行に直結したわけではなく、環境的な要因も影響している。（母親が病死、父親の再婚など）

事件兆候	小学校内で刃が出ていないカッターを他児童に向けた、ホラー小説等に傾倒していた、などの状況はあるが、そのことを持って大事件の予兆と見ることは難しい。	①小学五年生時、下校途中に見かけた猫の死体に惹きつけられ猫を殺すようになった。 ②小学六年生時、給食に異物を混入させる事件を起こした。 ③中学校では、猫を殺すだけでなく、殺した後に解体するようになり、さらに、人を殺したいと思うようになった。 ④平成二十六年三月二日深夜、少年は、父の寝室に侵入し、金属バットで父の頭を数回殴打したが殺害には至らなかった。 父は、金属バットで殴られた後、少年を精神科に通院させた。 医師は少年の特性に気づき、放置すれば殺人に至る危険があると判断して、同年六月十日児童相談所へ電話で相談した。 児童相談所幹部職員はこの通告に対し「病院からの丸投げは放っておけ」と指示し対応を行わなかったことが発覚。
関係機関の関与	小学校のみ	一　関係機関の連携強化 ・「学校と関係機関との連携マニュアル」 ・児童相談所の機能強化 ・受理会議の徹底 ・警察や医療機関との連携強化など 二　特別な配慮が必要な子どもへの支援 ・「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」 ・医療体制の整備 ・幼稚園・保育所・認定こども園から小学校への引継ぎの充実
今後の対策	「心の面談票（仮称）」を作成し、県内の全小中学校で活用する。 子どもたちの心に届く道徳教育の推進 インターネットモラル・マナー向上 ※　この事件のほか、少年による重大事件が続いたため少年法が改正され、少年院収容年齢は「おおむね十二歳以上」に引き下げられた。	

達障害を持つ児童への早期支援から切れ目のない支援を打ち出している。要保護児童（非行悪化）への予防対策として、発達障害児への支援対策がはじめて明確化されたことは真の意味での予防につながるものとして評価できる。

四　考察

二つの事件をとおして感じられるのは、再発防止対策の中途半端さである。事件に関する検証報告書が関与の深かった機関のあり方ばかりを述べているのは先に指摘したとおりである。しかし、それよりも不思議なのは、全国を震撼させた二つの非行事件の対策が長崎県だけで講じられて、国（厚生労働省、法務省、文部科学省）はほとんどなにも対応をとっていないことである（先にあげた少年法改正は「少年非行の凶悪化がすすんでいる」という事実と異なるイメージ先行の改正であって、これらの事件防止に役立つとは考えにくい）。また、これらの事件を受けての対策は他の地方自治体へ広がっていく気配もない。児童虐待問題が、平成十一年前後に社会問題化し、新法制定など全国で一気に対応策が取られるようになったことと対照的である。

重大非行ケースについても、児童福祉部門はその任を負っているのであるから、その対策を国として整備する責任がある。整備するにあたっては、福祉部門は事件発生の予防という観点から、早期に要保護児童を発見、援助できる体制を構築する必要がある。長崎県は、機関の連携や児童相談所の専門性強化を対策として打ち出したが、実は児童虐待対応策も、同じ対策が取られ続け、しかもそれがうまく機能しない事態が続いている。早期の通告、連携強化や情報共有の徹底については、学校や行政機関が年度単位で人事異動があるからか、数年で風化する。児童虐待死亡事件が起きた際、地方自治体が行う検証報告において、それらが繰り返し課題として挙がっていることがその証左である。

また、児童相談所の専門性の強化といっても重大非行事案や重度の児童虐待ケースなどの発生頻度は少なく、地方の児童相談所ほどそれらの事件に遭遇する機会は無い。つまり、専門性を蓄積しようにも地方自治体単位で児童相談所が設置されている以上、小さな自治体ほど重い事例が経験できない、いかんともしがたい事情がある。このような事態を打ち破るには、重大非行事件に関するエビデンス（科学的根拠）がある知見の整理、蓄積と標準基準の策定、そしてそれに基づく対策を国が講じ、全国の自治体に広める必要があると考える。

非行対策を講じる際のエビデンスに基づく知識（重大非行の類型、発生原因や援助法など）不足と、全国への問題共有不足、関与機関への制度定着の徹底の不足、この三点が児童福祉部門が重大非行事案に対する際の克服すべき課題である。

本稿では広汎性発達障害が背景の一つにある事例を取り上げたが、前述したように広汎性発達障害だけで重大非行が発生するわけではない。重大非行や犯罪が起きる原因は何か？犯罪の危険因子については、カナダの犯罪心理学者アンドリュースとボンタによるエビデンスの高い研究成果がある（表三）。この表にある八つの危険因子をセントラルエイトと呼ぶ。日本においても少年鑑別所ではこのセントラルエイトを利用した質問紙を独自に開発し二〇〇八年からすでに活用している。このような質問紙は、非行の初期段階のケースに対応することが多い児童相談所で導入され非行ケースの判定に活用されるべきである。

非行の治療については認知行動療法が有意に高い効果を示すという研究が多数報告されている。認知行動療法については国立の児童自立支援施設武蔵野学園ほか、いくつかの児童自立支援施設ですでに実践されている。また、米国国立公衆衛生院が凶悪な非行少年へのプログラムの効果のありなしを公表しているが、効果のあったものとしてあげられたものは「人間関係技能」「家族・家庭を教える」というほとんどの児童自立支援施設で行われている実践に通ずるものであった（松浦、二〇一五）。

表三　犯罪の危険因子（セントラルエイト）

危険因子	効果量	概要
過去の犯罪歴	○・二五	発達早期から多種多様な反社会的行動を行なっている。
反社会的交友関係	○・二八	反社会的傾向を有する者との交友がある。
反社会的認知	○・二七	中和の技術、犯罪的他者への同一化、慣習の拒絶、敵意帰属バイアスなど反社会的な価値観、態度、認識を有している。
反社会的パーソナリティー	○・二五	共感性欠如、冷酷性、残忍性、自己中心性、遅延価値割引傾向、自己統制力欠如などの傾向を有している。
家庭内の問題	○・一八	家庭内に葛藤がある。家族関係が不良である。しつけ不足。
教育・職業上の問題	○・一八	教育・職業上の成績が不良である。怠休、無職の状態にある。学校や職場での対人関係に問題がある。
物質使用	○・一八	アルコール、違法薬物を使用している。
余暇活動	○・二一	建設的な余暇活動を行なっていない。

「Andrews&Bonta(2010). The Psychology of Criminal Conduct.
原田（二〇一五）の引用より」

五　おわりに

本稿では、佐世保で発生した二つの重大少年非行事件を素材に、現代日本における重大少年非行の予防方法を構築する場合の課題について検討した。非行対策を講じる際の課題としては、エビデンスに基づく知識（重大非行の類型、発生原因や援助法など）不足と、全国の問題共有不足、関与機関への制度定着徹底の不足、この三点が児童福祉部門が克服すべき課題として示唆された。ただし、すでに日本においてもエビデンスに基づいた犯罪を予見するツールや、効果の高い治療法についての実績はある。少年鑑別所や児童自立支援施設の実践を検証し、エビデンスを蓄積する。そして、重大非行事案防止のための〈予防〉〈発見〉〈在宅の援助・治療〉〈施設における援助・治療〉の各ステージにおける標準的な手法をパッケージ化し全国の児童相談所ほか、児童福祉関係機関及び児童自立支援施設などで共有し、それを鍛えていくことが重要である。

重大非行事案の発生防止など、非常に困難な夢物語と言われるかもしれない。しかし、重大非行事件の発生は、被害者、加害者、そしてそれぞれの家族、関係した人々を不幸のどん底に陥れる。全国の福祉部門が連帯し、この困難な目標を見据え、粘り強く実践を積み重ねていくことで、少しでもこの不幸の発生が抑えられることを願っている。この論考が、その一つのきっかけになれば幸いである。

参照文献

小木曽宏（二〇一〇）：児童養護施設・児童自立支援に入所する児童の現状と支援施策の課題．季刊社会保障研究、四五巻四号．

覚正豊和・矢作由美子・横山潔（二〇一六）：児童自立支援施設における非行少年の立ち直りと就労支援．敬愛大学総合地

域研究所紀要、六号、九三―一〇九頁.
梶原敦・佐藤貢一・河尻恵、全国児童自立支援施設協議会編（二〇一〇）．児童福祉施設における非行等児童への支援に関する調査報告書.
児童自立支援施設運営ハンドブック編集委員会編（二〇一四）．児童自立支援施設運営ハンドブック．厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課.
児童自立支援施設のあり方に関する研究会（二〇〇六）．平成一八年二月「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書．厚生労働省．http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/02/s0228-2a.html.
長崎県教育委員会（二〇〇四）．平成一六年一二月九日佐世保市立大久保小学校児童殺傷事件調査報告書（最終報告）.
長崎県（二〇一六）．平成二八年六月長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ．http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2016/06/1467174486.pdf.
浜井浩一（二〇〇九）．2円で刑務所、5億で執行猶予．光文社、（光文社新書）.
原田隆之（二〇一五）．入門　犯罪心理学．筑摩書房、（ちくま新書）.
藤岡淳子（二〇〇七）．犯罪・非行の心理学．有斐閣.
藤岡淳子（二〇〇一）．非行少年の加害と被害―非行心理臨床の現場から．誠信書房、全二八二頁.
松浦直己（二〇一五）．非行・犯罪心理学―学際的視座からの犯罪理解．明石書店、全二七二頁.
レイン、エイドリアン（二〇一五）．暴力の解剖学―神経犯罪学への招待．高橋洋訳．紀伊國屋書店.

特別寄稿 ④

「全日本少年野球全国大会」のルール改正について

～七人チーム編成の正式参加を認めるルール改正に向けて～

＝子どもの自立支援のための野球大会の開催を求めて＝

全日本少年野球連盟前理事長　相澤　仁

はじめに

第六十七回全日本少年野球大会は去る八月二十二日から三日間にわたり青森の地で開催された。本大会から七人によるチーム編成の正式参加を認め、試行的に行うことになっていた。実際に、四チームが八人によるチームで参加した大会になった。協議事項が生じた場合には大会本部で検討することになっていたが、協議することなく、試合は展開され、大会を終了することができたのである。

ここでは、何故七人制チームの正式参加に向けた取り組みを開始したのか、その理由や背景などについて説明するとともにその試行結果について言及する。

一　七人によるチーム編成の正式参加を認めるルール改正に向けた取り組みを開始した背景について

ここ数年間各地区予選において、オープン参加のチームが増えてきている。そういう状況の中、昨年度において、四国ブロック大会ではすべてのチームがオープン参加という状況に至り、全国大会には参加することができなかった。本年度においても、全国児童自立支援施設協議会で調査したところ、野球大会に参加している五十二施設中十三の施設がオープン参加か八人以下のチーム編成による参加であった。四分の一の施設が九人によるチーム編成を組むことができない状態になっていた。

こうした状況は今に始まったことではない。継続的に生じている定員開差の問題は解決する見通しが立っておらず、残念ながら今後もこの問題については継続的に取り組んでいくことになることは間違いなかろう。これは九人によるチーム編成を組むことができない施設が減らないことを意味していると考えている。

子どもたちは、毎日、職員によるトレーニングのもとに汗を流し野球に打ち込んでいるのである。そうした子どもたちの努力やニーズに応えられるような大会にすることが我々のミッションであり、できる限り多くの参加による大会にできないかと考えた結果、提案にしたのが、七人以上によるチーム編成の正式参加である。

七人のチームであれば、攻守ともに大変ではあるが、試合をすることは可能ではないかという判断のもとにこの提案がなされ、役員会で検討した結果、第六十七回大会から試行的に行うという決定がなされたのである。

この決定に基づき、次のようなルール改正を行い、全国大会開催担当の青森県のご理解ご協力を得て、試行的に行ったのである。

【第６７回全日本少年野球大会試合規定より抜粋】

２１　以下のケースにおいて、監督が指揮する８人及び７人までのチーム編成を承認する。

①　全在籍児童数が９人に満たない施設

②　大会前までは９人以上で活躍していたが、大会直前に児童が問題行動を起こし野球部の活動に参加させられず、他者の補充もできないという施設。

③　野球部員は９人いて参加登録も終了しているが、当日（もしくは直近に）負傷や疾病、トラブル等で試合に出られない状況が発生し、他者の補充もできないという施設。

④　在籍児童は９人以上いても、野球部員が９人に満たないという施設（本来、野球は９名ですべきもので、部員が９名になるように努力してきた前提の上で）

※なお、７人未満のチームの正式参加は認めない。また、本年については合同チームの正式参加は認めない。

２２「２１」のケースは救済措置であり、そのために当該施設の施設長は大会前に全日本少年野球連盟理事長と確認書を取り交わす。戦力外選手をベンチに入れずに（つまり選手がいるのにあえて出さないかたちで）９名に満たないチームで試合参加をすることは認められない。

『※地区大会においても、地区協議会会長もしくは地区大会委員長（野球大会担当施設長）どちらかへの確認書提出は行うべきである（地区大会において規定していただきたい）。』

２３　前年度優勝チームと地元開催チームにおいて、９名に満たない場合の取り扱いは以下の通りとする。

①　７～８名の部員がいる場合「２１」に従って、チーム編成を行い、正式参加とする。（ただし、６名以下は不可）

②　職員を加えて、９名にしてオープン参加とする。オープン参加規定は以下の通りとする。

※オープン参加規定について

職員を加えて、９名として参加する。参加職員は、投手は不可とする。なお、コールドゲーム規定も適応する。オープン参加は試合結果に関係なく敗者とする。

２４「２１」のケースにおいて、部員が８人の時は、８番まで、７人の部員の時は７番までの選手をメンバー表に記入する。８人の部員の時は８番の打者の後、一番打者に戻る。７人の部員のケースでは７番の打者の後、１番に戻る。欠けた打者へのペナルティは行わない。

２５　「２１」のケースが発生した場合、メンバー表にはポジションを入れて提出するが、いないポジションは記入の必要はない。その際に、内野のセカンドを空いたポジションとした時、ショートがセカンド方面に移動して守ることは、ポジション交替の申請はいらないが、ショートとサードが、申告なしに入れ替わるなどはできない。

２６　「２１」のケースが発生した場合の「臨時代走」について
　打者が死球を受けた時や走塁中に負傷した時など、選手の治療が必要な時に、この治療時間が長時間に及ぶ試合の中断が長引く可能性があると審判員が判断した場合、審判員は相手チームに事情を説明し、試合に出場している選手から臨時に代走を出すことを許可できる。「臨時代走」は、打撃の完了した直後の者とする（但し、その者は投手、捕手を除いた者）。このようなときに、７人チームのランナーコーチがいなくなることが起きる場合は認める。

２７　「２１」のケースが発生した場合、試合の途中に７人未満になれば、不戦敗として終了する。なお、９名のチームが、試合途中で８名になったケースも正式試合可とする（７名を８名に戻すことも同様）。（この後、職員を加えてのオープン参加に切り替えることも認められない）

２８　「２１」のケースが発生した場合の特別延長戦は、「４」に従う。９人でないチームも無条件に満塁として、継続打順とする。また、特別延長戦でも決着がつかない場合、抽選はどのチームも９名での抽選とする。７人チームの場合、大人を２名抽選に加え９名とする。８人チームの場合は、大人を１人抽選に加え、９名とする。先行が先にくじを引き、打順に従う。

２９　「２１」のケースで試合を行うに当たっての、監督・主将会議の場における質疑応答は全児協が行う。

３０　「２１」のケースで試合を行う場合には、裁定職員（全児協が準備した）を置く。

３１　「２１」のケースで試合を行う場合には、裁定職員の指示により行い、審判は、「ストライク、ボール、アウト、セーフ」の判定のみを行う。

３２　その他
　ランナーコーチは出すようにする。（公式通り）

確　認　書

貴施設の野球チームについては、９名に満たないものの、７名以上のメンバーでチームを編成することができるため、第　　回全日本少年野球大会に正式参加をすることを確認いたします。

また、大会参加に当たっては、子どもの体調管理等に十分配慮し、試合に臨むことを確認いたします。

なお、貴施設の野球チームの正式参加については、一人ひとりの子どもの最善の利益を考慮した上で、やむを得ない状況の中での７名若しくは８名による参加であるという貴施設の組織的判断であるということを確認いたします。

平成　　年　　月　　日

全日本少年野球連盟理事長　　公印

（施設及び施設長名）　　公印

二　本大会における試行結果について

十五施設中四施設が八人チームによるチーム編成で参加したが、試合運営やルール上で協議しなければならないような問題はなかった。大会終了後に審判長にこの試合方法について、ご意見を聞いたところ審判長からは試合である以上人数に違いがあることには違和感はあるが、試合を行う上で問題になることはないので、子どもたちのためになるのであれば、こういう試合を行っても良いのではないかという意見を頂いた。

また、四施設の関係者からヒアリングを行ったが、ある施設長からはやはり正式参加ということで子どものモチベーションも違うし、子どもの自立支援にもつながるという意見であった。また、ある監督からは、子どもは取組意欲があるので野球指導をする上でもその差は大きい。是非ともこの試合方法を認めてもらいたいという意見であった。さらに、子どもからの意見も正式参加なので勝てば次の試合ができるので、一生懸命野球をすることができたし、途中で負けてしまったけれどうれしかったという内容であった。

確かに、チーム人数が平等でないので、不公平感はある。しかしながら、人数が揃わないのは基本的には子どもたちに原因があるわけではない。子どもたちが日々一生懸命汗を流し努力した過程を評価し大切にすることが子どもの自立支援にとっては必要なのである。既存のルールを固守するのではなく、たとえ人数に違いがあっても、子どもひとり一人がその努力の成果を発揮できる場所をつくり試合ができるようにルール改正を行うことの方が、良い場合もあるのだと考えている。

全日本少年野球連盟の野球ルールは、基本的には試合を成立させ、よりよい子どもの自立支援に寄与するためのものではなくてはならないと考えている。それゆえに、ルールは最初から固守すべきものとして存在しているのではなく、その大会に参加する子ども全体の必要によって生み出されたものでなくてはな

らない。すなわちそれは大会を運営するためのものであるまえに、子どもたちのものでなくてはならない。したがって、ルールは、全国の現状に照らし合わせて適合していないと認められるようになった時に検討され役立つように改正されてこそ、有意義なものとして生きて存在することができ、子どもたちの成長に貢献するものになるのである。

このルール改正についての議論の過程で、野球の上手な子どもだけ七人揃えて出場する施設が出てくるのではないのか。勝敗に影響を及ぼすことになるので問題ではないのか、といった意見があった。

確かにそういう状況は起こり得る。意図せずにそういうチームができる場合もあるし、勝つことにのみウエイトを置けば、そういうチームを意図的につくる施設が出てくるかもしれない。そこで、後の場合を防ぐために前記した確認書を提出するという対応策を講じたのである。

私はこうした施設があると思っているわけではないのであるが、念のために講じた措置である。もし、仮にこうした施設があるとすれば、その施設は施設としての役割を失った存在になったことを意味しているからである。子どもの最善の利益を優先して子どもの自立支援を考えた施設であれば、このようなチームを意図的につくるはずがないからである。

我々は、常に、可能な限り、ひとり一人の子どもの自立支援に結び付くような創意工夫した取り組みを展開することが求められているのである。その創意工夫した取り組みの一つが、七人編成～九人編成のチームを正式参加として認める「全日本少年野球全国大会」のルール改正である。

このルール改正が試行を経て、是非とも正式に認められることを願っている。

海外視察報告

第四十一回資生堂児童福祉海外研修報告
～カナダの子ども福祉～

長崎県立開成学園　児童自立支援専門員　藤本　哲

Ⅰ　はじめに

「資生堂海外研修で二週間カナダへ行かないか？」

久しぶりの休暇で妻の実母と外出し、買い物をしている時に突然、副園長から携帯電話でこのように言われた時、私は「お断りします」と即答した。その頃私は、長崎県立開成学園に縁あって勤務し始めてまだ二年目であり、また女子の普通寮の寮長を任されており、家庭でも三人の幼子を抱え、とても二週間も職場と家庭を空けて海外へ行けるわけがないという判断をしたからである。実は資生堂海外研修の存在は以前から知っていた。児童福祉の現場で働く者の中で、能力と運を兼ね備えた人に、一生に一度巡ってくるかどうかくらいのチャンスとの認識があり、いずれにしても自分には全く無縁なものと思っていた。私は開成学園でお世話になる前に横浜家庭学園と埼玉学園で勤務させて頂いたものの、いずれも七年間で挫折し、二年間特別支援学校で勤務した後、三度目の正直というわけでもないが、決死の覚悟で児童自立支援施設に復帰したばかりであり、とても海外研修に行く立場ではないとも考えたからだ。ところが傍らにいた妻に「なんでせっかくのチャンスを断るの？行ってくればいいじゃない！」と言われて心が揺らいだ。

自分はそれまで海外渡航経験がなく、この機会を逃せば一生海外へ行くこともないかもしれない、しかも仕事として行けば費用の負担も心配ないのではないか、とセコい考えも頭によぎった。また以前からカナダのトロント出身で斬新なバッハ演奏で有名なピアニストのグレン・グールドが好きだったこと、さらに孫崎享著『戦後史の正体』（創元社）という本を読んでからますますカナダという国に興味を持っていたことから、副園長に「やっぱり行かせていただきます！」と電話をかけ直した。この時は「タダほど高いものはない」という言葉を、その後何度も噛みしめることになるとは思う由もなかった…。

Ⅱ　研修概要

（一）研修テーマ

カナダでは、子どもの権利が社会的に尊重され、権利保障のための法律やシステムが整備されている。そこで、「子どもが大人にもっとも近い国」とも言われるようになった社会的背景と歴史、子どもの権利擁護の現状と課題を学んだうえで、児童福祉と社会的養護についての考え方と制度、虐待予防と早期介入を目指した妊娠期から始まる子育て支援及び保育政策、虐待やメンタルヘルスの課題を抱える乳幼児への対応システム、里親と養子縁組に係る制度・政策を、具体的施策や地域でのサービスの展開と併せて学ぶ。

（二）研修期間及び研修先

平成二十七年十月二十七日（火）～十一月八日（日）（十三日間）

カナダ　オンタリオ州　トロント、コバーグ

（三）派遣人員

金井剛団長（横浜市中央児童相談所所長・児童精神科医）をはじめ、全国の児童福祉関係者十一人の団員（児童養護施設五人、乳児院一人、母子生活支援施設二人、情緒障害児短期治療施設一人、児童家庭支

援センター一人、児童自立支援施設一人)、資生堂社会福祉事業財団事務局二人の計十四人

Ⅲ　カナダの概要

カナダは、北アメリカ大陸北部に位置し、ロシアに次ぐ広さの国であり、日本の約二十六倍余りの広大な国土を持つ。首都はオンタリオ州オタワ。イギリス連邦のひとつで、イギリス国王を元首とする立憲君主制の国家であると同時に、十の州と三の準州を持つ連邦議会民主国家である。人口は約三千五百万人で、日本の三割に満たない。最も人口が多いのは千三百五十万人のオンタリオ州で、東京とほぼ同じ規模である。カナダの地にファースト・ネーションズと呼ばれる先住民族が暮らすようになったのは紀元前千年から五百年のことである。西洋世界に大航海時代が到来すると、探検家たちを先鞭として、イギリスとフランスのコロニーが大西洋沿岸にできていった。その後、イギリスとフランスがそれぞれ植民地を拡大し、先住民を巻き込みながら植民地争奪戦を繰り広げた。欧州における七年戦争でイギリス勢力が勝利し、一七六三年のパリ条約により、北アメリカのフランス植民地がイギリスに割譲され、以後はイギリスの植民地となった。フランスの旧植民地はイギリス領下で「ケベック州」となった。ここで興味深いのは、イギリス議会が約六万五千人規模に達していた現地のフランス系住民を追い出すようなことはせずに穏健な政策をとり、一七七四年にケベック法を制定してケベック地方の行政を現地植民地総督と植民地会議に委ね、カトリック教会の存続も容認するなど、宗教的、文化的に寛容な対応をした。このイギリス勢力とフランス勢力の紆余曲折を経ながらの交渉と妥協の積み重ねの歴史が後の、民族、宗教、言語、文化の違いを尊重し保護する多様文化主義を掲げるカナダという平和国家の萌芽となったと思われる。しかし当初この流れの中に先住民の存在がすっぽり抜け落ちていたことは非常に残念なことであった。一九六〇年代後半の移民法改正以前までは、アメリカ合衆国や西ヨーロッパの国々からの移住を優先する差別的な移民法

があり、「イギリス系・フランス系の白人の国」というイメージの国だった。しかし移民法改正後は出身国では差別しなくなり、一気に「多民族の国」へと変貌していった。カナダの偉大なところは人権意識の高まりとともに、遅ればせながらカナダ国民として先住民の権利もしっかり保障しようとしているところである。その多様文化主義を法的に基礎づける「カナダ権利と自由の憲章」や「多様文化主義法」が一九八〇年代に相次いで制定されていった。現在、カナダ以外で生まれた移民出身の住民が国全体では約二割、オンタリオ州では約三割を占め、さらにトロント市に限っては、その割合はなんと半々の割合に及ぶという。現在、二百以上の民族集団があり、それぞれが出身地の言語や文化、伝統を保持して共存する様から「モザイク社会」とも称される。まるでカナダ国内に「ミニ国際社会」が形成されているようである。カナダでの世論調査では、「多文化主義はカナダの文化をより豊かなものにしている」、「民族的・文化的に多様な社会は、新しく発生する問題を解決する能力を持つ」と答える人が多数を占めるとのことである。また今回の研修のコーディネーター兼通訳を務めて下さった菊池幸工氏によると、「多様性を認めるということは、自分自身のアイデンティティを維持する権利を行使しながら、他人のアイデンティティ維持の権利も同時に認めるという権利意識がないと成り立たない」、また「異なることへの敬意と寛容、これは豊かな人間社会を築く上で、重要な基礎ではないか」と述べている。カナダは多民族・多文化国家であることを、まさに国の強みに変えているのである。一方でカナダ国内でも経済的格差は深刻な問題である。調査によると所得額上位一割の人たちが国の富の約半分を独占している一方で、所得額が下から三割の人たちの富は一％以下、下から五〇％の人たちの富を合わせても六％に満たないということである。また子どもの貧困率も、日本の一四・九％ほどではないものの、一三・三％と、深刻な状況となっている。また、近年自らを先住民として申告する人口が増加傾向にあるが、一方で先住民女性が行方不明になったり殺害されたりしていたケースが千件以上見つかるなど、先住民の特に女性が置かれた過酷な状況も再び明らかになってきている。しかしいくつかの問題を抱えながらも様々なマイノリティの権利を尊重し、多

民族・多宗教・多文化など多様性を対立の火種にすることなく、逆に強みに変えているカナダという国のあり様は、テロや戦争、移民問題に揺れる現代の混迷した国際社会の中にあって、一筋の希望の光を与えてくれている。

Ⅳ　オンタリオ州トロントの子ども福祉、権利保障と権利擁護について

一　子ども福祉の基本理念

オンタリオ州では、子ども青年サービス省が中心となり、教育省やコミュニティ・ソーシャルサービス省と連携しながら、一九八四年に「子ども家庭サービス法」を施行している。その骨子は、家族の自立性を尊重するために、支援への親子の参加と同意を保障していること、支援の連続性、安定性、多様なニーズに配慮した支援計画、文化的・宗教的・地域的差異が尊重される支援、先住民への支援では文化や伝統を尊重していることが挙げられる。特筆すべき点として、子どもの権利尊重が法に明記されていることと、この法律を五年ごとに見直すことが定められ、絶え間ない見直しと改善がなされていることである。

二　子ども福祉の大まかな変遷について

オンタリオ州の第二次世界大戦後の子ども福祉の変遷は、一九五三年の児童福祉法制定に始まる。その後一九六〇年代から七〇年代にかけて、愛着形成を重視し、家庭養護の推進へと向かった。また施設・里親の利用が急増したことから養子縁組推進へという動きもあり、里親への支援が強化され、施設はより治療的な六名定員のグループホームへと変わっていった。また一九八〇年から九〇年代にかけての動きとし

ては、里親委託が急増する一方で、里子の死亡や、里親措置解除後、約半数がホームレスとなる等の予後不良が問題となり、それまでの児童福祉法が廃止され、既述した子ども家庭サービス法が制定され、在宅支援の強化が図られた。一九九〇年代から二〇〇〇年代にかけては、「児童虐待」の定義にネグレクトを含む改革を実施し、その結果ケアが必要な子どもが急増し、児童福祉の予算が三倍となった。またこの時期、子どもと親が支援の決定プロセスに参加するケアの継続性の方針が導入された。二十一世紀に入ってからの動きとしては、二〇〇四年に児童福祉システムの改革が行われ、できるだけ実家族のもとで養育されるよう、地域で家族を支える方針に変換された。また二〇〇五年から〇六年にかけて「ディフェレンシャル　レスポンスモデル」が構築され、虐待通告があった場合、緊急性のないケースは家族全体のアセスメント後に地域と連携して支援する方針へと転換した。二〇〇七年には、子ども若者権利擁護法が成立し、今回の研修先の一つであるアドボカシーオフィス（子どもと若者の権利擁護機関）が設立された。また最近の動きとしては、二〇一三年から一四年にかけて児童福祉の効果を測る指標二十六項目（安全性・永続性・幸福等）を設け、ＣＡＳ（カナダにおける日本の児童相談所にあたる児童保護対応機関）の支援効果を検証しながら子ども青年サービス省の政策に反映させている。

以上、オンタリオ州の子ども福祉の変遷について、ざっくりと記述してきたが、近年の動きとして注目すべきポイントは、地域の家族支援を強化し、親子分離を防止するとともに、子どものパーマネンシー（永続的で安定した養育）の保障を目指す改革が、絶えず実施されていることである。

V　児童虐待予防と虐待対応としての早期教育・子育て支援

一　家庭訪問による親子関係構築支援（トロント市公共保健局）

家庭訪問による育児支援を行う。対象はカナダ移住三年以内、初産の二十一歳以下の妊婦、または幼稚園が始まる四歳までの子どもの養育者である（ただし、需要が多いため制限もある）。また出産時のスクリーニングを産婦人科で行っている（ただし同意が得られない場合もあり、スクリーニング率は八割）。スクリーニングで課題が見つかれば、保健師が家庭訪問を実施してアセスメントを実施する。また養育にリスクがある場合、家庭訪問による育児支援プログラムを紹介する。ただし養育者の同意がなければ、支援があっても情報提供のみの場合もある。家庭訪問は、アセスメントツールを使用するトレーニングを受け、年に一度、アセスメントについての試験を受ける有資格の保健師と、特別な資格はないが育児経験者である子育てサポーターの家庭訪問員ペアでチームを作りながら、電話で連絡を取り合って別々に支援が必要な親子を訪問する。そこで提供される支援は、アタッチメント形成のための支援プログラム、新生児・乳児が母親に発する合図、態度の意味、授乳中の母子相互作用の重要性を伝えるテキスト、母子相互作用を測定するアセスメント、産後と育児期の親への「傾聴」「愛情や感情の共有」「遊び」ごとに母子相互作用に焦点を当てた実践的な教育カリキュラム等がある。

二　早期教育、幼保統合プログラム（フレーザーマスタード・アーリーラーニングアカデミー幼稚園、ローズアベニュー・パブリックスクール）

オンタリオ州教育省は、二〇一〇年より、半日利用だった幼稚園を、全日利用できるように変革した。

年間予算は約十五億ドルで、行政機関にとって過去数十年で顕著な投資であると言わしめるほど、大規模なプロジェクトだった。公立学校内に併設されていることが多く、幼稚園教諭と、早期教育と保育の専門家であるECE（アーリーチャイルドフッドエデュケーター）が二人一組で教育プログラムを行う。そのプログラムは、脳科学研究や発達心理学的研究を基盤にしている。子どもを「物事を考える力がある」「潜在的な能力を豊富に持っている」「様々な物事に関心を持っている」存在として、「どのように学ぶか」を重視した早期教育の枠組みを二〇一四年に発表している。ここでの注目ポイントは、二〇〇九年、教育省に「教育」「保育」「家庭サービス」をまとめたことにより、子どもと家族を包括的に支える仕組みになっていることである。また多くの企業や団体、大学の研究室と連携し、学習をサポートするためのIT活用によるデータ収集・分析を行っていることである。

また就学前からの学校連携による子育て支援プログラムについて紹介する。これは、就学前の子ども（〇から六歳）がいる家族へのサポートプログラムであり、小学校内に「ペアレンティング&ファミリーリテラシーセンター」が併設され、教育委員会が管理運営する。またセンターは親子一緒に利用でき、無料である。ECEが活動や遊びを通して、本の選び方、遊び方、年齢相応の発達を促す活動についての情報提供を行う。ここでの注目ポイントは、移民など宗教や文化が異なる等様々な背景を持つ親子が、共に就学前から学校環境に慣れること、親の子どもの教育への関心を高め、積極的な関りを促すことを目的としていることである。また、このことで特別な配慮を要する子どもを早い段階で適切につなぐことができる。

三　CAS（児童保護対応機関）

CAS（チルドレンズエイドソサエティ）は、二十四時間体制で虐待調査や保護、家族支援、養子縁組推進等のサービスを提供するNPOである。一八九一年創立。州法「子ども家庭サービス法」で、子ども

の保護と措置の権限を持つ児童保護対応機関として位置づけられており、日本の児童相談所に相当する。

オンタリオ州には四十七のＣＡＳがあり、うち九つは先住民が対象であり、三つはユダヤ教やカトリックなど特定の宗教信仰者を対象とする。それぞれのＣＡＳがブランチ（支所）を持ち、ブランチが地域の家族支援を担う。ＣＡＳによる保護対象は基本的には十六歳までであるが、十六歳以前にＣＡＳからサービスを受けたことがあれば、十八歳までサービスを継続して受けることができる。また十八歳以降も、本人とＣＡＳとの契約に基づいて、二十一歳まで部分的な公的支援を受けることができる。ここでの注目ポイントは、ＣＡＳにおける「充実した人員配置と専門性の確保」である。ソーシャルワーカーの平均担当ケースは十八人から二十一人ほどで最大でも二十五人ということで、日本の児童相談所と比べて格段に手厚い。また、ソーシャルワーカーの資格要件は大学院修士課程修了者ということであった。

次に、実際に視察したＣＡＳトロントについて述べる。ＣＡＳトロントは北米最大のＣＡＳであり、ブランチが四か所ある。スタッフ約八百人のうち、子どもの保護に対応しているスタッフは約五百人。またボランティアが四百八十人。トロントには三つのＣＡＳがあり、それぞれがブランチを持つ。主な支援内容としては、虐待通告時のインテーク・虐待調査、コミュニティディベロップメント（地域の家族支援・虐待予防プログラム）、里親のリクルート、養子縁組マッチングトレーニング、社会的養護の子どもの自立支援等である。二〇一四年から一五年にかけてのＣＡＳトロントのサービス利用者数は、関わっている子どもが二万千百二十二人、家族が一万七人、社会的養護の子どもが二千百二十六人、十八歳から二十一歳で支援を受けている若者は五百五十九人である。ここでの注目ポイントは、既述したことだが、児童福祉の効果を測る指標二十六項目を設け、ＣＡＳの支援効果を検証し、制度に反映していることと、一九九四年に同性カップルによる里親・養子縁組が認められていることである。また他の民間団体と連携して、虐待調査や保護、養子縁組推進を行っている。ＷＥＢによる情報発信が徹底されていて、虐待通告、提供される家族支援、里親募集、里親委託希望、養子縁組等の詳細な情報を見ることができる。

さらに、ＣＡＳブランチから地域の家族に提供される支援プログラムについて詳しく述べたい。社会的養護の子どもを支援するチャイルド＆ユースサービスワーカーの経験者が、ファミリーサポートワーカーとして家族支援にあたり、実際に提供されるプログラムとしては、食事や掃除・片付け、家計管理等の家事に関するスキル、ストレスマネージメントや怒りのコントロール、対人関係等のスキルトレーニング、教育や発達等の相談、地域の支援機関や医療機関への橋渡し、子どもが社会的養護のもとにいる場合は、家庭復帰に向けた支援等を行っている。また在宅による家族支援の強化も行っており、社会的養護の子どもの数は二〇〇四年には年間三千五百人だったのが二〇一五年現在では約二千人に減少し、養子縁組は千件から百件程度へ減少している。地域に出向いたニーズ聴取（アウトリーチ）も行っており、地域のニーズに応じた家族支援プログラムを実施している。貧困層にある移民の若者を雇用した移民家族支援など、当事者参加によるボトムアップ型支援プログラムも展開していて、効果的な支援につながっているとのことである。

次にオンタリオ州の虐待対応の流れについてであるが、通告受理後、チャイルドプロテクションワーカーが、二十四時間以内にケースファイルを作成する。通告者に対して、危険だと思った理由、家族の状況、また家族の肯定的な側面についても聴き取り、今後も協力の義務があることを伝える。次の段階としてアセスメントであるが、州のデータベースから過去の通告記録を照合し、ケースの漏れを防ぎ、対応の一貫性を保つ。また明確な基準が設定されているスクリーニングツールを用いて介入の要件を満たしているかを判断する。緊急性が高い場合、十二時間以内の現地調査を行う。これは施設入所児の場合も同様である。緊急性が低い場合、七日以内に現地調査を行う。施設入所児については四十八時間以内に行う。緊急性が高く、しかも重篤なケースは、民間の子ども権利擁護センター「ＢＯＯＳＴ」と連携する。ただし、実際には通告受理のうち半数は調査不要で終結。次の段階として調査であるが、介入が必要と判断された場合は、すべての家族構成員との面接を実施する。安全性をアセスメントするための「セーフティアセスメン

トツール」を用いて、危険性を評価する。危険性が認められれば、家族と共に「安全計画」を作成する。計画作成後は家族や親せき、地域住民に積極的に働きかけ、モニタリングを実施する。継続的な虐待の危険性の有無を「ファミリーリスクアセスメント」を用いて評価する。その結果は、適切と判断される場合のみ、家族と子どもとも共有される。調査は三十日以内に終了しなければならない。家庭生活が危険であると判断されると、五日以内に裁判所に親子分離の措置申請を行う。最後に裁判所による判断についてであるが、司法判断による保護形態は、以下のような親権の取り扱いとなっている。「ソサエティワードシップ」は、ＣＡＳが特定の期間（最大二年間、六歳未満は一年以内）子どもを保護する。期間中は、ＣＡＳが親の権利の一部を保持する。「クラウンワードシップ」は、十八歳になるまでか、養子縁組が成立するまで、あるいは結婚するまで、州による永続的な保護を受ける。親権は州に移行する。「テンポラリィケア＆カスタディオーダー」は、三十日以上または保護の必要がなくなるまでの一時保護、または観護措置となる。なお、保護された子どもが二歳未満の場合は一年以内に、二歳以上の場合は二年以内に家族再統合が可能かどうかを判断し、統合が困難だと判断された場合には養子縁組に移行する。ここでの注目ポイントは、オンタリオ州では、虐待調査・保護に関するマニュアルによる調査計画立案、各種アセスメント、ケースマネジメントなど、子どもの保護に関する州内共通の基準が定められており、そのマニュアルは子ども青年サービス省のホームページで公開されているとのことである。

二〇四ページの上段に、ＣＡＳと関係機関の関係を図示する。

四　子どもの権利擁護センター「ＢＯＯＳＴ（ブースト）」

重篤な虐待や暴力の被害を受けた子ども・若者、その家族に対する支援を行うＮＰＯ。アドボキットと呼ばれる子どもの代弁者を務める職員、精神科医、心理士、弁護士などの多職種約五十人が勤務している。

主な活動内容は、虐待調査・保護、虐待の影響のアセスメント、虐待裁判への支援、治療プログラムの影響、虐待のための教育プログラム、地域支援への橋渡し等である。ここでの注目ポイントは、アドボキットが子どもの代弁者として、虐待調査から子どもに付き添い、その後の支援コーディネートまでを担う。また警察とCASが常駐しており、緊急性や危険度の高い虐待調査を迅速に行い、さらにアセスメント、治療、裁判の支援までを一つの民間機関においてワンストップで実施することができ、切れ目のない支援が提供されていることである。

二〇四ページの下段に、ブーストに虐待通報が入ってからの対応の流れを図示する。

五　ゲートハウス（児童虐待調査・支援所）

ゲートハウスは、性的虐待被害者への調査・支援施設であり、一九九八年に設立され、警察やCASによる子ども虐待に関する聞き取りや面接調査をサポートするNPOである。近隣六か所の警察官は私服で対応し、CASワーカーと協力し、インタビューを行う。インタビュールームはワンサイドミラーや集音マイクが内蔵されたテーブルなどの設備があり、子どもから大人数の警察官やCASワーカーが見えないように工夫されている。必要に応じて裁判所に映像を提出する。運営は、行政の助成金や寄付金で運営されており、安定した収入源はない。性的虐待を受けた人の本質的な課題を「自責感や恥辱」「社会からの孤立」「自分を語る声の喪失」と捉え、「人々が安心感を持ち、ありのままを語れる中立的な場所」であることを重視する。虐待調査自体が、被害者の癒しになることをめざしている。ここでの注目ポイントは「ピアサポートと幅広い対象」である。ゲートハウスのスタッフの大部分が過去にプログラムを受けた当事者である。当事者によるピアグループと、それを支えるコミュニティのつながりを重視し、若者から高齢者までの男女、お互い問題を抱えたカップル、被害者の家族まで、多様な対象の幅広いサービスが提供され

Children's Aid Society
CASと関係機関の関係図

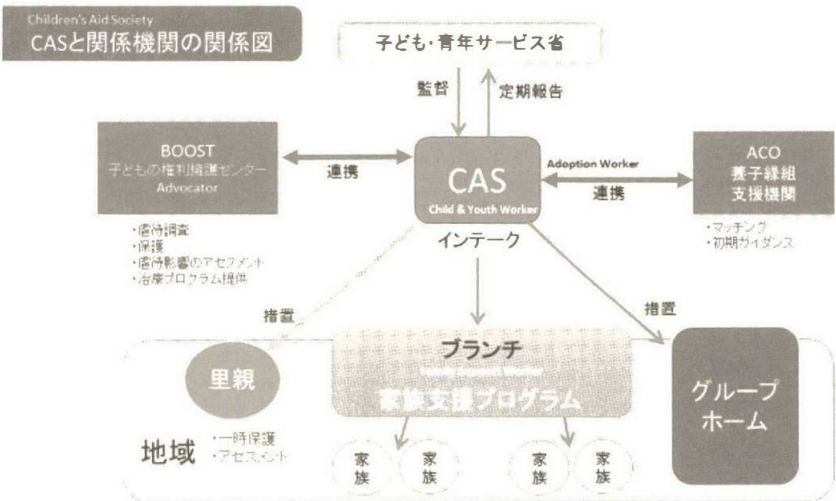

Child & Youth Advocacy Centre「BOOST」
子どもの権利擁護センター「ブースト」

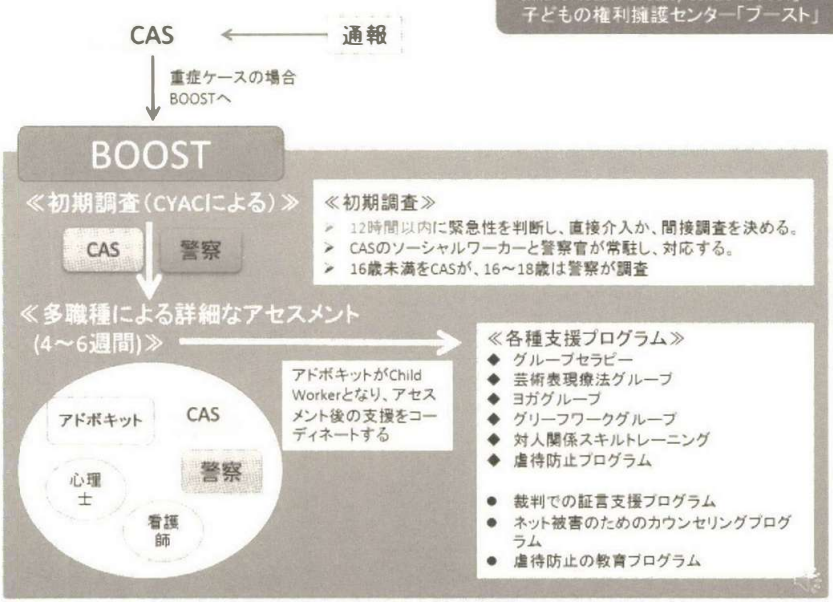

ている。

六　コーナーストーン（母子シェルター）

ＤＶサイクルを断ち切るための母子シェルターである。地域の中（コミュニティーベースト）で、相手を尊重し、暴力のない健全な関係を作っていくことを目的に、カウンセリングや予防プログラムを提供。二十四時間受け入れ可能で、緊急対応を行っている（年間利用数約八百件）。ベッドと食事、その他日常生活に必要なものを無料で提供している。入所期限はなく、個々のニーズに合わせた利用が可能で、利用期間の平均は四～六か月。保護中であっても、門限を守れば、外出や出勤、登校などは可能である。基本的には自由な生活が可能で、加害者に会うことも制限はしていない。本人の意思を尊重している。様々な支援プログラムがあり、「健全な人間関係を築くためのプログラム」では暴力の予兆やメカニズム、夫との関係を修復するスキル、新しく出会うパートナーとの健全な関係を築くスキル等の獲得を目指す。「チルドレンウィットネスプログラム」では母親と子どものためのグループワークで、シェルター利用者だけではなく、地域からの参加も可能である。その他にも法務省からの資金援助により、裁判をスムーズに進めるための手続きや費用面での支援をする「裁判支援」、住居探しや就労支援などシェルターから自立をする準備を支援する「過渡期の支援」等がある。ここでの注目ポイントは「オープンなシェルター」である。施設の情報は公開されており、被害者が身を隠すことで感じていた自責感を払拭することができるようになった。また公開されることで地域からの支援も増え、地域の見守りがあり、かえって安全性も高まった。またサービスを本当に必要とする人に情報が届くようになったとのことである。

七　キッズ・ヘルプ・フォン

電話・インターネットによるカウンセリングサービスである。五～二十歳までの若者を対象に、二十四時間三百六十五日提供し、無料、匿名で利用可能である。一九八九年開設当初は虐待相談が中心であったが、現在はいじめ・人間関係・メンタルヘルスなど様々な悩みや課題を抱えた若者の相談を受けている。若者のストレスを和らげ、今後の対処策を一緒に考えること、地域の支援・援助サービスにつなぐことを目的とする。予算は千六百万ドルのうち一〇～一五％は政府から、残りは寄付金を集めている。支援プログラムの例としては、次のようなものがある。

（一）電話相談

一日約五百件の相談がある。対応するカウンセラーは、カウンセリングの経験のある学位取得者であり、二週間の電話相談トレーニングを受けている。虐待相談であっても、本人が情報開示しなければ通告しない。緊急性がある場合のみ、通告し、相談者の情報を電話会社などから得る場合もある。

（二）ライブチャット相談

電話相談に関する若者への調査を行い、「電話では緊張する、不快感がある」「プライバシーが守られない」などの要望を受け開始した。二〇一一年には九千件だった相談件数が二〇一五年には二万四千件へ急増した。

（三）地域のサービスへの橋渡し

メンタルヘルス、LGBTQ、薬物・アルコール依存、ファミリーバイオレンス、ユースシェルター、ホームレス相談などの問題に対し、四万件のサービス機関リストを持っており、若者の居住地に近い機関を紹介。アプリからのアクセスも可能である。ウェブサイトでの支援アプリの開発を行いジェンダーやセクシャルアイデンティティの正しい知識を持つゲームや、気持ちを落ち着かせるためのバッティングゲームなど、

新しいツールを積極的に開発している。

Ⅵ　社会的養護のシステムと自立支援について

一　オンタリオ州の居住型サービス（社会的養護）の現状

（一）里親

一般里親、特別ニーズ里親、治療的里親、親族里親がある。委託期間は一時保護の数日から二年間まで。〇歳～十八歳が対象。里親には、月千三百ドルが支給され、子どものニーズに応じて加算もある。親族里親とは、親族、または地域の信頼できる住民も含む。

（二）グループホーム

アセスメントグループホーム、治療的グループホーム、触法少年対象グループホームなどがある。通常六～十人の小規模施設で、里親では困難な子どもが委託される。

（三）フォーマルカストマリーケア（先住民支援）

先住民の子どもが保護対象になった場合は、先住民部族の慣習にのっとり、部族の長が部族内で養育者を決め、その地域で生活することがある。

ここでの注目ポイントは「パーマネンシープランの重視」である。里親はパーマネンシープランに移行するまでの、短期（二年以内）の代替養育として位置づけられ、保護された子どもの半数は五か月以内に実家族に戻る。しかし実家族のもとに戻れずに里親のもとを転々とする「ドリフト」が問題視されている。

二　トリートメント・フォスターケア・プログラム

治療的養育のための里親支援プログラム。施設養育の予算の巨大化と、施設のある地域が限られていることによって子どもが住み慣れた地域を離れなければならないことが問題視され、開発された。州からの課題整理の要請により、三つのＣＡＳが協働して開発した。アタッチメント形成に課題のある子どもや、トラウマケアが必要な子どもに対して、治療的な質の高い養育環境を提供し、パーマネンシープランに移行していくことを目指す。二〇一五～一六年から、「トリートメントフォスターケアプログラム」から、「セラピューティックファミリーケアプログラム（ＴＦＣ）」に名称変更した。次にそれぞれのプログラムの説明をする。

（一）治療的里親家庭養育プログラム

愛着形成を目的とした治療的な家庭養育を提供。定員は二人。専門的なトレーニングを受けた里親を、専門家によるクリニカルチームと、ＣＡＳの各種ワーカーが支援する。クリニカルチームは、各種ワーカーとの支援調整を行い、週一回の里親家庭訪問（または電話連絡）を行ったり、精神科医やセラピストによるアセスメントに基づくコンサルテーションを行ったりする。

（二）クリニカルサービスプログラム

（一）の治療的里親家庭養育プログラムに加えて、六か月間の専門家チームによるクリニカルサポートを集中的に受けることができる。子どもと養育家庭のニーズをアセスメントし、問題の背景を理解しながら、日常で対応できるように助言する。愛着、トラウマ、虐待やネグレクトに関する教育と、養育で実践的に使えるツールを提供する。

（三）ミックスモダリティプログラム

治療的里親家庭養育プログラムに加えて、各家庭に固定のチャイルド＆ユースワーカーが里親家庭で直

接子どもに関わる。定員は四人。プログラムにかかる費用は一日百七十ドル。ちなみにグループホームは二百五十ドルである。

三　オンタリオ養子縁組支援機関アダプションカウンシルオブオンタリオ（ＡＣＯ）

養子、養親、養子縁組希望者、実親、養子縁組に関わる専門家への支援と教育を提供するＮＰＯ。養子縁組（アダプション）の種別は「パブリックアダプション」「プライベートアダプション」「インターナショナルアダプション」「リラティブアダプション」の四種がある。ＣＡＳで養子縁組計画のためのミーティングがもたれ、子ども担当、親担当それぞれのニーズが確認され、候補者を探す。探しきれない場合はＡＣＯに仲介を要請する。ＡＣＯの養子縁組希望のデータベースに登録されている三百家族や、居住地域、学校、教会などあらゆる方面から候補者を探す。養子縁組成立の年齢は、六か月～二歳が多く、最も多いのは一歳である。ここでの注目ポイントは「多様な家族の在り方を尊重している」ということである。ＡＣＯとＣＡＳが協働で制作した養子縁組紹介ＤＶＤには、同性カップルによる縁組も含め、多様な養子縁組家族が紹介されていた。養子縁組に向けた準備として、まず「ペアレントトレーニング」がある。里親・養親のための二十七時間のトレーニングがある。その内容は、発達と愛着、喪失体験、しつけ、実家族への理解、特別なニーズのある子どもへの対応などである。受講後に養親として不適合と判断される場合もある。次に「ホームスタディ」があり、養子縁組希望者の成育歴、家族歴、性生活、経済状況も含む夫婦関係の詳細な聴き取りがなされる。レポートも求められ、養子縁組へのモチベーション、教育、キャリア、ライフスタイル、趣味、親族関係、子育て観などをテーマにまとめていく。これから起こりうる問題の解決策を学び、面接は家族全員に実施される。最後にレポートをもとに、「子どもとのマッチング」が行われる。レポートは二年おき、またはライフスタイルに変更があればその都度更新される。ＣＡＳの子ども

担当者が、養親候補についての要望を出す。人種やバックグラウンドにはできる限りの配慮をし、子どものニーズを最優先する。ここでの注目ポイントは、「子どもの知る権利の保障」ということであり、子どもの知る権利の観点から、子どもには自分のライフストーリーを記録できるよう、「ライフブック」「アダプションブック」が渡され、養子縁組であることは初めからオープンにされている。また子どもが養子縁組や出自に関する情報を求める場合、CASのホームページから申請書を取得できるなどのシステムが整っている。

四　コベナントハウス（自立支援機関）

コベナントハウスは、十六歳～二十四歳のユースのホームレスを対象にしたシェルターである。二十四時間体制で利用者の受け入れが可能であり、ベッド数は男子五十八床、女子三十六床。社会的養護から外れた年長者の受け皿にもなっている。ファンドレイジング部門があり、運営費約二千万ドルの約八割は寄付金で賄われている。調理等の職業訓練、医療、教育、就労支援など、多彩なプログラムが用意されている。宗教やLGBTQなどの多様性が尊重され、どの宗教でも対応可能なサンクチュアリ・スペースと呼ばれる祈りの場所があり、スピリチュアルなものが大切にされている。利用者の各ユースを担当するワーカーが、「関係性を築く」、「相手の強みを生かした働きかけ」をすることを大切にして、レジリエンス（回復力）を高めるようなサポートを行う。支援プログラムの例としては、次のようなものがある。①人生の過渡期プログラ

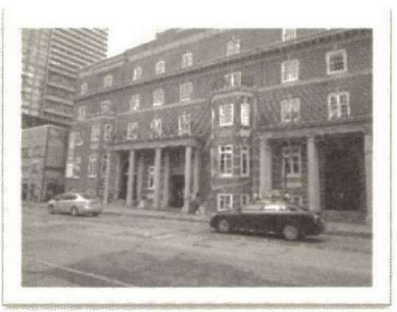

コベナント・ハウスの正面

ム…ライフスキルを教えるプログラムで、余暇の過ごし方、お金の使い方、洗濯の仕方、怒りのマネジメントを学ぶ。②教育支援…施設内にある学校で教育を受けることができ、取得単位は外部の学校でも通用する。③就労支援…就労支援のためのセンターが設置されており、仕事上の問題解決方法、面接スキル、履歴書作成などを学ぶことができる。④調理プログラム…比較的就職しやすい職業として、レストランの調理などのサービス業があるため、本格的な調理場での調理レッスンを受けることができる。⑤メディカルサービス…近隣の病院から医師や看護師が来所して採血や薬の処方、カウンセリング、妊娠チェックのサービスなどにより、身体的健康を確認する。

五　ＣＡＳによる社会的養護の子どもの自立支援

（一）自立支援計画

チャイルド・ユースワーカーが、〇歳～二十一歳の社会的養護の子どもと若者の支援計画をたて、六か月ごとに見直しを行い、年に一回の要約レポートを提出する。自立に必要な以下の要素について、子どもの強みと課題を見極め、目標設定し、課題解決を支援する。〇歳から十三歳までは「健康・教育・アイデンティティ・社会的マナー・実家族や社会とのつながり・セルフケア・感情や行動のコントロール」など。十四歳以降はそれらに加えて「金銭管理・調理・整理整頓・病院の予約など」について支援する。支援プログラムの例としては、次のようなものがある。①貯金プログラム…十五歳から三年間でお金の使い方や管理方法について学ぶ。プログラムを受けている期間で約四千ドルが積み立てられ、すべての過程を終了すれば十八歳の自立時に使用することができる。②教育支援プログラム…教育の大切さを理解してもらい、教育への動機づけを図るように、以下のプログラムがある。「家庭教師を雇う資金の補助」、「高校卒業時の報奨金支給」、大学進学の場合、毎月五百ドルが支給される。

（二）十八歳以降の支援について

十八歳以降も、本人とＣＡＳとの契約に基づいて、二十一歳までは本人の意思を尊重した上で部分的な公的支援を受けることができる。十八～二十一歳は、地域で生きていくスキルを身につける期間と捉えてケアプランを立案する。ユースサポートワーカーのほか、日常生活や身の回りの面倒を見るワーカーもいる。支援の種類は本人との話し合いによって決める。ＣＡＳからは食料や、月八百五十ドルを本人に支給する。二十一歳以降も、大学に進学していれば支援を継続できる。また二十四歳までは住居や教育についての支援を受けることができる。ここでの注目ポイントは、子どもが転居する場合も、ケアの継続性を重視して同じＣＡＳが関わることである。遠方の場合はスカイプなどを通じて連絡を取る場合もある。

六　社会的養護の子どもの教育保障について（オンタリオ州教育省より）

（一）教育と福祉のジョイントプロトコル（議定書）

教師とＣＡＳ代表、社会的養護のもとで育った若者によるワーキンググループを作り、幼稚園から初等教育における、以下の五つの手続きや支援についてのモデルを作成した。①ＣＡＳと教育委員会と学校との情報共有プロセス、②生徒が転入または転校する際の事務処理プロセス、③生徒の学業達成の計画、個別の学習計画の立案、学習支援チームの結成（生徒本人、教師、ＣＡＳ職員、保護者等）、④ＣＡＳと学校・教育委員会の間の対立解消のプロセス、⑤プロトコルのモニタリングと二年ごとの見直し

（二）学習支援プログラム

二〇一三年から社会的養護のもとにいる十代の子どもたちを対象とした自立支援プログラムを試行。二十種類のプログラムを展開し、年間予算は十万ドル。プログラムへの参加を単位として認め、進路計画を強化し、このことによって不登校や行動上の問題が減少した。プログラムの例として、「ブックオブラ

イフ」がある。生徒が教師とソーシャルワーカーと、「家族計画、お金や住居、仕事、健康・栄養、他者や地域など」のトピックについて考えたり、文章でまとめたりする。このプログラムに参加すると、英語と数学の単位が取得できる。

ここでの注目ポイントは、「教育と福祉の連携」である。社会的養護の子どものリストと、教育省の子どものデータの照合システムを今後構築していく予定とのことである。

(三) セクション23プログラム

教育省を中心とした省庁連携による教育保障プログラムである。社会的養護やメンタルヘルスの課題による支援や治療、触法による更生のために一般の学校に通えない子どものためのプログラムである。教育委員会と地域の支援・治療機関などが協力して展開。年間予算は約九千六百万ドル。教育省が補助金を出し、プログラムの承認や三年に一度の監査を行っている。対象年齢は四歳～二十一歳と幅広く、ニーズも多様である。

(四) ロイ・マクマートリー少年院での取り組み

オンタリオ州では、二〇〇四年の子ども青年サービス省の創立に伴い、ユースジャスティス（青少年司法制度）も同省の管轄下におかれ、制度の改革と転換が行われた。かつては青少年犯罪に対して「保護観察・執行猶予」か「拘留施設への収容」に限られていたが、コミュニティベースドの考え方をもとに、できるだけ拘束・起訴せず、地域コミュニティが支えることを目標にしている。様々な教育プログラムや自立支援プログラムを充実させた結果、鑑別所・少年院への措置がともに大幅に減少した。

ユースジャスティスの現場視察として、ロイ・マクマートリー少年院

少年院の前で団員と

を視察した。殺人や暴行など重大な罪を犯し、一定期間拘留せざるを得ない少年のための収容施設である。ベッド数は九十六床で、普段は概ね七十人程度が収容されている。広々とした敷地に、定員十二人のユニットが八つありベッドルームはすべて個室。共用スペースに宗教や権利擁護に最大限配慮された構造があり、処遇がなされていた。共用スペースにアドボカシーオフィスへの直通電話があり、入所者の権利擁護システムが整っていた。所内に学校があり、そこで行われる教育も前述したセクション23プログラムに基づいている。プログラムの主な内容は、入所している若者のニーズをアセスメントし、確実に地域に戻れるようにケースマネジメントを行う。対象は十二歳～十八歳。「現実的な目標の立て方、専門的支援の求め方、義務や責任についての指導」を行う。オンタリオ州の教育カリキュラムに沿った授業と職業技術のためのトレーニングを提供し、退院後の生活を考慮した学びの機会もある。従来のプログラムでは退院後に学校に行かなくなる若者が増え、退院後も継続して学校に通って教育を受けることができるように、学ぶことの楽しさを感じてもらえるように支援している。所内には保護室があり、自殺企図や他害、メンタルヘルスに課題を抱えた入所者向けの個室で、その使用や拘束の手順には権利擁護に配慮した細やかな規定があった。

Ⅶ　子どもの権利擁護のシステム

一　オンタリオ州子どもの権利擁護機関（アドボカシーオフィス）

アドボカシーオフィスは社会的養護の子どものための権利擁護機関。「アドボカシー」という言葉は、日本では、抽象的に「権利擁護」と訳されることが多いが、カナダではもっと具体的に「相手の考えや想いを聴き」、「相手に対して話や説明をするときには嘘やごまかしなく誠実に」、「当事者のニーズに合わせ

た支援・政策の展開」という具体的で明快な意味で使われていた。一九七八年に前身となる権利擁護事務所として開設され、二〇〇七年に本機関設立の法案が可決し、州議会直属の独立機関となる。州政府に所属していた時代に大臣から干渉されることがあり、そのことへの批判から議会直属の独立機関となり、人事権も独立した。社会的養護のもとで育つ子どもやユース（社会的養護のもとで育った若者）のパートナーとなり、支援することが法に位置づけられている。年間予算は約八百八十一万ドル（二〇一四年～二〇一五年）。スタッフ五十人で、そのうち十三人はユースである。「ユース自らが発信し、受け止めてもらうことで自らの人生を主体的に生きていくことができる」という考えに基づき、ユースが自発的なプロジェクトを持つ。主な活動内容は、「個別ケースへのアドボカシー」、「システムへのアドボカシー」、「アンプリファイヤー（子どもの声を聴き、増幅させ、政策提言につなげる）」などがある。ユースによるプロジェクトの一部を紹介すると、二〇一二年に「私たちの声、私たちの出番（アワボイス・アワターン）」というプロジェクトを実施し、これは十八歳あるいは二十一歳でケアの対象から外れてしまうユースをサポートするもの。公聴会を開催し、次の六つの課題を提起した。①私たちは弱い立場にいる、②私たちは孤立している、③自分の人生から自分が外されている、④誰も自分のために働いてくれる人はいない、⑤ケアは先の見通しがつかない、⑥ケア期間の終了後、私たちは大きな苦労や課題を抱えていく。このプロジェクトにより、政府のワーキンググループが発足し、多数のユースが参加した。その後、大学授業料無償化や措置年齢の延長などの政策が決定された。

子どもの権利を守るということは、子どもを中心に、子どもの声を聴き、子どもの最善の利益を追求し、子どもが自分で決める、ということであり、それを実現するためのシステムを整えることであり、そのシステムが機能するためには、子どものパートナーとなる独立した第三者機関が必要である、ということを学んだ。

Ⅷ　考察とまとめ

まず、各機関で実施されている様々なプログラムは、大学や研究機関と連携し、リサーチ（調査）やエビデンス（科学的根拠）に基づいていること、また各機関ともホームページ等で積極的に情報を発信していることが強調されていたことが印象的だった。また、社会的養護下の子どもをできるだけ地域や家庭で受け入れていこうという姿勢を感じ取ることができた。

今回の海外研修では、グループホームの視察がなかったこともあり、日本の児童自立支援施設に近い機関がカナダにあるのか、直には確認できなかったが、参考になる機関や取り組みはたくさんあった。研修先の中で、あえて児童自立支援施設に最も参考となると思われる取り組みを挙げれば「セラピューティックファミリーケアプログラム（ＴＦＣ）」である。これは既述の通り、愛着形成やトラウマケアが必要な社会的養護下の子どもとその里親を支援する仕組みである。三つのプログラムについてここで繰り返すことはしないが、よく考えてみるとイメージ的には、児童自立支援施設の寮が地域の中にあるようなものであり、しかも専門家による手厚いサポートチームが里親と対等な立場で組まれ、場合によっては二十四時間体制で里親を支援する仕組みがあると聞き、うらやましく感じた。またプログラムごとに定員や一日ごとの費用がはっきり決まっていることが、ドライでシステマチックでありながらも、効果のある支援につながっている、と感心させられた。正直に書くと、私はこれまで児童自立支援施設での自分の仕事が「社会的養護」とカテゴライズされることに多少違和感をもっていた。なぜなら児童の中には両親がそろった子だっているではないか、と。しかし親がいようがいまいが現に親と暮らせない子どもを一定期間預かる以上、自分の役割は社会的養護下にある子どもに対して施設という枠組みの中ではあるが、治療的・専門里親のような立場にあるのだ、ということを再認識することができた。

また、今回の研修で出会った価値観の中で私が一番感銘を受けたのが「アドボカシー」と「パートナー

シップ」である。「アドボカシー」は単に「権利擁護」と訳すだけでは伝えきれない内容を含んでいる。その内容は既述の通りであるが、私は視覚障がい者のマラソンランナーと一緒に走る伴走者のイメージを思い浮かべた。さらに私なりに意訳すると「子どもが自分の人生をいきいきと前進させるのを、そばでサポートする」ということになろうか。ならば、我々児童福祉施設で働く者にとって、根幹的な価値観とも言えるのではないだろうか。また重要なのはその対象が当事者である子どもに対してだけでなく、子どもの家族や地域住民に対しても同様であるということだった。アドボカシーオフィスのアーウィン・エルマン所長が「カナダにおいても子どもの権利を守るという文化が必ずしも根づいているわけではない」、また氏が日本の児童養護施設を視察した際に施設長が施設の敷地に住み込んでいて子どもと一緒に遊んでいる姿を見て感銘を受けたことを挙げ、「日本の児童福祉施設における文化や価値観も大切にしてほしい」ともおっしゃっていたのが印象に残った。また「パートナーシップ」は、「人として価値ある者同士の関わり合い」ということだが、児童自立支援施設に昔から伝わる「WITHの精神」とも通じる考えだと思った。

Ⅸ　終わりに

はじめにでも書いたように、私はまさか自分が資生堂財団の海外研修に行けるとは思っていなかったので、何もかもが準備不足で、実際に研修が始まってからも他の団員の意識の高さに圧倒され、ついていくのが精いっぱいだった。研修内容も理解し咀嚼することができずに消化不良になることがたくさんあった。事後研修や、出来上がった報告書を読んで「ああ、そういうことだったのか」とようやく理解できたことも多かった。英語と本格的に触れ合うのも、受験英語以来だった。それでも他の言語に比べればはるかにましであったが。その様な不安で暗中模索する中でも、いくつか幸運なことがあった。まず、海外研修へ

行くことが決まってから、岡山の成徳学校へ視察研修で訪問させて頂く機会があり、この研修自体も大変有意義であったが、そこで海外研修経験者の三村先生にお会いしてアドバイスをいろいろお聴きすることができた。また今期の団長が横浜市中央児童相談所所長の金井先生で、かつて私が勤務させて頂いた横浜家庭学園のこともよく知っていらして心強かったこと。そして団員の中で私が最年長だったせいか、なぜか厚生労働省で研修報告をする担当の一人の役目を与えられ、それまでよくテレビ画面で見ていた厚労省のビルに入り、緊張して待っていたら、報告相手のお一人に、かつて私が埼玉学園で勤務させて頂いた時に隣の寮で寮長をされていた大先輩の大鶴先生が専門官としていらしたことである。もちろんだからといって手加減は一切なく、金井先生からも大鶴先生からも暖かくも厳しい御指導を頂いた。

これから海外研修へ行くことを考えられている方へ、いくつかささやかなアドバイスをさせていただきたい。児童自立支援施設の枠は毎年通常一人なので、全国の他の児童福祉施設の団員との交流を大切にするとともに、以前海外研修に行った同じ児童自立支援施設の職員に話を聞くことも有益と考える。また、たしかに本研修は膨大な労力が必要とされ、海外研修以外にも事前研修、結団式、編集会議、厚労省その他での発表会、事後研修、そしてとどめとしてこの「非行問題」への投稿が待っている。寮が落ち着かずに眠れない夜、藁をもすがる思いで読んでいた本誌に、まさか自分が投稿するとは思ってもいなかった。またとくに私のような地方の施設の方は何度も上京し、エネルギーを使う機会が多く、できれば三十代位で体力的にも精神的にも多少無理の利く年代の方がふさわしいのではないかと考える。それでも、もし千載一遇のチャンスが巡ってきたら、ぜひ迷わずチャレンジしてほしい。大げさな表現だが、それまでの人生の「世界観」が変わる体験ができる。

アドボカシー事務所で団員と

最後に、この充実しすぎる研修を提供して頂いた資生堂福祉事業財団の皆さま、全国児童自立支援施設協議会、そして二週間快く研修に参加させていただいた開成学園の皆さま、寮の子どもたち、自分の三人の子どもたち、そして誰よりも今回の海外研修へ力強く背中を押して送り出してくれた寮母に感謝します。私はこの研修を通して自分自身が大いに「アドボケイト」された思いがします。そして四十一期の団員との出会いに感謝です。いつか、全国の団員の職場を訪問することが楽しみです。詳細は報告書及び公益財団法人資生堂社会福祉事業財団のホームページ（http://www.zaidan.shiseido.co.jp）からも閲覧可能です。なお、本文に関しては報告書と団員の福岡市子ども家庭支援センター「ＳＯＳ子どもの村」橋本愛美氏が作成した資料を全面的に参考に記述していることを申し添えます。

※下記は団員の野村康夫氏作今回の海外研修を象徴するイラストです。

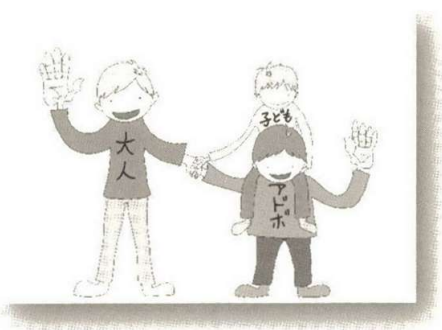

全国児童自立支援施設職員研修会報告

児童自立支援施設における愛着形成を考える

富山県立富山学園　指導課　主任　嶋田隆志

平成二十八年度全国児童自立支援施設職員研修会は、九月二十八日（水）～九月三十日（金）にかけ、富山市内にあるパレブラン高志会館において、全国から六十四名の参加者のもと開催されました。

Ⅰ　第一日目（九月二十八日　水曜日）

一　開会式

挨拶　全国児童自立支援施設協議会　会長　林　功三
富山県厚生部　次長　山本　公生

二　行政説明

講師　厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課　児童福祉推進官　大鶴　憲司

全国の児童相談所における児童虐待対応件数が年々増加している。両親のＤＶを目にする心理的虐待が増えていることが背景にある。また、虐待死亡事例の多くは０歳児。要保護児童を支援する地域のネットワークが重要であり、地域では要保護児童対策地域協議会を中心とした支援が行われている。要保護児童対策地域協議会においては、非行防止も目的としており、児童自立支援施設の連携、役割も期待されている。要保護児童の支援体制を強化するため、児童相談所職員の配置基準等を見直す児童福祉法の改正も予定されている。

社会的養護の現状について、日本は世界的に見ても里親宅より施設で生活する児童が圧倒的に多い状況である。国としては、より家庭的な環境での養護を目指し、大規模施設の小規模化、里親委託の推進を図っている。また、社会的養護が必要な児童の継続的な自立支援のため、高校卒業後も支援できるようにするための取り組みを実施していく。更には、社会的養護の対象児童の権利擁護の観点から、施設内虐待の防止、児童の意見表明権の尊重の重要性を児童自立支援施設からも発信していっていただきたい。

三　基調講演

「基本的生活習慣を見直す力が生き抜く力に」

～睡眠習慣の改善が脳や身体の健康を向上する～

講師　富山大学　副学長　　神川　康子

子どもたちには、生活の自己管理能力（コントロールする力）を育てていく必要がある。様々な体験を通して感性を育てることが、精神の安定につながる。しかし、生活の二十四時間化など、大人たちが作ってきた環境、家庭環境が子どもたちの脳の健全な発達にも悪影響を与えている。国際的に見ても、日本人

の睡眠時間は少なく、男性よりも女性の方が睡眠時間が短い傾向にある。夜十時以降に寝る幼児の割合は増加してきたが、最近は改善傾向に転じている。

子どもは、一歳頃までに二十四時間周期の概日リズムを形成する。寝かせる環境作りができておらず、睡眠不足になると、感情のコントロールを司る脳の前頭連合野に影響し、キレやすくなったり、意欲がわかなかったり、作業効率が悪くなったりする。また、睡眠不足や生活リズムの乱れは、不登校のきっかけにもなったり、様々な健康被害につながったりもする。

いつも大体同じような時間帯に眠るスイッチが入ると、夢見るスイッチ、起きるスイッチが入り、起きた後の活動の質も向上する。就寝時刻は重要であり、就寝時刻を早めていくと、小学生の集中力や成績、児童の活動量が向上したという調査・研究結果がある。また、就寝時刻が遅くなると、体の成長と心の成長のバランスが崩れ、性成熟が早くなるという報告もある。

崩れた生活習慣を改善するには、数か月かかる場合もある。また、光と体内時計も関係が深く、パソコンや携帯電話など、道具に左右されない生活を心がける必要がある。生活習慣を整えれば、長期間に渡って様々な面で良い影響がある。寝る前に悪いことを考えず、明日の楽しみを考えることも大切。子どもの生きる力をつけるため、学校と家庭と地域と協力しながら、子どもを育てていってほしい。生活習慣の確立は、一生ものの子どもへのプレゼントである。

質疑応答では、長すぎる睡眠も良くないこと（子どもなら十時間程度、成人なら七時間程度が適当）、光源が直に入らないフットライトをつけて寝るのがお薦めであること、徐々に明るくなり起床時に音を鳴らしたり音も徐々に音量を上げたりするのが望ましいというアドバイスもあった。

四　講演Ⅰ

「歴史にみる児童自立支援施設の理念と現実」

講師　北海道教育大学旭川校　教授　二井　仁美

児童自立支援施設の歴史を築いた先人は、刑罰を与える処遇から脱却し、どのように「家庭」というものを目指していったのかについて、話をしていきたい。

感化院前史においては、子どもに対しては大人より緩やかな刑罰を与えるという考え方のもと処遇していた。感化院は、子どもたちに教育を与えるという発想から生まれたもの。一八九九年、留岡幸助が開放処遇を理想に「家庭」を目指し、東京で家庭学校を設立。また、早崎春香は川越児童保護学校において、家庭的であること、学校であることを目指し、同寝・同浴を基本とした生徒指導を実践した。こうした中、小河滋次郎が感化法案をまとめ、一九〇〇年、感化法制定。

家庭学校は民間団体で、法の影響を受けていなかったが、一九〇九年、感化法が改正され、家庭学校は東京府代用感化院に指定される。留岡幸助は、スイス・ヴィッツヴィル刑事施設を見学し、職員と受刑者が共に生活していることに驚き、コロニーシステムによる独立自営を目指していく。また、兵庫県立土山学園で名古屋登槌は宗教教育を行う。

少年法案が検討され、性行不良児には厳父が必要との議論がなされる中、武蔵野学院は開設される。初代院長菊池俊諦は、感化教育は子どもの権利を保障する営みであると考える。また、池田千年は、感化児童の鑑別に基づく適切な対応が必要であると訴えた。こうした流れを受けて、全国の感化院長たちが自ら運動を起こし、議員立法で少年教護法が成立した。

児童自立支援施設は、家庭的な開放処遇で、男性職員と女性職員が温かい眼差しで支援に当たる。また、

生涯に渡って卒業生と愛着関係を築くという、少年院にはない処遇である。今後も児童自立支援施設で働く職員の皆様のために何か力になるようなことをしていきたい。

Ⅱ　第二日目（九月二十九日　木曜日）

一　講演Ⅱ

「ＡＤＨＤと愛着障害の関係」

講師　国立きぬ川学院　医務課長　　富田　　拓

ＡＤＨＤ児は、その行動特性により、幼少期から叱られる事が多く、体罰や虐待を受けやすい。児童自立支援施設のＡＤＨＤ児はほぼ例外なく虐待を受けている。児童自立支援施設の児童について、ＡＤＨＤと虐待による多動性障害を切り離して考えることは困難であり、「ＡＤＨＤ＋愛着の問題を抱えた子」と考えるのが現実的である。しかし、被虐待児とＡＤＨＤ児とでは、脳内の状態は真逆であり、薬が効くかどうかという点では異なる。被虐待児は脳が過覚醒状態である。一方、ＡＤＨＤ児は覚醒レベルが低い状態で、苛立ちやすいため、コンサータ（中枢神経興奮剤）により改善が見られる。

対応、支援については、成功体験を積み上げ、自尊心や自己肯定感を育むことが重要。学習は自分の力がついたと実感しやすいため、学習指導は大切。特に、国語力が成長することで、内省する力がつき、行動化の歯止めになる。最近は服薬による即効性を期待しすぎる傾向があるが、そもそも成長には時間がかかる。焦らずに時間が必要だと考えるべきである。行動化に対しては、その意味を理解することは必要だが、行動化そのものは許してはいけない（わかりやすい枠組みと限界設定が必ず必要）。

アタッチメントは母子関係に限るものではなく、思春期には同世代集団がアタッチメントの対象になる。子どもたち同士でのアタッチメントを形成するには、職員の適切なレスポンスがモデルになる。仲間とのアタッチメントが形成されると、他の児童と職員との関係をモデルとして大人とのアタッチメントを形成することができるようになる。

解離とは、心と体の傷つきを防衛するための行為であり、攻撃を受けると解離のスイッチが入る。また、一度解離を経験すると、徐々に閾値が下がり（ささいな刺激でも解離するようになる）、安易にかつ頻繁に解離するようになる。生活場面の中では、叱られることも攻撃と受け取られるため、叱られている時にぼーっとしたり、あくびをしたりするという形でも表れている。

二　ＡＤＨＤ事例検討会

コーディネーター　静岡少年鑑別所　所長　紀　恵理子
助言者　国立きぬ川学院　医務課長　富田　拓

（一）事例発表①　静岡県立三方原学園　班長　出路　孝志

〈ケース概要〉

小学校低学年の時、実母の自殺、実父の再婚があった。他児や兄弟への暴言・暴力があり、小四で入所。落ち着きのなさがあり、コンサータ等を服薬。入所後三年が経過し、対人スキルの成長も見られ、措置解除に向けて調整中。

〈質疑応答〉

Ｑ　ＡＤＨＤの行動特性により、寮で浮いた存在になっていないか？

A　入所当初は、不穏時は別室で話をしたり、ホールディングで対応したりしていた。
Q　頓服のタイミングについて？
A　本児の様子をみて、必要な時に職員から服薬を促している。
Q　実母に対する思いは？
A　実母が自殺したことは周囲から聞き知ったよう。実母への思いを聞いたとしても、本児も職員もおさめられないと思われるため、深く聴取はしていない。

〈助言者より〉
・全体としては成功例。継母が本児に対して拒否感が強いのは当然で、そこを変えるのは難しい。しかし、本児にとっては家に戻るのが幸せだろう。父親が継母の負担感や気持ちを理解できるよう働きかけることで、自宅復帰が可能にならないか。
・頓服を飲むこと＝自分をコントロールする手段である、と本人が理解できるやり方であればよい。

（二）事例発表②　長岡県立波田学院　児童自立支援心理司　平井　翼

〈ケース概要〉
幼少期からネグレクト傾向のある母子家庭で育ち、児童養護施設への入退所を経験。万引き、暴力、性的逸脱行為があり、小六の時に入所。整理整頓、注意の持続、怒りのコントロールが苦手。家庭の養育上の問題も大きく、措置変更を目指している。

〈質疑応答〉
Q　家庭の不適切な点とは？
A　母方祖父、母親ともに自立支援施設への入所歴があり、家族環境の問題があった。また、母親のパートナーが頻繁に移り変わり、本児は性的行為を目撃する機会も多かった。

〈助言者より〉

・精神科病院に入院になった後の出口は？これまでかかわってきた波田学院がこれからどう関わっていけるかが課題（退園により関わりがなくなれば、また見捨てられ経験になる）。

（三）事例発表③　三重県立国児学園　自立支援課　主任　横山　直子

〈ケース概要〉

保護者の収監や行方不明といった状況があり、乳児院、児童養護施設への入所を経て、小六の時に入所。性的逸脱行為、窃盗などの問題行動が入所理由。現在も注意散漫で、周りからの刺激に弱く、服薬も実施中。退所後の居住先が課題となっている。

〈質疑応答〉

Q　入所時にIQ七十六だった点について、再検査や、手帳の取得については検討しているか？

A　今のところは考えていない。

〈助言者より〉

・親をある程度諦めてもらうしかないケースが多い。本人が「もういいです」と言ったことは大きな成長。

・低空状態を抜け出すためには、改めて見通しを作り、明確化してあげることが必要。

・児童自立支援施設での「育てなおし」「育ちなおし」は、小さい頃からのやり直し（愛着や基本的信頼感の形成）ではなく、対人関係での信頼関係を一部作る、ということ（〝信頼できる大人もいるんだな〟と感じられるようになること）。

（四）性的問題行動への対応について

・三方原学園　男児の七割は性的加害があり。常勤心理士が心理プログラムを実施している。しかし、退園後に繰り返すことも多いため、プログラムの見直しが必要と考えている。

・波田学院　事例の児に対しては、養護教諭も交えて、性教育プログラムを実施した（途中で入院と

なり中断)。個々のケースにあったプログラムを検討している。

・国児学園　事例の児に対してプログラムは実施していない。今後生活が落ち着いたら、プログラムの実施も検討。

三　講演Ⅲ

「児童自立支援施設における『育て直しハッピーアドバイス』」

講師　真生会富山病院　心療内科部長　明橋　大二

子どもの心の成長の土台となるのが、自己肯定感である。なぜ自己肯定感が低くなってしまうのか。それは親と子どもの心のパイプが詰っているからである。心のパイプが詰っている状態だと、子どもは言いたいことが言えず、甘えを出すことができなくなり、親の方も愛情をかけることが難しくなってしまう。パイプが詰ってしまった子どもの心の回復過程は、五つの段階に分けられる。

第一段階：パイプが完全に詰っている段階。子どもの状態は、無表情、喜怒哀楽が無い、自分の気持ちを全く話さない、聞き分けが良く手がかからない等が挙げられる。そのような状態にあるときは、体罰や厳しすぎる叱責などがあればやめ、スキンシップや接する時間を増やして表情が出てくるのを待つ。

第二段階：パイプがかろうじて通じる段階。本人の言葉では表現されないが、行動や身体の症状として子どもの気持ちが表出される。カッと切れる、万引き、抜毛症、不登校、リストカット、家庭内暴力、母子分離不安等の行動、頭痛、腹痛、脱毛症、夜尿、摂食障害等の身体症状が見られる。これらは子どもがサインを出してきたのだと捉え、しっかりと付き合うことが大切である。叱ったり突き放したりして、このような症状を無理やり押さえ込まず、背景にある子どもの気持ちを、周りの皆で考えていくことが必要。

第三段階：パイプがかなり通じた段階。親からくっついて離れない、赤ちゃん言葉を使う等の甘え、親を叩く、「お母さんのせいだ」と攻撃してくる、物に当たる等の怒りが噴出してくる。それまでに我慢してきた期間が長いほど、その程度はひどくなる。この時期が親には一番しんどいが、治療的にみると、ここまで来ればもうそれほど心配は無い状態。後は子どもの力が周囲を変えてゆくのを見守るだけ。

第四段階：パイプがほとんど通じてくる段階。感情の起伏が激しくなくなるかわりに、今まで言えなかった過去のつらいこと等も含めて、何でも話をするようになる。また、わがままを言うターゲットは、親から友達へとシフトする。友達に対してわがままを言ったり振り回したりするが、友達は親のようには付き合ってくれず、親に助けを求め、また友達に向かうということを繰り返しながら友達関係を学んでいく。

第五段階：パイプが完全に開通した段階。親は子どもを安心して見られるようになり、子どもも、心配な症状は殆ど出さなくなる。お互いに信頼関係でつながれており、甘えと愛情の行き来がスムーズ。

パイプ詰まりを起こさないために大人がすべきことは、①話しを聞く、②子どもの気持ちを汲んで言葉にして返す（言葉育て）、③ほめる、④子どもの頑張りを認めてねぎらう、⑤「ありがとう」を伝える、である。ほめる時は、「できないことより、できている所に注目する」、「できて当たり前」でなく「できなくて当たり前」、「比較するなら、以前のその子と」という視点を持つこと。また、ねぎらうとは、「頑張れ」、より、「頑張ってるね」という言葉がけが望ましい。

そして、親が子どもにキレてしまう時には、「過度の責任感を持っている状態なので、肩の力を抜く」、「子どもを変えようとするよりも、子どもが今すでに持っているいい所に注目する」と良い。また、私達が支援者として親のサポートをするときには、「親を責めない。まずここまで育ててきた苦労をねぎらう」、「子が宝なら、母もまた宝」、この意識を持つことが必要である。

四　パネルディスカッション

「児童自立支援施設に期待するもの」

コーディネーター　富山国際大学　子ども育成学部　教授　村上　満

助言者　富山県立富山学園　園長　山岸　親史

（一）高岡児童相談所　松本班長の発表

富山県内には児童相談所が二か所あり、高岡児童相談所では四十六万人を管轄しており、非行相談の約一割が児童自立支援施設に入所措置となっている。また、平成二十七年度調査における児童自立支援施設入所児童の虐待経験ありの割合は五八・五％で、施設運営には危機的な水準である。退所後のアフターケアも重要であり、児童自立支援施設とも一緒に具体的なアフターケア計画を立てていきたい。

（二）富山家庭裁判所　杉本主任調査官の発表

家庭裁判所として児童自立支援施設送致とするのは、①中学生で、②施設収容を必要とする程度の要保護性があり、③犯罪が比較的進んでおり、④開放処遇が可能なケースである。このように該当者が限られているため、一般保護事件の内、児童自立支援施設送致という処分としているのは〇・三％となっている。

（三）富山県警察本部　窪野課長補佐の発表

富山県は非行少年の数は全国に比べると少ないが、再犯率は高くなっている。少年の立ち直り支援という名目で、家庭訪問や農園体験等の予防的活動を実施しているが、再犯予防としては、安心して生活できる場、規則正しい生活が必要。十六～十七歳で家出を繰り返す少年の受け入れ先がないこと、発達障害児などで施設入所できない児童への対応が課題であり、様々な機関との連携が大切であると考える。

（四）富山市立愛育園　北嶋主査の発表

課題のある児童を児童養護施設から措置変更することは、施設が養育を放棄するという虐待に当たるのではないかと考えていた。しかし、児童養護施設で行き詰る前に、児童自立支援施設を利用したり、児童自立支援施設の指導方法を知ったりすることが大切ではないかと考え始めた。施設同士が顔の見える関係で互いの支援法を取り入れること、施設単体ではなく関係施設が一貫した関わりを意識して協同していくことが、子どもの最善の利益を保証していくことにつながるのではないか。

（五）各パネリストより一言メッセージ「児童自立支援施設に期待するもの」

・松本班長　「協働→子どもの福祉」

・杉本主任調査官　「子どもらしく　自分らしく　子に提供してほしい」

・窪野課長補佐　「立ち直り」　警察だけではできないことを協力してやっていきたい。

・北嶋主査　「もの」施設、子供、人、全てがもの。一つになって前を向いていきたい。

（六）富山国際大学　村上教授の総括

連携とは、①常にお互いが尊重し合え、労い合える、②共通言語で話せるか、③顔が見える関係性がとれるかどうか。また、枠を超えて、どう上手くやっていくかが大切。地域みんなが資源。

（七）富山県立富山学園　山岸園長より

児童自立支援施設においては、母集団の安定が一番の治療になる。子どもをたくさん入所させて、元気な施設にしていきたいと考え、富山学園でも取り組んできた。勿論、多様な子どもたちにも対応していかねばならない。富山県内には情緒障害児短期治療施設がなく、代替手段として措置されるケースもあるが、悔しい思いがある。児童自立支援施設にもう少し期待してほしい。

五　分科会

（一）第一分科会「児童自立支援施設におけるスポーツ活動について」

司　会　石川県立児童生活指導センター　主査　武藤　健太郎
助言者　岐阜県立わかあゆ学園　主査　牧野　紀幸

提出課題をもとに、各施設におけるスポーツ活動の現状や課題について意見を交換。（以下抜粋）

① 活動メンバーの確保、選定について。スポーツ活動の取り扱いについては部活か、寮の日課の一つか？

・テニス等寮単位で動くレクレーションの時間、部活の時間がある。全員で取り組むことはしていない、希望制をとっているが、生活が立て直ったらという承認制。生活が安定している上で取り組むので、生活部分にフィードバックすることができることがメリット。デメリットとしては、競技をするだけの人数がそろわないことがある。

② 活動の目的は？生活指導にどう活かすか？

・スポーツがすべてではないので、マナーやチームワークなどを他の活動にもつなげていきたいが、子どもにとっては「勝つこと」がすべてのモチベーション。

・職員としても「勝たせたい」という気持ちが出てきてしまい、難しい。

・生活態度との兼ね合いを考えて、スポーツが苦手でも生活態度がよい子をキャプテンにする、職員が多い時に個別対応をしている。苦手な子どもにも役割を持たせることが必要。

・部活動に入ると全員で集合することが多くなるので、全体をほめる、注意するといった対応がしやすい。そのため寮の生活にも広がりを持たせやすい。

③ 女子のスポーツ活動はどうしているのか？

・女子はまとまらないという課題あり。そのために甘えを出させないということで、寮内と呼び方を変えている。
・できたことを伝え、いい気持ちで寮に帰す。一日合宿をしていいところをほめあうことで、まとまるようになる。
・遠征等練習試合を設定する。
④　スポーツを担当する職員は？スポーツをしたことがない職員が担当となったら、どう対応しているか？
・職員が変わるとすべてが変わること、体力は必ず向上することを約束し、スタートさせた。今は子どもがハキハキと活動してくれている。
・専門外のスポーツを監督することになったら、生活部分でしっかりと押さえているように感じる。
・スポーツ指導の主体について。公教育導入時に分校主体、施設は手伝いをすることにした。すると挨拶等もいい加減になり、レクレーション的なものになってしまった。これでいいのか疑問。また、学校側が施設の特性をわかっていない場合も多いため、事前に伝えておくことが必要。
・学校行事等の関係で、スポーツの時間自体減少。時間を確保することが難しい。
・公教育導入がまだのところは、体育＝部活。ＢＢＳや児童相談所職員と練習試合をしている。
・施設と学校が一緒になってスポーツに取り組んでいる。施設職員のみでひっぱると、熱いだけになってしまうこともあるため、バランスをとることが必要か。

（二）第二分科会　「児童自立支援施設における衣食住のかたち（私服・器・手作りおやつなど）」

司　会　新潟県新潟学園　指導課　課長補佐　梅田　裕之
助言者　富山短期大学　食物栄養学科　講師　山岸　博美

提出課題をもとに、『衣』『食』『住』について、各施設の現状及び課題を報告（以下抜粋）

① 『衣』について

・外出や行事では私服可。また、下着、スリッパ等の一部生活品については私物利用を認めている。

・児童数が増えると消耗品費用が多額になるという問題がある。また、私物の量が増えると管理が困難になったり、児童間のトラブルが生じたりすることが課題である。

・私物（品物、量）により、貧富の差が明らかになるという課題はあるが、施設外（一般社会）でも同じ事（避けられない事）として受け止めている。

② 『住』について

・昭和四十五年に建設された建物。老朽化、死角が多い作り、手狭であるといった課題がある。一部屋が四人になることもある。

・医療につなげるケースが増えており、安心できる快適な環境づくりが課題である。

・改築により、平成二十八年四月から新寮舎を使用している。明るい、温かい雰囲気になった。しかし、日課や職員の動き方等で修正が必要な点が多く、日々修正を繰り返している。

③ 『食』について

・食育の一環として、子ども達から希望を聞き、農作業で必要な作物を作るところから取り組んでいる。

・最近は処遇の困難さから、食育や調理実習を十分に行うことが難しい。

・畑の収穫物をどう消費するかが課題になっている。（大量の同じ野菜をどう調理するか）

・破損などにより、食器が揃っていないこと、三つ皿の使用について。

・寮の環境が整っていないため、調理は年2回ほどしか実施できていない。

・県の施策で、施設の調理員が有名シェフからレシピを教えてもらえる機会があり、好評だった。

・市場から魚の提供をうけ、魚を捌き、鮮魚を食べられる貴重な機会となった。

④　まとめ（山岸先生より）

・子ども達には、食＝「温かい」「美味しい」「楽しい」というイメージが持てるようになってほしい。そうなれるように普段の食事や生活の中で、工夫をしてほしい。

・「～食べたら（～したら）ダメ」という否定形ではなく、「～はいいですよ」と肯定的な伝え方をしてほしい。

（三）第三分科会　「退園生から見た児童自立支援施設」

司　会　富山県立富山学園　指導課長　中井　直美

第三分科会は「退園生から見た児童自立支援施設」と題し、富山学園退園生の二人の方からの発表と質疑応答が行われた。

①　退園生発表　ＮＰＯ法人代表　板倉未來氏

児童自立支援施設は、正直ひどい所だった。自分が何故、何のために入所することになったのか分からず、家に帰りたい、誰かに話を聞いてほしい、本音を受け止めてほしいという思いを持って施設で生活していた。その絶望感が、「子どもたちを助けたい」という使命感を生み出し、退園後ＮＰＯ法人を立ち上げることにもつながった。ひどい所だったが、施設での生活は、自分の生きる源、今、生きているのは施設（での生活）があるから。これからは子どもたちが帰りたい家に帰れるよう、生まれてきてよかった、と思えるような活動を、子どもの心に寄り添いながら行っていきたい。

②　退園生発表　大学生　渡辺和也氏

入所前の自分は「どうしようもない野郎」。まさか児童自立支援施設に入所になるとは思ってもいなかった。しかし、入所し、担当職員との出会いが自分を変えた。男性担当職員からは「メリハリ」を「きっ

ちり教えて」もらい、女性担当職員からは優しさと、「怒るのではなく話し合いを」という人への接し方を学んだ。また、入所中は猫を被っていたが、それが習慣付くと本当に良い子になり、それを見て喜んでくれる先生がいた（ことで頑張れた）。退所してから思うことは、施設がなかったら今の自分は無い、厳しい所だったけれど、それが無かったらダメだった。

③ 質疑応答（質問事項は事前課題として出席者から募った）

Q 後輩に、過去の自分と同じような児童がいた場合、児童自立支援施設の利用を勧めますか？

A 今の学園なら勧める。（親子・家族）が離れた方が良い時もある。それは、親子が自分を取り戻していく作業だと思う。（板倉氏）

A 勧めます。人として、学べることが多い。礼儀を学んだり、出会いがある。自分は、職員の影響で英語が好きになった。（渡辺氏）

Q 今、入所している児童に伝えたいことは何か？

A 職員は、一人ひとりの子どものことを考えてくれている。頑張ってくれる先生がいる。先生を信じろ、と言いたい。（渡辺氏）

Ⅲ 第三日目（九月三十日 金曜日）

一 分科会報告

二 講演Ⅳ

「児童自立支援専門員に期待すること」

講師　大分大学　福祉健康科学部　教授　相澤　仁

まず児童自立支援施設における適応要因に関する調査により、その重要な要因を三点挙げる。一つ目は『子どもの自己変革への動機づけ』。具体的で達成可能な目標を一つずつ達成し、さらに内的モチベーションを強化するといった好循環の過程を形成していくことが、施設への適応を促進し、社会適応レディネスを形成することになるだろう。二つ目は『信頼感が得られる職員・仲間のかかわり・支え』。全職員からの子どもの自己変革や適応行動への信頼こそが子どもの適応を図るための重要なポイントだろう。三つ目は『安定した生活環境づくり及び創意工夫された生活課程による支援』。創意工夫された生活課程による支援を提供することは、子どもの自主的な参加を助長することができ、適応を促進するだろう。

これらの支援のためにケアワーカーに求められることとして、生活によるケアとして創意工夫された配慮ある養育・支援を提供すること。何が当たり前で、何が普通か知らない子どもたちが、「あたりまえのこと」「ふつうのこと」をしたら、感謝し称賛すること、子どもに「大切にされている」「理解してくれている」という感じを与えるような応答やコミュニケーションといった、余韻の残るコミュニケーションをすることを挙げる。また、小さな変化であっても重要な変化には鋭敏に気づくような気づきのセンスや、不完全さを自己受容しつつ自己研鑽しながら自己変革し続けること、子どもとケアワーカーが自分をさらけだし、本音で意見交換ができるような信頼関係を構築することも必要である。

また、子どもの四つの権利（生きる権利・守られる権利・育つ権利・参加する権利）の保障のために、施設組織自体、あるいは職員自らがモデルとなって健やかに生きること、人間として成長・向上すること、組織やチームによって守られ支えてもらえていること、積極的に支援に取り組んでいることなど、四つの権利を遂行し、その責任を果たしていくことが必要である。そして日常生活の営みにおいて、ケアワーカー自らが、子どもたちとともに、安定感・信頼感・満足感などをもって活き活きとしていること、謙虚な姿

勢をもって自問自答しながら自己変革を目指して育ち合っていること、いじめ・虐待・暴力などの不適切なかかわりや差別、不当な扱いなどから守られていること、活動などにおいて素直に自分の意見を表明しつつ相互の合意と納得に基づきながら自主的に参加していることこそ重要である。

『生きる権利』の実現のために、支援者自身が健康管理をし、生活を楽しみ心理的欲求を満たすこと、『育つ権利』の実現のために、自然な自己変革と共に、子どもを育てることへの意欲と関心をもって質の高いコミュニケーションをとり続け、『守られる権利』の実現のために、子どもの保護や支援を妨げないか留意しつつ、最善の利益を考えた支援のために支援者を守りバックアップし、『参加する権利』の実現のために、職員間で忌憚なく意見表明する風土や文化を育て、それにより子どもらも自分の意見を忌憚なく表明できるようにすることが挙げられる。

子どもや支援者は、自身を変化（成長・発達）させながら、その常に変化している生活環境への適応といった動的な調和を図り、個々の自立や自己実現を目指し他者と育ち合いながら、より豊かで当たり前の生活を営もうと努めている。このように、相互の自立や自己実現を尊重しつつ、よりよい生活を追求し続ける中で、動的な調和のとれた豊かな生活をつくり出し、共に成長し続けていく生活過程が「動的調和的共生」であり、施設の生活の基本的なあり方の一つであると考えている。

そして、支援者が、支援者になるために、アートとしての専門性を身につけるために避けては通れない道を、「あたりまえのことを大切にして、心をこめて創意工夫しながらあたりまえのように子どもたちとともに行うこと」によって、子どもたちに学び、自分と向き合いながら自分を大切にして自分らしく歩んでいくこと、こうした個々の支援者の取り組みの積み重ねによって、発展し続ける施設風土・文化が構築されることを期待する。

三　閉会式

挨拶　　全国児童自立支援施設協議会　顧問　青木　健

次回開催地挨拶　　宮崎県立みやざき学園　園長　貫　卓己

謝辞　　富山県立富山学園　園長　山岸　親史

四　施設見学

閉会式終了後、富山県立富山学園の見学には四十二名の方が参加された。

Ⅳ　終わりに

本研修では、「児童自立支援施設における愛着形成を考える」というテーマを掲げました。近年、児童自立支援施設では、発達障害のある児童や虐待を受けた児童の入所が増加しています。児童の特性に配慮した個別支援が求められてきている一方で、「甘え」や「依存」という基本的行為の価値が、おざなりになってきているのではないかと感じ、今回、改めて支援の基本に立ち帰り、児童自立支援施設における愛着形成の重要性について再考する場としたいと考えました。

社会環境の変化に伴い、子どもの健全な成長を妨げる要因が増えました。そうした中、様々な課題を抱えた子どもたちが児童自立支援施設に入所してきています。児童自立支援施設で生活する子どもたちに対して、創意工夫を凝らして様々な支援方法を取り入れながら、日々支援に当たっていると思いますが、その基本となるのは、やはり感化院時代から先人たちが目指してきた「家庭」を意識した生活ではないでしょうか。枠組みのある生活、学習、スポーツ、作業といったものを通し、また、職員や他児との濃密な時間

の共有によって、基本的な生活習慣、人への基本的信頼感、自己肯定感を獲得し、職員と子どもたちが共に成長していくという過程こそ、児童自立支援施設の伝統的手法であり、変わらぬ醍醐味であると思います。ともすると、多様化する入所児童に対する治療的アプローチに追われたり、保護者対応や他機関連携に時間を要したりすることがありますが、どのような状況にあっても、この伝統的手法をベースに個別的支援を重ねていくことが大切であると、改めて再認識することができました。

最後に、本研修の開催に際してご協力賜りました関係の皆様、講師の皆様に感謝するとともに、本研修が全国の児童自立支援施設の職員の皆様と入所児童たちの力になることを願いまして、全国児童自立支援施設職員研修会の報告とさせていただきます。

随想①

それでも児童自立支援施設は私の故郷

新居浜市立角野中学校・ハートなんでも相談員　三木義雄

「どうした児童自立支援施設。もう少し頑張ってくれよ！！」と、憂いと期待の声が聞こえてくるのです。こうした声を聞く度に淋しくなります。

子どもたちは今、どんな生活をしているのだろう。職員たちは今、どんな気持ちで子どもたちと生活しているのだろうか。

児童自立支援施設を憂い、期待する声の原因は職員自身の「生活意識の低下」と「児童指導力の質の低下」にあります。「こんな施設には子どもを預けられない」と、憤りをあらわにする保護者。「預かってくれるだけで有難い」と言う関係者の声も聞きました。また施設を訪れる方々や施設職員からもこんな声を聞きました。

・挨拶ができない職員や児童がいる。子どもたちに場面指導も事後指導もしていない。
・子どもたちと職員の会話にけじめがついていない時がある。
・来客等に対して気づかいの動作がなく、不親切だ。
・靴のかかとを踏み、靴やスリッパの整理整頓ができていない。
・トイレ使用時のマナーが悪い。
・時間にルーズ。頼んだ仕事が遅い。出来ない。約束を守らない。

こうしたことは職員自身の意識の低下のあらわれです。情けないではありませんか。「しっかりしろよ！児童自立支援施設」と声を大にして言いたいのです。

毎日、子どもたちと一緒に汗を流し、時には涙して頑張っている職員が大勢いるのです。ところが職員の中には、自分の行為、行動が子どもたちを始め保護者、関係機関、関係者にどれだけの不信感を持たれているか気づかない職員もいるのです。

施設訪問をした関係者から聞いた話です。入所児童の面会で職員に案内され、寮舎に入ろうとした時、後ろから子どもが駆け込みながら、挨拶もせず、靴も脱ぎ捨て寮舎に入りました。この様子に職員は「こんなもんです」と答えられ、面会に行った関係者は「唖然」としたそうです。

児童自立支援施設の職員は、保護者や各関係機関、地域の期待と協力を得て、子どもたちを預かっており、その自覚と責任に基づき、指導、自立支援を行わなくてはなりません。同時に職員は、そのほとんどが公務員という立場にあり、社会全体の奉仕者であるという意識を持つべきです。一般社会では、公務員は厳しい目で見られています。

児童自立支援施設は児童福祉の最後の「トリデ」と言われています。非行をなし、またはなす恐れのある児童、家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童を、自立支援の専門職員として、子どもたちの手本となる基本的生活や動作の自覚を持って指導し、子どもたちの将来に向けて良い生活習慣を身に付けさせて、社会に出た時の常識を教えていかなければならないのです。

私の体験談で恐縮ですが、各職員の「児童指導力向上」の為に書かせていただきます。私が子どもたちと環境美化作業を行っている時の事です。「これぐらいのことができないのか。こうしてやるんだよ」と、先輩職員が子どもたちの前で手本を見せながら強めの口調で私を叱りました。一瞬、子どもたちに視線を合わせると、ニヤニヤ笑っており、その表情は「駄目だね。先生は」と、言っている様でした。後で「先生気にせんとき。僕らもしょっちゅう怒られとるよ」と、子どもたちからなぐさめられました。子どもた

ちから職員として認められていない自分をなんともいいようがなく恥ずかしいと感じました。経験豊富な先輩職員から見ると、私はまだ子どもと同じように未熟さを感じられていたのでしょう。注意を受けるのは当然なのです。要はその時私の対応を子どもたちは厳しい目で見ているのです。これ以降私は、子どもたちの指導に先輩職員が単純明快に注意してくれたことを生かし、自分の行動に自覚を持って子どもたちに接するように努めました。「模範」となる活動ができるように努力しました。

職員を育てるためには、上に立つ職員が何事にも「言って、聞かせて、して見せる。率先垂範」を実行することです。このことは、子どもたちの問題行動や善行等の指導に大いに役立つのです。状況によって指導の甘い職員を同席させ、指導過程や指導ポイントを教え込むのです。そして必ず後輩職員に自分の意見を言わせるのです。「この先輩職員はこんな指導ができるのか」「この指導はおかしい。自分ならこうする」等、意見を交わします。このような取り組みのできる関係であって欲しいのです。職員同志が指導力を高めるために、「切磋琢磨」して欲しいのです。一生懸命することで他の職員の動きもよく見え、周囲に気配りすることもできるようになり、子どもたちの状況をも常に把握、臨機応変な対応できる指導力が身についていきます。

子どもたちは心配や悩みがあった時、誰に相談したらよいのか考えます。職員の日々の行動から、自分の心情をくんでくれる職員、一番信頼できる職員に心を寄せ相談するようになるのです。子どもたちと生活していると、このような場面に直面することが度々あります。子どもたちは職員をよく見ています。

あなたは児童自立支援施設が好きですか。この仕事に誇りを持っていますか。絶えず自分を見つめて子どもたちのことを考えていますか。児童自立支援専門員として、児童福祉教育に携わるあなたには、どんな目標がありますか。

子どもたちと施設の名誉の為に、生活意識の低い職員や児童指導に甘い職員をもっと厳しく叱って、向上させて欲しいのです。そして、それ以上に優しく誉めて指導して欲しいのです。その職員がどんな反応

を示し、どう受け止めるか。次にどう生かして行動するか。その過程を評価し、職員に伝えて欲しいのです。

子どもたちの辛い時も楽しい時も悲しい時も苦しい時も、いつもそばにいて「信頼し」「信頼される」子どもたちと触れ合う職員の姿に育ってください。訪れた誰もが「ここの施設は元気だ。子どもたちの力がみなぎっている！！」と、心から嬉しくなる施設であって欲しいと思います。

（元愛媛県立えひめ学園担当係長）

随想②

畑仕事を通して想うこと

三重県立国児学園　副園長　山下圭介

八月の暑い日の朝食後、生徒のみんなに「今日は、畑作業について自分の思いを書いて欲しい」というお題を出し作文を書いてもらいました。ルールはかっこつけるとか嘘はダメ、良いことも悪いことも自分の思ったことを書きなさいというもの。制限時間は三十分。そうして生まれた五人分の作文をまずはご覧下さい。順番は在校期間の短い生徒から順です。

見学に来て畑を見たときは、子どもたちがこんなに広い畑をやっているんだなぁ、すげぇ～と思ってました。でもやってみたいなーという気持ちはなかったです。いよいよ国児に来て初めての畑作業のとき、「まじか、だりぃなぁ」と思ってました。一回目、二回目はあまり楽しくなかったけど、やっていくうちに、みんなのがんばりと、おいしそうな野菜たちを見て、ぼくもがんばらなきゃな、みんなのためにも、この野菜たちのためにも、そして自分のためにがんばらなければいけない！と強く思いました。まだまだカマやホー（除草用の道具）の使い方もへたくそで、草の生え残しなどたくさんありますが、いまの畑を守っていこうと必死にがんばっています。

今、自分の中で、畑に対してめんどくさいとかやりたくないとかいう思いは全くなくて、逆にもっとやりたいという思いがあります。夏の暑い中、畑作業をするのは正直きついですが、ここでがんばらなけれ

ば昔からやってきた人の思いがだいなしになってしまう。そう思って、ぼくは畑作業に取り組んでいます。そしてもう一つ、この暑い中で作業をしたら、その終わりには冷たいスイカちゃんがまっていることです。みんなや山下先生が育ててくれたスイカがあるからこそ、ぼくは頑張って畑作業をやれています。もちろんスイカがなくてもがんばります。ぼくは小さいころから野菜がきらいで、学校では必ず残していました。でもいまはきらいな野菜も食べることができています。なぜでしょうか。多分ぼくは野菜のおいしさに気付いてきたのではないだろうか。そう思います。ナスなんか前まで食べられなかったのに、今は「うまい、うまい」言ってばりばり食えるくらいです。

まずいと思うのは、食べる前から頭の中でまずいと思うから、結果食べたら「まずっ」てなるんです。（自分の考えです）

畑作業も同じだと思います。楽しくないと思うのは、やる前から頭の中で「楽しくない」そう思っているから、やってみても「つまんねー」ってなるのです。まずはやる前に、畑作業はたのしい、いっしょうけんめいがんばって、いっしょうけんめいに楽しもう。そうやってマイナスじゃなくてプラスなことを自分に言い聞かせることが大事だと思います。ぼくはこれからも全力で畑を守っていくことと、野菜やみんな、自分のために働いていこうと思っています。まだまだみじゅくものですが、先輩たちを見習って、野菜ちゃんたちを育てていきたいです。

（入園一か月未満の中二R君）

ぼくは、ここにきてはじめて畑にいきました。草をとったりしてめんどくさかったときもありました。先生とかにさぼっていておこられたときはめんどくさいと思いました。

でもたのしいときもありました。イチゴのしゅうかくとかたのしいとおもいました。じぶんでうえただ

いこんとカブにまいにちのように水をあげておおきくそだってはじめてのたいけんでした。夏になってあつくなりました。まいにちのように三十度をこえて、あつくてこんなにあついのにはたけにいくんだなとおもいました。

しょうじきめんどくさいなーと思いました。水やりもたくさんしてナスとかニンジンに水を毎日あげていました。せんぱいたちはこんなにあついのにがんばってすごいなーと思いました。

ぼくもいつもボーとしたり、しゅうちゅうりょくがすぐきれたりしているのでがんばらないとと思いました。夏になって楽しいこともあります。スイカがとれることです。山下先生がていれをしてくれて先生はさぼらずにしゅうちゅうしてすごいとおもいました。

まいにちのようにスイカがたべられてしあわせです。

はたけさぎょうはめんどくさいときもあるけど、たのしいときもあるとわかったので、きょうからはたけをだいじにしてさぎょうをがんばります。

（入園五か月の小六Ｄ君）

畑では昼の三十四度ぐらいに行くと、ちくしょうまた畑かよ三十四度ぐらいあるぞと思うときもあります。でも夕方のすずしい風がする時に行くと気持ちよくできます。

草取りの時はやる気がある時は一時間で皆と協力して終わらせるけど、やる気がない時は一時間たっても進みません。草取りと水やり以外の時、例えばうねを作るとか、あみをはるとか、皆と一緒に一つのことをやるときが好きです。畑で楽しい時もいっぱいあります。いちごを食べたりスイカをとったり。学園に来たときは「なんで俺がやんないといけないんだ」「こんな作業は小四にはできるか」とか「また畑、また草抜き、めずらしい虫がいるけどとれない」「めんどくさい早くかえりたい」と思っていましたが、

最近は来たときより少しは変わりました。めんどくさくてもやるようになった。めずらしい虫がいてもほっておくことができた。来たときは一日作業やっても手以外の所は全くよごれてない、今は腕も足もよごれています。小学生は水やり、中学生は大変な仕事をやるときは「ああちくしょう、俺もやりたいな」とか「何で一寮だけ畑やってるけどめんどくさいな」と思う時もいっぱいありました。畑に行って水やりをしてから収穫して、それを持って帰るのが手が疲れるからしんどいなと思うときもあります。あとは畑では力もふえました。またスイカがカラスにつつかれるとスイカがダメになってしまうので、もったいない、カラスどっかいけと思っちゃいます。

（入園六か月の小五T君）

ぼくは学園に来て畑をやった時は、なんにもわからないし、めんどくさいとか何のためにやっているのか全く分かりませんでした。

でも畑に行くうちに、種をまいて野菜を作ったりして少しずつ楽しくなりました。種をまいて水をあげて成長するのを見るのが楽しくなりました。収穫では僕たちのまいた種が野菜になって出来ているのを見て、とてもうれしかったです。

夏はどんどん草が出てくるので、除草をしたり、取っても取ってもまた草が出てきて、暑くてしんどいとか思うときもあるけど、畑ではたくさんのことが学べます。一つ目は食べ物の大切さです。たくさんの人が時間をかけて作った野菜の大変さなど、二つ目は汗をかいたり大変なこともいっぱいあって自分たちで収穫した野菜など、僕は今まで畑をやったことがなかった時は、当たり前に野菜をムダにしたりしていたけど、やっていくうちに食べ物の大切さが一番わかりました。作った野菜が沢山の人に食べてもらって、おいしかったと言われたりすると、とてもうれしいです。これからもたくさん畑で学んでいきたいです。

ぼくははじめのころとはちがって今は、畑に行くのが楽しくなりました。たくさんのことが勉強になる場所です。仲間との協力とか、どうしたら少しでも早く草を取ることができるかなど、自分で考えて行動して、それを生活にいかすとか、前向きにやろうとする気持ちがあるだけでも全く畑への印象がかわりました。スイカを育てたりしていると、鳥に食べられないようにネットをかける工夫などをしたり、こつこつと時間をかけてやる作業はとてもいいと思います。

（入園一年五か月の中三T君）

最初の来た時の畑作業は、「またかよ」とか「しんどい」とずっと思っていました。そして最初のころは周りをよく見ずに、自己中な行動をしとけば畑作業は良いと思っていました。そして中一になってからは、夏になると暑いし、また行くのか、もういやだと思ったりしていました。でも少しずつ畑作業が好きになって来ました。中二になってからは除草とか年上の人と同じ作業をするようになって来て、暑いけど少しは頑張ろうと思い、嫌な作業でも皆の少しでも役に立てるようにと思っていたのですが、自己中に考えている時の方が多かったです。そして、今は畑作業が好きになりました。でも暑いから嫌だなぁとかきつい作業はつかれるから嫌だなぁと思う時はあります。でも僕が来てから畑作業を一番しているのは今年なので、とてもたのしいです。そしてマルチをはる作業や、ネットを張る作業とかが一番自分の中ではしんどかった作業です。そして、除草もしんどい時はありますが、きれいにするのはとても楽しい時があります。そして種うえだとか、スイカの育て方、ナスとかピーマン、オクラなどの茎が折れるからぼっこで支えるとか、無肥料でもここまで育つことがわかりました。そして、畑作業をしていなかったら、自分で考える力が身に付いてなかったかもしれないし、作物を育てるのは、こんなにしんどいとは、ここにこなかったら知らなかったし、畑で作ったサツマイモで焼き芋とかも出来なかったです。

（入園二年十か月の中三K君）

一緒に生活していると分かるのですが、この子ちょっとかっこつけてるなとか私や保母さんを意識して書いてるなと思う子もいますが、それを差し引いても畑は多くのことを子どもたちに教えてくれています。それは私が子どもたちに伝えたいことでもあります。

自然は生命に満ち満ちています。
私たちはその生命から学ぶのです。
諸君がその生命の営みに触れて、
実に貴重な、沢山のことを学び、
考えさせられていることを知るのです。

以前私がお世話になった先生が記されたお言葉です。これがこの仕事への私の根幹なのだと思います。この世界に入って二十三年、教護院と言っていた時代から児童自立支援施設と名称を変え、時代は変わり、子どもたちも変わったかも知れませんが（私の寮の五名も三名が小児精神科に通い、二名が服薬しています）、子どもたちが畑作業で得る感覚は今も昔も変わらないように思います。
せっかくの貴重な学びの場を今後も維持していければと思っています。

随想③

児童自立支援専門員が児童相談所に勤務して

福島県県中児童相談所　主任児童福祉司　高橋　仁

一　はじめに

私が児童福祉の世界で働くきっかけとなったのは、大学生から大学院生にかけての四年間、児童相談所の一時保護所で宿直の臨時職員として勤務したことだった。大学院修了後しばらくして、児童相談所でできた縁で児童自立支援施設に臨時職員として勤務し、福島県の児童自立支援専門員として採用していただいた。臨時職員とはいえ始まりが児童相談所であったことから、一度は児童相談所で働いてみたいというあこがれがあったが、実際に勤務してみると、相談を受けること（相談の受理→状況により一時保護→家庭引取か施設入所等の措置）は莫大な労力がかかるという事実に愕然とした。私が九年間で経験した児童自立支援施設の業務と比較すると、児童相談所職員が作成する書類の量は数倍で、私の文書作成能力の問題もあろうが勤務が三年目となった現在でも楽になったという感覚は全くなく、ブラインドタッチができるようになった程度であった。児童自立支援専門員の時に、児童の情報が集約された児童記録票を精読しなかったことを本当に申し訳なく、恥ずかしく思っている。いつか児童自立支援施設に戻ることになったら、児童記録票を読み込むと心に決めている。

措置を受ける側と措置する側、両方で勤務した経験をもとにその時々を振り返って随想としたい。

二　一時保護所宿直臨時職員として

私がお世話になった児童相談所は、隣接して児童自立支援施設があった。児童自立支援施設がどのようなものかはっきりとは分かっていなかったが、児童に共通する特徴から、「ワルな子どもが入所する厳しい施設」というイメージだった。時々児童自立支援施設で生活している子どもを見かけると、子どもたちも私を見つけ、明るい表情で手を振ってくれて、あの子も学園で頑張っているのだと思った記憶がある。

児童福祉の仕事がどういうものなのか全く分からず、一時保護所の宿直の仕事をしていたのは恥ずかしい限りだが、夕食と朝食が提供されて一時保護児童と遊んで給料がもらえるのはありがたいと思っていた。

勤務し始めた年に児童福祉法が改正され、名称が教護院から児童自立支援施設に変更されたが、世間でその名称を知っている人は少なく、同様に「虐待」という概念も世間では浸透しておらず、当時の全国の児童虐待対応件数が五千件から二万件強であったことから、児童相談所の認知度も決して高くはなかったと思われる。

三　児童自立支援施設臨時職員として

臨時職員とはいえ児童相談所で勤務した経験があったことで、児童自立支援施設について自分なりのイメージは持っていたつもりだったが、実際に仕事をすると実はそれほどワルではないなど、外側からは見えなかった真実に向き合うことになった。当時は義務教育が導入されておらず、作業指導とクラブ活動が学園生活の大半を占めており基本的には体を動かすことが仕事だった。

農作業は全くの素人だったため、できる仕事といえば草むしりくらいだった。大人として子どもには負けられないと、「素早く」、「丁寧に」、「広範囲」と心がけていたことを覚えている。草むしりは地味で辛

い作業であるため、忍耐力や集中力が求められる。草むしりがしっかりとできることが学園生活の基礎になると確信している。

四年間の勤務が私の人生に大きな影響を与えたことは言うまでもなく、心理学的には、「かなり遅めのアイデンティティーの確立」と言えるだろう。

四　児童自立支援専門員として

仕事の内容が変わらなくても所属する学園が変われば新しいスタートと思って着任し、草むしりで存在感を見せようと意気込んでいたことを覚えている。新任職員のオリエンテーションで上司から「子どもへの指導は猪苗代湖（福島県の中央に位置する湖。面積は全国三位）に小石を投げ続けるようなもの。いつかは積み上がって石の山が湖面に出る。」と話されて感銘を受けた。

学園全体が落ち着いているときは生活することが仕事と思えるが、児童自立支援施設で問題行動が発生しないことはない。入所児童が起こす問題行動は多々あるが、その中で職員に大きなダメージを与えるのは無断外出と施設内暴力だと思っている。諸先輩方から、「学園に入る子どもは何かしらの問題を抱えている」、「学園の中で問題を起こさないということはあり得ない」とご指導いただいたが、一旦問題行動が発生すると、職員は捜索や事実確認、指導が最優先となる。一度や二度で問題が収束されればいいが、連続すると職員は心身ともに疲弊し、状況によっては措置変更も含めた処遇の見直しが必要となる。児童相談所と協議のうえ児童の処遇を再検討することになるが、要する時間や問題行動の認識のずれに、措置する側と措置される側の立場の違いを感じたこともあった。また、私の経験上、無断外出を起こすのは入所して間もない児童であることが多く、新入生が生意気だとの理由で施設内暴力が起こったこともあり、新入生の受け入れに拒否的だったこともある。この間違った考えも、諸先輩方から、「新入生があって他の

子どもが不安定になるのはそれまでの処遇に間違いがあったと反省すべき」、「新入生があってもびくともしない寮集団を作り上げろ」とご指導いただいている。

五　児童福祉司として

児童相談所で勤務することになり大きく変化したのは、対象が児童から大人になったこと、宿直勤務がないこと、土日祝日が休みであることだった。宿直勤務がないことは体力的に楽だったし、土日祝日が休みであることで家族と一緒にいられる時間が増え、プライベートが充実して良かったと思う。しかし、相談内容によっては精神的にきつく（特に虐待事案への対応）、体を動かすことがほとんどないことから不健康になりがちである。また、交代制の児童自立支援施設はチームでの仕事だが、児童福祉司としての仕事は基本的には個人によるところが大きい。どちらの仕事が良いかと言うわけではなく、少なくとも業務内容には向き不向きがあると思った。

福島県において、児童自立支援施設と児童相談所は、児童が入所した一か月後から三か月おきに自立支援検討会が開催され、入所児童との面接も行っている。内側にいたときには気付かなかった児童の成長が外側からだと分かりやすかった。時折訪問する児童自立支援施設は時間の流れがゆっくりでうらやましいと感じることもある。これも、外側からでなくては気付かなかった学園の良さだと思う。

六　終わりに

児童福祉の世界に足を踏み入れてから二十年が過ぎたが、児童自立支援施設に入所する児童の特徴も年々変化してきており、一昔前はぐ犯、非行のみを主訴としていたが、近年は発達障害、知的障害の診断を受

けている児童が多く、処遇方法を工夫しなくては適切な支援ができなくなってきていると現場にいたときから思っていた。この間に私自身の働く場所も複数回変わり、大人であれ、環境が変わるということは期待と不安を抱くものであり、まして、子どもが一時保護所から児童自立支援施設に入所するときの不安、児童自立支援施設を退所するときの期待と不安はいかばかりか想像できない。

児童自立支援の達成は退所ではなく社会への適応と先輩から教えていただき、その通りだと思っている。私たちの仕事が評価されるのは遙か先のことになろう。先輩方から受け継いだ伝統を実践していくことが私の現在の役割だと考えており、いついかなる時も児童自立支援専門員でありたいと思う。

食育について

岡山県立成徳学校の取り組み

岡山県立成徳学校　新田法子

最近では、「こども食堂」という取り組みが日本全国に広まりつつある。「一日の食事が給食だけ」「ひとりで食事を食べる」「親が仕事の日は、お弁当やお総菜を買ってきて食べる」という子どもたちが増える中、「子どもだけでも来られる食堂」「あったかいご飯をみんなで食べられる食堂」を作ろうと始められたという。「子ども食堂」は、地域の人々がボランティアで行っており、単においしいご飯が食べられる場所としてだけではなく、人と人とを繋ぐ憩いの場となっている。「食」が注目される中、成徳学校での食育の取り組みについて振り返ってみたい。

成徳学校に赴任した十三年前、先輩夫妻が引っ越してきたばかりの私たち家族を夕食に招待してくださった。おもてなし料理の数々。中には女子児童が自ら志願してお手伝いしてくれた料理もあると聞き、驚いたのを覚えている。今では私にとって当たり前の光景となっているが、職員宅を児童が行き来し、アルバイトで遅く帰った中卒児がご飯を食べたり、卒業生が遊びに来てご飯を食べて帰る姿は他の施設で勤務していた私にとって信じられない光景であった。

四十年程前の成徳学校は、調理棟で炊事してもらった給食を朝・昼・夜、一日三回取りに行き、各寮で食べていた。調理棟で消毒してもらった食器までその都度運んでいたという。寮での炊事が始まったのは、昭和五十五年頃、食育という言葉がまだなかった時代。女子寮を担当していた指導課長夫妻が、女子児童

と生活を送るうちに、男子児童と異なる特性と問題性につきあたり、よりよく生きていくために必要で大切なことを、児童と一緒に行いながら身につけさせたいと考えるようになった。その当時の女子児童は、退所後若年で子どもを産み早くから育児に関わることが多く、生活上の体験が少ないため子育てが上手くいかず不幸の連鎖になっていたという。そのため寮母は、日常の基本的な生活習慣を児童に身につけさせることに加え、寮母が自分で習った編み物や茶道を授業に取り入れ、礼儀や作法を学習するだけでなく、人のために何かを作る喜びを味わう体験を増やしたのだった。またその頃は、女子児童の職場実習でお世話になっていた中華料理店に、指導課長自らが休日を利用して女子児童と一緒に行っては、調理の手伝いをしていたため、児童に中華料理をはじめとした様々な料理を寮で作っていた。おいしいものを作ったり食べたりする時にはどの児童も笑顔になり、楽しみながら進んで参加していった。この過程の中で様々な会話が生まれ、児童と一緒に過ごすことができる貴重な時間となった。そこで、食事に関することを児童と共に行うことが非常に重要で有効であると考え、日々の食事作りを取り入れることにしたのだという。昭和六十年頃に女子寮の日課に取り組まれた朝食作りは、やがて夕食作りにも取り入れられるようになった。ほどなくして男子寮でも実施の希望が出たため、朝食作りや週に一度の夕食作りが取り組まれるようになり現在に至っている。

児童福祉施設で食事作りをするためには、当然安全に留意するための衛生上の決まり事を守ることが必要不可欠であり、栄養士や委託業者の指導を受けながら細心の注意を払って実施している。

・調理に携わる職員の検便を毎月実施する。
・調理した料理を二週間冷凍保存する。
・安全な調理に必要な検査項目を遵守する。（検温・消毒など）
・児童、職員の健康チェックをする。
・食中毒、感染症予防の手洗い、うがいを励行する。

・決められた加熱時間、加熱温度を遵守する。

時には、中学校の養護教諭が身体測定や健康診断の結果、食事制限の必要な児童がいる場合には栄養士と協議し、食事の分量等を決め、それに従って寮担当が児童に食事指導を行いながら食事制限をする場合がある。昼食時には寮担当者だけでなく、中学校教員や栄養士も児童と食事を共にし、食事指導に加わってもらうようにもしている。そして年に三回、給食委員会を実施し、成徳学校校長、副校長、指導課長、全寮母、栄養士、調理業務委託業者店長、中学校校長、教務主任、養護教諭が参加して、それぞれの立場から意見を出し合うようにしている。

女子寮では、毎日朝食と夕食作りを行っている。男子寮では、毎朝の朝食作りと毎週土曜日の夕食作りを行っている。入所して間もない頃は豆腐を手のひらの上で切ることができず苦戦したり、タマネギの白い部分まで剥き続ける児童や、好き嫌いが多く、他の寮生が作ってくれた料理に文句を言い、何でも簡単に捨ててしまう児童もいる。しかし、入所期間の長い児童からみそ汁の出汁の取り方、食材の切り方、食器の消毒等を教わり、徐々に一人でできるようになっていく。寮生の人数に合わせて量を調整することを覚え、自分たちが育て収穫した野菜をメニューに加えて調理できるようになる。自ら調理するようになるとおいしいと言ってもらえるように心を込めて作るようになる。作ってもらった料理をどうやって作ったのか、どんな調味料を使ったのかと興味を持つようになる。自宅に帰省した時は、自分が作れるようになった料理を家族に振る舞う児童も多い。児童は食事作りを通して、調理技術を学び、工夫することを学ぶと共に、責任感を持ち、相手を思いやることを学ぶことができる。児童の楽しみのひとつ、誕生会では自分の好きな料理を注文し、職員と一緒に調理してお祝いする。普段は栄養士が考えたメニューで、委託業者が食材を仕入れ、各寮に配られた物を調理しているが、食材を自分たちで購入し、パーティー料理や手作りお菓子にも挑戦している。

入所してくる児童の大半は生活習慣が乱れ、食生活では暴飲暴食や偏食、孤食などが目立って多い。そ

のため、アレルギー体質、虚弱体質など身体に深刻な影響を受け、無気力で目標を見いだせない児童もいる。食生活の見直しと規則正しい生活を送ることは、健康な体を取り戻し、様々な活動に対する意欲や気力が生まれてくる。退所生の話を聞いていると、おいしかった給食や食事作り、手料理で祝ってもらった誕生会、収穫したばかりの野菜がおいしかったことを思い出すのだという。子どもたちが社会に出たとき、いろいろな困難が彼らに降りかかるだろう。でもその時にふと思い出して欲しい。みんなで食べた美味しい食事や誰かのために作った食事の事を、そしてその体験が彼らを支え彼らの人生を好転させてくれると願っている。

るぽ

施設退所を見据えた、子どもの自立を促すということ
～自立援助ホームの実践と考え方に学ぶ～

滋賀県立淡海学園　児童生活支援員　川浪祐太

平成二十八年四月より淡海学園に勤務することとなった私は数多くの〝驚き〟と〝戸惑い〟に出くわすこととなった。

前年度までは市職員として保育所に勤務し、主に幼児の担任として日々の保育に明け暮れていた。家庭の次に出会うコミュニティである保育所には様々な子どもたちが在園しており、月齢や家庭環境により生活レベルは大きく異なる。そんな中で私が勤務していた園で取り組んでいたのは、「子ども主体～自ら考え、環境に働きかけていくことのできる子ども～」を育てることであった。職員は子どもの考えや動き、その主体性を重んじ、できる限り見守る姿勢をとる。少しの援助や設定された環境に自ら働きかけることで、子ども自身が気づき、意欲を持って試行錯誤しながら学んでいけるような支援をしてきた。

では学生時代のボランティアや私自身と非行少年との出会いなど、様々な縁があって働くこととなった自立支援施設ではどうだろうか。子どもの自立や課題解決を願い、働きかけていくことに変わりはない。しかし、その支援、指導の軸には規制や懲戒があり、常に大人の目と指示によるものが基本となっているように感じた。様々な問題行動や非行・触法行為をした子どもたちが集団で生活をしているため、一定の

決まりや対策は必要となるだろう。在園中には常に大人の目や関わりがあり、決まりを破れば正してくれる。そういった環境の中で成功体験や人を信じる気持ちを培っていくことができる。では、その大人の目や関わりがなくなったらどうだろうか。退園し、家庭に戻る、あるいは進学、就職していく訳であるが、そこに悪いことを悪いと教えてくれる人はそう多くはないだろう。近年の児童自立支援施設退所児の高校進学率は向上し、六百五十五名中の四百八十三名と、約七割である（田中、二〇一六、四一頁）。しかしその卒業率はというと、正確な統計はないが、近年の本学退園生の動向から見た分校職員の見立てでは二～三割だと言う。こういった退園後の動向把握とケアも課題と言える。

そんな前職とのギャップに悩み、戸惑いが浮かぶ中で出会ったのが自立援助ホーム・Bits-Unit代表の廣田敬史氏である。廣田氏は滋賀県内において自立援助ホーム事業、専門里親等、非行を含めた社会的支援が必要な子どもたちのために尽力されている。かって児童自立支援施設に勤務されていたこともあり、私の抱える疑問や悩みに細やかに応えてくれた。

自立援助ホームは児童福祉法第六条の三、並びに第三十三条の六により「児童自立生活援助事業」の第二種社会福祉事業に位置付けられている。主に十五歳から二十歳未満の家庭にいることのできなくなった青少年たちに生活の場を提供する施設であり、その始まりは一九五八年と五十年以上の歴史がある。しかしその社会的認知はまだ低い。文字通り児童の自立を援助していく訳であるが、児童自立支援施設とは異なる性質を持つ。私が初めてお話を伺ったのは入所型施設職員の新任研修会であるが、その考え方や支援方法には他施設の職員ともども衝撃を受けた。まずはホームでのルール。大きくは三つのみである。

①自分で考え、決める。自分の行動に責任を持つ　②利用料を払う　③社会のルールを守る　の三つだ。職業の選択や染髪など、まずは本人の意向を優先する。それが大人の目から見て〝失敗する〟と分かっていてもだ。その理由を尋ねると、廣田氏は「失敗の保障」という言葉を口にした。大きなルールの中に〝自分の行動に責任を持つ〟とあるが正しくその通りで、職員が一定の助言や投げかけをした上で、それでも

本人が選んだことであれば無理に止めはしない。社会の中で自己の責任において行動していく重要性に気づいてほしいとの願いがあってこそだ。大人は子どもの行動に口を出したがる。これもまた、子どもの幸せを願ってのことであるが、あえて口を紡ぐことがどれだけ難しいだろう。その一方で、子どもにとっては自分で選択し、行動する自由が保障されていることが、どれだけ貴重な体験だろう。

実際に見学に伺うと、そこには就職活動に悩む子、調理の仕方に戸惑う子、職員に疑問をぶつける子など様々。それを見守る職員はというと、子どもの言葉に耳を傾け、大人の目から見た意見を述べつつも、子どもの考えを否定することはなかった。子どもが考え、挑戦し、失敗も含めた様々な経験の中から社会について、また自立について学んでいこうとする姿があった。自分自身の考えや選択が認められる、保障されているという所に、長い目で見た時の本当の意味での子どもの力、〝自立〟を促すヒントがあるように感じた。

児童の自立を支援する、あるいは援助するということは、どちらも子どもの幸せを願っての営みである。対人援助の職にあっては、経験やその人の人間性が子どもに大きな影響を与えることは重々承知しているが、勤務経験が浅いからこそ、固まった考え方をせずに見ることができる、また、他の対人援助の場を経験したからこそ見えるものがある。そう信じながら子どもとの向き合い方、支援の仕方を考えていきたい。

全国自立援助ホーム連絡協議会の倫理綱領に以下の言葉がある。

「〜ともに考え、子ども達自らが意思決定ができるように援助します」

子どもたちが施設にいる間に職員ができることは少ないのかもしれない。しかし、子どもたちが自分に自信を持ち、人を信じながら社会と向き合っていけるようになる事を願い、私自身の専門性と人間性を高めながら日々子どもたちと向き合っていく必要がある。そう思える出会いであった。

参照文献

田中 浩之（二〇一六）．児童自立支援事業概論．国立武蔵野学院研修資料．

外部の声

①わかあゆ学園の生活と子どもたち

元家庭支援相談員　関野政子

県職員生活に一区切りがついたのち、私は、わかあゆ学園の家庭支援相談員として三年間を過ごしました。学園を外からしか見ていなかった私にとって、施設で生活する子どもたちや、指導する先生たちの姿を間近に見たり感じたりすることは、とても新鮮でした。

学園へ入所してくる子どもたちは、それぞれに何らかの事情を抱えており、非行行動に走らせてしまった要因は様々です。困った家族や関係者のフォローも及ばずここへやってきますが、自ら望んでやってくる子はいません。仕方なく来るのです。

入所日には、そんな彼らに覚悟をしてもらうために、してもらうことがあります。それは、「何のために入所し、何を目指すのか」を自分の言葉で、関係者の前で表明することです。男子にはもう一つ、伸ばしていた髪をバッサリ切り落とし、青々とした丸刈り頭になってもらいます。こうして学園生活がスタートします。

学園が、ここでの生活で大切にしているのが毎日の日課です。決まった時間に起き、布団をあげ、朝食を食べ、歯を磨き、登校するというごく普通の生活です。違うところと言えば、下校後のクラブ活動や作業活動、そして、夜九時半には就寝すること。

クラブ活動では、夏場は全員が野球をし（女子はソフトボール）、冬場はマラソンや駅伝。様々な大会を目標に置きながら、厳しい練習に耐え、心身を鍛え、輝かしい成果も残しています。

作業活動では、畑を耕して野菜を育て、広い敷地の草刈りや果樹や庭木の剪定など、四季を通じて子どもたちの手でおこなっています。気ままな生活を送ってきた子どもたちにとって、限られた空間の中で、日課に沿った生活や慣れない作業、厳しいクラブ活動は苦痛だろうと思います。

そんな子どもたちを傍らで支え、指導してくれるのは生活を共にする学園の職員や分校の先生たちです。共に汗を流し、共に泣き、共に笑い、生活の中で見せる子どもたちの姿や表情を気にかけ、彼らの思いに寄り添い、学力の遅れを取り戻し、社会に出ても通用する力、生きる力をつけようと、日々奮闘しています。

もうひとつ、学園が大切にしているものに食事があります。成長期の子どもたちの栄養バランスや嗜好を考えて調理される給食は手作りで、温かくて美味しく、子どもたちの胃袋を満たしてくれます。

厳しくも温かく、決して見放さない職員らに囲まれて生活する中で、子どもたちは自分を見つめ直し、頑なな心を開き、前向きになっていきます。その姿は、クラブ活動や作業、勉強に取り組む姿勢やあいさつに表れてきます。

自ら望んで学園へ来た子どもたちではありませんが、こんなにも大切にされながら成長できるということは、これからを生きていく上で、かけがえのない大切な時間をすごしているということです。ここへ来ることができて本当に良かったと思います。

親元を離れて生活する子どもたちは、親との面会をとても楽しみにしています。親たちも子どもの好物

を持参して、久しぶりの親子の時間を楽しみます。子どもの変化に親の表情も和らぎ、面会を重ねるたびに会話が弾み、笑顔が増えていく。親が変われば子も変わると言われますが、ここでは、子どもが変われば親も変わるのだと思いました。

以前とは違う良好な親子関係が築かれ、親の姿勢が変われば、家庭復帰後の生活に期待が持てます。多くの子どもたちは、中学三年生の終わりに退園し、就職や高校進学など進路はそれぞれですが、まだまだ支えてくれる人が必要な年齢です。

退園生のA君は、退園後家庭復帰し、高校へ進学しましたが中途退学しました。その後、いくつか仕事を変えましたが、今もって頑張って働いています。そんなA君がこんなことを言ってくれました。「学園にいた時は、大変だったし辛いこともいっぱいあったけど、あの時があったから今の自分があると思う。周りにいる人もそう言ってくれる」と。今も時々学園へ近況を報告しているというA君は十九歳。かけがえのない時間を過ごした一人です。

退園する日、どの子も晴れ晴れとした顔でここを出ていきます。その後の生活は順調な時ばかりではなく、社会の厳しさや人間関係に苦しむときもあると思いますが、そんな時は助けを求めてください。そして、A君のように、学園で培った社会で通用する力を信じて、前向きに生きていって欲しいと願っています。

先日、ある児童養護施設の職員からこんな話を聞きました。「学園から来た子は、他の子と違うね。挨拶がしっかりできるし、礼儀正しい」と。もう一人、別の施設の方も、「以前うちにいた子もしっかりしていた」と。とても嬉しい気持ちになりました。

②実習を振り返って

山形県立朝日学園　菅野さゆり

昨年七月、私は現在の勤務先である、児童自立支援施設、朝日学園において社会福祉援助技術実習を行わせていただきました。当時私は就労継続支援B型の事業所に勤務しており、児童福祉においては全くの素人でした。児童自立支援施設を選んだ理由はいくつかありますが、更生保護施設に入所しているAさんという六十代の女性と知り合ったことがその中の一つの理由です。Aさんとの出会いにおいて犯罪にはかならず背景があるということを感じさせられました。しかし、ほとんどの場合、背景にあるものは考慮されず、起こってしまったことだけに焦点があてられてしまいます。両親の死で孤児になったAさん、親戚をたらい回しにされ平凡な暮らしが奪われる中で、社会的排除に陥ってしまったのです。これは本人の弱さでしょうか。決してそうではないと思います。支え、寄り添ってくれる人が一人でもいてくれたら、Aさんは犯罪者にならずに済んだのかもしれません。そのようなことから未来を担っていく子ども達に、健全な環境を提供できるように自分の力を発揮したいと考え、児童関係の実習先を選択しました。実習の目的としては、児童福祉の現状を把握し、問題点を探って改善策を考慮し、社会的養護のあり方、ソーシャルワークのあり方を探ることとしました。

実習内容は各専門員の先生方からの業務内容の説明などの座学が中心でした。その合間に子ども達と関わり、行動観察し、全児童分のケースファイルを閲覧することで措置されるまでに至った経緯と背景を探りました。実際に関係機関や外部への訪問は叶いませんでしたが、分厚いケースファイルの中には、児童相談所や一時保護所をはじめ、地域の民生委員の方、市町村の担当の方、警察の専門補導員の方、保健師さんなど、たくさんの専門職の方々のとの関わりが事細かに記録されており、そこから点を線で結ぶ作業

を繰り返しました。それは机上のものでしかなかったことが現実の問題として目の前に突き付けられていくような衝撃的な感覚でした。虐待や貧困、いじめや不登校、大人でも耐えがたいような状況の中でよくもここまで生きてこられたと感心すら覚えました。そしてそれらを解決するには、早期の段階から、多様な専門家による複層的な介入を行うしかないこと、そのために地域福祉を充実させていくこと、この二点であると自分の中で結論付けました。子どもや若者、そして困難を抱えた親子さんたち、一人親を支える地域のネットワークづくりと、集団への適応が難しい若者向けに、コミュニケーション能力の向上、生活リズムの調整、学びの場への復帰や就労へ向けて、トレーニングするプログラムが用意されている居場所が、地域社会に必要だと感じたのです。

さらに、社会福祉士は「環境を調整して整える」ことが本来の仕事です。調整をするために、知識があって技術がある、その知識や技術を活かしていくためにも自分自身の感性と価値観を磨いていかなければなりません。子ども達の思いや家族の思いを汲み取るために、常に自分の感性を研ぎ澄ましていかねばならないのです。現在の上司であるスーパーバイザーの姿からそのようなことも感じさせていただきました。

二年前のAさんからの手紙で、支援員の方々の力を借りながら再就職し、自活を目指してがんばっているとの報告があり、その報告を最後に手紙が来ることもなくなりました。手紙を書ける相手がいてうれしかったこと、両親、家族、周りの人たちを大切にして欲しいこと、仲間がいることや帰る家があること、あたり前にあることへの幸せを感じ、感謝を忘れないで欲しいことが綴られ、自分のような人間を一人でも減らせるよう頑張って欲しいと結んでありました。

入職しあっという間に一年がたちます。日々繰り広げられる目の前の現場はまさに児童福祉の最前線です。現状、子ども達を目の前にしてソーシャルワーカーとしての位置づけなど考える余裕もありませんが、子ども達に降りかかる問題を根本から断ち切るためにも、ジェネラリストの視点で現状を捉えていくことが重要であり、この先も様々な分野での福祉のあり方を模索していく必要があることを改めて感じています。

③広島学園での実習を終えて

東京家政大学人文学部教育福祉学科　髙橋風子
永岡真琴

広島という遠い場所での実習ということもあり、最初の数日は緊張していましたが、児童が初日から「どこから来たの？」等と話しかけてくれたことで緊張が解れていきました。しかし、前日は親しく話しかけてくれた児童が、次の日になると距離を保ち、こちらの行動を伺う様子が見られるときもありました。そのような児童には、ピアノを一緒に弾いたり勉強を教える等の日常での些細なかかわりを通して関係を築いていくようにしました。

実習では、約二週間女子寮の児童らと日常生活を共にしました。草むしりなどの作業や部活動等、児童と日々かかわる中で、その児童がもつ特性や課題がみえてきたため、その児童に合ったわかりやすい声かけや指導を心がけるようになりました。自己肯定感の低い児童が多いため、指導だけではなく児童の長所や努力を認めて褒めることで、児童のやる気を引き出すことを意識して接しました。

児童たちと「衣食住でどれが一番大切か」という話題になった時、児童は口を揃え「住」と答えました。話を聞くと、児童にとって「住」は家庭を示しており、自分たちが安心して生活できる場を重視しているのではないかと考えました。入所している児童のほとんどは家庭に問題を抱え、虐待を受けた経験を持っています。一日のスケジュールを決める等生活の枠を作ることで、児童は安心して生活ができ、身体も心も成長できるため、生活の基盤つくりをすることも施設の役割となっているということを実感しました。そして、その上で人間関係や生活態度など社会で生きていくうえで必要なスキルを教えているのだと感じ

ました。

児童が抱える問題は複雑ですが、先生方はその姿を見守り、愛情と信念を持って児童を思いサポートしているからこそ、児童が生き生きとしているのではないかと感じました。私たちが実習に行った年から施設の中での学校教育が始まったため、学校・寮の先生方が日々勉強し、試行錯誤しながらよりよい支援について考えていました。その姿から、児童にとってプラスになるアプローチを考えることの難しさを実感することができました。

実習が終わった後、十一月に行われた文化活動発表会にお邪魔させていただきました。作文朗読や音楽・創作表現を一生懸命やっている児童の様子をみて、実習の時よりも成長を感じることができました。実習の時は一見厳しいように感じられる指導がありましたが、それは児童らの将来を考えて行われているということを、一生懸命に発表する児童らの姿を温かく見つめている先生方から実感しました。

ここからは、個人の感想を述べたいと思います。

広島学園の児童らは皆とても可愛らしく、学園での生活を通して自分の中の課題と一生懸命に向き合い育ちなおしを行っていました。実習生として、どこまで厳しく指導をすればよいのか悩むときもありましたが、先生方からアドバイスを頂き、児童らと向き合うことができました。実習で経験させて頂いたことを糧にし、広島学園で出会った児童らから学んだことを思い起こしながら、これからの進路に活かしていきたいです。（高橋）

実習の終盤に、ある児童が「先生に出会えてよかった、退園した後も頑張る」と言ってくれました。元々少年非行に関心があったことに加え、広島学園で実習をさせていただいたことで、児童自立支援施設というものの虜になってしまいました。より多くの児童に出会い、支援をしていきたいという気持ちになり、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所へ入学することに決めました。広島学園での実習の経験を生かし、更に学びを深めていきたいと思います。（永岡）

最後になりましたが、実習を温かく受け入れ、環境を整えて頂いたと共に、丁寧なご指導をして下さった広島学園の先生方、生活の場で共に過ごす機会を与えて下さった児童の皆様に、心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

④子どもたちのためにできることを～若夏分校に勤務して～

那覇市立城北中学校若夏分校　教頭　豊島　正幸

若夏分校に勤務して間もなく一年半が過ぎようとしている。自分の仕事、ここの子どもたちや分校職員、学院の職員、学院と分校の連携等、ある程度理解したつもりで毎日、分校に出勤している。

一年半前、若夏分校に転勤が決まったとき、正直言って驚いた。この分校の存在は耳にしていたが、施設を見たこともなかったし、どこにあるかも具体的には知らなかった。ただ、問題を起こした難しい子どもたちがたくさんいる学校ぐらいにしか認識していなくて、自分とは縁のない場所だと思っていた。だから、非常にびっくりし、戸惑った。

普通の学校と違うところがたくさんあった。子どもを一人で行動させることはしない。必ず、職員が一緒について行く。授業はサポートをつけて、二人体制で行う。授業時間が四十分。休み時間が五分。行事が多い。情報交換の場が一日、二回ある。児童の指導に関する会議が多い。ＰＴＡがない。部活動がない等。

授業を見ると、子どもたちの学力はかなり低い。学習意欲が乏しい。教師の説明をじっと耳で聞くことを継続することは苦手である。だから、説明は手短に、わかりやすくが原則である。もちろん、話を聴く

訓練は必要である。基礎的な学力が身についていないので、どの程度の学習習熟度かを確認して、それに合った内容の教材を準備して指導していく。

私たち分校の仕事は何か。この子どもたちに、私たち教師がしてあげられることは何か。授業を通して基礎的な学力を身につけさせること。自分で考え、判断できる力をつけさせること。寮学習等、寮とも連携しながら知的な能力を培うこと。これは、学校の基本的な役割である。そのために、教師は教材開発や指導方法の工夫、児童理解に努めなければならない。子どもたちに興味を持たせ、わかりやすい授業を展開する。子どもたちが意欲的に考え、質問し、理解して、発表する。積極的に参加する授業を工夫したい。原籍校に戻っても、何とか授業についていける学習力をつけてあげたい。授業についていけるかどうかは、学校生活に適応できるかどうかの大きな要因である。知識が狭いから、考える力が浅いから、間違った理解をして不適切な判断をしてしまうことが多くなる。学習することを通して、少しでも知識を広げ、理解力を深めることは、不良行為や不適切な言動を防止するためにも必要なことである。

生徒指導面は、学院との密接な連携で取り組まなければならない重要事項である。規則や規律を守ること。他への思いやりの心を育むこと。やっていいこと、やってはいけないことの区別をつける力、そして正しく行動する力を身につけさせること。自分の感情をコントロールする力を身につけること。自分を反省する力を育むこと。他との人間関係形成能力を育むこと。生活に必要な家事をできるようになること。学院と協力して指導していくことは多い。

若夏の大きな特徴は、児童だけでなく、職員を初め多くの大人達が参加する行事が多いことである。普通の学校では授業時数確保のために多くの行事が削減されている中で、ここは例外的場所である。多くの体験的活動を通して、大人達と関わる中で、子どもたちの心を育んでいこうという狙いがある。行事に向けての練習等も、みんなで協力して一つの目標に向かって頑張ることの大切さを教えるために効果的である。発表当日の子どもたちの頑張る姿を見ると、やはり最高にうれしい。それまで、先生達と一緒に努力

してきた成果が実るとき、子どもたちは自信とやる気が芽生え、前向きな気持ちになる。そして、次の目標に向かって、自分の将来に向かって、力強く前進して欲しいと願うのである。

確かに、彼らの環境は恵まれていない。しかし、誰にとっても人生という石ころだらけの長い坂道を登り続けることは楽なことではない。自分の境遇を言い訳にせず、たとえ、何度かつまずいて転ぶことがあっても再び立ち上がって、まっすぐ前を向いて、一歩一歩ねばり強く地面を踏みしめて進んで欲しい。そんな逞しい子どもたちを育むことが自立支援施設に勤務する大人達の目標であるはずだが、現実はかなり厳しい状況にある。ここにいる子どもたちが将来、自分の居場所と目標を見つけ、有意義な人生を送れることを願って、今自分ができることを自問自答しながら一日一日を過ごしていきたい。

⑤「処遇鑑別」を通して思うこと

宇都宮少年鑑別所　統括専門官　大森康隆

平成二十七年六月に少年鑑別所法が施行され、その中で、少年鑑別所に鑑別を求める相手方として、新たに「児童自立支援施設・児童養護施設の長」が加わりました。これまでも少年鑑別所では、審判を経て少年院送致となった少年について、少年院から御依頼を受け、少年鑑別所の職員が少年院に赴いて、当該少年と面接し、成長した点や残された課題を検討し、有効と思われる処遇指針を考え、結果を書面で通知するという取組（これを新法下では「処遇鑑別」といいます。）を行ってきましたが、それと同様のことが、児童自立支援施設等でも実施できるようになりました。こうした流れの中で、当所でも、近隣の栃木県那須学園から御依頼いただき、処遇鑑別を実施したケースがありましたので、今回はその経験を通して感じ

たところを御紹介させていただきます。なお、ケースの内容は、個人が特定できない程度に変更しております。

処遇鑑別を実施したのは、中学一年生のとき、触法行為（粗暴非行）で観護措置を執られ、当所に入所したA君です。精神科を受診したところ、広汎性発達障害の診断が付き、性格的には他人の気持ちに配慮することが難しく、一つのことにとらわれると自制や修正が利きにくい点が問題と見られ、審判の結果、児童自立支援施設送致となりました。そして、那須学園で相応の期間教育を受け、出園の時期が迫ってきた段階で、A君の変化と今後の支援方針を捉える目的で、処遇鑑別の御依頼をいただいたものです。

那須学園で久しぶりにA君と面接し、まずびっくりしたのは、語彙がだいぶ豊かになり、冗談まじりの対話もできるようになっていたことです。少年鑑別所にいた頃は、複雑な話題になるとハトが豆鉄砲を食らったような顔をし、非行の話題になると目が泳いで、要領を得ない話を続けていたものですが、対話のやり取りがスムーズになり、自分にとって不都合な話題もきちんとできるようになっている点に驚かされました。また、面接中は明るい表情を見せ、「那須学園に入って良かった」などと、前向きな内容を数多く話している様子も印象的でした。

そこでA君に、那須学園では何が良かったのかと尋ねたところ、学園に入る前は、一般的にはしてはいけないことでも、自分では駄目だと分からず生活していたが、学園では、やって良いことと悪いことを一つ一つ丁寧に教えてくれるので、来て良かった旨を話していました。また、心理の職員と週に二回面接をし、同じ過ちを繰り返さないための作戦を立てており、そうした内容も勉強になると述べていました。加えて、学園生活では、後から入ってきた子に野球等を教えるのが楽しい、もうすぐ寮の皆と別れるのが寂しいなどと夢中になって話していました。なお、面接終了後に、久しぶりに箱庭療法を実施したところ、以前に少年鑑別所で実施した際には、混とん・雑然とした作品を作っていましたが、今回は明確なテーマ分けをした上で、箱庭の一角に「安全な場所」なども設定しており、A君の中である種の境界線や、心の

よりどころとなる場所ができつつある様子もうかがえました。

こうしたA君の変化・成長を見て、改めて考えさせられたのは、日常生活における地道なしつけ指導の大切さです。約束事を守る、人に会ったら挨拶をする、周りに迷惑を掛けない、整理整とんを心掛けるなど、日々の生活の中で明確に範を示しながら、当たり前のことをきちんと実践できるようにすることは、実は一番難しく、根気のいる指導でありますが、とても重要なことなのだと感じました。特にA君の場合は、発達障害がある上に、家庭でも細やかな指導が得られずにいたようなので、那須学園での指導は、五臓六腑にしみわたるように浸透したようです。A君が楽しそうに学園の様子を語る背景に、毎日、少年と向き合って根気強く指導している職員の姿が垣間見られるようで、頭の下がる思いがいたしました。一方、我々矯正の世界では、例えば犯罪・非行態様別のプログラムを実施するなど、再犯・再非行防止のために、新しい取組を開始しておりますが、基本はやはり生活指導にあるということを、改めて感じさせられる体験でもありました。

以上のように、処遇鑑別を通し、私としては様々な刺激を受け、考えさせられる点も多くありました。特に、職員の御説明やA君の語る内容から、児童自立支援施設での具体的な指導内容等について知ることができたのは、これから鑑別を進める上でも、大変参考になることと思います。逆に、我々が行った処遇鑑別の結果により、果たしてどれだけ有用な情報を御提供できたのか、不安に感じてしまうところはありますが、審判前に鑑別を行っているという役割を生かし、教育による変化や現状の問題点を的確に把握し、有効な指導方針が立てられるよう、今後とも努力していきたいと思っております。

⑥教護院から児童自立支援施設へ

彦根子ども家庭相談センター　係長　園　博伸

現在の児童自立支援施設は、感化院から教護院、そして児童自立支援施設へと時代の流れに沿って変容してきました。また、どの時代においてもなくてはならない施設でありました。

一八八三年に池上感化院（大阪）が創設され、そして一九〇〇年に感化法が成立したことを受けて、その後全国各地に「感化院、養育院（感化部）」が開設されていきました。また終戦時の混乱で、「浮浪児」が社会問題となり、浮浪児＝非行児としてとらえられて緊急保護対応にも追われました（佐々木・藤原、二〇〇〇）。このように時代とともに変容してきた児童自立支援施設は、現在また大きな変容を求められているようです。

私が淡海学園に勤めていた二十年ほど前は、集団指導がまだ何とかできうる状況でした。「夫婦小舎制」「自給自足（家畜、農業、果樹栽培等）」「分教室制度」「高校生と実科生」という、教護院時代からずっと堅持してきた指導の三本柱（「生活」「学習」「作業」）が理想的に行える環境が整っていたように思われます。その当時の日課を列記してみますと…。

早朝からの家畜の掃除・餌やり・搾乳そして朝食、登校。午後からは作業（農耕・除草・茶園、果樹園の育成）それからクラブ活動、夕方にはまた畜舎作業を行って寮での学習、そして夕食、入浴、反省会、日記、それから自由時間があって就寝、と大体こんな感じで一日が流れていたと思います。毎日、なにがしかの問題が起こり、とても穏やかな生活とは言えませんでしたが、時間が経つのが早く、アッという間に日々が過ぎていきました。

その当時のエピソードを一つ。

子どもの中に、人に触られるのがとても嫌で、情を受け入れられない児童がいました。しかし、斎舎作業で子豚が生まれると、四時間おきの授乳も率先して動き、深夜・早朝を問わずに目覚まし時計をセットし、自力で起きて子豚の世話をする姿には、とても感動しました。正しく「WITHの精神」「実践セラピー」を実感・体感させてもらいました。

現在私は児童相談所に勤務しています。淡海学園で児童と関わっているときには、それなりに必死で気が付きませんでしたが、外に一歩出て、児童相談所から淡海学園を見ると、いろいろと当時のことをおもいおこさせられ、考えさせられることが多くあります。児童への「関わり」「声かけ」「見立て」「児童の特質」「施設職員としての自覚」等々、必死だった当時は、改めて考えることもできませんでした。

また最近の児童自立支援施設では「中舎・大舎制」や「大規模農畜産業（自給自足）」、「中卒以降の処遇」等、集団指導が難しくなったために廃止または転化されてきた指導、処遇が多くなってきました。こうした処遇の廃止、転化の要因として「発達障がい」を持った児童の入所が増加してきたことが挙げられるのではないでしょうか。私が勤めていた時にもそうした児童が居たのかもしれませんが、当時はそれほどこうした問題に関心が向けられていなかったように思います。

集団指導が難しくなってきたということは、個別（個々）の特性に合わせた処遇が求められているのではないかと思います。その反面に、集団指導を行わないと成り立たない場面が共存し、現場職員の中にも混乱が生じていると思います。

私は「情緒障害児短期治療施設」（現・児童心理治療施設）と「児童自立支援施設」の間にまた別の施設を設けるとか、児童自立支援施設と情緒障害児短期治療施設のどちらかに「発達障がい児行動化部門」を併設し児童の特性に合わせた、より専門性の高い施設に児童を分類する必要があると思います。また「発達障がい児」「非行・触法児」等の分類に加えて、「集団不適応児」「自傷・他害」「社会自立」等の種別・分類に即した寮舎を増設する等、現状・社会のニーズと照らし合わせた施設内処遇、環境整備が必要であ

ると思います。十年、二十年前のように、指導者の思いや情熱だけでは、施設内の生活・処遇・関係性は成り立たない時代になってきているように思います。

児童自立支援施設・児童養護施設についての法改正（見直し）を行い、施設内の児童や職員が生き生きと生活できて、児童の最善の利益が保証される状況になったら、と願っています。

参照文献

佐々木光郎・藤原正範（二〇〇〇）『戦前感化・教護実践史』春風社

全児協転退職者交友会の報告

第三十九回　全児協転退職者交友会報告

全児協転退職者交友会　会長　長嶺耕次

はじめに

第三十九回全児協転退職者交友会総会は、愛媛県松山市道後鷺谷町にある「ホテル椿館本館」で、平成二十八年十月十三日（木）・十四日（金）の両日開催されました。開催に当たって、武市浩四国支部長さんをはじめ四国支部の皆さん、愛媛県立えひめ学園の皆さんのお力添えを頂き無事終えることができました。会場のお世話から案内状、資料作り等々大変お世話になりました。

第一日目は、役員会に総会、懇親会が開かれ、平成二十七年度の事業報告や決算報告、平成二十八年度の事業計画案、予算案、諸案の検討を行い、道後の温泉に浸かった後、一年ぶりの再会を祝し交流を深めました。第二日目は、簡単にホテルで閉会の挨拶をさせて頂き、その後、時間の許せる方々と子規記念博物館と砥部観光センターへ出かけました。

開催に当たり、大変お忙しい中、全国児童自立支援施設協議会　林功三会長、愛媛県立えひめ学園　渡部一彦園長、高知県立希望が丘学園　國藤直哉園長さんたちの参加もいただき四国大会が盛り上がったことに感謝申し上げます。

一　役員会

○協議題

（一）平成二十七年度事業報告
（二）平成二十七年度決算報告
（三）監査報告
（四）平成二十八年度事業計画（案）について
（五）平成二十八年度予算（案）について
（六）平成二十九年度開催地について
（七）その他

会長より、平成二十七年度事業報告、決算報告があり承認される。
平井光治監事より、監査報告が行われ承認される。
平成二十八年度事業計画（案）、予算（案）の説明と提案がなされ、審議して承認される。
平成二十九年度総会開催地は、九州・沖縄支部のお世話で福岡県柳川市（予定）にて（平成二十九年十月十六日（月）～十七日（火））開催する事を決定する。
その他、今年度より、全国少年野球大会の要項が一部変更され、全地区から参加できるように七～八名の部員数でも可能となりました。ちなみに八名で参加されたチームは三施設、女子を含むチームも三施設ありました。
また、武市四国支部長より、今回の総会案内に対して三十二通未返信があったことが伝えられました。（百十一名中七十九名の返信、そのうち二十七名の参加、八十四名の不参加）

二　総会

役員会に引き続き総会が開かれました。

長嶺会長挨拶、渡部えひめ学園長による歓迎の挨拶（えひめ学園ユニホームのマスコット説明や今年「ゆるキャラ大会」が愛媛であること、来年国体があること、道後温泉が日本最古の温泉であること、お遍路のこと、しまなみ海道等々）。そして会長による物故者の方々への追悼を捧げました。

また、林全児協会長にも、祝辞を頂き、併せて全国の児童自立支援施設の現状（資料を基に刑法犯も五年前の二分の一で非行の児童もすごく減ってきているが、性非行が多いこと。児童自立支援施設の充足率三七％、情緒障害児短期施設が六九％の充足率、この差の意味は・・・。他から信用されていない。信用回復のために三つの柱を掲げている。一つは、親方日の丸からの脱却。二つ目は、各施設の完全脱暴力。三つめは、社会の要請に応える等々）をお聞きしました。

そして、協議題に入り、会長より役員会の報告があり、全議題とも承認されました。

最後に、長沼友兄副会長より挨拶があり、無事閉会しました。

三　懇親会

武市支部長の開会の挨拶に始まり、叶原土筆中国支部長の乾杯の音頭で懇親会に入りました〃久しぶりの再会に、皆さんと和やかに、楽しく歓談させていただきました。

最後、松下齊九州・沖縄支部長より次回開催地の紹介と挨拶、平井光治顧問のおわりの挨拶で幕を閉じました。

四　第二日目　子規記念博物館見学と砥部観光センターにて絵付け

子規記念博物館は、ホテル椿館本館、道後温泉本館の近くにありながらバスの送迎で行きました。

子規記念博物館では、子規の幼少のころから亡くなるまで、沢山の資料を見ながら案内人から説明を受けました。子規の天才ぶりは、小学生から中学生にかけて、すでに友達と漢詩や雑誌を作っています。また、自由民権運動の影響を受け、政談にも熱中していたそうです。松山を飛び出し東京大学予備門へ。そこで夏目漱石と出あったり俳句やベースボールに熱中し、ベースボールを自分の幼名に合わせて野ぼーると名付けたり、バッターを打者、ランナーを走者などなど外来語の翻訳案を創作しています。また、沢山の明治時代を代表する文学者との交流もあったようです。若くして病に侵されますが、俳句の研究や自分の考えを投稿するなどしています。また、新聞記者になり自分の目で戦争の様子を取材したいと、戦地に出かけています。このとき、森鴎外とも出会っています。三十歳のころ、俳句雑誌「ホトトギス」を創刊し、「鳴いて血を吐く」と言われているホトトギスと自分を重ね合わせ、ホトトギスの漢字表記の「子規」を自分の俳号としたそうです。ちなみに子規は、五十四種類の雅号を用いているとの事です。なお、詳しくは、子規記念博物館へ観光と勉学を兼ねお出かけ下さい。

砥部観光センターでは、希望者には焼き物に絵付けを行いました。他は砥部焼きの窯元、作品の数々を見て回り目の保養をさせていただきました。又お土産品も見て回りました。

ちなみに、インターネット知識によると、砥部焼は、江戸時代中期、後背の山地から良質の陶石が産出されていたことから大洲藩九代藩主　加藤泰候の庇護のもとに発展を遂げました。藩の財政を立て直す目的もあったそうです。

砥石くずを使った陶器作りを命じたことに起源を発し、やや厚手の白磁に呉須と呼ばれるうすい藍色のてがきの図案が特徴で讃岐うどんの器としても砥部焼はよく用いられるそうです。明治期に入り、廃藩置

県により工芸技術者の行き来が盛んになり門外不出とされていた陶磁器作りの技術が流出し、瀬戸や唐津あるいは京都などの当時の先進地の情報がもたらされるようになり砥部焼も量産が可能となったとのことです。

〝砥部〟という地名が砥石の〝砥〟から来ていることは想像できますが、定かではありません。一度調べてみたいと思います。

五　さいごに

〝十年の汗を　道後の温泉（ゆ）に　洗え〟

日本最古の温泉といわれ、夏目漱石の「坊ちゃん」や最近では、「千と千尋の神隠し」のモデルとなった道後温泉本館の「神の湯」に浸かってきました。十年の汗を洗えというだけあって、六十数年の身についた垢はこすってもこすっても落ちませんでしたが、旅の疲れや役員会、総会の疲れもとれ、身も心もスッキリしました。白鷺伝説や玉の石、聖徳太子や一遍上人、数々の伝説やたくさんの有名人の訪れ、感動の碑文など数多く残っています。平成六年に国の重要文化財に指定された道後温泉本館は、来年（平成二十九年）、国民体育大会後全面改築があるそうです。どのように改築されるのかわかりませんが、外観を含めいいものは残してほしいものです。是非、皆さん、改築前に建物の見学と温泉に浸かりに出かけてみてはどうでしょうか。

しばらく四国支部長の不在が続いていましたが、武市氏に支部長を引き受けていただき、今大会に至りました。おかげさまで四国支部の会員もたくさん増え、〝四国は一つ〟のキャッチフレーズ通り四国支部の勢いを感じました。

全国の児童自立支援施設も地域差はあるものの平均すれば充足率が低いそうでこの四国支部の勢いを分

けてあげたいものです。児童自立支援施設は、専門性を持った職員が十二分に配置されていながら活用されない状況というのも理解に苦しみますが、将来のある子どもたちの諸問題が数々報道される中にあって、施設、児童相談所、行政がもっと話し合い、協働していかないといけないのではないでしょうか。今の若い人たちの時代でもあり、口出しはできませんが・・・。

私たちの会もそれなりに問題を抱えてはいますが、色々な報告を聞くたび、皆さん心を痛めています。力になれることがあればいつでも、という気持ちでいます。

文献賞

平成二十八年度　文献賞

最優秀賞

「児童自立支援施設における個別指導と集団指導のあり方について」

国立武蔵野学院　医務課長　富田　拓

優秀賞

「子どもの家代わりとして、紡ぎ出してきたもの」

岡山県立成徳学校　副参事　三木美知
副参事　池田千春
主任　新田法子
主任　渡邊将信
主任　田邊直己
主任　中村友紀

文献賞選考経緯

平成二十八年度文献賞は、第二二二号に掲載されている論文が対象になりました。その中から、前述しました二つの論文が、選考会議において、各賞を受賞いたしました。

○最優秀賞

児童自立支援施設における児童支援について、医師の立場として、またかつて寮担当もされた経験も踏まえて、幅の広い知見と経験が論文には凝縮されていて、個別処遇と集団処遇の違いも解説されていました。その上で、これまで児童自立支援施設が行ってきた集団処遇の大切さを、あらためて浮き彫りにされました。選考会においては、多くの支持を集め評価を受けました。

○優秀賞

小舎夫婦制の児童自立支援施設において、「三人制」の支援体制が取られており、それぞれの寮に特色はありながらも、子どもの「家代わり」としての存在になることが理念に近い形で根付いていて、成徳学校として施設の総体が読み取れ、感じ取ることができました。夫婦制の施設が減少してゆく中、夫婦制の支援の長所を再認識することができた論文です。

全国児童自立支援施設協議会　会長　林　功三

選考委員

林　功三（全児協会長　大阪市立阿武山学園長）
田仲　輝男（全児協副会長　栃木県立那須学園長）

舟積　常明（全児協副会長　神戸市立若葉学園長）
青木　　建（全児協顧問　国立武蔵野学院長）
相澤　孝予（全児協顧問　国立きぬ川学院長）

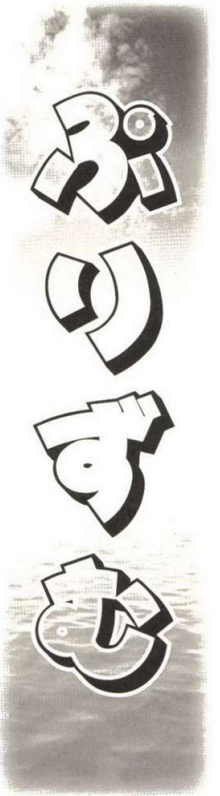

児童生活臨床と社会的養護

児童自立支援施設で生活するということ

田中康雄　編著　金剛出版

恥ずかしい話ではあるが、学生時代に社会福祉学を専門に学び、その後に精神医療・精神保健福祉現場に身を置いてきたものの、現在の職務に従事するまで児童自立支援施設について何も知らないでいた。配属されて初めて、どのような施設で、どのような背景をもった児童が措置され、どのような生活を送っているのかを知ったのである。本書は、このような私が児童自立支援専門員として日々児童たちにかかわり、共に生活し始めた頃に手にしたものである。

本書は、児童自立支援施設へ生活の困難さを抱えて入所した児童の生活全般における支援を通じて、社会的養護における児童の健全な発達や成長について、第一線の実践家や研究者が論考していく内容で構成

されている。また、歴史的な法制度の改正に伴い、感化院や少年教護院といった施設のあり方において変遷してきた背景がありつつも、今日まで伝承され根付いている『生活』についての考え方、視点の重要性を唱えている。このことは、各章や小見出しに目を通しただけでも生活風土・文化、生活環境、生活のあり方、生活を捉える視点といったように『生活』というキーワードが多用されており、著者らの強いメッセージを感じ取ることができる。

近年の児童自立支援施設の状況は、入所している児童の長期的な減少傾向が続く中、一方では虐待を受けた経験や発達障害等を有する児童の割合が増加傾向にあり、専門性の向上や人材確保が求められている。また、寮舎の運営形態についてもこれまでに多数を占めていた伝統的な小舎夫婦制が減少し、交替制へシフトする施設が増える等、施設の様相が大きく変化し、その存在意義が問われている。このように児童自立支援施設は過渡期にあり、社会的成果を上げることが求められ、臨床的課題が生じている現状に著者らは、新たな治療プログラムや専門的なアプローチにその解決の糸口を安易に求めることに警鐘を鳴らしている。そして、今一度私たち児童生活臨床に従事する者に『生活』という視点を認識させ、改めて児童自立支援施設における『生活』の意味をさまざまな角度や深度から問い直している。このように歴史的な時間の流れに基づく理念・思想を横軸にしながら、今日の社会的養護、特に児童自立支援施設における実践的課題を縦軸に置き、『生活』論を掘り下げながら著者らが語りかけてくる一冊である。

このような本書は、児童自立支援専門員として従事している現在の私にも大きな気づきを与えてくれている。日々の生活臨床の支援において、児童とのかかわりや関係性において自らの専門性のなさを痛感し、無断外出や暴力といった児童の行動上の問題の多発化に児童自立支援専門員としての立場から逃げ出したくなることもある。そのような時、再び本書を手に取ることで『生活』の視点の重要性を再認識でき、『共に』を軸にして児童と大人とが互いに認め合い、時には対決しながらも互いに育ち合える、児童と楽しみながら生活を送ることができる一人の生活者へと立ち戻らせてくれ、現在では私のバイブルとなっている。

本書は全編を通じて、それぞれの研究者の緻密な研究成果や実践家の豊富な臨床経験から抽出された深い意味をもつ『生活臨床』の視点が詰まっている。近年、児童虐待や発達障害の分野では多くの海外における臨床支援モデルや心理療法等が注目されてきている。そうしたものを参考にすることは大事だが、ともすればそれを追いかけるばかりで、子どもへのかかわりが偏重してしまいかねない。本書は改めて、児童自立支援施設へ入所してきた児童がかかえる被虐待経験や発達障害といったニーズに対応するために、『生活臨床（生活モデル、生活環境療法）』に基づいた自立支援を基盤としていくことの大切さを教えてくれる。その上で、児童の特性や個別性に基づくニーズを充足し、それに適した質の高い保護や支援の在り方、今後の児童自立支援施設の社会的役割や存在意義といった今日的課題を読者に対して投げかけてくれる。ぜひ、多くの児童福祉、教育、家庭養育に関連する方々に一読いただき、この時代の中での児童自立支援施設の在るべき姿、そこでの生活臨床の在り方について再考していただくきっかけになることを願っている。

（岩手県立杜陵学園　狩野　俊介）

児童福祉施設における暴力問題の理解と対応
続・現実に介入しつつ心に関わる

田嶌誠一　著　金剛出版

著者の田嶌先生は、臨床心理学（心理療法・カウンセリング）が専門で、日本発祥の心理療法として海外でも広く紹介されている「壺イメージ法」を考案したことで知られる。心理臨床家である著者が、学問的立場からは本流とはいえない児童福祉施設における暴力問題（以下「施設内暴力」という。）に取り組むこととなった理由は、「過酷な状況を潜って児童福祉施設に保護され、本来もっとも手厚く保護され養育されるべき子どもたちが、またさらに深刻な暴力にさらされながら日々の生活をおくらなければならない」ことを知り、「臨床心理学を専門とする者としてはもちろんのこと、なによりもひとりの大人として子どもたちの切実なこの問題を放置しておくわけにはいかない」と思ったからとのことである。

本書には、施設内暴力を解決するための仕組みづくり、すなわちシステム形成型アプローチの一つとして考案された「安全委員会方式」を柱として施設内暴力への対応が詳細に論じてある。施設内暴力というと、職員から子どもへの暴力（職員暴力）に世間の注目は集まりがちだが、施設現場で働く職員にとっては、子ども同士の暴力（児童間暴力）や子どもから職員への暴力（対職員暴力）のほうが、発生件数も多く、より深刻な問題ではないだろうか。また、児童間暴力の抑止、制裁のために職員暴力が起きたり、暴力をふるう職員が処分されたことを契機に対職員暴力や児童間暴力が激化するなど、職員暴力、児童間暴力、対職員暴力の三種の暴力が相互に関連していること、さらには、暴力は職員の目の届かないところで行われ、潜在化する傾向があることを体験的に理解している方も多いものと思われる。

著者の慧眼は、こうした現場の実態や暴力の本質を見抜き、安全委員会方式において、二レベル（顕在的・潜在的）・三種（職員・児童間・対職員）の暴力を包括的に取り扱い、特に見落とされやすい潜在的暴力をキャッチし対応する仕組みを整えている。この安全委員会方式とは、簡単にいえば、外部に委嘱された委員と職員から選ばれた委員とで「安全委員会」というものをつくり、そこを中心に暴力事件についての対応を行うものであるが、こうした形式を取り入れさえすれば、魔法のように施設内暴力がなくなるというわけではない。安全委員会方式は、施設をあげて莫大なエネルギーを使い、多大の努力を積み上げ

て初めて有効に機能する方式であり、中途半端な導入、アリバイ的な導入、乱暴な導入は、かえって混乱を引き起こす可能性があるので控えるよう注意が促してある。

十年近く前のことになるが、私自身、児童相談所に勤務しており、ある児童養護施設の安全委員会に外部委員として参加させていただいた。それ以前に性暴力を含む深刻な施設内暴力があることを知りながらも、有効な対策をとることができないでいた経験があっただけに、田嶌先生がスーパーバイズされた安全委員会方式により、施設内暴力が劇的に減り、子どもたちだけでなく、職員も元気を取り戻す姿を見て、感動した覚えがある。安全委員会方式に対しては、一部の専門家から、「スリーノックダウン方式」、「懲戒権の濫用」といった批判もあったが、これは実際の活動を知っているものとしては、的外れな印象を受ける。むしろ安全委員会方式は、施設内暴力への対応について、外部委員の導入、ルールの明示等により透明性、公平性を確保し、施設内での密室処理や懲戒権の濫用を防ぐ機能があるからである。

施設内暴力は現実に多くの施設で起きており、また現在、暴力が起きていないという施設でも、潜在化しているおそれや今後起きる可能性は常にはらんでいる。施設における安心・安全の構築の必要性を否定する人はいないだろうが、そのためには目標や理念だけでは不十分であり、どうやって暴力を非暴力で抑え、どういう過程で安心・安全を実現していくのかという実践的な仕組みが求められる。本書は、私の知る限りでは、このことに対して初めて真正面から踏み込んで書かれた本であり、児童福祉施設関係者だけでなく、福祉、教育、医療等の分野で児童集団に携わる全ての人に大きな啓発を与えるものと信じる。

（広島県立広島学園　寺本　亮史）

ゼツメツ少年

重松清　著　新潮文庫

昨今、いじめや不登校の問題はとても一般的になり、その話題が新聞等を賑わせることも珍しくない。そんな記事を目にしたとき、多くの人は、なんで教師はもっと素早くスッキリと問題を解決することができないのだろうと、腹立たしい気持ちになっているのではないだろうか。所詮子どもの問題と侮ってはいけない。現実はそんなに簡単なものではなく、ドラマのようにスーパースター的な先生が登場して、スパッと一瞬のうちに問題を解決していくこともない。問題の起こりは様々で、さらに構造はとても複雑だからだ。

本書の三人の主人公、リュウ、ジュンそれからタケシは、それぞれ心に傷を負っている。クラスメイトがイジメられているのを正義感から助けたリュウは、それからクラスのイジメのターゲットにされてしまう。三歳で亡くなった姉のアンナの人生を、そのまま生きなくてはならなかったジュン。またタケシは、二つ上の完全無欠の兄トオルによるイジメが発端で、全校生徒のイジメのターゲットになってしまう。三人はそれぞれの理由で心に傷を負い、自分の居場所を失わないように（ゼツメツしないように）、進化の過程で陸から海に生息場所を求めていったクジラのように、テーチス海（居場所）を探す冒険に出ることになる。

物語はタケシが、作者であるセンセイに送った手紙を元に進んでいく。物語が後半に進むと、三人の主人公がすでに途中の事故で死んでしまっていることに気づく。タケシの代わりにセンセイに手紙を送り物語を書かせていたのは、タケシへのイジメの首謀者であったトオルであることにも・・・。リュウをイジ

メていた友達ウエダやニシムラも、リュウが事故に遭い行方不明になって初めて自らのイジメを悔いる。ジュンの両親も、ジュンを育てることを通してアンナを育てていたことに気づく。三人の死をもってでしか問題の解決がなされず、物語に光が差さないことがとても悲しく、イジメや不登校の問題の難しさを物語っているようにも感じる。「生きてほしい・・・ずっとずっと、生きてほしい・・・夢なんかなくても優しくなくても正義の味方なんかじゃなくてもいいから、生きていれば・・・明日、夢が見つかるかもしれないし明日、自分が自分であるという誇りが持てるかもしれない。それでいいんだよ」本書の中で最も心に残った言葉である。子どもを失った全ての親や友人の心の叫びに思えてならない。

最後に本書は、作者重松清が、娘をいじめによる自殺で失い、後を追うように亡くなった友人のために書いた物語である。物語の中には「青い鳥」の村内先生や、「君の友だち」の松葉杖の恵美が登場するなど、重松作品の集大成ともいえる作品である。平均寿命が八十年を越えた今、子どもが学校に通う時間は人生からすればとても短い。ましてや登校できなかったり、いじめられている時間となると、冷静に考えるとほんの一瞬なのだ。しかし、それは無事、学校時代を終えた大人の理論であって、当の子どもたちにとっては一生続くかのように感じる、人生をかけた大問題なのである。いじめや不登校の問題がとても複雑で、解決への道のりは平坦ではないということを、学校関係者以外の人にも知ってもらうためにも、大変意味のある作品である。

（鳴門市大麻中学校広塚分校　教頭　松尾正規）

編集後記

非行問題編集事務局　広島県立広島学園

今年度の非行問題は、一九九一年の第一九七号以来、二十六年ぶりに当園で編集を担当させていただきました。一九九一年といえば、プロ野球の広島東洋カープが前回リーグ優勝した年でしたが、今回の非行問題の編集作業中も今年度久しぶりに優勝したカープの話題で本館教職員室は持ちきりでした。

当園の正面入口脇に昭和三十四年に建立された「愛と誠」の園訓石碑があります。この園訓の制定の経緯は今となっては明らかでないのですが、児童憲章の「すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように導かれる」という一節が由来ではないかと推測しています。今回の非行問題のテーマである愛着形成とは、学問的定義とは別ですが、「愛と誠によって結ばれる」こととともいえ、当園においても先達がこのことを大切にしてきたことを改めて思い起こしました。

近年、児童自立支援施設には被虐待児や発達障害児の増加などから、個別支援や心理治療的ケアなどより高度で専門的ケアの必要性が言われています。また一方で、今も昔も入所児童の多くは、十分な愛着形成がなく、その代償として様々な問題行動をおこしてしまう面も持ち合わせています。今回寄せられた論文には、このような状況の中でこれまで培ってきた良き伝統を守りながらも、時代の変化に柔軟に対応していくために、試行錯誤しながら子ども達と向き合う姿が多く書かれていました。編集作業を通じ、多くの気づきや学びが得られたとともに、今後の自立支援への取り組みに向け、励ましをいただいたように感じます。

最後になりましたが、お忙しい中、原稿をお寄せいただいた執筆者の皆様、ブロック編集委員を始め多くの関係者の方々から御支援、御協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

会員外の読者の皆様へ

全国児童自立支援施設協議会
会長　林　　功三

全国児童自立支援施設協議会は、全国５８か所の児童自立支援施設（国立２、公立５４、社会福祉法人２）による７つの地区協議会から構成され、児童自立支援事業の振興を図ることを目的として、児童自立支援施設の相互協力、事業の企画や調査研究、機関誌の発行等の活動を行う全国組織です。

この「非行問題」は、当協議会が、児童自立支援に関係する皆様から寄せられた実践記録、研修結果、研究成果等をもとに、編集・発行しているもので、本年度の第２２３号では、「児童自立支援施設における愛着形成」を特集テーマに取り上げました。

なお、本誌の「きゅう」コーナーは、会員外の皆様からのご提言やご助言、感想などの発表の場として用意しております。ぜひ、事務局あてに、投稿をお寄せいただきますようお願いします。

また、当協議会では、ホームページを開設しており、本誌についても、バックナンバーを含めてホームページから購読申込みができます。

全国児童自立支援施設協議会事務局
〒569-1041
大阪府高槻市大字奈佐原９５６
　大阪市立阿武山学園内
Tel ０７２－６９６－０３３１
Fax ０７２－６９６－０３３２
E-mail　zenjikyou@city.osaka.lg.jp
（全児協HP）　http://zenjikyo.org

編集委員

編集長　広島学園　半田　浩正
編集委員　広島学園　猪原　弘惠
渕内　祐三
寺本　亮史

子ども自立センターみらい　大里　智彦
誠明学園　橋本　政則
わかあゆ学園　梅田　竜二
淡海学園　松本　靖介
徳島学院　小林　宏明
若夏学院　鎌田　桂輔

編集事務局
〒七三九―〇一五一
広島県東広島市八本松町原
一〇八四四
広島県立広島学園内
TEL　〇八二―四二九―〇三五一
FAX　〇八二―四二九―二〇二〇

非行問題

非行問題　第二二三号
平成二十九年三月　発行
編集人　半田浩正
発行人　林　功三
印刷所　㈱信勝堂